

# 北名古屋市地域防災計画

令和 6 年 3 月

北名古屋市防災会議

# 風水害等災害対策計画編



# 目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 災害の想定	2
第5節 計画の修正	3
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第1節 防災の基本理念	4
第2節 重点を置くべき事項	5
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1節 実施責任	7
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2編 災害予防	10
第1章 防災協働社会の形成推進	10
第1節 防災協働社会の形成推進	10
第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携	11
第3節 企業防災の促進	15
第2章 水害予防対策	18
第1節 河川防災対策	18
第2節 雨水出水対策	19
第3節 浸水想定区域における対策	20
第4節 地下空間の浸水対策	22
第5節 農地防災対策	23
第6節 地盤沈下の防止	23
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	24
第3章 事故・火災等予防対策	25
第1節 道路災害対策	25
第4章 建築物等の安全化	26
第1節 交通関係施設対策	26
第2節 ライフライン関係施設対策	26
第3節 文化財保護対策	29
第4節 防災建造物整備対策	30
第5章 都市の防災性の向上	32
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	32
第2節 防災上重要な都市施設の整備	32
第3節 建築物の不燃化の促進	33



第4節	市街地の面的な整備・改善	33
第5節	公共施設の防災性向上	34
第6節	防災街区等整備対策	34
第7節	転倒・落下等防止計画	34
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	35
第7章	避難行動の促進対策	40
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	40
第2節	避難場所及び避難路の指定等	41
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	42
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	44
第5節	避難に関する意識啓発	45
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	47
第1節	避難所の指定・整備	47
第2節	要配慮者支援対策	50
第3節	帰宅困難者対策	55
第9章	広域応援・受援体制の整備	56
第1節	広域応援・受援体制の整備	56
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	57
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	57
第4節	防災活動拠点の確保等	58
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	59
第1節	防災訓練の実施	59
第2節	防災のための意識啓発・広報	61
第3節	防災のための教育	63
第11章	防災に関する調査研究の推進	65
第3編	災害応急対策	66
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	66
第1節	災害対策本部の設置・運営	66
第2節	職員の派遣要請	79
第2章	避難行動	81
第1節	気象警報等の発表、伝達	81
第2節	避難情報	87
第3節	住民等の避難誘導等	90
第4節	広域避難	94
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	95
第1節	被害状況等の収集・伝達	95
第2節	通信手段の確保	104
第3節	広報	106
第4章	応援協力・派遣要請	108

第1節	応援協力	108
第2節	応援部隊等による広域応援等	109
第3節	自衛隊の災害派遣	110
第4節	ボランティアの受入	114
第5節	防災活動拠点の確保	116
第6節	労務者、技術者等の供給	117
第5章	救出・救助対策	118
第1節	救出・救助活動	118
第2節	航空機の活用	119
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	121
第1節	医療救護	121
第2節	防疫・保健衛生	123
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	127
第1節	道路交通規制等	127
第2節	道路施設対策	130
第3節	緊急輸送手段の確保	130
第8章	水害防除対策	133
第1節	水防	133
第2節	防災営農	135
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	136
第1節	避難所の開設・運営	136
第2節	要配慮者支援対策	140
第3節	帰宅困難者対策	143
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	144
第1節	給水	144
第2節	食品の供給	145
第3節	生活必需品等の供給	148
第11章	地域安全対策	150
第12章	遺体の取扱い	151
第1節	遺体の搜索	151
第2節	遺体の処理	151
第3節	遺体の埋火葬	152
第13章	ライフライン施設等の応急対策	154
第1節	電力施設対策	154
第2節	ガス施設対策	155
第3節	上水道施設対策	156
第4節	下水道施設対策	156
第5節	通信施設の応急措置	156
第6節	郵便業務の応急措置	157
第7節	ライフライン施設の応急復旧	157
第14章	航空災害対策	158

第15章	鉄道災害対策	161
第16章	道路災害対策	163
第17章	大規模な火事災害対策	165
第18章	住宅対策	167
第1節	被災宅地の危険度判定	167
第2節	被災住宅等の調査	167
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	168
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	168
第5節	住宅の応急修理	170
第6節	障害物の除去	171
第19章	学校等における対策	172
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	172
第2節	教育施設及び教職員の確保	172
第3節	応急な教育活動についての広報	173
第4節	教科書・学用品等の給与	173
第20章	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	175
第21章	義援金品等の募集・受付・配分	176
第4編	災害復旧・復興	177
第1章	復興体制	177
第1節	復興計画等の策定	177
第2節	職員の派遣要請	177
第2章	公共施設等災害復旧対策	178
第1節	公共施設災害復旧事業	178
第2節	激甚災害の指定	179
第3節	暴力団等への対策	181
第3章	災害廃棄物処理対策	182
第4章	被災者等の生活再建等の支援	184
第1節	罹災証明書の交付等	184
第2節	被災者への経済的支援等	185
第3節	住宅等対策	188
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	189
第1節	商工業の再建支援	189
第2節	農林水産業の再建支援	189

## 風水害等災害対策計画編

### 第1編 総 則

#### 第1章 計画の目的

##### 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北名古屋市防災会議が市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等に対処するため、北名古屋市の地域にかかる事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、市及び防災関係機関の相互援助のもとに所掌事務及び業務を明確にするとともに、地域住民の協力と市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

##### 第2節 計画の性格

###### 1 地域防災計画（風水害等災害対策計画）

- (1) 北名古屋市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」の各計画と「附属資料編」をもって構成するものとし、水防法に基づく「北名古屋市水防計画」とも十分な調整を図る。本計画は、風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

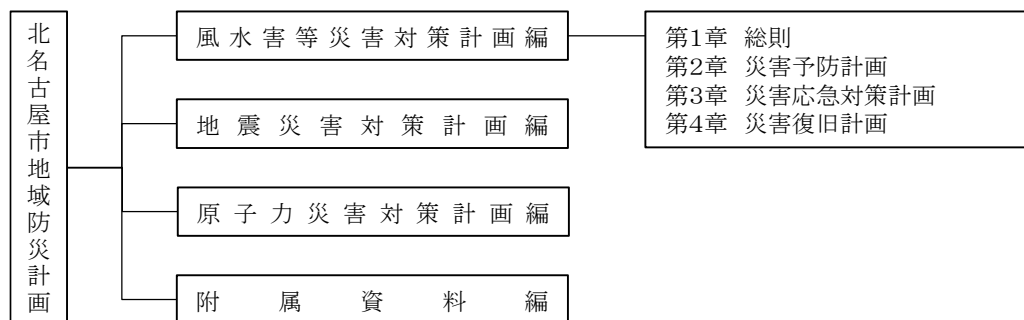
###### 2 他の計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」及び「愛知県地域強靱化計画」を指針とするものとする。

### 第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことの3本の基本を柱に本計画を構成する。

#### 《北名古屋地域防災計画の体系図》



※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

### 第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

#### 1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

(1) 台風による災害

伊勢湾台風級の大型台風が中部地方に上陸した場合を想定

(2) 集中豪雨等異常気象による災害

平成12年9月の集中豪雨程度の降雨があった場合を想定

(3) 大規模火災・事故（航空機事故を含む。）

大火災や列車事故等、多数の死傷者が発生した場合等を想定

#### 《参考》

種別 災害種別	死者	重軽傷者	全半壊 (焼)	床上浸水	床下浸水
伊勢湾台風	5人	22人	284戸	0	221戸
東海豪雨	0	0	0	1,664戸	2,014戸

種別 災害種別	田畑冠水	道路崩壊	橋りょう流失	堤防決壊	被害発生期日
伊勢湾台風	93ha	5箇所	1箇所	4箇所	S. 34. 9. 26
東海豪雨	246.7ha	0	0	0	H. 12. 9. 11～12

※ 附属資料編 第2災害

## 2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水などの災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、第14条2に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

## 第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

### 第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市をはじめとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災会、ボランティア等と一体となって取組みをすすめていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興をすすめる。

## 第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

### 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努める。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

### 2 物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地域側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地域に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、避難情報等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや市民等がとるべき行動を明確にする。

### 4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。



## 5 事業者や市民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置づけ等による市と市民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

## 6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討をすすめる等、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

## 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県をはじめ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、及び協力諸団体等の協力を得て防災活動を実施する。

※ 附属資料編 第7参考 9行政機関等

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 北名古屋市

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報の収集伝達
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告
- (3) 災害広報
- (4) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知の伝達を受けた際に必要な措置
- (5) 避難の指示
- (6) 被災者の救助
- (7) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 水防活動及び消防活動
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急教育
- (10) 公共土木施設、農地等の防災対策並びに災害復旧
- (11) 農作物に対する応急措置
- (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備
- (13) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (14) 地下空間の浸水対策
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持
- (16) 自主防災会の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及

#### 2 愛知県

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報の収集伝達
- (2) 災害広報
- (3) 必要により避難の指示の代行
- (4) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整
- (5) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (6) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置

- (7) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示及び調整
- (8) 被災児童・生徒等に関する応急の教育
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧のうち市の能力外の事項
- (10) 農作物に対する応急措置
- (11) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (12) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- (13) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせん
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (15) 地下空間の保安確保に必要な指導、助言
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保の実施
- (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班による、被害状況の把握
- (21) 被災者生活再建支援法に基づく、被災世帯に対する支給金の支給
- (22) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の伝達、及び排水調整の実施

### 3 愛知県警察

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導
- (6) 人命救助
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (8) 災害時における交通秩序の保持
- (9) 警察広報
- (10) 災害時における各種犯罪の取締り
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力
- (12) 緊急輸送の確保のための車両通行の禁止・制限
- (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認

### 4 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動

## 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合及び商工会等）  
被害調査、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんの協力
- (2) 土地改良区  
各土地改良区が管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、改良若しくは廃止及び災害復旧
- (3) 日本赤十字社愛知県支部北名古屋市地区  
被災者の救護活動、非常炊出し等、北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急対策への協力
- (4) 北名古屋市消防団（水防団）  
北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力、自主防災会等との連携による応急対策等
- (5) 西春日井広域事務組合  
人命救助、消防活動等、及び消防力強化のための消防通信指令事務の共同運用と尾張中北消防指令センター整備の推進
- (6) 自主防災会等  
地域における被害調査、警報の伝達、情報の共有、被災者等（要配慮者）の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置、応急復旧の業務への協力
- (7) 文化、厚生、社会团体  
社会福祉協議会、女性の会及び赤十字奉仕団等の被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
- (8) 企業  
災害応急措置の実施、市、県その他の防災関係機関の防災活動への積極的な協力
- (9) 金融機関  
現地における災害の実情、資金の需給状況等の把握、関係機関と連絡協調による必要に応じた適切な金融上の措置
- (10) 医療機関  
医療並びに助産活動及び防疫その他保健衛生活動への協力
- (11) 危険物施設の管理者  
防災管理上必要な措置の実施、防災活動への協力
- (12) 公共施設の管理者その他重要な施設の管理者  
防災管理上必要な施設の準備・管理、避難・誘導等の措置の実施、防災活動への協力

## 第2編 災害予防

災害予防は、災害の発生を未然に防止するとともに、不幸にして災害が発生した場合においてもその被害を最小限にするため極めて重要である。

このため、防災に関する組織の整備、物資及び機材の備蓄整備、その他災害応急対策の支障となるべき状態等の改善について計画する。

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市、市民、事業者、自主防災会、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の努力に努めることとする。

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

##### 1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、市民、事業者、自主防災会等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

##### 2 災害被害の軽減に向けた具体的行動

###### (1) 市の防災活動の推進

本市はたびたび水害に見舞われているほか、平成20年6月30日には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく都市浸水想定区域に含まれる等の状況にある。そのため、市は下水道と河川の一体的な整備等のハード面での対策のみならず、災害情報の伝達方法や避難誘導の習熟に努めるとともに、地下空間の管理者等と協力して災害が発生した場合の迅速な避難を確保する等、予防対策の推進を図る。

また、市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

## (2) 市民及び事業者による地区内の防災活動

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 3 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。市民の責務は次の事項である。

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」を基本とし、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。
- (3) 災害時には、初期消火、近隣の負傷者の救助や避難行動要支援者の支援、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

## 第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携

### 1 基本方針

災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から市民による自主防災会を設けて、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、市は、地域住民、施設及び事業所等による自主防災会の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、県及び市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から

自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。さらに、市は、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防団の整備、育成に努める。

自主防災会等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援をすすめるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。被災時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティア及び防災活動・防災救援活動の分野で協力が可能なNPOとの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、NPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

## 2 対策

### (1) 自主防災会

#### ア 自主防災会の設置・育成

市は、地域の実情に応じた防災活動の実施に向け、自主防災会を設置し、育成を積極的に支援する。

また、自主防災会の事業に対し「北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱」による助成をするとともに、自主防災会が地域ごとに実施する研修会の開催、初期消火、救出、救護、避難等の訓練を支援し、効果的な防災活動の促進を図る。

#### ※ 附属資料編 第7参考 7北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

#### イ 自主防災会と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災会がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、市等、防災関係機関相互と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、必要な事業の実施及び支援、指導に努める。

なお、必要によりネットワーク化の取組みに対し必要な支援を県に要請する。

### (2) 消防団

市は、消防団の育成及び消防施設等の整備を積極的に推進する。

消防団は、初期消火、救出、救護、避難等、地域防災力の充実強化に努める。

この際、市や自主防災会等と連携を図り、より効果的な防災体制を整備する。

### (3) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、独自に防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

ア 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える等、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用する。

(4) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織等などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る。

(5) 自主防災会の活動

自主防災会は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 地域内の要配慮者の把握

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難勧告等の伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

自主防災会は、市民が所有及び管理する救助用の資機材等をあらかじめ把握しておき、発災時に資機材が不足した場合は、市の要請に応じて市民が所有及び管理する資機材を貸し出す。

(6) 災害時看護職等ボランティアの登録

市は、被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める。



(7) ボランティア活動に対する体制の整備と支援

ア ボランティアの受入体制の整備

- (ア) 市は、被災住民が支援を必要とした場合、北名古屋市社会福祉協議会と協議し、必要な資機材を確保して災害ボランティアセンターを設置し、社会福祉協議会に運営を要請する。災害ボランティアセンターは、名古屋芸術大学アートスクエア（文化勤労会館）に設置する。ただし、当該施設が使用できない場合は、市がこれに代わる施設を確保する。（県は広域ボランティア支援本部を設置）
- (イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは県の広域ボランティア支援本部と調整をしつつボランティアの受入れを行う。
- (エ) 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、協力団体との意見交換に努める。
- (オ) 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

イ ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの派遣を要請し、その確保に努める。

このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努める、とともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させる。

ウ NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運用できるよう、平常時から、「ボランティアの受け入れ体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進するとしている。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

※ 附属資料編 第7参考 7北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

(8) ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランテ

ィア活動を行いやすい環境づくりをすすめるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催等の広報・啓発活動を行うように努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

### 第3節 企業防災の促進

#### 1 基本方針

##### (1) 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させることが社会全般の復旧・復興に不可欠である。

##### (2) 企業防災の促進

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

#### 2 対策

##### (1) 企業の取組み

企業が災害時に果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

##### ア 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切

な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立ち入り禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

ウ 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

エ 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(2) 企業防災の促進のための取組み

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

ア 事業継続計画（BCP）の策定促進

(ア) 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発する。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(イ) 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要がある、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 事業者の責務

事業者は、災害時の事業者の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、

事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めなければならない。

## 第2章 水害予防対策

### 第1節 河川防災対策

#### 1 基本方針

市は、洪水等による被害を最小限度になるよう、平素から河川の状況の把握に努め県等の河川管理者との連携を密にしつつ、河川管理者による必要な河川維持修繕、河川改良等の改修事業の推進を図る。

#### 2 対策

##### (1) 流域水害対策

近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等で、治水安全度が著しく低下した河川について、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、特に対策の急がれる特定の河川を対象にした総合的な流域水害対策を促進する。

##### (2) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

##### (3) 河川情報の提供

水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像の提供を県から受け、活用するとともに、市は主要河川に防災カメラを設置し、状況の把握を行う。また、市民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、洪水により甚大な被害を生じるおそれのある河川での洪水予報等のインターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。さらに、県等の想定浸水情報の提供を活用し、洪水ハザードマップを作成する。

##### (4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知する。

##### (5) 水災害連携の連絡会・協議会

###### ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、県が開催する洪水予報連絡会等に参加すると共に、水害の軽減に努める。

###### イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県又は国が設立する水防災協議会に参加し、流域内の関係市町村、气象台等とともに

に氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

#### ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

### 3 関連調整事項

#### (1) 重要水防箇所の実態を把握

重要水防箇所の実態を把握するとともに、特に慢性的、持続的な破壊作用（河床変動、排水の不良化）等についても考慮する。

#### (2) 下水道事業・農地排水改良事業との調整

総合排水的見地より下水道事業・農地排水改良事業との調整を行う。

#### (3) 堤防及び附属施設の管理の徹底

堤防及び附属施設の管理の徹底について管理者と調整する。

#### ※ 附属資料編 第1 北名古屋市の特質と災害要因 4 市内の一級河川

#### (4) 防災カメラの整備・活用

主要河川（新川・五条川・鴨田川・水場川）に防災カメラを整備し、活用を図る。

## 第2節 雨水出水対策

### 1 基本方針

市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

### 2 対策

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、公共下水道事業又は都市下水路事業により、雨水管渠、雨水排水ポンプ場、雨水貯留施設等の整備を図り、浸水被害の未然防止に努める。

### 3 関連調整事項

#### (1) 慢性的排水不良地域の実態調査

過去の浸水状況等を参考のうえ、慢性的排水不良地域の実態を調査把握し、可能な範囲で対策を講ずる。

#### (2) 側溝・排水路・中小河川等相互の調整

側溝・排水路・中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業にあたり相互の調整を図るよう考慮する。

#### (3) 下水道管理者の措置

下水道管理者（市）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

#### ※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 4 水防施設・設備等 (1) 雨水排水ポンプ場等

### 第3節 浸水想定区域における対策

#### 1 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、ウの施設については所有者又は管理者から申出があった場合に限る。）

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む））でその利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- (5) (4)を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

#### 2 ハザートマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザートマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に

努める。

### 3 要配慮者利用施設避難確保計画作成の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 4 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

### 5 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

#### (1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

#### (2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練の実施

#### (3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

### 6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

#### (1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成

#### (2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

#### (3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の



確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

## 7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

### (1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

### (2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

### (3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

## 第4節 地下空間の浸水対策

### 1 基本方針

ビル地下室等の地下空間において、豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防ぐための対策を定める。

### 2 対策

#### (1) 地下空間の実態調査の実施

市は、地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるように各機関の立場から実態調査を行い、相互に情報交換を実施する。

#### (2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

##### ア 危険性の実態の周知

市及び地下空間の管理者等は、豪雨及び洪水時又は雨水出水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について周知する。

##### イ 浸水実績の公表

市は浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表する。

##### ウ 浸水予測区域の公表

市は地下空間の管理者及び利用者が、当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域等をハザードマップ等により公表し周知する。

#### (3) 洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

浸水想定区域内の地下空間で当該施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、市民への周知を図る。

#### (4) 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。

特に、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下空間の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。

なお、地下空間の管理者は、浸水被害を想定した訓練の実施に努める。

#### (5) 地下施設への流入防止等の浸水被害の軽減

##### ア 浸水防止施設設置の促進

市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、必要に応じて浸水防止施設等の具体的事例等の情報を民間事業者等に提供する。

##### イ 浸水対策事業の集中的実施

市は、地下空間利用が進むことにより災害が発生するおそれのある地区に、河川事業と連携した浸水対策に努める。

## 第5節 農地防災対策

### 1 基本方針

農地及び農業用施設の災害による被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

### 2 対策

自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等による農地、河川堤防等の被害を防ぐため、用排水施設整備事業として管理者と調整しつつ、樋門、水路等の維持管理及び改修を実施する。

## 第6節 地盤沈下の防止

### 1 基本方針

地盤沈下による、浸水被害の拡大を防止するため、地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取の状況や市内の地盤沈下の状況を把握するとともに、県が実施する調査・観測結果を参考に防止施策等の措置を検討する。

### 2 実態調査

県が実施する一級水準測量や地下水位の変化等の調査・観測結果を参考に市内の揚水規制区域の調査を実施するとともに予防対策を検討する。

## 第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会に協力し、土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会に参加させ、判定士の養成・登録に努める。

また、市は県とともに地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

## 第3章 事故・火災等予防対策

### 第1節 道路災害対策

#### 1 基本方針

橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）を未然に防止する。

#### 2 対策

- (1) 大規模道路災害に対処できるような救急救助用資機材の整備
- (2) 大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練の実施

## 第4章 建築物等の安全化

### 第1節 交通関係施設対策

#### 1 基本方針

災害時における交通の確保と安全を図るため、各種施設の整備を推進する。

#### 2 道路

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整しつつ推進する。

#### 3 鉄道

##### (1) 鉄道の高架化

平面式の鉄道は、踏切による交通渋滞の原因となり、交通渋滞を招くだけでなく、災害時の避難や緊急物資等の輸送にも支障を生じさせるおそれがあるため、鉄道の高架化を推進する。

##### (2) 施設の防災構造化

大雨による浸水、あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施機関である名古屋鉄道株式会社に要請する。

##### (3) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、自動制御装置の設置等、安全施設整備事業の推進を名古屋鉄道株式会社に要請する。

### 第2節 ライフライン関係施設対策

#### 1 基本方針

##### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、ライフライン施設の管理者は浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

##### (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備に努める。

## 2 電力施設

- (1) 主な実施機関  
中部電力パワーグリッド株式会社
- (2) 要請内容
  - ア 発電変電設備の被害防止対策を講ずるよう要請する。
  - イ 送電設備の被害防止対策として、特に破損・飛散しやすい送電設備周辺の工事用防護ネット等の補強又は一時撤去について各施設管理者への協力依頼に努める。
- (3) 体制面の対策
  - ア 保安の確保  
設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図るよう要請する。
  - イ 資機材等の確保  
災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立するよう要請する。
    - (ア) 応急復旧用資機材及び車両
    - (イ) 食料その他の物資

## 3 ガス施設

- (1) 主な実施機関  
東邦ガス等ガス事業者
- (2) 要請内容
  - ア ガス供給設備の風水害対策  
風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等の巡回点検等による対策の実施を要請する。
  - イ ガス事故対策  
ガス事故を予防するための、ガス工作物の技術上の基準等に基づくガス遮断装置の設置、導管防護措置及び、他工事に係わる導管事故防止措置等を徹底するとともに、供給所の防消火設備の設置、架管・地区整圧器等の耐火性の確保についても徹底するよう要請する。
  - ウ 防災業務設備の整備及び災害対策用資機材等の確保及び整備を要請する。

## 4 一般通信施設

- (1) 基本方針  
通信事業者に対し、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため電気通信施設等の災害予防対策を徹底するよう要請する。
- (2) 主な実施機関  
通信事業者
- (3) 要請内容
  - ア 災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高める等、防

災構造化をすすめる。

イ 主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

ウ 災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

エ 定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

オ 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

## 5 水道施設

### (1) 基本方針

市民生活に欠くことができない生活水及び飲料水等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、供給を継続あるいは早期復旧のための防災対策の整備に努めるよう要請する。

### (2) 主な実施機関

北名古屋水道企業団

名古屋市上下水道局

### (3) 要請内容

#### ア 保安の確保

取水、導水、配水施設の強化を図り、平常時から機能について点検、整備を実施し、防災対策上、十分な安全確保に努める。

#### イ 非常用水源の確保

災害時に利用できる水源として、安全性を考慮した施設の設置を検討し、非常用水の確保に努める。

#### ウ 電力の確保

災害時に水道施設の運転に係る電力を確保することは非常に重要であるため、主要施設における自家発電装置の整備を推進する。

## 6 下水道施設

下水道管理者（市）は、次の対策を実施する。

### (1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

### (2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

### (3) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

### 第3節 文化財保護対策

#### 1 予想される被害状況等

建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想される。

#### 2 基本方針

市は、災害発生時の文化財被害を的確に予測し、保存・管理の徹底を図るため所有者と連携のうえ、適切な措置を講ずる。

#### 3 対策

- (1) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 必要により適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (5) 文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。
- (6) 可能であれば文化財の一時避難を計画する。
- (7) 市指定の文化財に関しては、「文化財レスキュー台帳」により、常に文化財の保存（保管）状況を掌握するとともに、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ、必要に応じて所有者（管理者）を指導する。

- ◎ 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
- ◎ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
- ◎ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消化方法他特別な設備等、その他）
- ◎ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

- (8) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を活用して、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (9) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

#### 4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の二次災害防止に努める。



## 5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

## 6 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供等、文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

※ 附属資料編 第6その他 1市内の文化財（国・県指定）

# 第4節 防災建築物整備対策

## 1 基本方針

建築物の不燃化及び防水対策を推進し、安全な都市環境の実現を期する。

## 2 対策

- (1) 公共建築物の不燃化  
庁舎、学校等の公共建築物の不燃化を図る。
- (2) 耐震化建築物の資金融資  
耐震化建築物の建設を促進するため、関係機関の行う資金融資について啓発する。
- (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保  
防災拠点等の防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して必要な浸水対策等を促進する。
- (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保  
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設及び改築に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。
- (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持  
文教施設及び設備を、災害から保護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能、耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を推進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (6) 学校等及び保育園等における施設・設備等の点検及び整備  
学校等及び保育園等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。  
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等についてはあらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (7) 危険物の災害予防  
化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等及び保育園等にあつては、それ

らの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

## 第5章 都市の防災性の向上

### 基本方針

都市計画マスタープラン等との整合を踏まえ、防災上必要な地域には、土地区画整理事業等による面的整備を基本とし、安全で安心な市街地形成を図るとともに道路等の都市施設整備においても防災に重点をおいた施設整備を推進する。

### 関連調整事項

都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性質等を十分配慮し計画するよう考慮する。

### 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

都市計画区域マスタープランや総合計画との整合を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しにあわせ、都市の防災性の向上に関する方針等を示し、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

### 第2節 防災上重要な都市施設の整備

#### 1 都市における道路の整備・改修

都市内の道路は延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、地震や大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

#### 2 都市における公園等の整備・改修

都市における災害時の安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備・改修することが必要である。

特に、公園・広場等は救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、公園・広場の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、これらの機能は都市公園整備計画・緑の基本計画の中でも、環境保全、レクリエーション機能とともに効果的となる配置に努める。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、市民の健康で安全な生活環境を確

保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は積極的に保全していく。

### 第3節 建築物の不燃化の促進

#### 1 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

#### 2 建築物の不燃対策

県により、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

##### (1) 建築基準法の防火規制

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延床面積1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

### 第4節 市街地の面的な整備・改善

土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路、公園等の公共施設が整備されるとともに、建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性能の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

## 第5節 公共施設の防災性向上

大規模災害の発生に備え、施設管理者は、施設の新築・改修等に当たっては、耐震性の確保やバリアフリー化のほか、食料や資機材等の備蓄に努める。

## 第6節 防災街区等整備対策

### 1 基本方針

中心市街地において市街地再開発事業等を行う場合は、火災や風水害等の防災面に重点をおいて検討する。

### 2 対策

#### (1) 市街地再開発事業

公共施設整備が十分でなかったり、災害の危険性が高い中心市街地で、駅前等の街区については、市街地再開発事業を推進し、災害の防止を図るとともに、土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

#### (2) 市街地開発事業

市街地開発事業を実施する場合は、できるだけその周辺を含めた土地区画整理事業との合併施行を推進し、防災面にも配慮した良好な市街地形成に努める。

## 第7節 転倒・落下等防止計画

### 1 基本方針

老朽化した看板及び自動販売機等が、風水害時に落下、飛散及び転倒により大きな被害を発生させることを、平素の対策により未然に防止する。

### 2 対策

#### (1) 転倒・落下物の予防

屋外の看板設置者や自動販売機の設置者に対して予防措置の啓発を行う。

#### (2) 設置者への啓発

市広報紙やパトロール調査等により、安全の確認や固定及び修理等の必要性を周知し啓発に努める。

## 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### 1 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

#### (1) 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、河川情報システム等の設備を利用する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 1 気象等観測施設・設備等

#### (2) 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設等の整備に努めるとともに、その強化を図る。特に、災害時に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプ、投光機等の整備を計画的に推進する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 2 消防団及び消防水利

#### (3) 通信施設・設備等

##### ア 通信機能の維持対策

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市と関係機関等における情報連絡網等の整備改善に努める。また、市民の不安解消や自主的な避難等の対応のため、避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段の整備改善に努める。

さらに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源等の設置に努め通信連絡機能の維持を図ると共に、複数の通信手段を用意する。

##### イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

##### ウ 防災情報システムの整備

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

#### (4) 水防施設・設備等

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する備蓄倉庫を整備改善並びに点検する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 4 水防施設・設備等

#### (5) 救助施設・設備等

人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう改善並びに点検する。

また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定

し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、発災時に資機材が不足した場合は、自主防災会を通じて市民の所有する資機材を借り受けることがある。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) その他施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な措置をとる。

また、特に防災拠点施設である市役所の位置をヘリコプター等で上空から特定できるよう愛知県が建制順に従って定めた番号を屋上に標示するとともに防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検・整備等を定期的実施する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 3 建設機械等の保有及び調達

(8) 防災拠点施設屋上の番号標示

災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に実施できるように市役所等防災拠点施設の屋上に設置した番号標示の維持に努める。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (2) 屋上番号標識

(9) 発災後の業務継続に向けた取り組み

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めて

おくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

(10) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について防災交通課と男女共同参画部局が連携して明確化しておくよう努める。

(11) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(12) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

イ 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見



直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 2 必要物資の確保対策

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の提供のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援者避難を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮し、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

### (1) 飲料水の確保体制の整備

市は、県、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局と相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法等を定め、飲料水の確保体制の整備に努める。

ア 給水車等の整備

イ 給水用資機材の整備

ウ 相互応援体制の整備

市で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村と協定を締結する等、相互応援体制の整備に努める。

### (2) 食品及び生活必需品の確保

市をはじめ各防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保又は備蓄倉庫の整備に努める。

また、市は、災害救助法に基づき、北名古屋市災害流通ネットワーク「災害時における物資調達に関する協定書」の協定業者に応急的な食料品を確保するための体制を要請する。

ア 米穀の確保

市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

イ 主食及び副食の確保

市は、乾パン等の主食とともに野菜等の副食を、自ら確保又は関係機関か

ら調達する。

また、県のあっせんにより関係機関の支援を受ける。

ウ 生活必需品の確保

市は、量の確保が困難なときは、県あるいは協定締結自治体や企業等へ援助要請をする。

主な生活必需品は、次のとおりである。

- (ア) 毛布
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 日用品（タオル、石けん、ちり紙等）
- (エ) 炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）
- (オ) 光熱用品（L P ガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等）
- (カ) 医薬品等（救急セット）
- (キ) 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- (ク) 簡易トイレ

エ 要配慮者等への対応

市は、要配慮者や乳幼児、アレルギー疾患に対応した食品等の確保に努める。

(3) 必需物資の確保のための支援が期待される関係機関

ア 東海農政局

乾パン、生鮮食料品

イ 中部経済産業局

生活必需品（医薬品等を除く。）

ウ 日本赤十字社愛知県支部

毛布、日用品等

エ 一般社団法人愛知県L P ガス協会

簡易ガスコンロ、カセットガスボンベ

## 第7章 避難行動の促進対策

### 基本方針

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市や自主防災会等は、ハザードマップ等を活用し、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

市民はハザードマップ等を活用し、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等についてあらかじめ確認するよう努める。

### 主な実施機関

北名古屋市

学校、病院等防災上重要な施設の管理者

### 第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 1 情報伝達体制の整備

気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、市地域防災計画の動員計画による連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

#### 2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象情報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

### 3 市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

## 第2節 避難場所及び避難路の指定等

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定避難所及び指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

### 1 避難場所の確保

指定避難所は、一時避難所と長期避難所、指定緊急避難場所は一時避難場所と広域避難場所に区分し、確保する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

#### ア 指定避難所

##### (ア) 一時避難所

一時避難所は、主として災害発生時に避難者を一時的に避難させ、保護する施設とする。

##### (イ) 長期避難所

長期避難所は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長期におよび宿泊を要するとき避難者を避難させ、保護する施設とする。

#### イ 指定緊急避難場所

##### (ア) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

##### (イ) 広域避難場所

大規模な災害により、被災した住民の安全を確保できるよう、公園、広場（校庭を含む。）等の広い空気を広域避難場所として指定する。

また、平素から地域住民に周知を図るため、広域避難場所及び周辺道路に案内標識を設置し、発災後は速やかに避難できるようにしておく。

ウ その他の避難所等

発災直後においては安全の確保が第一であることから、自主防災会等は市の指定する一時避難所や指定緊急避難場所のほか、各自で避難所として取り決めた施設も利用してよいこととする。市は、自主防災会等が取り決めた避難所や避難場所を把握し、市民等の自主的な避難活動を支援するよう努める。

## 2 避難路の確保と交通規制計画

### (1) 避難路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し確保しておく。

- ア 避難路はおおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

### (2) 避難所及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察は次により広域避難場所及び周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

- ア 広域避難場所内にある道路は、駐車規制をする。
- イ 広域避難場所周辺の広幅員の道路では、駐車を規制する。
- ウ 広域避難場所周辺の狭あい道路では、原則、車両通行を禁止する。
- エ 上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

## 第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

### 1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
  - ア 気象予警報及び気象情報
  - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、河川氾濫及び高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)を踏まえるとともに、いざというときに市が躊躇なく避難情報が発令できるよう具体的な区域を設定すること。
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

ア 避難の指示等を発令する基準

降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 高潮に係る避難情報

潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

## 2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方气象台に助言をもとめるこ

ととする。

### 3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

## 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

### 1 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- (1) 避難情報を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定避難所、指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口  
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (3) 指定避難所、指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所開放に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所、指定緊急避難場所の管理に関する事項
  - ア 指定避難所や指定緊急避難場所の秩序保持
  - イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報
  - ア 広報車、防災行政無線、一斉メール配信システム等による周知
  - イ 避難誘導員による現地広報
  - ウ 住民組織による広報

## 2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期す。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難所及び避難場所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第5節 避難に関する意識啓発

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時、雨水出水時、内水氾濫時又は高潮氾濫時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。

### 1 指定避難所、指定緊急避難場所等の広報

市は、指定避難所や指定緊急避難場所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 指定避難所、指定緊急避難場所の名称
- (2) 指定避難所、指定緊急避難場所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所への経路  
所要の箇所に標示・標札を立てておく。
- (5) 指定避難所、指定緊急避難場所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

### 2 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき市民に対して、普及のための措置をとる。

- (1) 平常時における避難のための知識



(2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

エ 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

(3) 指定避難所、指定緊急避難場所滞在中の心得

### 3 その他

(1) 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。

(2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般凶記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(3) 市は、災害種別一般凶記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### 基本方針

近年の急速な高齢化、ライフスタイルの変化に伴い、災害発生時には、要配慮者が犠牲になるケースが多く、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る必要がある。

このため、市は、多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。これらの実施については、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、「北名古屋市災害時要配慮者支援対応マニュアル」に沿って行動する。

なお、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

### 第1節 避難所の指定・整備

#### 1 避難所等避難施設の整備の目安

人口の10%を目安とした避難者を想定し、さらに市町村相互の応援協定体制のバックアップのもとに避難所等避難施設の整備を図る。

#### 2 避難所の配置

避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

#### 3 指定避難所の指定

市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校等の市民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定することに加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、指定にあたっては、要配慮者のための福祉避難所を確保するとともに、原則として防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を指定避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難し

た場合は、その場所を新たに指定避難所として追認、登録することが必要である。

さらに、市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

#### 4 指定避難所における必要面積の確保

避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

##### 《一人当たりの必要占有面積》

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3.5㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

##### ＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

#### 5 指定避難所となる施設

あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

#### 6 福祉避難所の選定

必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

#### 7 指定に当たって

原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。

#### 8 福祉避難所の選定参考

市は、必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

## 9 避難所が備えるべき設備・備品

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備えつけ、利用できるよう整備に努めていく。

- (1) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- (2) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

## 10 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

### 1.1 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援や避難所でのペット同行避難者の受入について念頭に置いた運営体制を検討するとともに、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」などを参考に平常時から防災担当部局と健康福祉部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施

するものとする。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 社会福祉施設の避難誘導

#### (1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

#### (2) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

#### (3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### (4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食品や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

#### (5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 2 近隣住民の助け合い

自主防災会、自治会（町内会）、老人会、女性の会等の地域の組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動を計画しておくよう努める。

災害発生直後は、公的な救援活動には限界があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の要配慮者の安否を確認することが大切である。

このため、要配慮者への配慮を市と自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア組織等と連携して実施する。

### 3 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、近隣住民やボランティア組織、近隣市町等との応援協力体制の確立に努める。

### 4 在宅の要配慮者対策

#### (1) 緊急情報伝達システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備をすすめるとともに、

地域ぐるみの避難誘導システムのなお一層の確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災会やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。また、平時から要配慮者とその親族、近隣住民と災害時の伝達手段及び避難方法をよく話し合い、災害時に対応ができるように努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 5 避難行動要支援者対策

市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について定める。

避難行動要支援者名簿の整備は以下によるものとし、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、本計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者名簿の登録要件

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保をするうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に登録する。

(7) 70歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

- (イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により認定された要介護状態区分が3以上である者
- (ロ) 身体障害手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (ハ) 療育手帳の交付を受けている者で、その程度がA判定に該当するもの
- (ニ) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者で、その程度が1級に該当するもの
- (ホ) その他市長が認める者

#### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の内、アの要件を満たす者について、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 氏名                                  |
| 2 生年月日                                |
| 3 性別                                  |
| 4 住所又は居所                              |
| 5 電話番号その他の連絡先                         |
| 6 避難支援等を必要とする事由                       |
| 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

#### (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

#### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲をあらかじめ定めておく。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問等の働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

## (5) 個別避難計画の作成等

## ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

## イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を本計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について本計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

## ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (6) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## 6 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

## 7 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 緊急避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進



する。

- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 外国語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

## 8 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、市民への周知を図る。

## 9 洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時又は雨水出水時に避難する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を市から直接当該施設に伝達する。

## 10 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

### (1) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害及び土砂災害が発生するおそれのある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

### (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

### (3) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部署は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

### (4) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設

を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(5) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

**1 1 防災教育・防災訓練の実施**

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

**1 2 災害派遣福祉チームの要請**

市は、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣を県に要請する。

**第3節 帰宅困難者対策**

市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

## 第9章 広域応援・受援体制の整備

### 基本方針

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

#### 1 資料の準備

市は、災害応急対策に必要な他自治体等職員の受け入れの措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

#### 2 関係機関等との調整

市は、時期に応じて、発災時に連絡や応援を要請する警察、消防、自衛隊、他市町村、県等関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続き等を定めておく。

#### 3 民間協力者との調整

市は、時期に応じて、発災時に食品や飲料水の供給、建設機械の調達等で応援を要請する民間協力会社との協力体制の確立に努める。

また、市は、こうした協力企業に対し防災訓練等への参加を呼びかける。

#### 4 他市町村及び民間団体等との協定の締結

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結する等、必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。

この際、広域災害を考慮し、遠距離の市町村等との協定締結も推進する。なお、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡

先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

## 5 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

## 6 物資の輸送拠点

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

# 第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

## 1 緊急消防援助隊

市及び西春日井広域事務組合は、大規模災害の発生時に消防長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努める。

## 2 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように協力する。

## 3 愛知県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

# 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

## 1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

## 2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

## 第4節 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

## 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

### 基本方針

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、自主防災会等による防災体制を確立するとともに、市民の防災に対する意識の向上、地域間（自主防災会間）コミュニケーションの向上を図る。

### 第1節 防災訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがってあらゆる機会をとらえて実働訓練等の実施を重ね、技術の練磨を図る。

その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

#### 1 基礎訓練

##### (1) 水防訓練

水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘察した水防訓練を毎年、西春日井広域消防の支援を受けて、市民及び消防団員を対象として新川等の河川で実施する。

##### ア 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

##### イ 実施地域

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

##### (2) 避難・救助訓練

避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防護活動と併せ、自主防災会各地区に単独で地域の実情に応じた訓練を実施する。

なお、学校・保育所・幼稚園等にあっては、人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施する。

##### (3) 通信連絡訓練

市及び県並びに防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信連絡訓練を実施する。

また、市においては、防災用携帯電話を使用した情報通信訓練も併せて実施する。

(4) 非常招集訓練（実践的シミュレーション）

市及び防災関係機関は各種災害を想定し、定期的又は必要に応じて非常配備や災害対策本部の設置、情報把握や伝達、勤務時間内外における参集等、非常配備体制下を想定した訓練を行い、防災対策に万全を期する。

## 2 総合訓練

市は、職員及び防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに総合防災訓練を実施する。

また、上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき実施する。

(1) 実施期間

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで年 1 回以上実施する。

(2) 実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した災害応急対策を実施する。その際、参加者の判断を求める内容を盛り込むよう努める。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

## 3 広域応援訓練

市は、自らが被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

## 4 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関や自主防災会等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

また、「北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱」に基づき補助金を交付する。

## 5 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 6 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

## 7 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等及び保育園等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。
- (2) 学校等及び保育園等における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

### 1 市民意識の向上（地域住民に対する情報提供と防災教育の実施）

市は、防災対策は市と市民との役割分担が必要であることを市民に理解してもらうことが必要であることを認識し、映写会等の行事の開催や図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。また、市は、市民に対して防災訓練等への参加を促すことで、災害に対する対応策や心構え等を周知させ、地域住民の防災に関する認識を高める。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 正確な情報の入手
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (5) 警報等や避難情報の意味と内容
- (6) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (10) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策内容
- (11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するな



ど、生活の再建に資する行動

## 2 職員に対する防災教育

防災事務又は業務に従事する職員に対し、機会を得て防災上必要な知識及び技能の向上を図るため地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令、実務等に関する講習会や研究会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から、国の研修機関及び大学の防災に関する講座に参加する等、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

## 3 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災教育及び普及促進を図るとともに、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

この際、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

## 4 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

## 5 過去の災害教訓の伝承

市は、過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く

収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。  
さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

### 第3節 防災のための教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

#### 1 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

また、保育園においても避難行動等の基礎的な教育や訓練を実施する。

#### 2 関係職員の専門的知識の涵養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上を図る。

#### 3 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

#### 4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

##### (1) 通学路の設定

ア 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を

行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(2) 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

## 第11章 防災に関する調査研究の推進

### 1 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備の推進

市は、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等の成果を活用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施し、「北名古屋市洪水ハザードマップ」を基に、コミュニティレベル（地域単位、自治会単位、学校区単位、自主防災会単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を推進する。

### 2 地籍調査の実施

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

### 3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策に活かせるよう計画する。特に教訓となるべき事項は、資料等を関係者に配布するとともに、必要な事項を広く市民にも公開し、防災意識の高揚と知識の普及に努める。

### 4 災害応急対策の検証

市災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施した場合には、その災害の都度、検証会を開催し、活動内容の検討を行い、必要に応じてこの計画を修正する措置を講ずる等、実態に即したものとなるよう努める。

## 第3編 災害応急対策

大規模な風水害が本市に発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急救助を行うため、市及び防災機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対応に万全を期す。

### 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

#### 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

また、各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

#### 第1節 災害対策本部の設置・運営

##### 1 北名古屋市防災会議

地域に係る防災に関して、災害対策基本法第16条の規定及び市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されており、災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

##### 2 北名古屋市災害対策本部

###### (1) 本部の組織及び運営

北名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法並びに北名古屋市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定める。

本部長：市長

副本部長：副市長及び教育長

※ 附属資料編 第7参考 2 災害対策本部条例

(2) 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに本部を廃止する。

ア 次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報

イ 新川氾濫注意情報（水場川外水位が氾濫注意水位 3.0m）の通知を受けたとき。

ウ 五条川氾濫注意情報（春日観測所水位が氾濫注意水位 3.9m）の通知を受けたとき。

エ その他市長が必要と認めたとき。

《北名古屋市災害対策本部組織図》



(3) 本部設置の公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに本部の標識を北名古屋市役所に掲示する。

通知及び公表先	方 法	担 当
愛知県知事 (尾張県民事務所経由)	高度情報通信ネットワーク 又は電話	防災環境部
西枇杷島警察署	電話	〃
北名古屋市役所内	庁内放送(西庁舎・東庁舎)	総務部
市出先機関及び学校	電話	各主管部
西春日井広域事務組合	電話	防災環境部
消防団	電話又はその他の迅速な方法	〃
報道機関	電話	〃
一般市民	防災行政無線、一斉送信メ ール、SNS、市ホームページ	〃
中部電力パワーグリッド(株) 北営業所	電話	〃
東邦ガス(株)災害対策本部渉 外班		
西日本電信電話株式会社 名古屋支店		

(4) 本部の標識等

ア 本部の標識

イ 本部長、副本部長、部・次長、班長及び他の職員が災害活動に従事するときは腕章を着用する。なお、階級(周章)の色は赤とし、字体は黒とする。

ウ 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。

※ 附属資料編 第6その他 2本部標識板、腕章

(5) 所掌事務

部	所属班	所 掌 事 務	
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務班</li> <li>    総務課</li> <li>    人事秘書課</li> <li>    企画情報課</li> <li>    監査課</li> </ul>	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関、各種団体（自治会、住民組織を含む。）に対する応援・協力要請並びに依頼に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡に関する事</li> <li>3 災害広報、記録写真に関する事</li> <li>4 庁舎及び周辺の警備に関する事</li> <li>5 情報システムの運用及び活用に関する事</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報班</li> <li>    人事秘書課</li> <li>・ 情報班</li> <li>    企画情報課</li> <li>・ 議会班</li> <li>    議事課</li> </ul>		災害復旧時



部	所属班	所 掌 事 務	
財務部 (会計管理者、 会計課含む)	・ 財務班 財政課 会計課  ・ 調査班 税務課 収納課	災 害 発 生 時	1 人的、物的被害の調査確認に関するこ と 2 公用車の配車計画の作成、及び車両等 輸送力の確保に関するこ
		災 害 復 旧 時	1 市有財産の被害調査及び応急復旧に 関すること 2 義援金等の出納に関するこ と 3 災害関係物品購入の契約に関するこ と 4 災害応急、復旧費の予算措置に関する こと 5 災害応急、復旧費の資金の調達に 関すること 6 被害状況（住家等）の調査及び報告に 関すること 7 物的被害の調査結果に基づく罹災台 帳に関するこ と 8 部内各班への協力に関するこ と 9 関係機関団体等との協力支援に 関すること 10 公用車の配車計画の作成、及び車両等 輸送力の確保に関するこ

部	所属班	所 掌 事 務	
防災環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合調整班     防災交通課</li> <li>・ 環境班     環境課</li> </ul>	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部員会議等の庶務に関すること</li> <li>2 市内の異常状況及び被害の速報等に基づく非常配備に関すること</li> <li>3 情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>4 避難情報の伝達に関すること</li> <li>5 罹災者の救出に関すること</li> <li>6 行方不明者及び遺体の捜索に関すること</li> <li>7 消防及び水防活動に関すること</li> <li>8 各部への応援に関すること</li> </ol>
		災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査、報告関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害の報告及び速報のとりまとめに関すること</li> <li>・ 人的、物的被害の調査確認に関すること</li> <li>・ 災害に伴う産業公害の調査及び応急措置に関すること</li> <li>・ 環境衛生関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> </ul> </li> <li>2 連絡関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害協定先への協力要請に関すること</li> <li>・ 消防団員の出動に関すること</li> </ul> </li> <li>3 支援関係に関すること</li> <li>4 協力関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通諸団体への協力要請に関すること</li> <li>・ 北名古屋衛生組合への協力要請に関すること</li> <li>・ 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局との連絡調整に関すること</li> <li>・ 部内各班への協力に関すること</li> </ul> </li> <li>5 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明書の交付に関すること</li> <li>・ ごみ、汚物の除去及びへい獣の処理に関すること</li> <li>・ 飲料水の供給に関すること</li> <li>・ 清掃に関すること</li> </ul> </li> </ol>

部	所属班	所 掌 事 務	
市民健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民班</li> <li>    市民課</li> <li>    国保医療課</li> </ul>	災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関する事</li> <li>2 避難者の誘導に関する事</li> <li>3 消防（救急）機関、医療機関との連絡に関する事</li> <li>4 応急救護所の設置に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・救護班</li> <li>    健康課</li> </ul>		災害復旧時

部	所属班	所 掌 事 務	
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉班</li> <li style="padding-left: 20px;">社会福祉課</li> <li style="padding-left: 20px;">高齢福祉課</li> <li>・児童班</li> <li style="padding-left: 20px;">児童課</li> <li style="padding-left: 20px;">家庭支援課</li> </ul>	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>2 要配慮者等の安否確認及び支援に関すること</li> <li>3 保育園等福祉部所管施設の連絡に関すること</li> </ol>
			災害復旧時

部	所属班	所 掌 事 務	
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木班</li> <li>  施設管理課</li> <li>  都市整備課</li> <li>  下水道課</li> </ul>	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路・河川等の防災応急工作及び復旧に関する事</li> <li>2 雨水排水ポンプ場等に関する事</li> <li>3 土木業者等の協力要請に関する事</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政商工班</li> <li>  商工農政課</li> </ul>	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査・報告関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物及び農業（用）施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 商工関係被害調査及び連絡調整に関する事</li> <li>・ 商工業の金融事情調査に関する事</li> <li>・ 土木関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 交通不能箇所の調査に関する事</li> </ul> </li> <li>2 連絡関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用水管理事務所との連絡に関する事</li> <li>・ 県尾張農林水産事務所との連絡に関する事</li> <li>・ 県尾張建設事務所との連絡に関する事</li> </ul> </li> <li>3 支援関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者の経営復興に関する事</li> <li>・ 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事</li> </ul> </li> <li>4 協力関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北名古屋市建設業協議会等の協力要請に関する事</li> <li>・ 部内各班への協力に関する事</li> </ul> </li> <li>5 その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事</li> <li>・ 道路の防災応急工作及び復旧工事に関する事</li> <li>・ 公共下水道等の防災応急工作及び復旧工事に関する事</li> <li>・ 河川等の防災応急工作及び復旧工事に関する事</li> <li>・ 雨水排水ポンプ場等の管理に関する事</li> <li>・ 建設資機材の調達及びあっせんに関する事</li> <li>・ 応急仮設住宅等の建設・入居・撤去に関する事</li> <li>・ 障害物の除去に関する事</li> <li>・ 被災建築物の危険度判定に関する事</li> <li>・ 電気・ガス・電話の復旧に関する事</li> <li>・ 応急危険度判定、被災住宅の応急修理及び被災住宅地危険度判定に関する事</li> </ul> </li> </ol>

部	所属班	所 掌 事 務	
教育部	・教育班 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課	災害発生時	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 罹災者の救出に関すること 4 学校等教育委員会所管施設の連絡に関すること
		災害復旧時	1 調査・報告関係 ・学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・文化施設、文化財の被害調査及び文化施設の応急復旧に関すること 2 県教育事務所との連絡に関すること 3 支援関係 ・罹災児童及び生徒の育英奨学に関すること ・罹災児童及び生徒の学用品の給与の協力に関すること ・罹災児童及び生徒の授業受け入れに関すること ・文教関係の義援物資の受領配布に関すること 4 協力関係 ・女性の会等への協力要請に関すること ・社会教育団体への協力要請に関すること ・スポーツ団体への協力要請に関すること 5 その他 ・炊き出しその他食品の給与についての調達に関すること

(6) 本部の非常配備基準

非常配備動員体制については別表の非常配備基準に定めるものとし、本部の活動体制の確立を図る。

ア 防災行政無線担当職員は、非常配備に該当する通知や警報等の情報を受信したときは、直ちに防災監に連絡する。

イ 連絡を受けた防災監は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに各部長・次長に連絡をする。

《非常配備基準》

	適用基準	体制	活動内容
警戒配備	1 天気図や気象情報等により、局地的な降雨が発生すると見込まれるとき。 2 防災監が降雨対策として必要と認めたとき。	初動班 西庁舎 1個班 東庁舎 1個班 用水班	重要樋門の操作
	3 市域に次の各注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	総務班、応急対策班1個班は自宅待機	災害応急対策活動
	4 鴨田川内水位（鴨田川排水機場）が2.0mを超えた通知を受けたとき。	鴨田川排水機場班 1個班 電車川排水機場班 1個班 久地野ポンプ場班 1個班 （治水班の運用による。）	排水機場配備、稼動
	5 水場川外水位（水場川排水機場）が1.4mに達し、清須市から出動要請の連絡を受けたとき。	水場川排水機場班 1個班	排水機場配備、稼動
第1非常配備	1 市域に次の各警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 2 新川氾濫注意情報（水場川外水位：警戒水位3.0m）の通知を受けたとき。 3 五条川氾濫注意情報（曾野観測所水位2.6m）の通知を受けたとき。 4 時間雨量20mmに達したとき 5 市民からの応急復旧要請があったとき。	総務班、応急対策班 1個班 状況により、2個班以上の体制とする。 大雨又は洪水警報、新川水防警報の発表のみ 鴨田川排水機場班 1個班 電車川排水機場班 1個班 水場川排水機場班 1個班 久地野ポンプ場班 1個班 中江川、高田寺・久地野排水機場班、鍛冶ケ一色調整池ポンプ場班は状況により派遣する。 避難所班 1個班 （状況により、必要な班を出動させる）	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営
第2非常配備	1 市内の3時間雨量が100mm又は時間雨量50mmに達したとき。 2 6時間以内に台風が接近し急速な風雨の強まりが予想されるとき。 3 新川氾濫注意情報（水場川外水位：3.9m）の通知を受けたとき。 4 五条川氾濫注意情報（曾野観測所水位3.15m）の通知を受けたとき。 5 中江川排水機場の内水位が4.8mを超えたとき。 6 第1非常配備中で事態が悪化したとき。	非常配備職員全員（※1） （災害対策本部の指示による）	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営
第3非常配備	1 県内に次の特別警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 2 新川氾濫危険情報（水場川外水位：5.2m）の通知を受けたとき。 3 五条川排水停止（春日観測所水位5.55m）の通知を受けたとき。 4 災害対策本部長が必要と認めたとき。 5 第2非常配備中で事態が悪化したとき。	全職員（※2） （災害対策本部の指示による）	西庁舎に災害対策本部を設置 消防団長に出動依頼 災害応急対策活動 避難所開設・運営

※1 非常配備編成表に記載のあるすべての職員

※2 すべての職員（会計年度任用職員を含む）



### 3 職員の動員計画

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき、速やかに行動する。

市の災害対策本部における各部職員(班員)の動員の要領は次のとおりとする。

(1) 各部の班長は、非常配備基準に基づき、予めその配備につく職員を定め、職員にその旨を周知徹底する。

(2) 非常配備連絡並びに動員

ア 市役所の勤務時間中にあつては北名古屋市防災行政無線担当職員、勤務時間外又は休日にあつては当直者が、愛知県より非常配備に該当する注意報、警報を受領したとき、また災害が発生した場合は直ちに防災監又は必要と認める上司に報告し、その指示を受ける。

イ 当直者は、防災監又は必要と認める上司から報告に対する指示を受けたときは、速やかに職員に対して非常配備の連絡をとる。

ウ 各部の非常配備職員は、連絡を受けた後は直ちに登庁して所定の配備体制につく。

エ 各部班長は、あらかじめ職員に非常配備連絡系統並びに配備等必要な事項を周知徹底する。

オ 各部班長は、非常体制下にあつては特に部下を掌握し、その動員を最も効果的にし、本部長の命令のもとに、他部の応援や臨機の任務にも率先して活動する。

(3) 職員の非常参集

市の職員は、勤務時間外、休日等において災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで市役所又は各部の部・次長、所属班長に連絡をとり、あるいは自発的に登庁し、所定の配備につく。

また、家族が被災した場合は、まず家族の安全を確保してから、参集又は班長に連絡する。

ア 職員の参集場所

非常参集時の参集場所は、災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部とし、設置されていない場合は原則として市役所に参集する。参集時の留意事項は次のとおりである。

(ア) 参集者の服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装とする。特に災害発生後は、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

(イ) 参集途上の措置

参集途上において、火災、事故等に遭遇したときは、直ちに消防機関又は警察機関へ通報するとともに、可能な限り適切な措置をとる。

(ウ) 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を災害対策本部に報告する。

イ 職員の動員要請

各部・次長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、防災監に動員を要請する。

(4) 動員状況の把握及び通報

各部・次長は、第三次非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに適時その状況を防災監に通報する。

(5) 待機職員

災害に係る活動について、特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員は、それぞれの所属する班の事務室に待機し、上司から出動命令のあったときは、直ちに出勤できる体制を整えておく。

(6) 初動期の対応方法

非常召集に応じて参集してきた職員は、本来の班体制で活動が可能な場合はその態勢で活動する。また、全員参集していないため、本来の班体制での活動ができない場合は、参集してきた職員から、各部・班長の指示により、本来の班体制に関わらず、適宜必要に応じた配備及び活動を行う。

その後、本来の班体制が整ってきた場合は、職員の活動状況に応じて逐次本来の班体制での活動に切り替える。

(7) 配備時間

活動が長期にわたる場合は、適宜交代要員がいれば交代する。

(8) 惨事ストレス対策

捜索、救助等に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

**4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等**

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

**第2節 職員の派遣要請**

**1 関係機関等の相互協力**

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町

村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 2 自主防災会との連携

市は、警戒宣言が発せられた場合及び大規模な災害が発生した場合等、応急対策を行う場合においては、各自主防災会の会長（不在の場合は副会長）と連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

各自主防災会は、警戒宣言が発せられた場合及び大規模な災害が発生した場合、速やかに自主防災会の活動体制を確立させる。

(1) 活動体制

自主防災会の活動体制は、自主防災会が定める体制を基準とし、被害状況に応じ生命を守ることを第一にしながら、臨機応変の体制をとる。

(2) 市職員及び関係防災機関との連絡

自主防災会は自主的に救急救助・情報収集等の活動を開始し、携帯電話や自主防災会内の連絡員を通じて、自主防災会内の被害状況を把握し、市の災害対策本部に報告する。

## 第2章 避難行動

### 第1節 気象警報等の発表、伝達

#### 1 基本方針

防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことのできない気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報の迅速かつ的確な収集、伝達に努める。

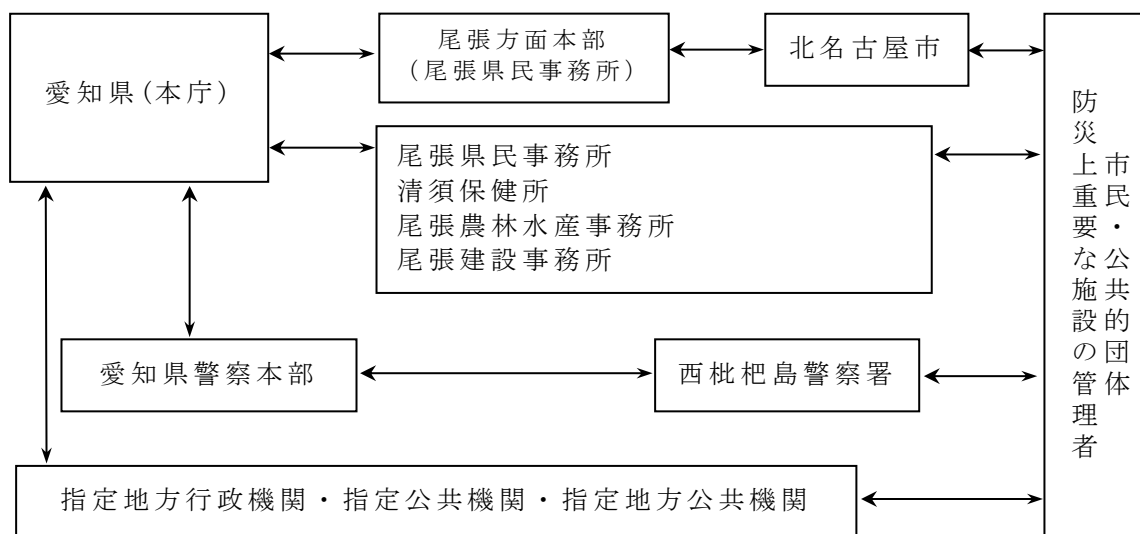
また、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による情報機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して気象警報や避難情報の情報伝達手段の多重化・多様化を図る。

#### 2 対策

##### (1) 情報の一般的収集、伝達系統

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

《情報の一般的収集伝達系統図》



※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等

##### (2) 異常現象発見時の通報

ア 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、市及び警察に通報する。

イ アについて異常現象を承知した市は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。

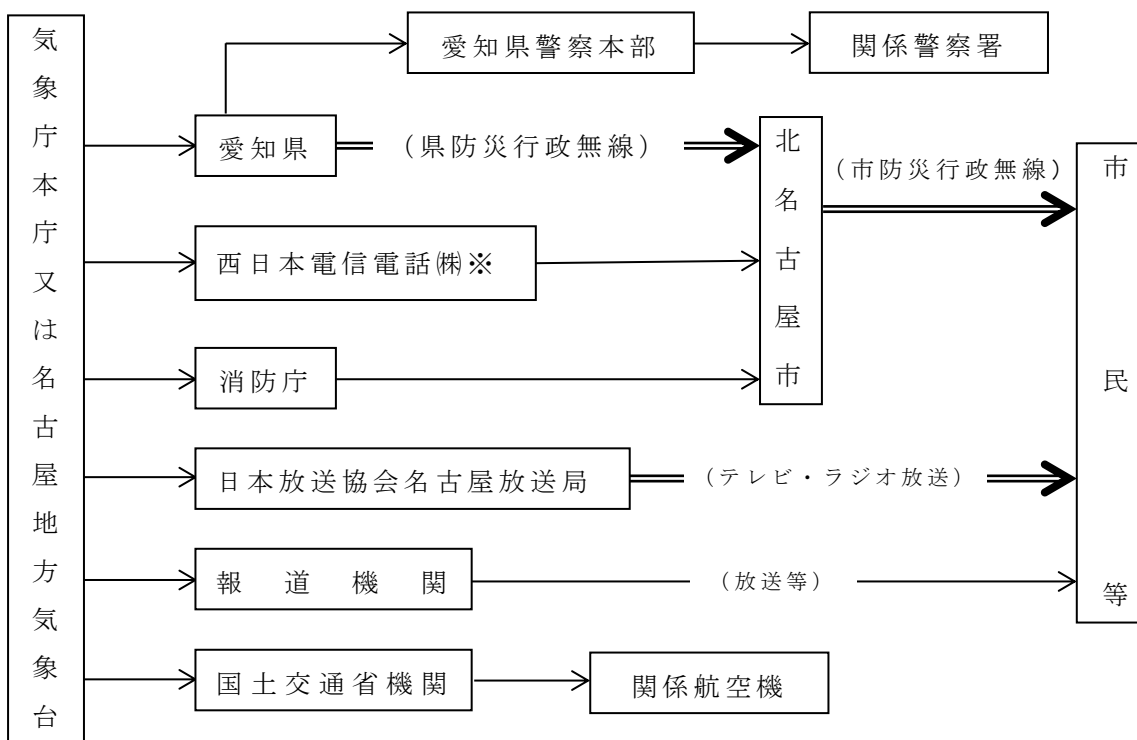
(3) 気象警報等の伝達体制

ア 伝達体制の概要

- (ア) 市は、特別警報、警報・注意報等情報を県高度情報通信ネットワークにより、県より受領する。
- (イ) 市は西日本電信電話株式会社から、公衆通信施設等により一般通信に優先して特別警報、警報の通知を受ける。
- (ウ) 日本放送協会名古屋放送局が放送する特別警報、警報を直ちに視聴する。
- (エ) 市は、地域防災計画の定めるところにより、必要事項を市民及び所在の官公署へ周知する。

イ 気象警報等の伝達系統は、次のとおりである。

《気象警報等の伝達系統》



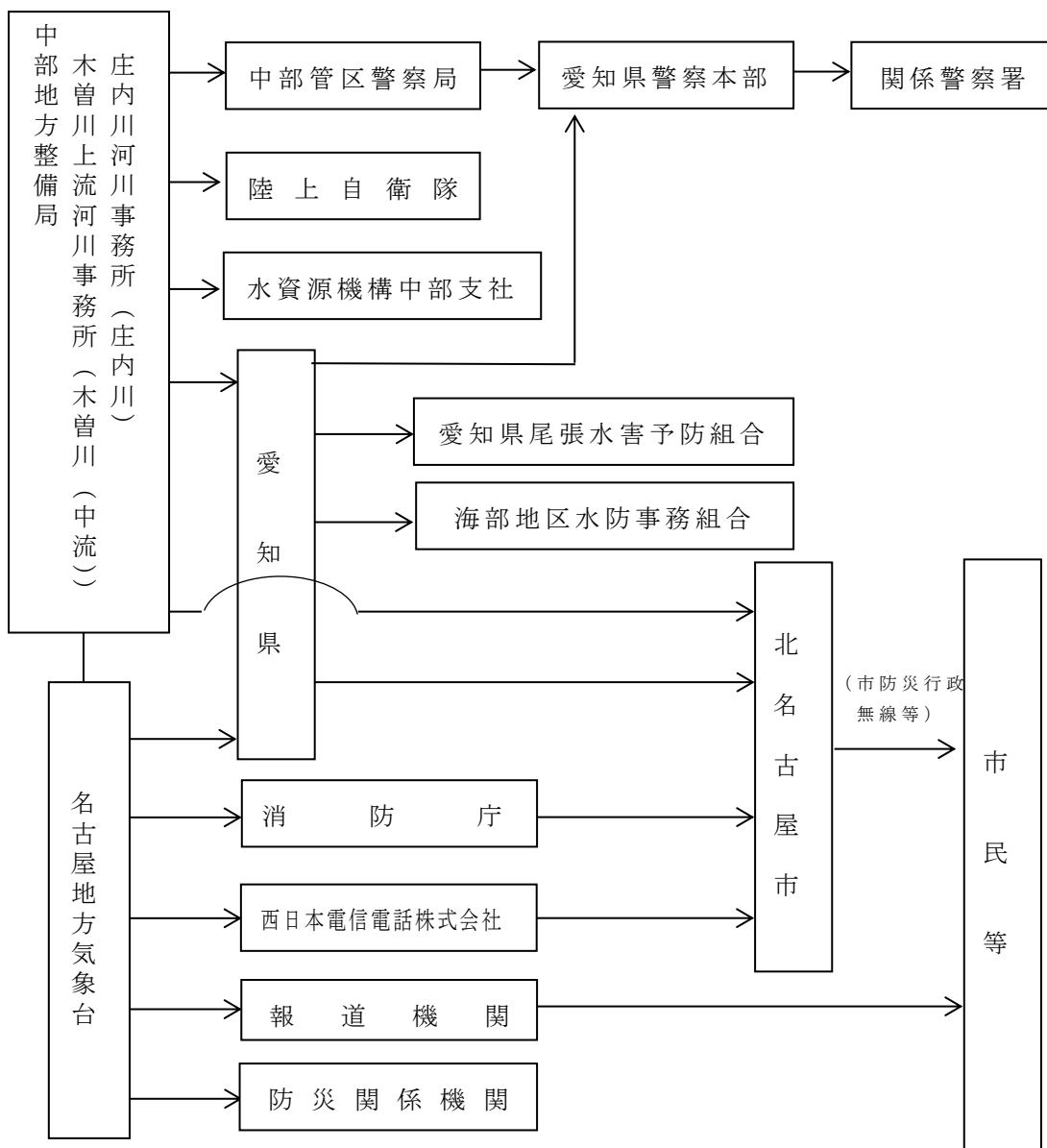
※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(注) 1 二重線の経路は、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

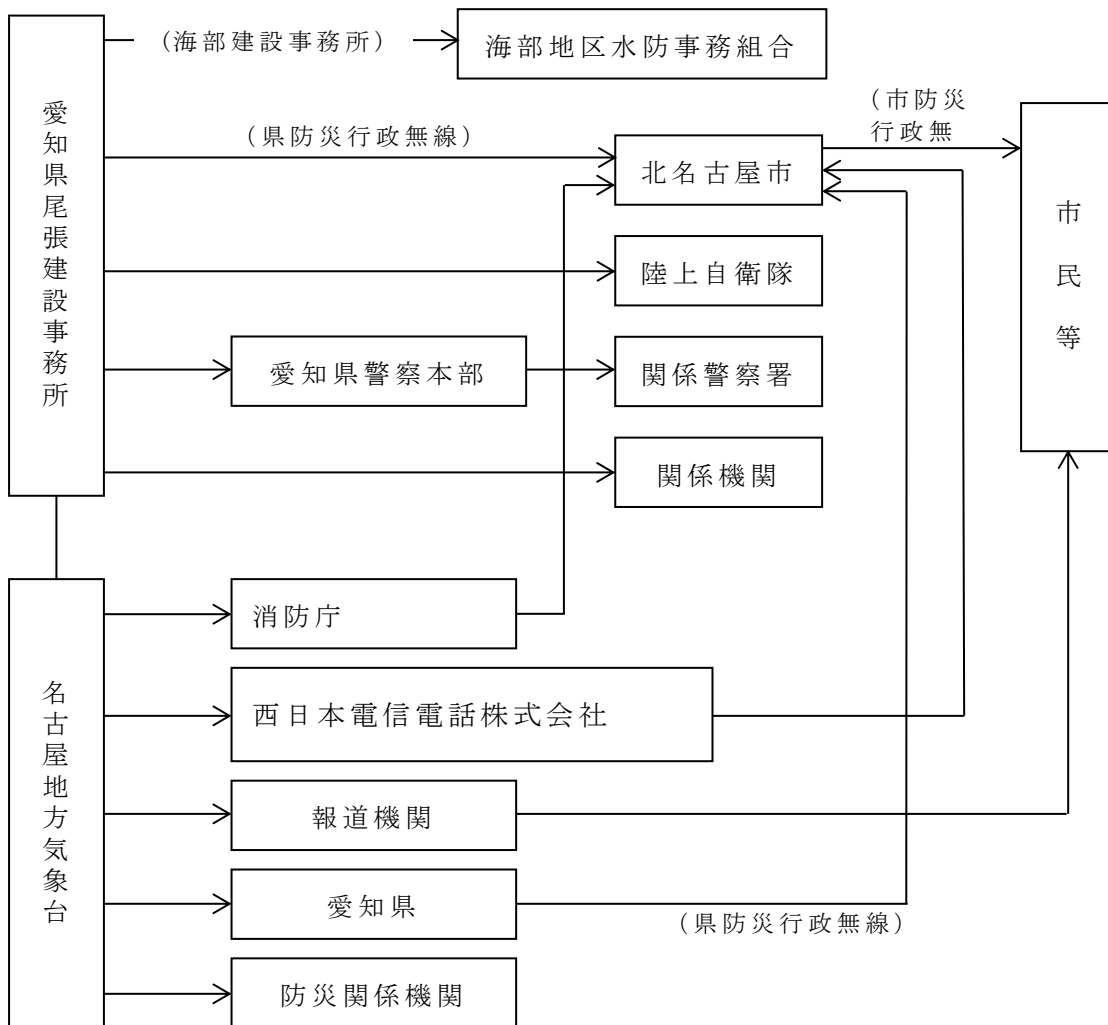
2 上記伝達系統の他、市民等に対しては市公式LINE、一斉メール配信システム等により伝達する。

ウ 洪水予報の伝達系統

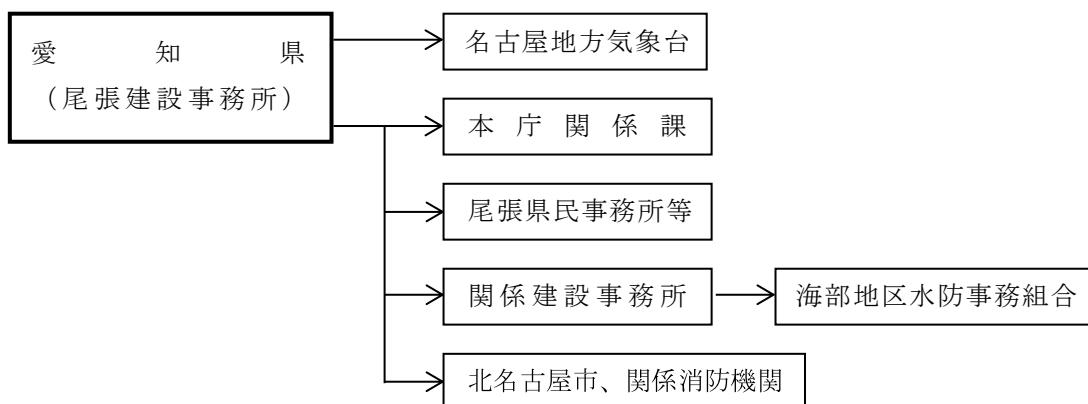
(7) 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報  
木曾川（中流）・庄内川洪水予報



(4) 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報  
新川洪水予報

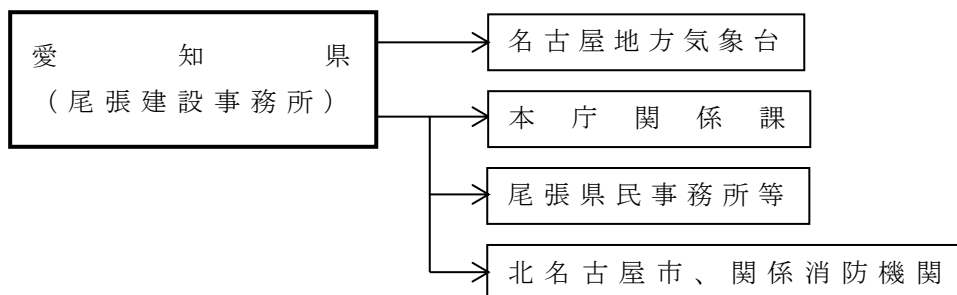


エ 水防警報の伝達系統  
知事の発表する新川の水防警報

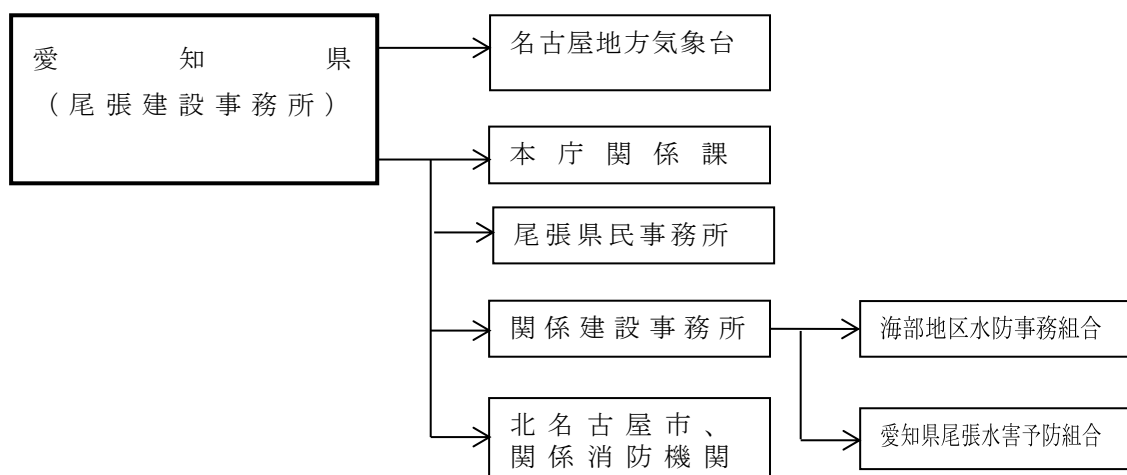


オ 水位周知河川情報の伝達系統（避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生）  
知事が通知する水位周知河川（五条川、大山川）（避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生）の水位情報

(ア) 大山川



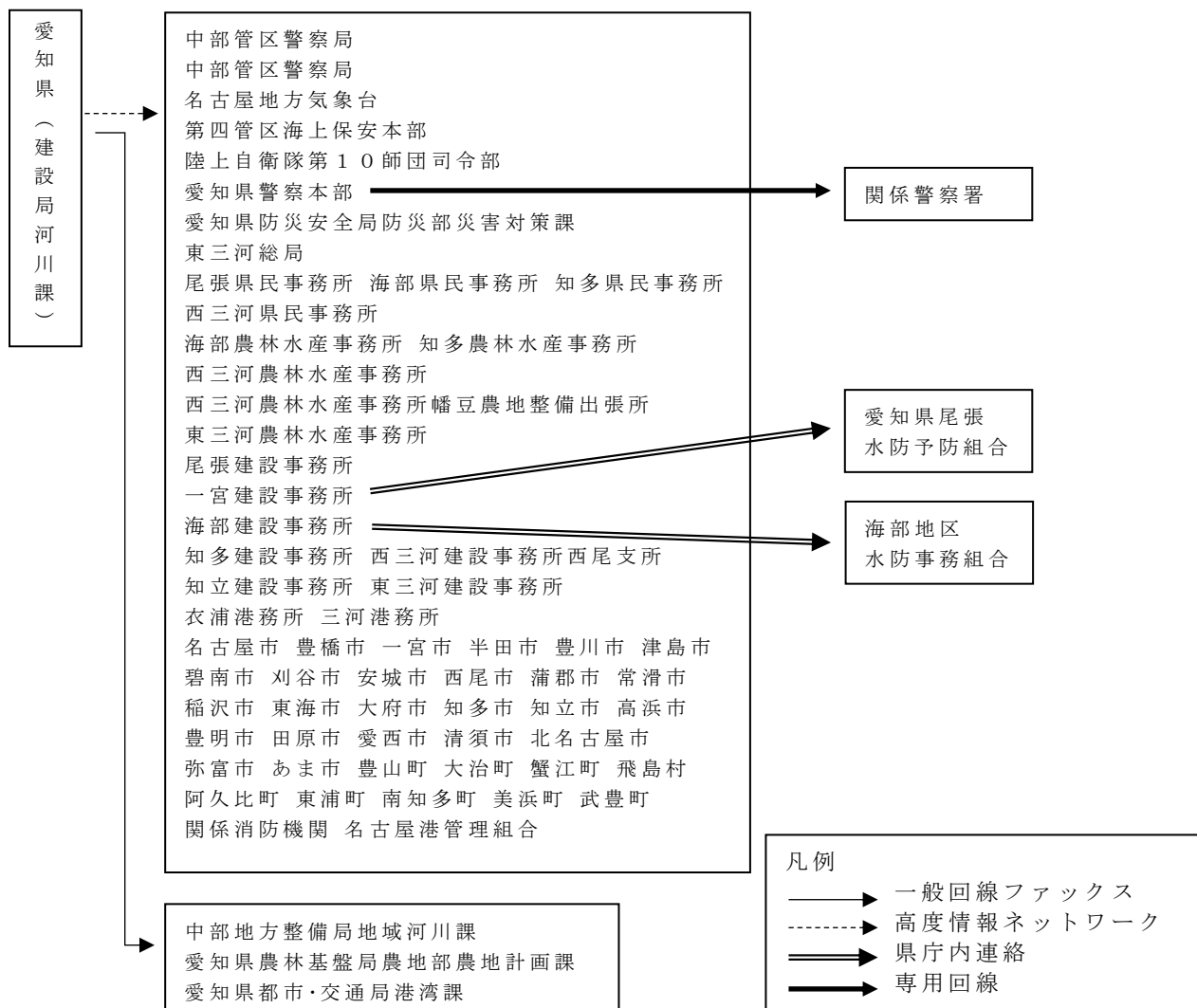
(イ) 五条川





カ 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報  
[高潮]）



(4) 市における措置

市は、情報の受領にあたっては、関係部局に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部緊急連絡網を整備しておく。

また、市は、情報等の伝達を受けたときは、北名古屋市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある団体に周知徹底する。

この際、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設に対しては、必要な情報を市から直接伝達する。

3 受伝達の留意事項

- (1) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので気象通報票により受伝達の迅速化を図る。
- (2) 前項の受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合う。

## 第2節 避難情報

### 1 基本方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、適時適切に避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ円滑に避難させ市民の安全を確保する。

### 2 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

災害が発生し、人命、身体の保護又は、災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、本部長は避難情報を発令する。

なお、発令にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、事前の情報提供として、避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

#### (1) 避難情報の発令

本部長は、風水害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民の生命、身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、次の目安に従い、速やかに立退きの指示を行う。（様式6）

また、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を求め、必要に応じて高齢者避難等の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」等の安全確保に関する措置を指示することができる。

ア 発令基準

警戒レベル	種別	発令基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</li> </ul>
警戒レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。</li> <li>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</li> <li>避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。</li> <li>夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。</li> </ul>
警戒レベル 3	高齢者避難等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。</li> <li>必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者避難等の発令等とあわせて避難場所を開設する。</li> <li>夜間、早朝に高齢者避難等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者避難等を発令する。</li> </ul>

イ 数値基準

水害発生の危険性がある場合の基準	
1	市内の総雨量 100mm以上（5時間当り）
2	市内の時間降雨量 20mm/h以上
3	河川上流域市町村の時間降雨量 20mm/h以上
4	新川の水位 4.4m（水場川外水位観測所避難判断水位）
5	五条川の水位 3.7m（五条川曾野水位観測所避難判断水位）
6	中江川の水位 5.6m（中江川排水機場前池）
7	庄内川から新川への越水状況
8	名古屋港の潮位（とくに大潮時の満潮時間）
以上の状況及び過去の水害状況等を総合的に勘案し判断をする。	

- ※ この基準は、過去の水害発生時の状況から考えられる数値を採用している。
- ※ なお、この基準は、災害発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行う。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 避難の指示の内容

本部長は、次の内容を明示して実施するとともに、日頃から市民への周知徹底に努める。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項

(4) 避難の措置と周知

避難の指示をした場合は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、自主防災会等を通じ当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。

ア 市民への周知徹底

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市はその内容につき広報媒体、携帯電話の緊急速報メール等を通じ、又は防災行政無線（同報系）等による直接広報及び自主防災会等、各種主伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

伝達手段は、イに明示している方法による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

《同報無線での避難指示例》

只今の雨量は△△mm、○○川の水位は△mです。引き続き降り続くことが予想されております。この状態は××年の水害※とよく似ております。市では第3非常配備により対応にあたっていますが、浸水被害の発生が予想されるため、○○地区に避難勧告を発令しました。○○地区の住民の皆さんは速やかに最寄りの避難所へ避難をしてください。

- ※ 附属資料編 第2災害 2過去の主な風水害及び地震

イ 伝達方法

- (ア) サイレン（市役所東・西庁舎）
- (イ) 防災行政用無線、戸別受信機
- (ウ) 広報車、消防車による広報
- (エ) 福祉ファックス等（障害を有する方）
- (オ) 自主防災会の緊急連絡網による伝達
- (カ) 電話（携帯電話）
- (キ) Webサイト（緊急災害情報）及び携帯インターネット
- (ク) 民生委員・児童委員等による戸別訪問（要配慮者で特に一人暮らし老人や高齢者世帯及び障害を有する方の世帯）
- (ケ) 施設管理者を通しての伝達（学校、保育園、文化勤労会館等）

ウ 避難指示の信号

防災行政無線（同報系）等による危険地域内の居住者に避難のための立退くべきことを知らせる信号は、次のとおりとする。

<b>サイレン信号</b>			
避難指示	: ○～～～	( 休止 )	○～～～ ( 休止 )
繰り返し	約 3 秒	約 2 秒	約 3 秒 約 2 秒

エ 関係機関の相互連絡

市、県・県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

### 第3節 住民等の避難誘導等

#### 1 避難の方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行わせる。
- イ 大雨、台風の時期には、災害に備えて家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階等へ移動させる。
- ウ 浸水に備え、平屋建て及び低地の家屋等は、付近の2階建て以上の強固な家屋及び施設等に避難の協力を求めさせる。
- エ 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じさせる。
- オ 避難者は、1日分程度の食料、飲料水（水筒等）、日用品、懐中電灯、救急医薬品等を携行させる。
- カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行させる。
- キ 貴重品以外の荷物（家具類）は持ち出させない。
- ク 病院、福祉施設、保育園等多数の傷病者、高齢者、乳幼児を受け入れている施設にあつては、平常時において避難計画を立て、市、消防署、警察署等

との連絡を密にさせる。

(2) 避難所に避難する住民の範囲

避難所に避難する住民の範囲は、次のとおりとする。

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った住民
- イ 現に災害を受け、速やかに避難をしなければならない住民
- ウ 災害によって、被害を受けるおそれのある住民
- エ 市内において帰宅の手段を失った他市町村の住民（帰宅困難者）

(3) 避難の誘導等

避難の誘導等については、次の点に留意して行う。

- ア 市職員、警察官、自衛官その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努め、避難先への誘導を市消防団及び自主防災会との協力のうえ行う。

また、できるだけ避難所ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては、安全と統制を図る。

- イ 誘導にあたっては、最寄りの避難所に避難する等、できるだけ自治会、自主防災会等の集団退避を行い、避難の順序は、被災の大きい地域又は避難所から遠隔の地域を優先とし、避難行動要支援者にも配慮する。

なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や自主防災会と連携して行う。

- ウ 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

- エ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導については、自主防災会、市消防団、民生委員・児童委員等が協力して行う。

- オ 避難経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には表示、縄はり等を行う他、緊急時の混乱を避けるため要所に誘導員を配し、事故防止に努める。

- カ 避難に際しては、原則徒歩によることとし、自動車の使用は自粛するように広報する。

(4) 避難者の確認

- ア 避難終了後、速やかに警察官、消防団員の協力を得て避難の勧告、指示をした地域に対して巡視を行い、避難の遅れた者の有無を確認する。

- イ 避難勧告等に従わない者に対しては、極力説得し、なお、説得に応じない者がある場合で人命救助のため特に必要があるときは、警察官に連絡のうえ、必要な処置を取るよう要請する。

- ウ 避難行動要支援者のうち、特に障害を有する方については、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員及び福祉班員が連携して行う。

## 2 施設等管理者の避難計画

学校、社会教育施設、保育園、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項に留意して避難計画を作成し、災害時における避難に万全を期す。

### (1) 学校、保育園、児童館関係

児童・生徒及び園児等の集団避難について、各関係機関において避難地の選定、避難施設の確保、避難の方法及び保護者等への引き渡し方法をあらかじめ定めておく。

### (2) 社会福祉施設等関係

社会福祉施設等における入所者の集団避難について、避難施設の確保、移送の方法及び避難者に対する給食等の実施方策を検討しておく。

## 3 避難者の他地域への移送

(1) 本部長は、避難者の生命、身体保護のためにその移送を必要とするときは、公用車、借上げ車両及び協定車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、西枇杷島警察署と綿密な連携を図るとともに移送経路の整備警戒等の処置を要請する。

(2) 本部長は、被災地域が広域にわたり、市内に予定した避難所が使用できなくなり、市単独の能力では処理できない場合は、他の市町村への移送について、知事に応援要請する。

## 4 罹災台帳及び罹災証明書

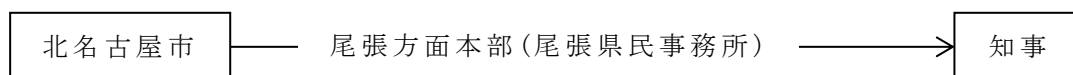
(1) 災害が生じたときは、被災状況を調査の上、遅滞なく罹災台帳を整備する。  
(様式7)

(2) 罹災証明書の交付については、被害状況が確認できないときは本人の申告により仮罹災証明書を発行する。(様式8)

(3) 被災者の被害状況の調査確認を終わったもの、すでに仮罹災証明書を交付したのものについては、速やかに罹災証明書に切り替えて交付する。(様式9)

(4) 罹災証明書の交付は1回とし、必要に応じ写しに原本証明のうえ、交付する。

(5) 報告(災害対策基本法第60条第4項)



## 5 応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(2) 市は、自らの避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

## 6 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

### (1) 安否確認・避難誘導の実施方針・体制

市は、災害の発生後速やかに、消防・警察等の関係機関や関係団体等と連携協力するとともに、地域住民、自主防災会、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

さらに、避難行動要支援者の避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な支援活動を実施する。

このため、予め整備する避難行動要支援者名簿を活用するとともに、必要により、名簿の公表に同意しなかった対象者についても速やかに協力者に伝達して支援体制を確立する。

### (2) 安否確認

#### ア 国の安否情報システムの活用

各避難所等に電力及びインターネット回線等が確保され次第、安否情報システムの端末を配置し運用する。

#### イ 通信事業者による安否確認サービスの利用

災害用伝言ダイヤル「171番」の活用  
 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の活用  
 災害用伝言板（各種携帯電話会社）  
 iモード災害用伝言板サービス 等

#### ウ その他

各避難所等においては、掲示板等を使って、避難者等の安否情報が確認できる態勢をそれぞれ工夫する。また、各避難所相互にこの情報の交換が可能なようにする。

## 7 避難行動要支援者の避難支援

### (1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

### (2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

### (3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。



(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

## 第4節 広域避難

### 1 広域避難に係る協議

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 基本方針

市及び関係機関は、救援活動に重点をおき、相互に密接な連携のもとに被害状況等収集・伝達活動を行う。

#### 2 市における措置等

##### (1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は直ちに本部長又は警察官に通報する。

##### (2) 市の措置

本部長は、異常現象及び人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、本部長は、県防災情報システムを有効に活用する。

##### (3) 安否不明者・行方不明者に関する情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

##### (4) 災害状況の即報

市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県と連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、

災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、非常災害であると認められるときは、災害規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意し、消防機関への119番通報が殺到した場合、火災・災害等即報要領に基づき県、状況により消防庁に報告するが、必要な場合は即報要領にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

災害応急対策完了後15日以内に文書により確定報告を行う。

(5) 被災者台帳の作成

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

### 3 情報の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況の情報収集

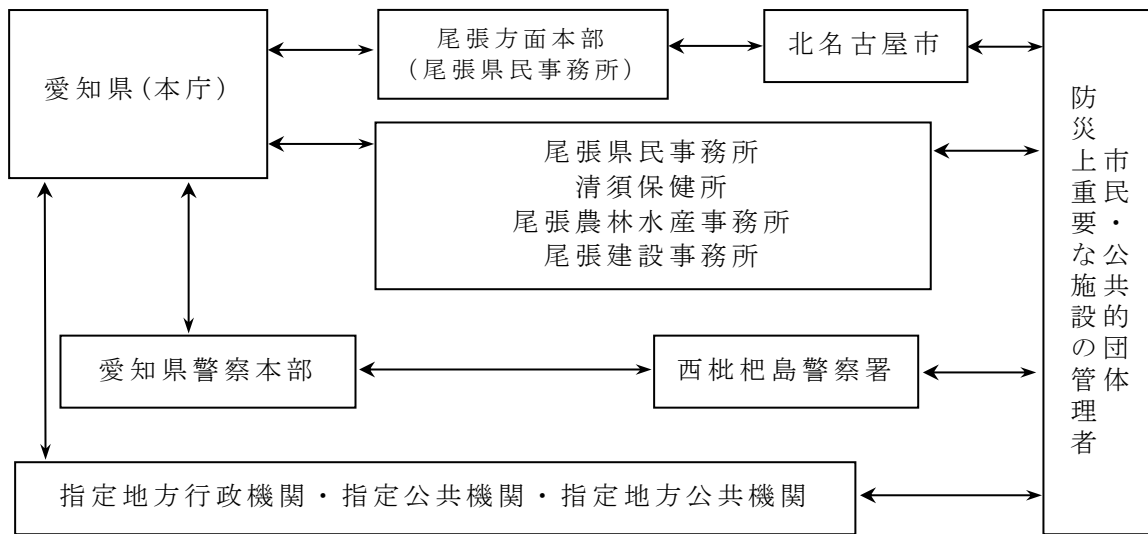
市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報(画像情報を含む)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

- (2) 情報の収集伝達については、第3編第2章第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話(FAXを含む。)のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (3) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻そうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (4) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (5) 災害時に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備をすすめる。
- (6) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

《情報の一般的収集伝達系統図》



※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等

#### 4 重要な災害状況の収集・伝達

- (1) 市は、情報の収集にあたっては、人命（死傷者・行方不明者）に関わる情報を重視して収集する。
- (2) 市は、その所管する事項について、災害の発生及び経過に応じて、次に掲げるところにより収集した情報を県に対し速やかに伝達する。
- (3) 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

#### 5 現地連絡所の設置

##### (1) 基本方針

災害発生時若しくは発生のおそれがある場合に市民と市との相互の情報伝達等のため、必要により避難所あるいは広域避難場所に現地連絡所を設置する。

現地連絡所は、災害対策本部からの情報を避難者や市民に対して伝えると共に、自主防災会や市民からの情報を災害対策本部に伝達する。

##### (2) 実施内容

###### ア 通信施設の整備

現地連絡所には、災害対策本部との間での情報交換が可能な通信環境を整備する。

また、通信環境の整備にあたっては、通信が途絶しないよう、複数の通信手段を用意する。

イ 開設

現地連絡所は、災害状況等について市民等からの情報提供に対応するため、できるだけ早く開所する。

なお、現地連絡所の設置は、基本的には市職員が避難所の開設と同時にを行う。

市は、現地連絡所の設置について平常時から市民に周知しておくと共に、設置したときは、速やかにその旨を広報する。

6 報告の方法

(1) 被害状況の報告

被害状況等の報告は、被害判定基準に基づき作成し、一般電話又は県高度情報通信ネットワークのうち、最も迅速、確実な手段を使う。

この際、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。

※ 附属資料編 第6その他 3 被害判定基準

(2) (1)の手段が途絶した場合

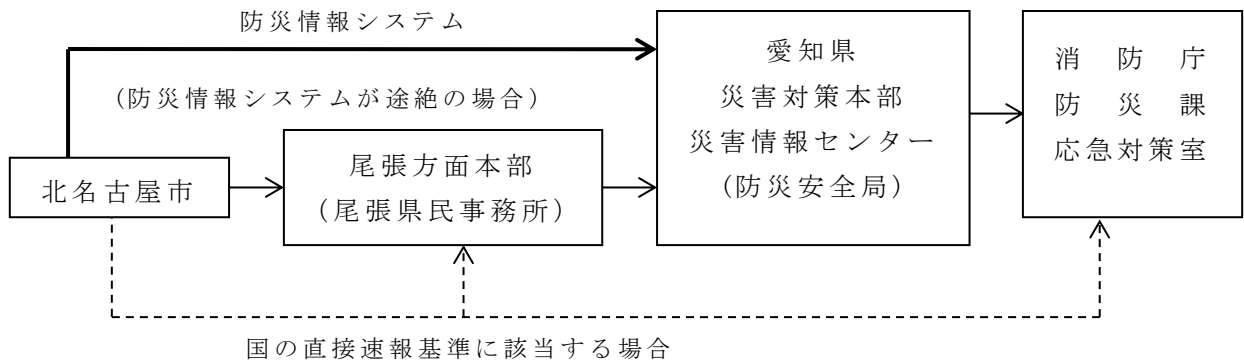
(1)の手段が途絶した場合は、地域防災無線、西日本電信電話株式会社所属無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を複合的に利用する。

(3) すべての通信施設が不通の場合

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努める。

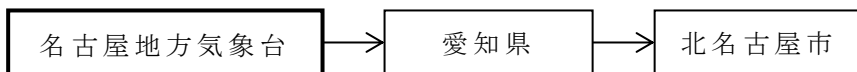
(4) 確定報告

災害応急対策完了後 15 日以内に文書により確定報告を行う。

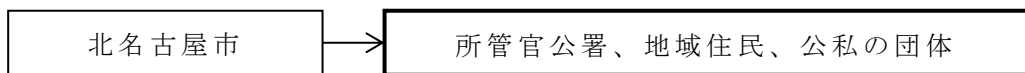


※ 附属資料編 第6その他 5 県・消防庁連絡先

(5) 火災気象通報の伝達系統



(6) 火災警報の伝達系統



(7) 伝達の対象となる被害

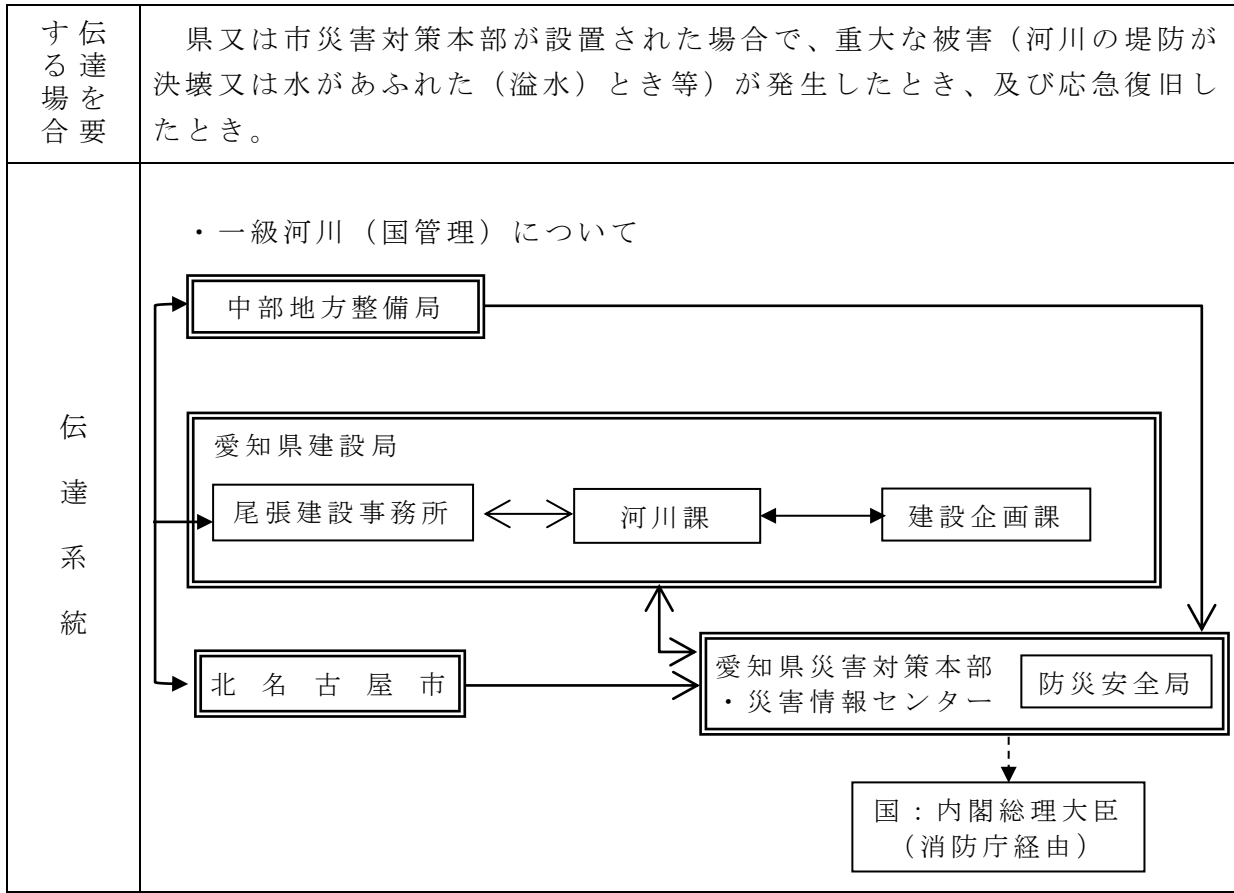
伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1・2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること  〔 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。 〕
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

(8) 伝達要領

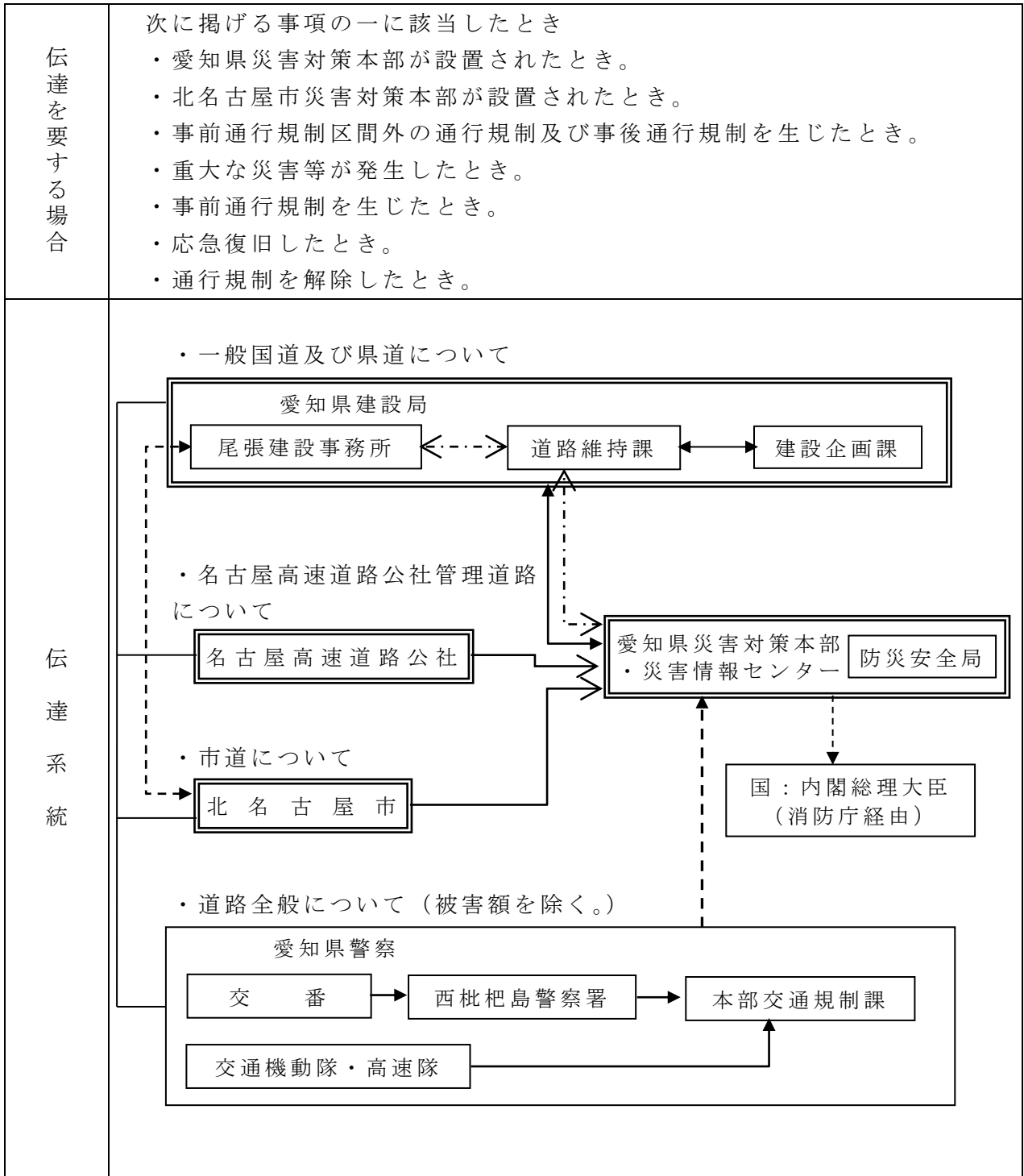
ア 人、住家被害等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</li> <li>・被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。</li> </ul>
伝達系統	<p>(注) 県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は防災安全局</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 防災情報システム</li> <li>---→ その他情報システム</li> <li>.....→ FAX・無線（高度情報）</li> <li>-.-.-→ 無線（一般）</li> <li>----→ FAX・電話（一般）</li> <li>→ その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 県防災行政無線設置機関</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 県防災行政無線未設置機関</li> </ul> </div>

イ 河川被害

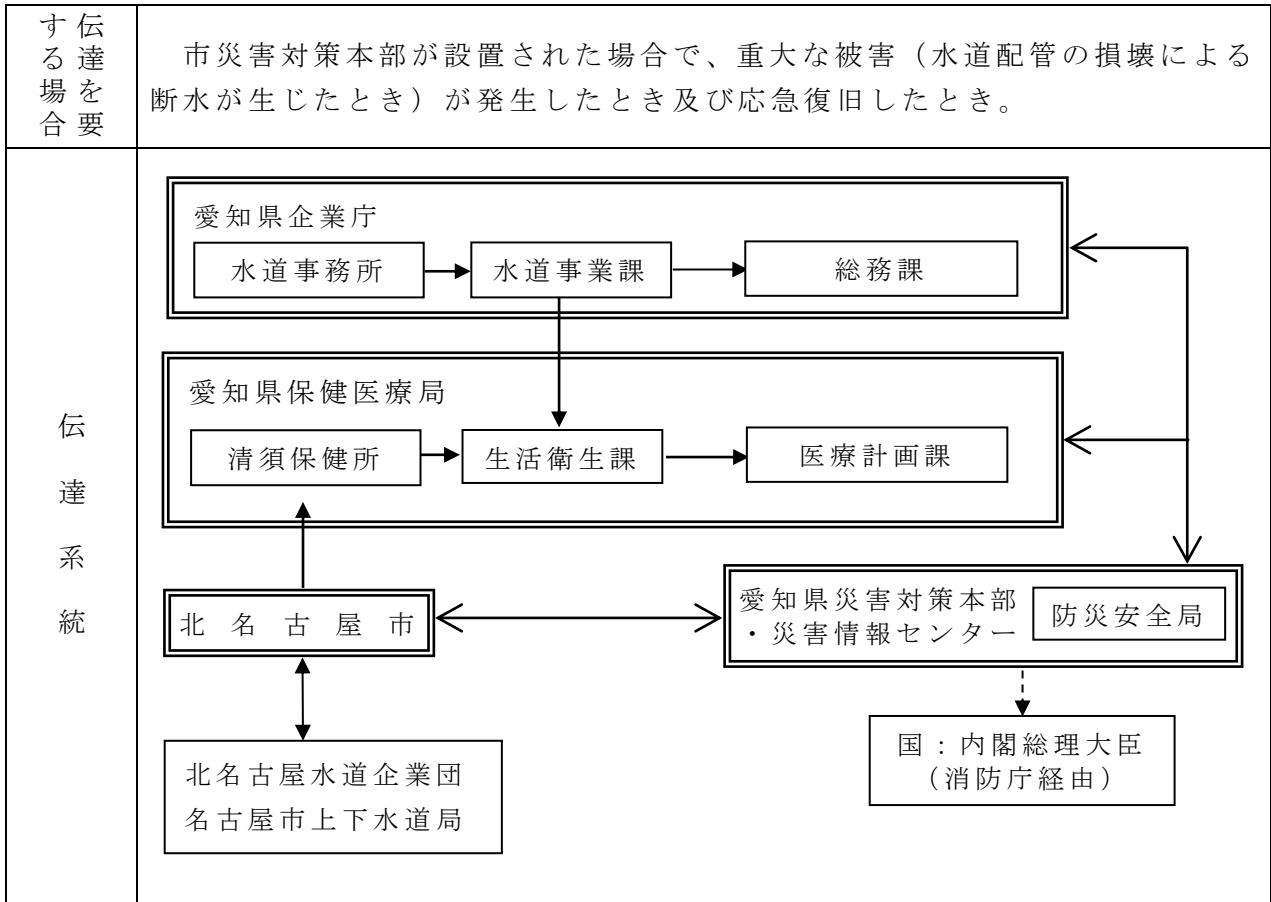


ウ 道路施設被害

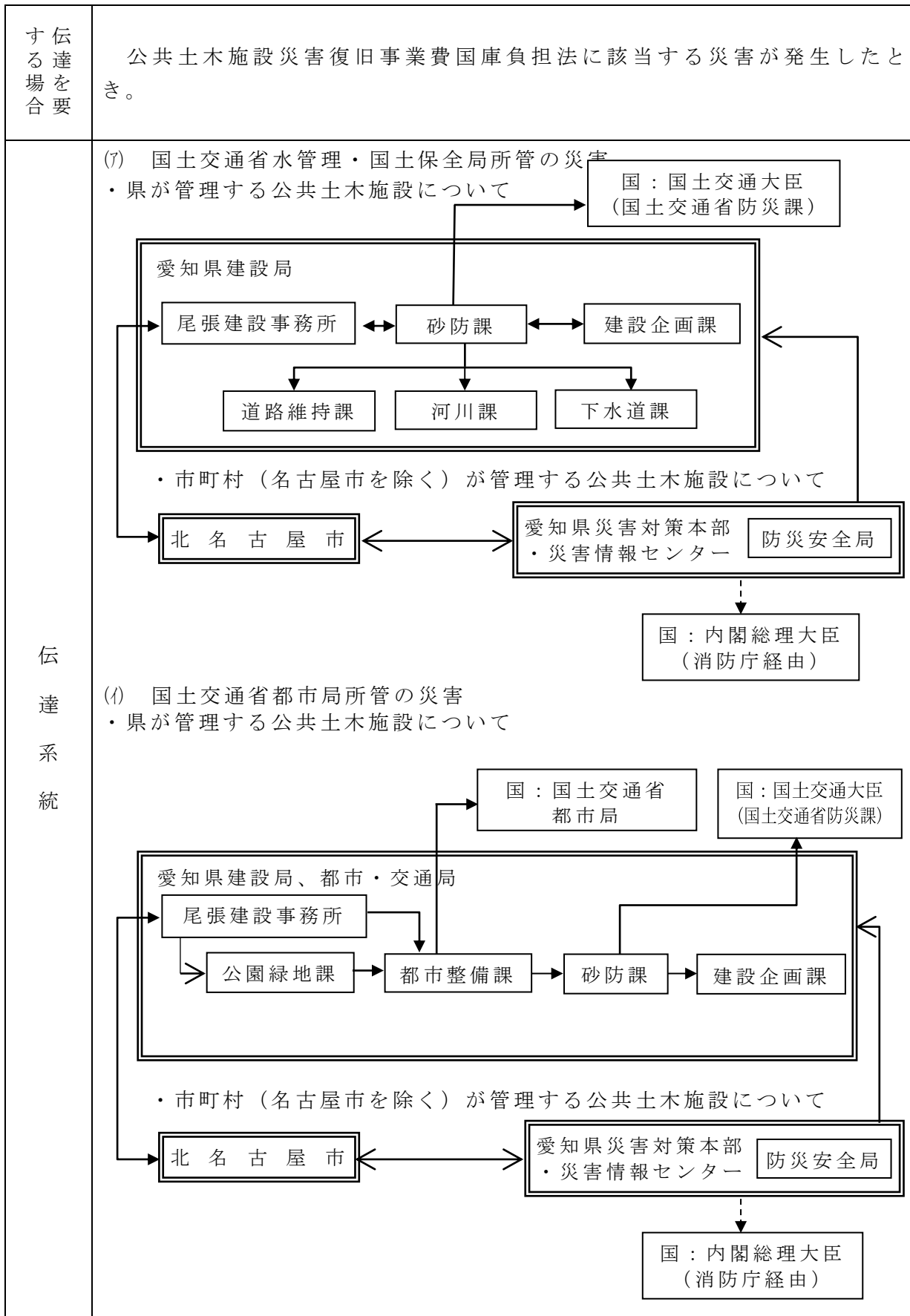




エ 水道施設被害



オ 公共土木施設被害



## 第2節 通信手段の確保

### 1 基本方針

大規模災害時においては、通信回線の輻そうや混信が予測されるので、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の優先利用を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

### 2 対策

#### (1) 電話施設の優先利用

市及び防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用する。

##### ア 一般電話

###### (ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる（「災害時優先電話」の登録にあたっては、西日本電信電話株式会社において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社名古屋支店へ相談すること。）。

###### (イ) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

##### イ 北名古屋市防災行政無線

緊急を要する市内の通信連絡は、北名古屋市防災行政無線を利用する。

##### ウ 防災相互通信無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

##### エ 衛星通信施設の使用

市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻そうや混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

##### オ 移動系無線局の使用

市及び防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

## カ 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができない又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

### (ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象に関するもの。
- d 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- e 遭難者救護に関するもの。
- f 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- g 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- h 市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- i 電力設備の修理復旧に関するもの。

### (イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

### (ウ) 非常通信の依頼

依頼できる最寄りの無線局は、西日本電信電話株式会社名古屋支店（災害対策室）・西枇杷島警察署等である。

## キ 携帯電話の使用

市及び防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

## ク 県防災情報システムの使用

市及び防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請等を迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

## 第3節 広報

### 1 基本方針

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、各段階に応じて災害の状態、災害応急対策の実施状況等を市民並びに自主防災会及び各事業所に周知するとともに、報道機関との連携を図る等の広報活動に努める。

また、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

### 2 対策

#### (1) 災害広報

市民に対して、防災行政無線（同報系）、広報車、Webサイト、一斉メール配信システム、ハンドマイク、掲示板、携帯電話の緊急速報メール、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して次の事項について広報を実施する。

##### ア 事前情報の広報

- (ア) 気象に関する情報
- (イ) 河川の水位の情報
- (ウ) 公共交通機関の情報
- (エ) その他の情報

##### イ 災害発生直後の広報

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 地域住民のとるべき措置
- (ウ) 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- (エ) 医療・救護所の開設状況
- (オ) 道路情報
- (カ) その他必要事項

##### ウ 応急復旧時の広報

- (ア) 公共交通機関の状況
- (イ) ライフライン施設の状況
- (ウ) 食品、水、その他生活必需品等の供給状況
- (エ) 公共土木施設等の状況
- (オ) ボランティアに関する状況
- (カ) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (キ) 被災者相談窓口の開設状況
- (ク) 庁舎窓口の受付状況
- (ケ) その他必要事項

#### (2) 記録写真等の作成

被災地の状況を担当ごとに写真等に収め、今後の復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

(3) 災害時緊急情報システムの整備運用

市は、避難勧告等の災害に関する情報を迅速・的確に市民等へ伝達するために、一斉メール配信システム(すぐメール)を整備し、市民からの登録により、災害情報をパソコンや携帯電話へ一斉転送する。また、緊急速報メールにより市内に所在する携帯電話へ一斉転送する。この際、外国語ややさしい日本語での情報提供に留意する。

**<登録方法>**

インターネットからはアドレス

<https://service.sugumail.com/kitanagoya/>

携帯電話からはiモード、Yahoo!ケータイ、EZwebに加入が必要

**3 マスコミとの連携**

(1) 災害時のマスコミ機関との連携

災害時の広報活動において、ラジオ・テレビ・新聞等マスコミ機関との連携を図り、迅速で確実な市民広報を行う。

災害に関する情報は、速やかに市災害対策本部で取りまとめを行い、適宜マスコミ機関へ発表する。

また、外国人等への情報伝達について、特に配慮を要する者への対応として、可能な限り外国語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 災害時プレスセンターの設置

災害発生直後に「災害時プレスセンター」を特設し、マスコミ機関への情報提供を総括的に行う。

(3) 応援協力関係

市は、報道機関から災害報道のための資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。また、報道機関に対して積極的に災害広報を実施するよう要請する。

特に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

## 第4章 応援協力・派遣要請

### 第1節 応援協力

#### 1 基本方針

市及び各防災関係機関等は、大規模な災害等が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

#### 2 対策

##### (1) 知事等に対する応援要請等

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

国や県の応援については、市としての必要性、受け入れ態勢の状況、及び受け入れの要領について県と綿密に調整し、必要な応援が速やかに受けられるよう努める。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

##### (2) 他の市町村に対する応援要請

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため、他の市町村の協力が必要であると認めたときは、相互応援協定を締結している近隣市町に応援を要請する。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。このため、平素から相互の能力、限界等について承知しておくよう努める。

また、市の被害が比較的軽微な場合に、協定市や県を通じて応援を要請された場合は、可能な限りその求めに応ずる。

##### (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

本部長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

##### (4) 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

(5) 経費の負担

ア 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

イ 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

## 第2節 応援部隊等による広域応援等

### 1 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、本部長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。



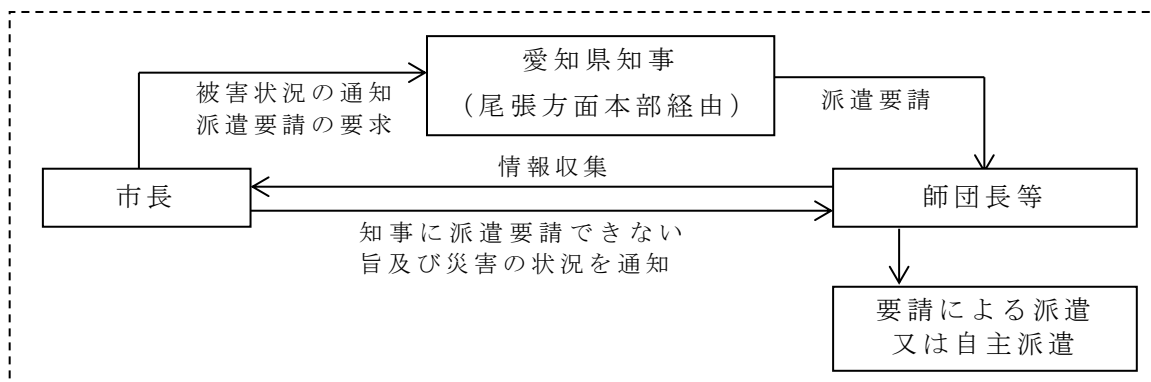
### 第3節 自衛隊の災害派遣

#### 1 活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合はそれらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

## 2 災害派遣要請

### (1) 災害派遣要請手順（知事が行う場合）



(注) 市は、時間のいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部へも連絡する。

### (2) 市の措置

本部長は、自衛隊の災害派遣を希望する場合には、災害派遣要請者（愛知県知事）に依頼をし、災害派遣要請者から自衛隊に要請する（様式 54）。

この場合において、本部長は必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知する。

事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

なお、本部長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### (3) 県の措置

災害派遣要請者（愛知県知事）は、市の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続がとられる。

### (4) 災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第10特科連隊長（豊川駐屯地司令）	三河地域（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
	第10後方支援連隊長（春日井駐屯地司令）	駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域

※ 北名古屋市が陸上自衛隊の災害派遣に関する連絡・調整を直接実施する場合は、愛知県西部の連絡調整を担当する第 35 普通科連隊長が窓口となる。

### 3 撤収要請

(1) 市の措置

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。(様式 55)

(2) 県の措置

知事は、(1)の撤収要請を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

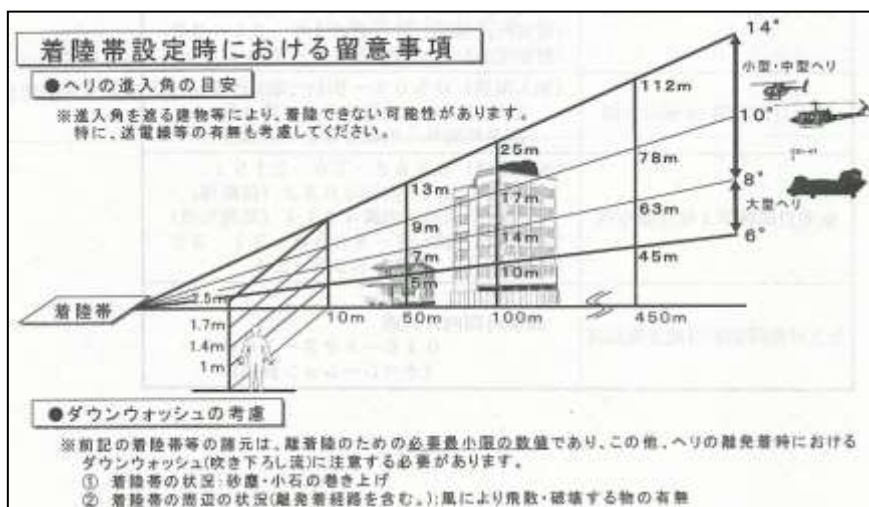
### 4 災害派遣部隊の受け入れ

本部長は、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊との連絡職員を指名するとともに、自衛隊の連絡要員を受け入れる。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複しないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

ア 事前準備

- (ア) 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。その際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、経度・緯度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。



イ 受け入れ時の準備

- (ア) 離着陸地点には、下記基準の **(H)** 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧で巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵が舞い上がることが想定される場合は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (3)ヘリポート可能箇所

**5 自衛隊災害派遣に伴う経費の負担区分**

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次に掲げるものを基準とする。
  - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
  - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第4節 ボランティアの受入

### 1 基本方針

市に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興をすすめるために、事前に登録されたボランティアグループや市内からのボランティアの受け入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティア及び防災活動・災害救援活動の分野で協力が可能なNPOについての窓口を設置して適切な受け入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 2 対策

#### (1) 災害ボランティアセンターの開設

ア 市は、必要な資機材を確保して災害ボランティアセンターを速やかに設置する。なお、災害ボランティアセンターの運営は、北名古屋市社会福祉協議会に要請する。

イ 市は、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体に要請する。

ウ 災害ボランティアセンターには、市職員や、社会福祉協議会、コーディネーター、防災ボランティアの会員等を配置し、ボランティア等の受け入れに関して、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行う等の支援を行う。

#### (2) コーディネーターの役割

ア 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、社会福祉協議会とともにボランティアの受け入れ（受付け、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

イ コーディネーターは、行政機関、社会福祉協議会、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層すすめるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

#### (3) ボランティア団体等の連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

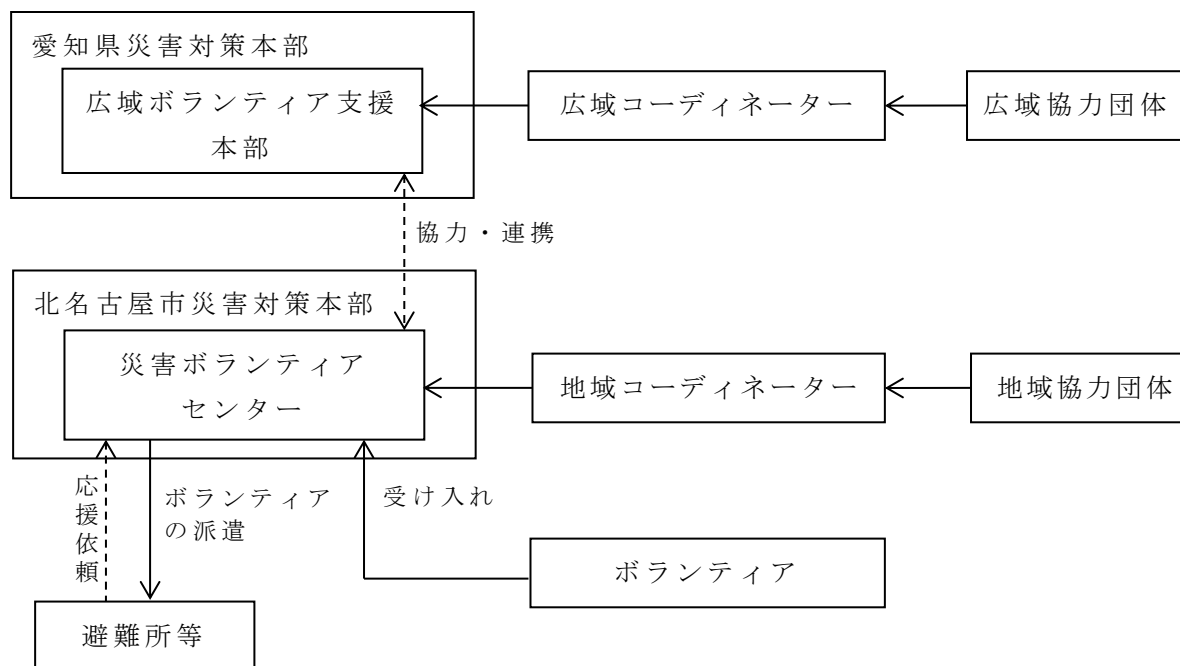
(4) 協力が予想されるボランティア団体

ア 愛知県・北名古屋市防災ボランティアグループ

イ その他のボランティア団体等

赤十字奉仕団、青年団、女性の会、高等学校、大学、高等技術専門学校生徒、各種団体、県外からのボランティア、アマチュア無線クラブ

《ボランティア受け入れの流れ》



## 第5節 防災活動拠点の確保

### 1 基本方針

市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について関係機関との調整の上、確保を図る。

また、市は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図る。

### 2 対策

#### (1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。

要件等	地区防災活動拠点	
災害想定規模	市区域内 局地的な風水害及び土砂災害等	
応援の規模	隣接市町村等	
役割	市内の活動拠点	
拠点数	市内で1箇所程度	
要件	面積	1ha以上 中型のヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

#### (2) 予定する活動拠点

区分	集積・集結場所
資機材・物資等集積場所	東庁舎及び隣接する総合体育館
自衛隊等の救援部隊、電力等ライフラインの復旧支援隊の活動拠点	文化の森、文化勤労会館、ジャンボプール
中型ヘリ離発着可能場所	訓原中学校
救護所	健康ドーム

## 第6節 労務者、技術者等の供給

### 1 基本方針

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、これに必要な要員の確保を図る。

### 2 対策

#### (1) 労務者、技術者等の雇上げ（様式44）

##### ア 災害救助法における実施基準

(ア) 労務者、技術者等の雇上げの対象範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な要員とする。

(イ) 労務者、技術者等の雇上げの対象期間は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な期間とする。

#### (2) 労務者、技術者等の雇用

職員等のみでは災害応急対策に従事する人員が不足するとき、または土木作業、清掃作業等、専門的技術を必要とするときは、労務者、技術者等の雇上げを行う。

#### (3) 民間人に対する従事命令又は協力命令

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民または当該応急措置を実施すべき現場にいるものを従事させることができる。

#### (4) 労務者、技術者等の確保

市は、必要があると認めるときは、県を通じて公共職業安定所に対して次の事項を明らかにすることにより、必要な要員の供給あっせんを依頼する。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ・ 必要要員数         | ・ 男女別内訳    |
| ・ 作業の内容         | ・ 作業実施期間   |
| ・ 賃金の額          | ・ 労働時間     |
| ・ 作業場所の所在       | ・ 残業の有無    |
| ・ 労務者、技術者等の輸送方法 | ・ その他必要な事項 |



## 第5章 救出・救助対策

### 基本方針

生命、身体が危険な状態から自力で脱出できない者、あるいは生死が不明な者の救出をまず最優先として、あらゆる手段を尽くして救出する。救出後の負傷者については医療機関にすみやかに搬送する。

### 第1節 救出・救助活動

#### 1 実施内容及び応援協力関係

##### (1) 要救出者

浸水家屋や危険個所に孤立して、生命・身体が危険な状態で、自力で脱出できない者、あるいは生死が不明な者

##### (2) 救出の方法（様式13～15）

要救出者は、まず自主防災会等、付近の市民等が可能な範囲で救出するが、能力を超えるものは、消防署員・消防団員・市職員、必要により自衛隊等に要請して救出する。この際、特に専門的技能を持たない者の二次災害発生の防止に注意する。

救出した負傷者については、医療機関へ搬送する。救出にあたっては、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先する。

##### (3) 警察署との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため、警察に対し交通規制及び現場における警備等を依頼する。

##### (4) 応援協力関係

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、本部長は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより関係機関に協力要請を行う。

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

#### 2 その他

災害救助法が適用された場合、県計画第3編 第5章 第1節「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 航空機の活用

### 1 基本方針

市は、通信機能の寸断・途絶、緊急道路の閉鎖や渋滞の発生による要救助者の搬送、被災の全体像把握、応急活動要員や資機材の不足等に対応するため、必要に応じて名古屋市消防航空隊に対して、防災ヘリコプター等による発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等の実施を要請する。

また、現在、広域避難場所に指定されている小中学校のグラウンドのうち、ヘリポートとして使用可能な箇所については、防災ヘリコプターの離着陸拠点、物資投下の拠点として使用する。

### 2 対策

#### (1) 要請内容

市は、名古屋市消防航空隊に対し、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を要請する。

ア 被害状況調査等の情報収集活動

イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

ウ 災害情報、警報等の広報

エ 火災防御活動

オ 救急救助活動

カ 臓器等搬送活動

キ その他防災ヘリコプター等による災害応急対策が有効と認められる活動

#### (2) 出動に伴う要請

ア 本部長は、市域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、名古屋市消防航空隊に防災ヘリコプター等を出動依頼する。

イ 本部長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この項において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援が行われる。

(ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合

(イ) 市及び西春日井広域事務組合の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(ウ) その他救急救助活動等において防災ヘリコプター等による活動が最も有効な場合

ウ 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害発生現場の気象状況
- (エ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要な事項

エ この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」及び「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」の定めるところによる。

(3) 受入態勢

市は、防災ヘリコプターの出動を要請したときは、名古屋市消防航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入態勢をとる。

- ア 離陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の病院への搬送
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

## 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### 第1節 医療救護

#### 1 基本方針

市は、災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、応急的な救護所の開設や医療チームの派遣を要請する等により緊急の医療態勢の確保に努めるとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努める。

また、市は、尾張西部区域における保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

#### 2 対策

##### (1) 医療の方法（様式 25～30）

##### ア 医療救護所の開設

医療救護所を開設するため、医師の派遣を西名古屋医師会に要請する。

##### イ 医療救護班の派遣要請

市は、状況に応じて順次県へ医療救護班の派遣を要請し、現地活動ができる受け入れの措置をとる。

##### ウ 救護所の設置

市は、次に掲げる場所に救護所を開設し、必要に応じ巡回救護を行う。

##### (ア) 健康ドーム

##### (イ) その他の被災者の多い地点等

##### エ 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として市及び応援消防機関が行う。

ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ヘリコプター等による搬送を要請する。

##### オ 災害拠点病院、2次救急医療機関等への搬送

##### 《災害拠点病院等》

災害拠点病院	尾張西部区域	一宮市民病院	一宮市	0586-71-1911
		総合大雄会病院	一宮市	0586-72-1211
		厚生連稲沢厚生病院	稲沢市	0587-97-2131
	近隣地域	小牧市民病院	小牧市	0568-76-4131
		日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	名古屋市	052-481-5111
2次救急医療機関	済衆館病院	北名古屋市	0568-21-0811	
	はるひ呼吸器病院	清須市	052-400-7100	

(2) 薬剤師の派遣要請及び活動

ア 市長は、西春日井薬剤師会に対して、備蓄している医薬品の供給並びに薬剤師の派遣を要請する。

イ 西春日井薬剤師会から派遣された薬剤師は、市及び医療チームと協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

(3) 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品や衛生材料は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、まず西春日井薬剤師会の備蓄品で対応し、次いで西春日井広域事務組合東部休日急病診療所の備蓄（ランニングストック）及び最寄りの医薬品等販売業者から調達する。災害の状況等により不足する場合、尾張西部区域における保健医療調整会議を通じて調達の要請をする。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社血液センターに調達を要請する。

(4) 応援協力関係

ア 市は、尾張西部区域における保健医療調整会議に参画して、県及び近隣市町との情報共有を図る。

イ 市は、西名古屋医師会に要請して派遣された医師等をもってしても医療・助産の実施が困難な場合は、尾張西部区域における保健医療調整会議を通じて医療救護班等の応援要員、域外搬送等の応援を要請する。ただし、尾張西部区域における保健医療調整会議が設置される以前に必要な場合は、直接他市町村に依頼する。

(5) 防災拠点施設・設備等の充実

市は、医療救護活動が円滑に活動できるよう医療救護に係る防災拠点施設・設備等の充実を図る。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (1) 防災拠点

### 3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (5) 医療関係機関

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期す。激甚な被害が生じ、又は夏季における大災害が発生する等、県内のみでの対応が困難となった場合、県は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を強力に実施する。

また、市は、健康相談等の実施体制を確保し、早期に保健対策を実施することにより、被災に伴う健康障害を予防できるよう支援する。

### 2 防疫措置

#### (1) 積極的疫学調査及び健康診断

市は、県の協力を得て、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査にあたる。

なお、調査の結果、一類感染症等のまん延を防止するための必要があるときは、当該者に対し健康診断を受けるべきことを勧告し、県が実施する感染症指定医療機関への入院、移送を補助する。

#### (2) 防疫班の編成と県への要請

市は県に準じて市災害対策本部に防疫班を設ける。

積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者等の発生があった際、あるいはその徴候が見て取れるような状態が発生した場合には、防疫班を派遣して態勢の拡大を図るとともに、県に対し防疫班の派遣を要請する。

#### (3) 清掃及び消毒

県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ア 市は、道路・側溝・公園等公共の場所を中心に清掃する。

イ 市は、被災の直後に自主防災会等の協力を得て各戸に防疫薬剤を配布する。また、家屋その他の消毒も実施する。

#### (4) 感染症法により家庭用水の使用が制限される場合の家庭用水の供給

ア 知事の命令による家庭用水停止命令期間中の供給を行う。

イ 家庭用水の供給量は、「第23節 救援対策 2 給水」に準じて実施する。

ウ 使用停止措置までに至らなかった場合であっても井戸水・水道の衛生管理について指導する。

#### (5) 避難所の生活環境

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(6) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者及び保菌者が発生した時は、必要に応じて隔離に協力する。

イ 既設の施設に受け入れることが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて受け入れる。

(7) 避難場所の防疫指導

ア 給食従事者は健康診断を受けた者を充て、できるだけ専従とする。

イ 飲料水については、使用のつど消毒するよう指導する。

(8) 応援協力関係

ア 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

イ 市は、その機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、人員及び資機材等に不足を生ずる場合は、他市町村及び県に応援を要請する。

ウ 市は、保健活動により心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

### 3 保健対策

(1) 健康診査

被害を受けた住民に対し、避難所及び仮設住宅等において、健康診査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。また、必要により予防接種について県に要望する。

(2) 予防接種

ア 市は、厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認め、県が予防接種を行う場合はこれに協力する。

イ 市は、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い実施する。

(3) 広報及び健康指導

市は、県の協力を得て、被災した住民に対し、感染症を予防するための指導及び広報に努める。

(4) 巡回保健相談の実施

避難所や被災家庭の環境整備や心身両面の健康管理を行うために、早期に保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談や口腔ケア等を実施する。

また、保健・医療・福祉等のサービスが適切に提供されるよう調整を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保険・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、避難所の生活環境を整備するため、避難者の健康状態を調査するとともに、居室の整理、清掃、感冒予防等の健康教育を実施する。

(5) 巡回栄養相談の実施

避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談や避難所等における被災者の食生活支援・相談を実施する。避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、県が公益社団法人愛知県栄養士会と締結した「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

また、災害が大規模であるため等の理由により、避難所生活が長期化する場合には、避難者への食品供給担当部門に対して食事等の助言を行う。

さらに、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、巡回相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施し、栄養の適正化の早期実現を支援する。

(6) 保健師、栄養士等の確保

保健師、栄養士等が確保できない場合は、尾張西部区域における保健医療調整会議を通じて派遣を要請する。

#### 4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等における保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施する等、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 市は、県が収集した保健活動に必要な災害情報の提供と支援を受ける。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレス等、心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD（心的外傷後ストレス障害）・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行う等、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

具体的には、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等の長期的な被災者の心のケア対策を行う相談センターを設置する。

(3) 子どもたちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体



制を整える。

(5) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請

保健活動により、必要と認められる場合は、県に対しD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。

## 5 衛生管理

(1) 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(2) 被災地域における動物の保護

市は、県が実施する被災動物の保護及び収容に協力するとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。犬については、狂犬病予防法に基づく登録制度を活用し、危害を防止する。

また獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(3) 応援協力関係

市は、その機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、人員資機材等に不足を生ずる場合は、他市町村及び県に応援を要請するとともに、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

また、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

## 第7章 交通の確保・緊急輸送対策

### 基本方針

道路の障害状況及び交通状況の把握に努め、避難路及び緊急交通路を迅速に確保する。このため被災地域への一般車両の流入を禁止、あるいは地域を特定し、車両の通行を極力抑制するとともに、通行の禁止、危険箇所の標示、迂回指示等危険防止及び混雑緩和のための措置をとる。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 県警察における措置

##### (1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

##### (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急自動車</li> <li>・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul>

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p>
第一局面（災害発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</li> </ul>	

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

**2 自衛官及び消防吏員における措置**

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

**3 自動車運転者措置**

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
  - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
  - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

**4 応援協力関係**

市は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応急工事の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要請する。

## 第2節 道路施設対策

### 1 道路、橋りょう等の応急措置

市は、道路・橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた場合は、速やかに警察又は道路管理者に通報し、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるように配慮する。

また、市は、あらかじめ発災時の自動車利用を自粛するように市民に周知すると共に、発災時は必要に応じて道路管理者及び警察機関と連絡のうえ、通行の禁止又は制限等の交通規制を行う。市民の自動車による避難等については、各自の自己判断で市の避難勧告以前に限ること、それ以降は原則的に規制されること等を平常時から市民に対して周知する。

### 2 市における措置

市は、市道について緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、以下の措置を実施する。

- (1) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動等の命令
- (2) 運転者の不在時等における車両の移動等

上記の措置のため、やむを得ない必要がある場合は、他人の土地の一時使用、その他の障害物を処分し、沿道での車両保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

## 第3節 緊急輸送手段の確保

### 1 基本方針

災害時における輸送業務の円滑を期するため、対策要員及び資機材等の輸送等、輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を速やかに実施する。

この場合の緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

### 2 対策

市は、緊急輸送道路に関する情報、う回路に関する情報を収集し、県・関係機関へ報告通報するとともに、県に協力しつつ、輸送路の確保に努める。

- (1) 輸送力の確保（様式 48～50）

ア 市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の予定数を明確にし、

人員及び物資等の輸送手段を確保する。確保の順位はおおむね次の順位による。

- (ア) 市所有の車両
- (イ) 公共的団体の車両
- (ウ) 事業者所有の車両
- (エ) 自家用車両

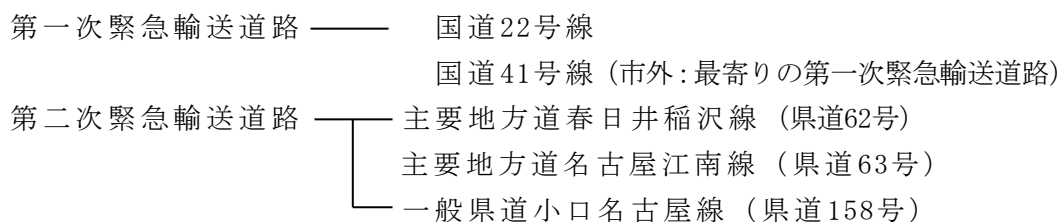
イ 災害輸送を実施するにあたり、輸送車両等で不足が生じた場合は次の事項を明示して、他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員及び輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ 県が指定する災害対策用緊急輸送道路等の市内の道路が建物の倒壊やがれき発生により、閉鎖や渋滞等が発生し、陸上の輸送ルートが途絶した場合においては、県に対して防災ヘリコプター等による物資等の応援要請を行う。

(詳細は、第33節「防災ヘリコプター等応援要請計画」による。)

(2) 災害対策用緊急輸送道路（県指定）



(3) 避難路（市指定）

第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路と広域避難場所を結ぶ主要な道路を位置づける。また、これも活かしながら、避難所の近隣を通るような主要な道路を位置づける。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 6 緊急輸送道路等

### 3 緊急通行車両の運行確保

(1) 緊急通行車両の確認及び事前届出

県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合は、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認は県公安委員会（西枇杷島警察署）が行う。

また、市が緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（西枇杷島警察署）へ「緊急通行車両等届出書」を提出し、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の責任者は、「緊急通行車両等届出書」（様式51）を県公安委員会（西枇杷島警察署）に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両等であると確認したときは、「緊急通行車両等確認証明書」及

び標章（様式 52）が交付される。

#### 4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

#### 5 その他

災害救助法が適用された場合の輸送の実施基準、期間、経費については災害救助法施行細則による。

## 第8章 水害防除対策

### 第1節 水防

#### 1 基本方針

風水害による洪水等が発生し、又は発生が予想される場合これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

なお、詳細については、「北名古屋市水防計画書」による。

#### 2 対策

##### (1) 水防活動

##### ア 水防団等の出動

本部長は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態になったとき、又は、県及びそれぞれの水防管理団体の水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったときには、水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

##### イ 監視及び警戒

本部長は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異状を発見した場合は、直ちに当該河川、堤防等の状況を県に連絡する。

##### ウ 水門等の操作

市（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、県管理河川より洪水の逆流を確認した場合は、逆流防止ゲート等の操作により氾濫防止に努める。

##### エ 雨水排水ポンプの運転調整

市は、一級河川庄内川水系新川流域において、河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的に雨水排水ポンプの排水調整を実施する。

##### オ 水防作業

河川、堤防等が漏水、崩壊、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法の実施により、崩壊等を防止する。



カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

本部長は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないような措置を実施する。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 排水用機器の使用
- (オ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(ア)から(エ)（(イ)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

(2) 内水排除

市は、内水氾濫等により湛水した場合は、内水排除のため、雨水排水ポンプにより排水作業を実施する。

排水先の河川そのものが危険となった場合には、排水作業が停止されることがある。

### 3 応援協力関係

(1) 本部長は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保について応援を要請する。

なお、広域的な応援要請、あるいは自衛隊の派遣要請を要望する必要がある場合は、県へ要請する。

(2) 本部長は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に出動を要請する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 4 水防施設・設備等

## 第2節 防災営農

### 1 基本方針

災害による農地、農業用施設、農作物等への被害を最小限にするため、営農関係被害の防除活動を的確に実施する。

### 2 実施内容

#### (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大を防止するため迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施するとともに、被害状況に応じて関係機関へ応援を要請する。

また、雨水排水ポンプ場等が被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

#### (2) 農作物に対する応急措置（災害対策技術及び病虫害の指導）

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県尾張農林水産事務所や西春日井農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

#### (3) 凍霜害防除

市及び西春日井農業協同組合は、凍霜害が予想される場合は、無線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるように措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

### 3 応援協力関係

市及び土地改良区は、農業用施設に対する応急措置の実施にあたり、必要に応じて、県、他土地改良区へ要員、資機材の確保について応援を要請する。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### 第1節 避難所の開設・運営

#### 1 避難所・現地連絡所の開設及び運営

##### (1) 避難所及び場所の指定

市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づき、所有者又は管理者の承諾を得て指定した避難所のうちから、被害を免れた避難所、二次災害の恐れのない避難所等、災害の発生状況等に応じて避難に適した場所を指定する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

##### ア 一時避難所

一時避難所は、主として災害発生時に避難者を一時的に避難させ、保護する施設とする。なお、水害発生時は、基本的に使用しない。ただし、水害の際に市民等が避難してきた場合は、職員は速やかにこれらの避難者を避難所に誘導するものとするが、水害の状況等によって、こうした移動が困難な場合は誘導せず、職員は避難所等から必要な物資を運び避難者に支給する。

##### イ 長期避難所

長期避難所は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長期におよび宿泊を要するとき避難者を避難させ保護する施設とする。

##### ウ 広域避難場所

広域避難場所は、大災害による火災から市民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、広場（校庭を含む。）等を広域避難場所として指定し、要避難地区のすべての市民を避難させることができるよう配置する。

また、広域避難場所を指定した場合は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識を設置し、平素から地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

なお、広域避難場所に存在する校舎及び体育館等の建築物は、水害時には「避難所」として、避難者を避難させ保護する施設とする。

##### (2) 避難所の選定基準

ア 被災者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、テント等を設置することが可能な規模を有する。

イ 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないもの。

ウ 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるもの。

エ 周囲に多量の可燃性物質の貯蔵施設がないところ。

オ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところ。

カ その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所であるもの。

## (3) 避難所の開設

市は、災害等により避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

また、要配慮者に配慮して、福祉施設等の施設を要配慮者避難所に指定するとともに、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

特に水害発生の危険性が存在する場合は、市民の自主的な避難や現地連絡所（避難所等に併設）としての機能確保のため、避難勧告の発令以前から開設する必要がある。具体的な開設時期としては、避難勧告の発令基準等も参考にして、新川や中江川の水位、市内及び上流部の降雨状況等を参考にして総合的に判断する。

さらに、市は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、備蓄資機材等を計画的に設置するよう努める。

## (4) 避難所の設置報告及び避難状況報告

避難所を設置した場合には、本部長は直ちに避難所開設状況を知事に報告する。この場合の報告事項はおおむね次のとおりで、高度情報通信ネットワーク等で報告する。

ア 避難所開設の日時・場所

イ 箇所数及び避難人員

ウ 開設期間の見込み

## (5) 避難所の運営（様式 10～12）

市は、まず職員を避難所に配置し、避難者自身の協力を得て当初の避難者の受け入れを実施する。その後速やかに避難者が自ら避難所を運営できる態勢（避難所運営委員会等の組織の立ち上げ等）を確立し、安全かつ適切な管理を図る。

また、避難所に配置された職員は次の点に留意し、避難所運営委員会等の避難者と協力しつつ避難所の運営にあたる。

この際、運営における女性の参画を推進するとともに、要配慮者等への配慮を重視する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的にすすめるとともに、市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

イ 避難者の把握

必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、施設の規模からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや多様な性の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に係る情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、職員、ホームヘルパー等による支援を行う。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。なお、食物アレルギーや宗教上の理由により食べられないものがある者について、「避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、

自主防災会、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する等、避難所の公衆衛生の向上に努める。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(6) 応援協力関係

ア 避難者の誘導及び移送の要請

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村、県又は自衛隊へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

イ 避難所開設の応援要請

市は、自ら避難所の開設が困難な場合又は被災した市民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

なお、県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

(7) 避難所の閉鎖

本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは避難所の閉鎖を決定し、避難所運営委員会等に通知する。

## 2 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 11 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 基本方針

要配慮者については、自主防災会等の協力のもと、早めの避難を促して支援することにより、安全を確保する。

### 2 対策

#### (1) 要配慮者・避難行動要支援者の認識

要配慮者とは、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、療育の必要な児童、養育の欠ける児童、医療的ケア児者、病人、乳幼児、妊婦、外国人等、災害に際して迅速な行動をとることが困難であり、また必要な情報が得られない等、災害時においてハンディキャップのある者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する者とする。

#### (2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材を確保した市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

#### (3) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### (4) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援す

る。

(5) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(6) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

(7) 相談窓口の開設

直ちに相談体制を確立するため、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体との連携を図りながら福祉に関する情報提供・相談業務を実施する。また、市本部に設置される「災害相談窓口」に必要な相談要員を配置する。

(8) 災害情報の提供

避難勧告発令時は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災会等の協力を得て、速やかに避難誘導する。状況により、避難勧告準備情報発令の段階から避難を開始する。

ア 聴覚障害者に対しては、広報紙、一斉メール配信システム、マスコミへの文字放送・手話通訳つき放送の依頼等により広報を行うとともに、自主防災会等の協力を得て情報伝達を行う。

イ 視覚障害者に対しては、繰り返しテレビ・ラジオでの情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。

ウ 各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

エ 国際交流協会等を通じて外国人コミュニティに対して情報提供を行うとともに、国際交流団体や支援団体の協力を得て、語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供の実施に努める。

オ 市社会福祉協議会等と協力して、避難所に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員を通じて、必要な情報提供を行う。

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。



風水害等災害対策計画編 第3編 災害応急対策計画

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施工催促による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 11 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

## 第3節 帰宅困難者対策

### 1 基本方針

市は、帰宅困難者に対する対応として、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等を各機関・事業所等と協力して実施する。

このため、まず事業所や学校等は、組織として、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、状況に応じて順次帰宅させる。

また、市内の学校や郵便局等の公共公益施設における被災状況や交通機関の運行状況等の情報提供、及び協定を締結している民間企業等からの飲料水や食料の提供、企業の従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

### 2 対策

#### (1) 市における措置

ア 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、あるいは道路が断絶して、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

イ 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

ウ その他帰宅困難者への広報

市は各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

エ 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要となった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

オ 災害時緊急情報システムの整備運用

市は、避難勧告等の災害に関する情報を迅速・的確に市民等へ伝達するために、災害時緊急情報システム（一斉メール配信システム）を整備し、市民からの登録により、災害情報をパソコンや、携帯電話等へ一斉送信する。また、緊急速報メールにより市内に所在する携帯電話等へ一斉送信する。

#### (2) 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

## 第10章 水・食品・生活必需品等の供給

### 基本方針

災害が発生した場合、多数の市民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等が切迫して、生命の危険にさらされる状況となる。このため、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに、民心を安定させるため迅速かつ適切な広報活動により、社会秩序の確保・安定を図る。

救援にあたっては、被災住民に対し最低限必要な衣、食、住を給与するが、被害が広域にわたる場合、救急・救助等の要員、飲料水、食料、毛布、防災活動のための資機材等の物資の配分、輸送に相当の困難が予想される。このため、通常の陸上ルートのほか・県防災ヘリコプターの要請等、輸送ルートの確保を図るとともに、県への支援要請や災害時に応援協定を締結している機関・企業等への依頼により必要な物資を確保する。

### 第1節 給水

災害により飲料水を確保することができない被災者に対する最小限度必要な量の飲料水を、備蓄保存水の供給、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局による応急給水、物資供給に関する協定企業への要請等により確保する。

他市町村への応援要請については「水道災害相互応援に関する覚書」の定めにより実施する。

#### 1 給水対象及び給水量（様式19～21）

給水は、備蓄飲料水及びろ水機によるろ過水等を現地の実情に応じて行うものとする。給水の対象は、災害により飲料水が得られない被災者とする。

また、応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

#### 2 応援協力関係

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

また、北名古屋水道企業団は、応急給水作業や応急復旧作業の実施が困難な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき日本水道協会愛知県支部等へ応援を要請する。

### 3 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (8) 飲料水兼用耐震性貯水槽

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 2 災害備蓄食料・物品配備表

※ 附属資料編 第7 参考 1 1 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

## 第2節 食品の供給

非常災害時において、食料の円滑な供給を図るため、自ら炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。

市は、まず備蓄食料を被災者に供給するとともに、物資の供給に関する協定締結業者と連携をとり、食品の確保を行うが、その実施が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、市において備蓄した食料を使用する。

### 《供給（確保）の目安》

1日分（3食/人）	家庭内備蓄による確保
1日分（3食/人）	市による確保（避難所における1日3食分の確保）
3日目以降分	広域応援、市災害流通ネットワークによる確保

### 1 食品の供給方法

(1) 炊き出し及び食品の供給にあたっては、現に食し得る状態にあるものを支給する。

(2) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

ア 第1段階：乾パン、ビスケット等

イ 第2段階：パン、おにぎり、弁当等

(3) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

(4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

ア 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 2 主食の応急用供給（様式 16～18）

(1) 平素から市民に対して、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の食料と水を備蓄するよう周知徹底を図るとともに、市においても食料の備蓄をしておくことが必要である。

(2) 市は、まず備蓄食料等を供給する。自ら炊き出しその他による食品の供給の実施が困難な場合は、西春日井農業協同組合・北名古屋市商工会等を通じて協力を求めるか又は他市町村・県へ炊き出しその他による食品の供給の実施やこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

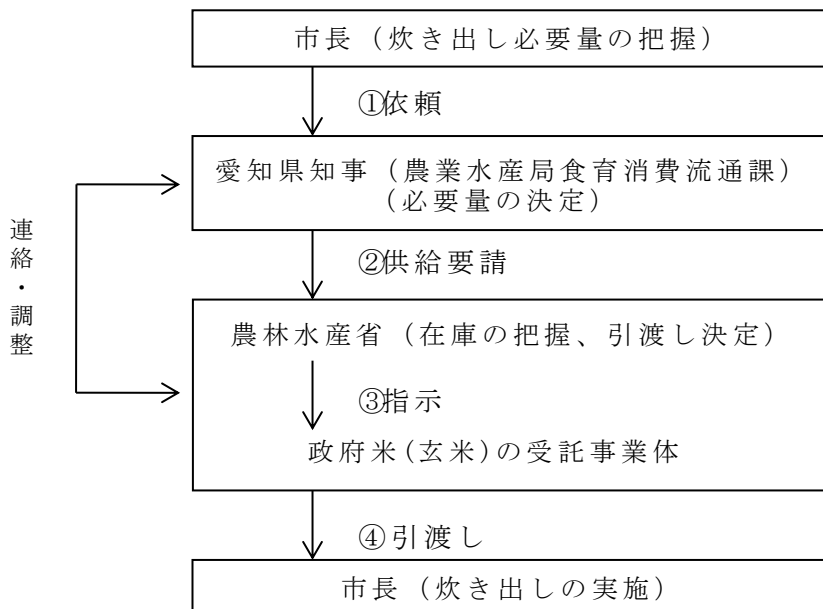
炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

また、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

さらに、本部長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。

### 《炊き出し用として米穀を確保する手順図》



### 3 副食品、調味料の調達要請

市は、広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、県に対し、調達要請を行う。

### 4 衛生確保

#### (1) 避難所衛生巡回指導

保健所により、所轄する区域の避難所における、食品に係わる衛生状態の確認、必要な衛生指導等が実施される。

また、市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、県より指導を受ける。

#### ア 避難所における衛生指導の内容

リーフレット等により避難所の管理者や避難者、ボランティアを対象に衛生指導を行う。

#### イ 市外弁当等納入業者への指導

(ア) 市は、市外からの弁当等納入業者へ、製造所から避難所への直送最短ルートを検討、輸送手段、方法等について指導・協議を行う。

(イ) 市は、市外の納入業者や製造所を管轄する保健所に対し、衛生指導の徹底を要請する。

(ウ) 市は、市外から納入された弁当食品について、食品衛生上の安全確認を実施する。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 2 災害備蓄食料・物品配備表

#### (2) 災害時における物資等の供給調達に関する協定

市は災害が発生し、災害救助に必要な食品及び生活必需品が不足した場合は、「災害時における食品・生活必需品等の確保に関する協定書」等に基づき、協定先に対して、災害救助に必要な物資等の調達協力を要請する。

#### (3) 栄養指導

市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。この際、必要に応じ県の支援を要請する。

### 5 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7 参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 1 1 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

### 第3節 生活必需品等の供給

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服・寝具その他の医療品及び生活必需品をそう失し、又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない者に対して一時の急場をしのぐ程度の被服その他の医療品及び生活必需品を給与又は貸与し、応急的な保護の措置をとる。

#### 1 給与又は貸与方法（様式 22～24）

衣料、生活必需品、その他物資の給与又は貸与は、世帯構成員別被害状況（様式 22）に基づいた救助物資購入（配分）計画表により被害別並びに世帯の構成員数に応じて給与又は貸与する。

#### 2 給与又は貸与する品目

生活必需品として給与又は貸与する品目は原則として、次の9種類に限定する。この際、給与又は貸与する物品の仕様等のニーズは、季節及び災害後の時間の経過とともに変化することに留意する。

- (1) 寝具（就寝に必要な最少限度の毛布及び布団等）
- (2) 被服（普通着の作業衣・婦人服・子供服等）
- (3) 肌着（シャツ・ズボン下・パンツ等）
- (4) 身回品（タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等）
- (5) 炊事道具（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具・バケツ等）
- (6) 食器（茶わん・汁茶わん・皿・箸等）
- (7) 日用品（石けん・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ・ろうそく・プロパンガス等）
- (9) 医薬品（消毒薬・包帯・綿花・ばんそう膏・三角巾・体温計・頭痛薬・胃腸薬等）

#### 3 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 4 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チー

ムにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 11 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について



## 第11章 地域安全対策

### 1 基本方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒に努める。

### 2 対策

保安及び地域安全対策として避難後の住宅密集地域、避難場所、救援物資集積所、金融機関等の防犯対象及び犯罪等の多発地域等については、重点的に警ら警戒及び地域安全活動等を強化し、各種犯罪等の未然防止に努める。

また、サイバー攻撃に対する情報収集、市民への情報提供についても注意する。

### 3 放浪犬猫の収集・処理

被災により放浪する犬猫について、関係機関、関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

### 4 応援協力関係

市は、警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第12章 遺体の取扱い

### 1 基本方針

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、適切に処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

その際、遺体の検視、医学的検査、身元確認等をできる限り綿密に実施する。

また、遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

### 2 応援協力体制

市は、自ら遺体の捜索・収容、処理、埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

### 3 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第1節 遺体の捜索

### 1 遺体の捜索（様式 31～33）

市は、県警察と緊密に連絡をとりながら捜索し、遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得たのち、速やかに収容し、安置する。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は、身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体が発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

## 第2節 遺体の処理

### 1 遺体の検視（様式 34）

収容した遺体の検視（調査）は警察が実施する。このため、発見時付近に警察官が所在しない場合は、警察に連絡するか、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容し、後ほど検視を受ける。

## 2 遺体の検案

市は、遺体（医師の診療中に死亡したものを除く）について医師による遺体の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

## 3 遺体の処理

市は、検視（調査）及び医学的検査を終了した遺体についておおむね次により処理する。

- (1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院や学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

## 4 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、警察その他医師会等の関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

※ 附属資料編 第5 2 災害時における協定を締結している企業等

## 5 身元不明の遺体の処理

本市が被災していない場合であっても、河川等に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

## 第3節 遺体の埋火葬

市は、火葬施設を保有していないため、県あるいは近隣の火葬施設を有する自治体に依頼して埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。その他、市が行う事項については次のとおりとする。

### 1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付（様式 35）

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

### 2 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

### 3 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体の埋火葬の処置を実施する。

**4 棺、骨つぼ等の支給**

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

**5 埋火葬相談窓口の設置**

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

## 第13章 ライフライン施設等の応急対策

### 基本方針

電力、ガス、水道及び下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても速やかに復旧又は供給を再開することが必要である。このための応急工事をはじめ緊急措置をすみやかに各事業者を実施させるとともに、必要な事項について協力する。

また、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

なお、復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

### 第1節 電力施設対策

市は、次にあげる各事業者の実施事項に対して、指導・要請するとともに、必要な事項について協力する。

#### 1 電気（中部電力パワーグリッド株式会社）

##### (1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には中部電力パワーグリッド株式会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

##### (2) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の市民等への報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

##### (3) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

##### (4) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

##### (5) 応援協力関係

自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に電力の融通を要請する。また、応急工事の実施が困難な場合は、他の電気事業者等に応援を要請する。

(6) 広報

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

## 第2節 ガス施設対策

### 1 ガス（東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む））

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかにガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 災害時における応急工事

ガス事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良及び停止となった地域への供給再開を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(4) 災害時におけるガスの保安

ガス導管の折損等によりガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、危害防止に必要な措置を講ずる。

(5) 応援協力関係

応急工事の実施が困難な場合、関係団体を通じて他のガス事業者等に応援を要請する。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

### 第3節 上水道施設対策

#### 1 水道（北名古屋水道企業団、名古屋市上下水道局）

##### (1) 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

##### (2) 災害時における水道水の衛生保持

水道施設等が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう周知する。

##### (3) 応援協力関係

応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合、「水道災害相互応援に関する覚書」により、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い、応援を要請する。

### 第4節 下水道施設対策

市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

#### 1 応急復旧活動の実施

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

#### 2 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

### 第5節 通信施設の応急措置

#### 1 基本方針

無線通信施設に障害が生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、保守契約企業等に依頼して早期回復を図る。

また、電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防除し、一般通信を確保するための通信事業者が実施する

災害応急対策の状況を確認支援し、被害の軽減と早期の復旧を図る。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

## 2 対策

通信事業者が実施する次の措置事項について確認、指導、支援をして、被害の軽減と早期復旧を図る。

- (1) 災害が発生した場合は、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を市等の関係防災機関に連絡する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻そうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- (3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- (4) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。

## 第6節 郵便業務の応急措置

### 1 対策

- (1) 被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。
- (2) 被災地の郵便物の運送・集配を確保するための応急処置を講ずる。
- (3) 被災者支援のための、無料化・料金免除の処置を講ずる。

## 第7節 ライフライン施設の応急復旧

### 1 市及びライフライン事業者等における措置

- (1) 現地作業調整会議の開催  
ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。
- (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開  
合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場までの復旧現場までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。



## 第14章 航空災害対策

### 1 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 2 対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、「3情報の伝達系統」により県及び大阪航空局中部空港事務所又は防災関係機関に通報する。
- (2) 大阪航空局中部空港事務所と協力して危険防止の措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- (3) 必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等に依頼して医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合は、本編第12章「遺体の取扱い」により遺体の収容、捜索、処理活動等を実施する。

- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、西春日井広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

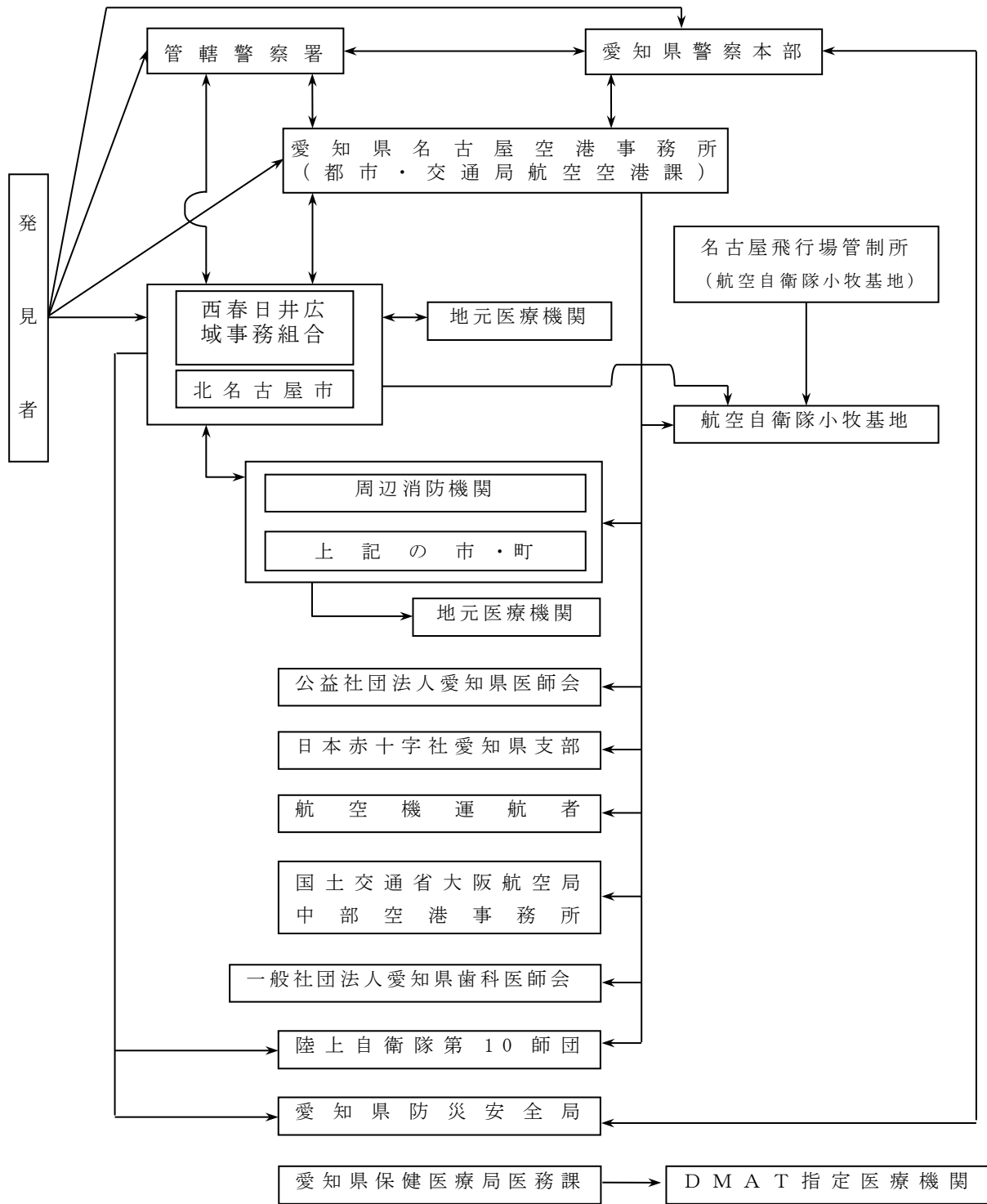
- (8) さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

- ※ 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する協定  
(H7.1.20 締結)  
愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に基づく覚書  
(H7.11.1 締結)

### 3 伝達系統

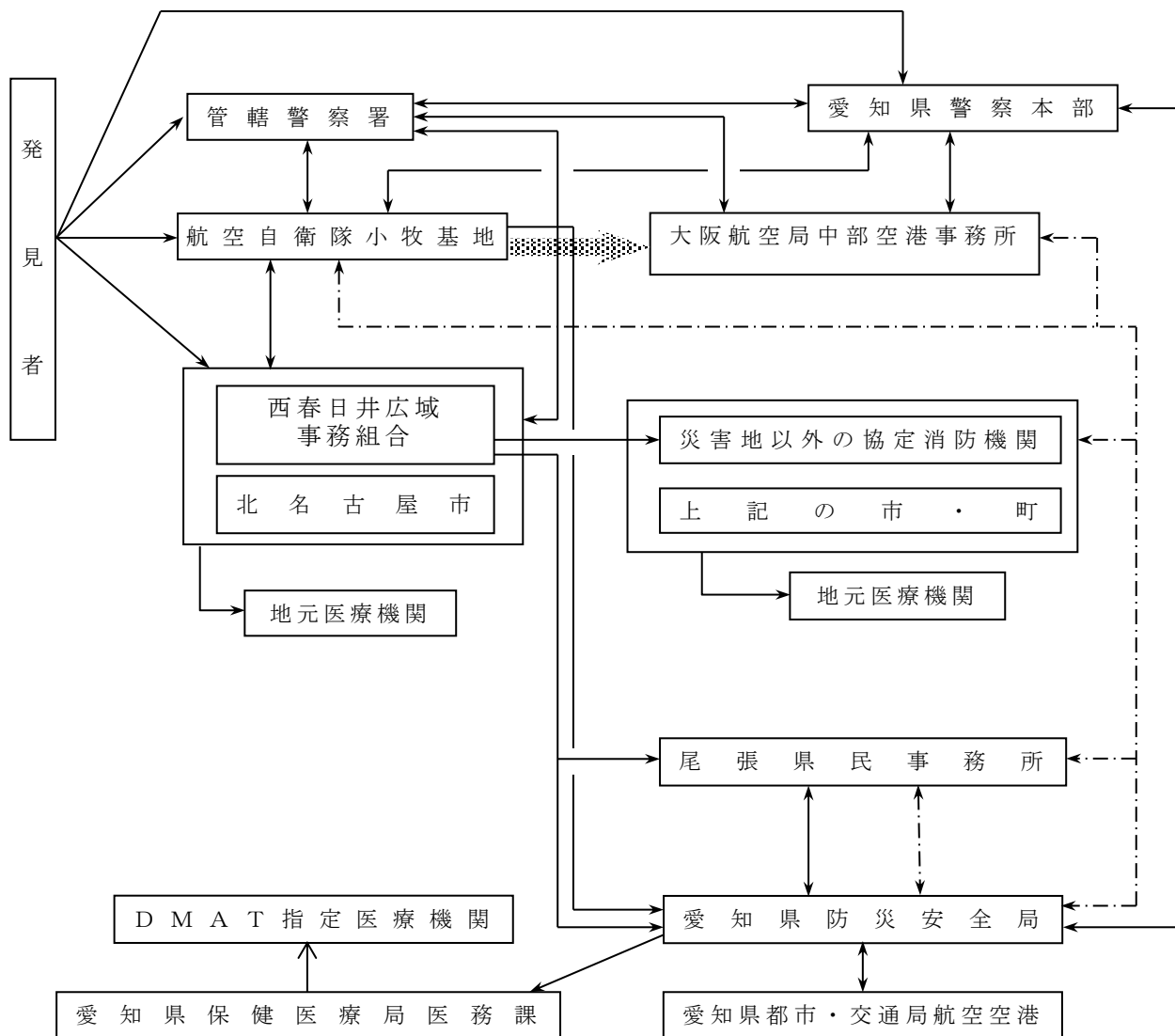
(1) 愛知県名古屋飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合



※ 伝達手段

————— 一般加入電話

(2) 愛知県名古屋飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合



- (注) 1 飛行場周辺地域とは「名古屋空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づく第2種区域をいう。  
 2 消防協定機関とは、西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。  
 3 災害地消防機関又は災害地以外の協定消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。  
 4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部の場合の名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部への伝達方法は、ホットラインとする。

※ 伝達手段

専用線 (クラッシュホーン)

一般加入電話

< 副次ルート >

県防災行政無線 (同時一斉 FAX 使用可)

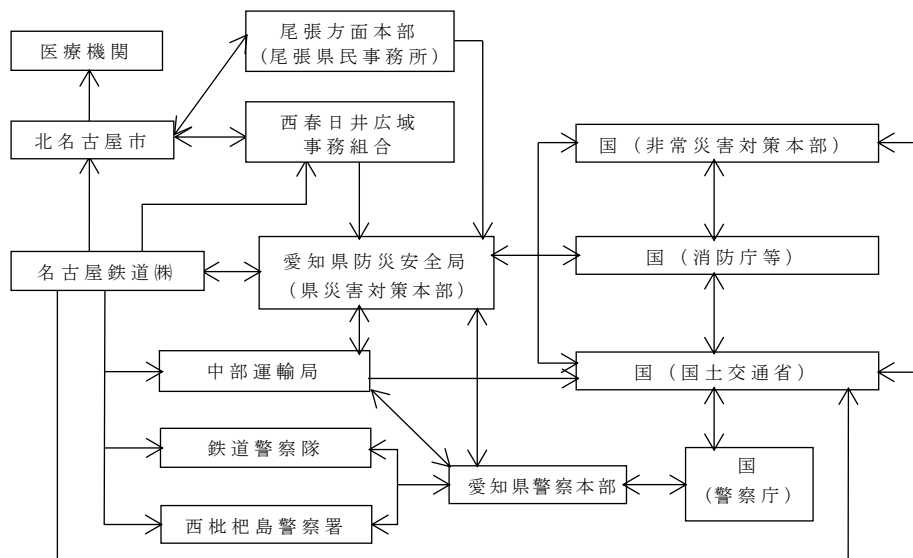
## 第15章 鉄道災害対策

### 1 基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）が発生した場合、消防機関や鉄道事業者等と協力し、負傷者の救助・救急活動・消火活動への協力、避難の処置等を実施し、被害を最小限に抑える。

### 2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



### 3 対策

(1) 市は、次の事項について鉄道事業者の措置（名古屋鉄道㈱）の確認、指導、協力を実施する。

ア 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに市、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

イ 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

ウ 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動・初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動・消防活動をする各機関に可能な限り協力する。

エ 大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(2) 市の措置

ア 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したと

きは、県に連絡する。

イ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動・消防活動を実施する。

エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」により実施する。

オ 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

キ 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請することができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

ク 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

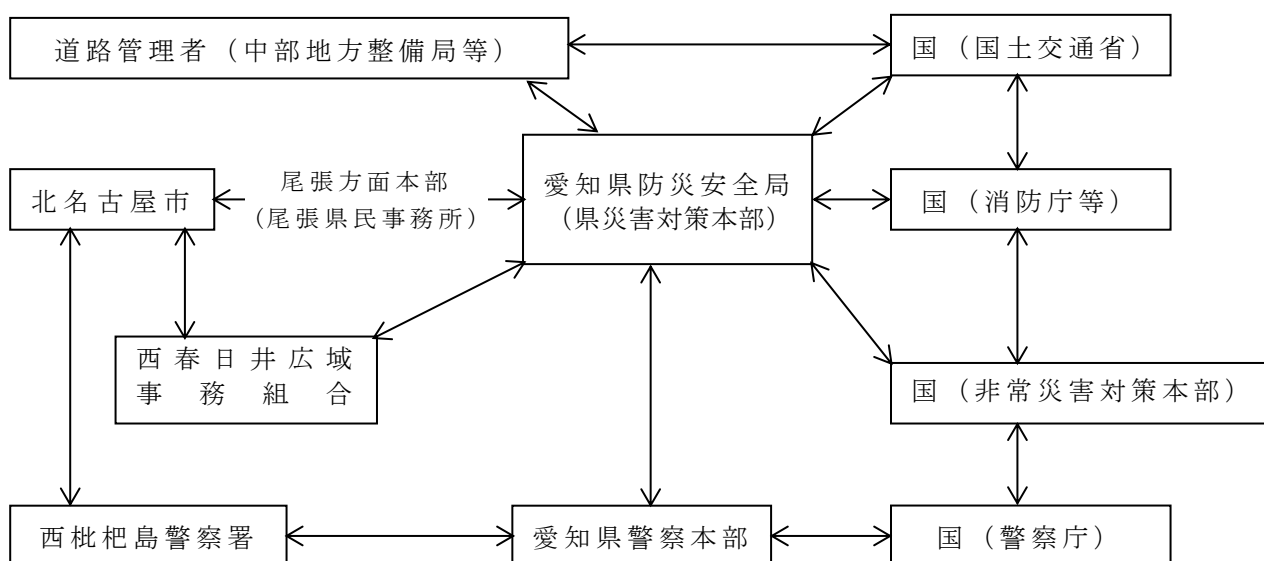
## 第16章 道路災害対策

### 1 基本方針

道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対しては、消防機関や道路管理者等と協力し、負傷者の救助・救急活動・消火活動への協力、避難の処置等を実施し、被害の軽減に努める。

### 2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



### 3 対策（市の措置）

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、巡視を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県及び国土交通省に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動・消防活動を実施する。
- (5) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」により実施する。

- (6) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (8) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請することができる。  
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

#### 4 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事を要請する。

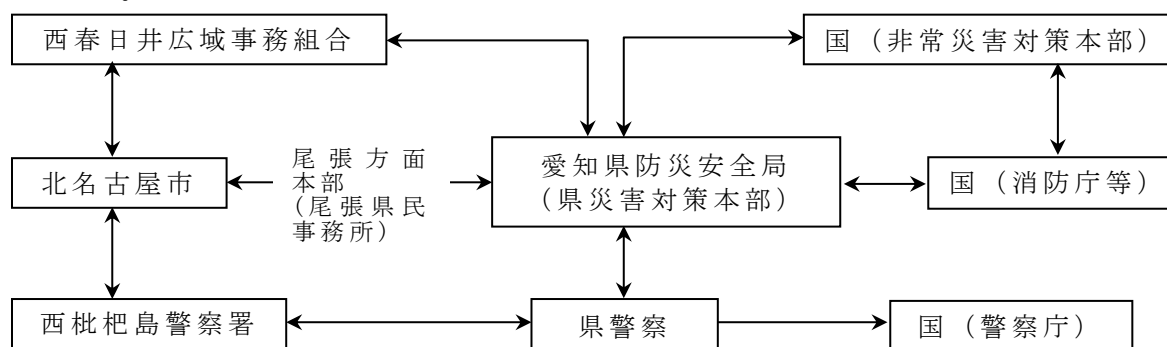
## 第17章 大規模な火事災害対策

### 1 基本方針

大規模（多数の死傷者等の発生や多くの建物の延焼等）な火災が発生した場合は、まず人命の保護を優先するとともに、更なる規模の拡大防止、消火に努める。

### 2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



### 3 対策

#### (1) 市の措置

ア 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 直ちに火災現場に出動し、消防団及び西春日井広域事務組合と協力して消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

ウ 市民等の避難の指示等については、本編第2章第2節「避難情報」の定めにより実施する。

エ 必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

オ 火災の規模が大きく、市及び西春日井広域事務組合等で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、西春日井広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等に依頼して医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合は、第12章「遺体の取扱い」により遺体の収容、



搜索、処理活動等を実施する。

ク 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

ケ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

コ 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

#### (2) 消防団の措置

消防団は地域に密着した防災機関として、大規模な火事災害が市内で発生した場合は、直ちに火災現場に出動し、市及び西春日井広域事務組合と協力して消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動及び延焼火災その他災害の防御にあたる。

### 4 応援協力関係

市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送する場合、必要により、県警察へ先導等を依頼する。

## 第18章 住宅対策

### 第1節 被災宅地の危険度判定

#### 1 基本方針

災害により、多くの宅地が被害を受けることが予想され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。また、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうか等の判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。

このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行いその危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

#### 2 実施内容

##### (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

ア 市は、市内で被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

##### (2) 県による被災宅地危険度判定支援本部への要請

市は、判定能力が不足する場合は、県に対して被災宅地危険度判定の実施及び応援判定士の派遣等の後方支援を要請する。

##### (3) 被災宅地危険度判定活動の実施

判定士が被災状況を現地調査して、危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。

### 第2節 被災住宅等の調査

#### 1 基本方針

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

#### 2 実施内容

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

### 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

#### 1 基本方針

市は、県が実施する、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空き家の提供に対し、協力する。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

#### 2 県等が実施する対策

県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空き家を選定・確保し、空き家の提供に協力する。

##### (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

##### (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

##### (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

##### (4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

##### (5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い必要な戸数の確保に努める。

### 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

#### 1 基本方針

市は、県が実施する、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理に協力するとともに、障害物の除去を実施する。

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

また、応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

## 2 実施内容

### (1) 応援協力の要請（様式 36～39）

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

### (2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、用地の選定にあたっては、二次災害に十分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

### (3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

### (4) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

#### ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

#### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市は、県が行う救助の補助として委託を受けこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

### (5) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、市は、県が行う救助の補助として委託を受けこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映でき

るよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(6) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

### 3 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第5節 住宅の応急修理

### 1 対策（様式40～42）

(1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則

による。

イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

## 第6節 障害物の除去

### 1 対策（様式43）

#### (1) 障害物除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

##### ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

##### イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

##### ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

##### エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

##### オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

##### カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

#### (3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行われることになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第19章 学校等における対策

### 基本方針

災害が発生し、又はそのおそれのある場合に、学校及び保育園等は、児童生徒の安全の確保を第一とし、迅速に必要なかつ適切な措置をとる。

また、災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が、応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

### 第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

#### 1 気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、学校等は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、気象警報等の把握に努める。

なお、市は、関係機関等からの必要な情報を学校に伝達し、保育園・幼稚園・学校にあっては、家庭（保護者）へあらかじめ定めた連絡方法をもって伝達する。

#### 2 避難等

学校及び保育園等が被災し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して「第7章 避難行動の促進対策」に基づいて学校及び保育園等であらかじめ定めた計画により児童生徒を避難させる。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校及び保育園等にあっては、積極的に協力する。

#### 3 臨時休校（園）等の措置

学校等においては、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われた場合には、市教育委員会又は各学校長が臨時休業等の措置をとる。

ただし、各学校長が決定し、行う場合は、市教育委員会があらかじめ定めた基準により市教育委員会と協議するものとする。

なお、保育園にあっては本部長が決定する。

### 第2節 教育施設及び教職員の確保

#### 1 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽微な場合  
速やかに応急修理して授業を実施する。
- (2) 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合  
使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。  
なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は他の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。
- (3) 校舎が被災により全面的に使用困難な場合  
市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (4) 校舎等が集団避難施設となる場合  
授業実施のための校舎等の確保は、(2)・(3)の場合に準ずるものとする。  
また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、早期授業の再開を図る。  
なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

## 2 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれぞれ付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員確保の万全を図る。

## 3 学校給食の応急実施

- (1) 給食施設設備の整備  
給食施設設備は応急給食のほか、災害時には非常炊き出しにも使用されるので、被害のあったときは速やかに修理する。
- (2) 給食用物資の確保  
学校給食センターの施設損壊により、給食が実施できないときは、市内あるいは近傍の営業可能な食品製造業者等に対し、必要量の供給を要請・調達する。

## 第3節 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

## 第4節 教科書・学用品等の給与

### 1 教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等をそう失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。



ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6（県計画第3編第25章 第4節）により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

(1) 給与の方法（様式45、46）

ア 給与の対象となる児童生徒の確実な数を把握するため、被災者名簿と各学校における学籍簿とを照合し、被害別及び学年別人数を把握する。

イ 学用品は、実際になくなったものについて支給する。

ウ 優先的にまず教科書を確保する。

エ 学用品の購入（配分）計画表（様式45）を作成し、これにより購入（配分）する。

(2) 学用品の給与品目

給与品目は、被災状況程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。ただし、例示した品目以外のものであっても被害の実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えなく、文房具及び通学用品についてもある程度変更することができる。

ア 教科書及び教材

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）

ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、帽子、長靴等）

また、教材については、原則として教育委員会に届出て承認を受けているものに限られる。

## 2 応援協力関係

(1) 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要請する。

## 3 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

また、学用品の給与についての対象者・期間・経費については、災害救助法施行細則による。

## 第20章 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

### 1 実施内容

#### (1) 輸送費の支出

応急救助に際して、公用車による輸送力だけでは不足する場合は、輸送業者等への輸送の委託、車両の借上げ等に対し輸送費を支出する。

#### (2) 賃金職員等雇上費の支出

応急救助のための賃金職員等雇上費の支出（労働者の雇用）は、当該救助を実施するために必要最小限の範囲で行う。

### 2 その他

災害救助法が適用された場合の活動範囲、期間、費用、記録については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

## 第21章 義援金品等の募集・受付・配分

### 1 基本方針

各方面から被災者に対して寄託される、義援金品等の募集、受付、配分等を迅速的確公正に実施する。

### 2 対策

#### (1) 義援金品等の募集、受付

ア 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等により、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集されることがある。

イ 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援物資を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け及び配送に十分配慮した方法とするよう努める。

ウ 受付窓口は日本赤十字社愛知県支部等により開設され、寄託される義援金を受け付ける。

なお、義援物資は原則として不足している品目に限定して受け付けられる。

また、企業等からの同一規格のものが相当量調達できる時のみ、これを受け入れる場合がある。

#### (2) 義援金品等の配分

ア 市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

イ 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、配分委員会により、公正に配分される。

ウ 報道機関、各種団体等に寄託された義援金品を被災者に配分する際、市に寄託されることがある。

エ 配分にあたっては、暴力団等による不正受給の防止を図る。この際、一般の受給者に誤解を生じないように配慮する。

## 第4編 災害復旧・復興

### 第1章 復興体制

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、市は復興計画を作成し、計画的に復興を進める。また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

#### 第1節 復興計画等の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする場合、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

#### 第2節 職員の派遣要請

##### 1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

## 第2章 公共施設等災害復旧対策

### 基本方針

公共施設の災害復旧は単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

従って、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

### 第1節 公共施設災害復旧事業

#### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 河川災害復旧事業
  - イ 道路災害復旧事業
  - ウ 公園災害復旧事業
  - エ 下水道災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

#### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 根拠となる法律
  - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
  - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
  - ウ 公営住宅法
  - エ 土地区画整理法
  - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
  - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - キ 予防接種法
  - ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
  - ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
  - コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置法等に関する



## 2 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 3 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出する。

## 4 激甚災害に係る財政援助措置

### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内及び区域外）
- セ 湛水排除事業

### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

### (4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額の特例
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第3節 暴力団等への対策

#### 1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

#### 2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。



## 第3章 災害廃棄物処理対策

### 1 基本方針

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生、また、倒壊建築物等の解体に伴う粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

このため市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境衛生の保全を図るため災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処理する。

### 2 対策

#### (1) 情報の収集

市内の情報を収集・把握する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ ごみ処理施設等の被災状況
- ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- エ がれき・残がい物処理能力の不足量の推計
- オ 仮置場、仮施設処理場の確保状況

#### (2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推定した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

#### (3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### (4) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、この収集、処分に

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(5) 災害により漏出等した有害物質の処理

情報の早期収集を図るとともに、事案が発生判明した場合は当該事業者等に対して速やかな対応を指導するとともに、必要により県に処理の支援を要請する。また、アスベストの飛散防止にも留意する。

3 がれき・災害廃棄物対策

(1) がれき等の処置

市は、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理をすすめる。

なお、市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

(2) 分別・リサイクルの徹底

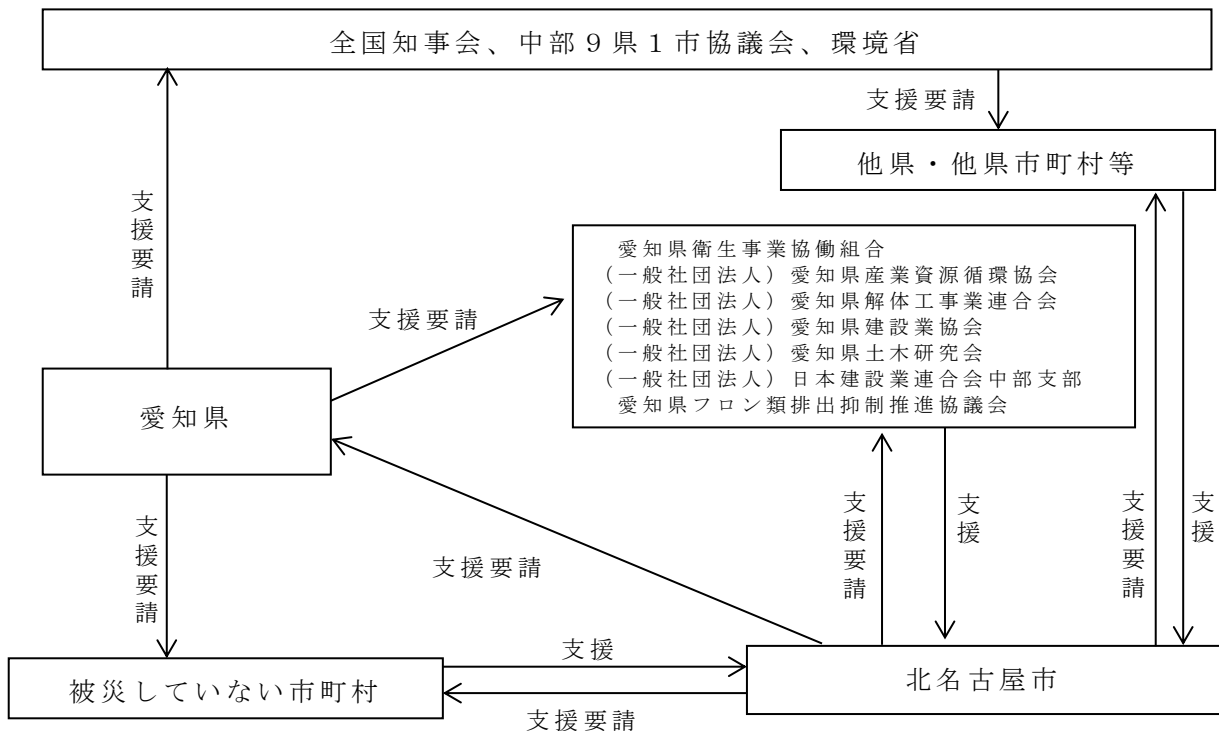
解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

4 応援協力関係

市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで近隣市町と「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市及び北名古屋衛生組合は、自ら廃棄物処理が困難な場合は、他市町村、関係団体又は県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。なお、廃棄物処理の支援体制は、次のとおりである。

《災害時の支援体制》



## 第4章 被災者等の生活再建等の支援

### 基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的にすすめる等、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付する。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

### 第1節 罹災証明書の交付等

#### 1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

#### 2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 第2節 被災者への経済的支援等

### 1 義援金品の受付、配分

市は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

また、県、日赤県支部、報道機関及び各種団体等から寄託された義援金品においても同様の措置をとる。

### 2 災害弔慰金の支給

#### (1) 実施主体

北名古屋市

#### (2) 支給対象

「北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき地震災害により死亡した者の遺族を対象とする。

#### (3) 支給額

死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他の者は250万円以内とする。

#### (4) 支給の方法

支給に必要な調査を行い、所要の手続を経て遺族に支給する。

### 3 災害障害見舞金の支給

#### (1) 実施主体

北名古屋市

#### (2) 支給対象

「北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき地震災害により、精神又は身体に法律で定める程度の障害を受けた市民を対象とする。

#### (3) 支給額

障害を受けた者が生計維持者の場合 250万円以内、その他の者は125万円以内とする。

#### (4) 支給の方法

支給の方法については、災害弔慰金に準じて行う。

### 4 災害援護資金の貸付け

#### (1) 実施主体

北名古屋市

#### (2) 貸付対象

「北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために被害の程度、種類に応じて資金の貸付けを行う。

#### (3) 貸付限度額

一世帯当たり350万円以内とする。

被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

## 5 補助率

実施主体は、市条例により市が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあっては、国 2/4、県 1/4、市 1/4 であり、援護資金は国 2/3、県 1/3 となっている。

## 6 災害見舞金の支給

市は、「北名古屋市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害により居住の用に供する住宅が全半壊（全半焼）、床上浸水又は一時的に居住できなくなった世帯に対して見舞金を贈る。

ただし、災害救助法が発令された場合は、支給しないことができる。

## 7 被災者生活再建支援金の支給（様式 56）

(1) 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は都道府県で、都道府県から事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が都道府県により拠出された基金を活用して、支援金の支給を行う。

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

(2) 市は、「北名古屋市被災者生活再建支援金交付要綱」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金の支給を行なう。

また、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ写しを送付する。

なお、支給する支援金の 1/2 は県の補助となっている。

## 8 報道機関、各種団体等が受け付けた義援金品等について

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託される。

## 9 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を、労働金庫各店を通じて貸付けされる。

## 10 健康支援と心のケア

「風水害等災害対策計画編 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生 4 健康支援と心のケア」を準用する。

### 1 1 要配慮者支援対策

#### (1) 被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

#### (2) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

#### (3) 外国人への情報提供

国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。

### 1 2 暴力団の参入・介入の防止

各種給付金や義援金の不正受給、暴力団による復旧・復興事業への参入・介入を防止する。

### 1 3 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

### 1 4 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯あたり150万円を貸付上限額の目安として、県社会福祉協議会により災害援護資金の貸付けが行われる。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

### 1 5 災害生業資金の貸付

災害救助法の規定により、同法を適用した市に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、災害生業資金の貸付けが行われる。(様式 62～65)

### 第3節 住宅等対策

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設や修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。

#### 1 応急仮設住宅・応急修理

「第3編 第18章 住宅対策」による。

#### 2 災害公営住宅

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が公営住宅法に基づき建設する。

#### 3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

#### 4 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資が適用され、建設資金又は補修資金が貸付けされる。

## 第5章 商工業・農林水産業の再建支援

### 第1節 商工業の再建支援

#### 1 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証により融資される。

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

### 第2節 農林水産業の再建支援

#### 1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

#### 2 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定をはかるため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

#### 3 施設復旧

第4編第2章 公共施設等災害復旧対策を参照。

#### 4 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資される。

##### (1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金が融資される。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資される。

##### (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等が融資される。



# 地震災害対策計画編



## 目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の修正	3
第2章 社会的条件	4
第3章 被害想定及び減災効果	5
第1節 基本的な考え方	5
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	5
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	9
第1節 防災の基本理念	9
第2節 重点を置くべき事項	9
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第1節 実施責任	10
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	10
第2編 災害予防	14
第1章 防災協働社会の形成推進	14
第1節 防災協働社会の形成推進	14
第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携	15
第3節 企業防災の促進	16
第2章 建築物等の安全化	17
第1節 建築物の耐震推進	17
第2節 交通関係施設等の整備	19
第3節 ライフライン関係施設等の整備	22
第4節 文化財の保護	29
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	29
第3章 都市の防災性の向上	30
第1節 建築物の耐震不燃化の促進	30
第2節 ブロック塀の倒壊及び看板等の落下物の防止	31
第3節 防災施設等整備	31
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	35
第1節 土地利用の適正誘導	35
第2節 液状化対策の推進	35
第3節 宅地造成の規制誘導	36
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備	36
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	36
第6章 避難行動の促進対策	37
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	38
第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	39

第 1 節	火災予防対策に関する指導	39
第 2 節	消防力の整備強化	40
第 3 節	危険物施設防災対策	40
第 9 章	広域応援・受援体制の整備	41
第 10 章	救護・救援対策	42
第 11 章	防災訓練及び防災意識の向上	43
第 1 節	防災訓練の実施	43
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	45
第 3 節	防災のための教育	47
第 4 節	防災意識調査及び地震相談の実施	47
第 12 章	時間差発生を考慮した予防対策	48
第 13 章	震災に関する調査研究の推進	49
第 3 編	災害応急対策	50
第 1 章	活動態勢（組織の動員配備）	50
第 1 節	災害対策本部の設置・運営	50
第 2 節	災害救助法の適用	54
第 2 章	避難行動	57
第 1 節	地震情報等の伝達	57
第 2 節	避難情報	61
第 3 章	災害情報の収集・伝達・広報	63
第 1 節	被害状況等の収集・伝達	63
第 2 節	通信手段の確保	63
第 3 節	広報	63
第 4 章	応援協力・派遣要請	64
第 1 節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	64
第 5 章	救出・救助対策	65
第 6 章	消防活動・危険性物質対策	65
第 1 節	消防活動	65
第 2 節	危険物施設対策計画	68
第 7 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	69
第 8 章	交通の確保・緊急輸送対策	69
第 1 節	道路交通規制等	69
第 2 節	鉄道施設対策	70
第 3 節	緊急輸送手段の確保	71
第 9 章	浸水対策	72
第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	73
第 1 節	帰宅困難者対策	73
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	74
第 1 節	給水	74
第 2 節	救援物資の受入れ・供給システム	75
第 12 章	環境汚染防止及び地域安全対策	76
第 1 節	環境汚染防止対策	76

第 2 節	地域安全対策	77
第 1 3 章	遺体の取扱い	78
第 1 4 章	ライフライン施設等の応急対策	79
第 1 節	電力施設対策	79
第 2 節	ガス施設対策	80
第 3 節	L P ガス（プロパンガス）施設対策	81
第 4 節	上水道施設対策	82
第 5 節	下水道施設対策	83
第 6 節	通信施設の応急措置	83
第 7 節	郵便業務の応急措置	83
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	83
第 1 5 章	住宅対策	84
第 1 節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	84
第 2 節	被災住宅等の調査	84
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	85
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	85
第 5 節	住宅の応急修理	87
第 6 節	障害物の除去	88
第 1 6 章	学校等における対策	89
第 1 7 章	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	89
第 1 8 章	義援金品等の募集・受付・配分	89
第 1 9 章	大規模地震が時間差で発生した場合の対策	90
第 2 0 章	二次災害の防止	91
第 4 編	災害復旧・復興	94
第 1 章	復興体制	94
第 2 章	公共施設災害復旧対策	94
第 3 章	災害廃棄物処理対策	94
第 4 章	震災復興都市計画の手続き	95
第 1 節	第一次建築制限	95
第 2 節	第二次建築制限	96
第 3 節	復興都市計画事業の都市計画決定	96
第 5 章	被災者等の生活再建等の支援	97
第 6 章	商工業・農林水産業の再建支援	97
第 5 編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	98
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	98
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	98
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	101
第 6 編	東海地震に関連する事前対策	104
第 1 章	対策の意義及び東海地震に関する情報	104
第 1 節	東海地震に関連する事前対策の意義	104
第 2 節	東海地震に関連する情報	104

第2章 地震災害警戒本部の設置等	108
第1節 地震災害対策本部の設置等	108
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	109
第3節 警戒宣言発令時の広報	110
第4節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	112
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	113
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	113
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	114
第4章 発災に備えた直前対策	117
第1節 避難対策	117
第2節 消防、浸水等対策	118
第3節 社会秩序の維持対策	119
第4節 道路交通対策	120
第5節 鉄道	121
第6節 バス	122
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	123
第8節 生活必需品の確保	123
第9節 金融対策	124
第10節 郵便事業対策（日本郵便株式会社）	124
第11節 病院・診療所	125
第12節 緊急輸送	125
第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	126
第5章 市が管理又は運営する施設等に関する対策	127
第1節 道路	127
第2節 河川	128
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	128
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する事項	130
第5節 工事中の建築物等に対する措置	131
第6章 他機関に対する応援要請	132
第1節 防災関係機関への応援要請等	132
第2節 自衛隊の地震防災派遣	132
第7章 自主防災活動	134
第8章 市民のとるべき措置	136
第1節 家庭においてとるべき措置	136
第2節 職場においてとるべき措置	137
第3節 要配慮者に対してとるべき措置	137

## 地震災害対策計画編

### 第1編 総則

#### 第1章 計画の目的

##### **「南海トラフ地震臨時情報」の発表時において本市が実施する防災対応等について**

東海地震について、国は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言後に実施される確度の高い地震予測を前提とした対策を想定していたが、現在の科学技術では地震を予測することは困難であるとして、平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の発表は行わず、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する運用を開始したが、令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」にかえて「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表が開始された。

これらのことを踏まえ、この情報に対する本市の防災対応は、「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」及び「東海地震に関連する情報」に対応した「地震災害対策計画編」で定めている防災対応に準ずるものとする。

なお、この対応については、国及び愛知県の運用等に応じて適宜見直しを行う。

##### **第1節 計画の目的**

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北名古屋市防災会議が市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、北名古屋市の地域にかかる事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、市及び防災関係機関の相互援助のもとに所掌事務及び業務を明確にするとともに、地域住民の協力と市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

また、この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定める。

##### **1 市及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱**

##### **2 地震災害の予防応急対策及び復旧に関する計画**

## 第2節 計画の性格

### 1 地域防災計画（地震災害対策計画）

(1) 北名古屋市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」の各計画と「附属資料編」をもって構成するものとし、水防法に基づく「北名古屋市水防計画」とも十分な調整を図る。本計画は、地震災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な大綱を示すものである。

(2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

(3) 平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震などの大規模地震によって、従来の防災対策に関する様々な問題が明らかになった。

東海・東南海・南海地震の三連動地震の発生により、大きな被害が予想されている北名古屋市においても、これらの教訓を踏まえ、市の地震対策に反映させるとともに、この計画についても必要な修正を行っていくものとする。

### 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体は地域防災計画において、

(1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

(2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

(4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

(5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定める。

#### 〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。



### 〔南海トラフ地震防災対策特別強化地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。

豊橋市、田原市、南知多町

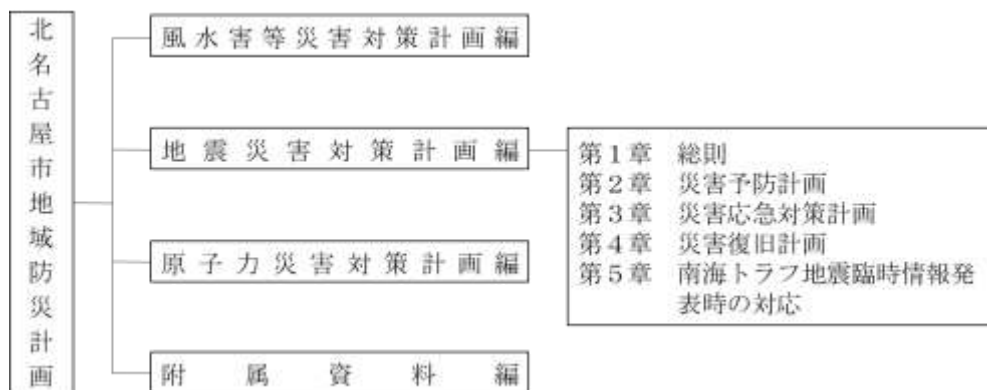
### 3 他の計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」及び「愛知県地域強靱化計画」を指針とするものとする。

### 第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことの3本の基本を柱に本計画を構成する。

#### 《北名古屋市地域防災計画の体系図》



※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

### 第4節 計画の修正

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。

今回の地震は、近い将来南海トラフ地震の発生により、大規模な被害が予想されている北名古屋市においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。

そこで、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 第2章 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが、同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。第一は、土地利用の変化により、ビルの高層化及び大規模宅地造成や埋め立てによる住宅団地の形成が進んだことである。これらは災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、要配慮者の増大も被害状況を多様化している。

第二に、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。また、行政機関においてもその依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第三は、自動車、鉄道等の高速交通機関の発達である。

自動車は、それ自体から出火したり、火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それよりも大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大することが予想される。

一方、高速大量輸送機関である鉄道の発展により利便性は増大したが、大地震による被害の危険性も増大している。

第四に、コミュニティ意識の低下である。

地震災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家やまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災会の育成等の地域における災害文化の形成が欠かせないものである。

このように急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。

したがって、こうした条件変化に最大限の努力をすると同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

## 第3章 被害想定及び減災効果

### 第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型大地震と内陸型大地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、更には地震対策の方向性について、県からの調査研究を基に、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、東海地震に関する事前対策、災害復旧対策計画等の具体的な策定・修正に際しての参考とする。

### 第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

東海地震を想定した被害予測調査については、県が平成4年度から平成6年度までの3年間で実施しており、その調査結果は各方面で地震防災対策の基礎資料として活用されてきた。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大地震以降、地震による被害の特徴についての研究がなされ、新たな被害予測についての知見が得られている。

さらに、平成23年3月11日に発生し、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に南海トラフ地震の検討体制が設けられ、発生時期の予測可能性に関する科学的知見の収集・整理等が行われた。愛知県においても、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、平成23年度から平成25年度の3年間で東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査が実施され、主に海溝型地震に関して、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）の部分について取りまとめた「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」を平成26年5月に公表した。

調査報告の内、本市にかかる被害想定を以下に示す。

## 1 調査対象とした地震・津波

### (1) 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策をすすめる上で軸となる想定として位置づけられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

### (2) 「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について想定したモデル。

- 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）
- 県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

## 2 被害想定

## 【震度】

	最小震度	最小震度 (震度階)	最大震度	最大震度 (震度階)
過去地震最大 モデル	5.3	5強	5.7	6弱
最大想定モデル (陸側ケース)	5.6	6弱	6.2	6強
最大想定モデル (東側ケース)	5.2	5強	6.2	6強

## 【液状化】

	PL最大値	液状化 危険度
過去地震最大 モデル	35.4	大
最大想定モデル (陸側ケース)	51.6	大
最大想定モデル (東側ケース)	47.6	大

## 【全壊・焼失棟数（冬夕18時発災）】

	地震モデル	揺れ	液状化	浸水・ 津波	急傾斜地 崩壊等	火災	合計
北 名 古 屋 市	過去地震最大 モデル	約50	約100	*	*	約20	約200
	最大想定モデル (陸側ケース)	約500	約100	*	*	約1,300	約2,000
	最大想定モデル (東側ケース)	約400	約100	*	*	約800	約1,400
愛 知 県	過去地震最大 モデル	約 47,000	約 16,000	約 8,400	約600	約 23,000	約 94,000
	最大想定モデル (陸側ケース)	約 242,000	約 16,000	約 22,000	約700	約 101,000	約 382,000
	最大想定モデル (東側ケース)	約 185,000	約 16,000	約 25,000	約500	約 69,000	約 296,000

【死者数（冬深夜5時発災、早期避難率低の場合）】

		建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		うち 屋内収容物 移動・転倒、 屋内 落下物	うち 自力脱出 困難	うち 逃げ 遅れ						
北名古屋市	過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	最大想定モデル（陸側ケース）	約30	*	*	*	*	*	*	*	約30
	最大想定モデル（東側ケース）	約20	*	*	*	*	*	*	*	約20
愛知県	過去地震最大モデル	約2,400	約200	約3,900	約800	約3,100	約50	約90	*	約6,400
	最大想定モデル（陸側ケース）	約14,000	約1,000	約13,000	約5,500	約7,100	約70	約2,400	*	約29,000
	最大想定モデル（東側ケース）	約9,900	約800	約10,000	約2,900	約7,200	約50	約1,700	*	約2,200

【ライフライン機能支障（発災1日後；冬夕18時発災）】

	上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
	断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回）	停波基地局率（%）	復旧対象戸数（戸）	機能支障世帯数（世帯）
過去地震最大モデル	約81,000	約22,000	約37,000	約11,000	80	*	約500

【避難者数等】

	避難者数（人） （冬夕18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）	災害廃棄物等（千トン） （冬夕18時発災）
	1日後	1週間後	1ヶ月後		
過去地震最大モデル	約1,100	約16,000	約26,000	約6,000 ～ 約6,900	約25

陸側ケース・東側ケース：「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による地震ケース（5通り）の内、陸側ケース及び東側ケース

\*：被害わずか

想定条件：風速5m/s

※ 附属資料編 第2災害 3地震災害 (3)被害想定 計測震度分布図

※ 附属資料編 第2災害 3地震災害 (3)被害想定 液状化危険度分布図

## 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

### 第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市をはじめとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災会、ボランティア等と一体となって取組みをすすめていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は「風水害等災害対策計画編 第1編 第2章 第1節 防災の基本理念」に示すとおりである。

### 第2節 重点を置くべき事項

#### 1 地震災害時の重点を置くべき事項

「風水害等災害対策計画編 第1編 第2章 第2節 重点を置くべき事項」を準用するが、地震災害に対しては、防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、特に揺れ対策の充実に関する次の事項に重点を置くことが必要である。

- (1) 地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。
- (2) 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

## 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

※ 附属資料編 第7参考 9行政機関等

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 北名古屋市

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフに関連する情報等を含む。）の収集伝達
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告
- (3) 災害広報（南海トラフに関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置についての指示、要請又は勧告
- (6) 避難の指示
- (7) 被災者の救助、要配慮者の支援
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 消防活動及び浸水対策活動
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急教育
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開
- (12) 公共土木施設、農地等の防災対策並びに災害復旧
- (13) 農作物に対する応急措置
- (14) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備
- (15) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持
- (17) 自主防災会の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備
- (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (19) 被災建築物・宅地の危険度判定活動
- (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認



## 2 愛知県

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達
- (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示
- (5) 避難の指示を代行
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧
- (13) 農作物に対する応急措置
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給又は調達もしくはあつせん
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言
- (19) 自衛隊の災害派遣要請
- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握
- (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整及び応急仮設住宅の設置
- (25) 被災者生活再建支援法に基づく、被災世帯に対する支給金の支給
- (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認

### 3 愛知県警察

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- (3) 津波に関する予警報の伝達
- (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導
- (7) 人命救助
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (9) 災害時等における交通秩序の保持
- (10) 警察広報
- (11) 災害時における各種犯罪の取締り
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力
- (13) 緊急輸送の確保のための車両通行の禁止・制限
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認

### 4 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動

### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合及び商工会等）  
被害調査、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんの協力
- (2) 土地改良区  
各土地改良区が管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、改良若しくは廃止及び災害復旧
- (3) 日本赤十字社愛知県支部北名古屋市地区  
被災者の救護活動、非常炊出し等、北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急対策への協力
- (4) 北名古屋市消防団（水防団）  
災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力
- (5) 西春日井広域事務組合  
人命救助、消防活動等、及び消防力強化のための消防通信指令事務の共同運用と尾張中北消防指令センター整備の推進
- (6) 自主防災会等  
地域における被害調査、警報の伝達、情報の共有、被災者等（要配慮者）の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置、応急復旧の業務への協力
- (7) 文化、厚生、社会団体  
社会福祉協議会、女性の会及び赤十字奉仕団等の被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
- (8) 企業

災害応急措置の実施、市、県その他の防災関係機関の防災活動への積極的な協力

(9) 金融機関

現地における災害の実情、資金の需給状況等の把握、関係機関と連絡協調による必要に応じた適切な金融上の措置

(10) 医療機関

医療並びに助産活動及び防疫その他保健衛生活動への協力

(11) 危険物施設の管理者

防災管理上必要な措置の実施、防災活動への協力

(12) 公共施設の管理者その他重要な施設の管理者

防災管理上必要な施設の準備・管理、避難・誘導等の措置の実施、防災活動への協力

## 第2編 災害予防

巨大なエネルギーをもつ地震の発生を防止することは不可能であると考えられるが、その被害を軽減することは可能である。そのためには、震災に関する基礎的な調査研究の推進、各分野における長期的な地域づくりの中での地震対策に対する取り組みが必要である。

大規模な地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するのが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化やライフライン施設等の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、県の地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

また、地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことも大切である。

本章においては、こうした観点から各関係機関の災害予防に関する計画を明らかにしようとするものである。

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

「風水害等災害対策計画編 第2編 第1章 第1節 防災協働社会の形成推進」を準用するが、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

#### 1 市民の責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」を基本とし、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。
- (3) 災害時には、初期消火、近隣の負傷者の救助や避難行動要支援者の支援、緊

急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

## 2 愛知県地震防災推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界があり、極めて困難な状況が予想される。

そのため、災害に強い社会を目指すため、「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市、県民、事業者、自主防災会、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を推進する。

### 第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携

「風水害等災害対策計画編 第2編 第1章 第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に努める。

#### 1 事業所に対する指導

地震時においては、建物の破損のほか、火災の発生、危険物の流出等二次災害の危険がある。事業所が使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、発災の危険性はより大きい。

このため、各事業所が出火防止、危険物等の保安確保、避難対策等の指導を徹底し、防災体制の強化に努めるよう指導する。

##### (1) 自主防災体制の確立

消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、消火、避難等の訓練の実施及び消防用施設等の点検、整備、従事者に対する防災教育を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

##### (2) 危険物等の保安確保

石油類等の危険物等を保有する事業所における発災を防止するため消防法の規定による予防査察を強化し、自主保安体制の確立、従業者の保安教育等危険物に対する取扱者の資質向上に努める。

### 第3節 企業防災の促進

「風水害等災害対策計画編 第2編 第1章 第3節 企業防災の促進」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に努める。

#### 1 事業者の責務

事業者は、災害時の事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めなければならない。

## 第2章 建築物等の安全化

### 第1節 建築物の耐震推進

#### 1 基本方針

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、耐震性は多様な要素が複雑に係わりあって定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

そこで、地震発生時の避難・救護・応急対策活動の拠点となる施設をはじめとする、既存建築物の耐震性の向上を図るため、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

また、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

#### 2 対策

##### (1) 耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、病院、百貨店、事務所等不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課している。

これらの建築物については、必要な耐震診断・改修を行うよう建築主に対して、パンフレット等により普及・啓発を図り、適正な施行に努めることとする。

また、既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度の適正な施行に努める。

さらには、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けるとともに報告期限を定める。

(2) 公共建築物の耐震性の確保・向上

ア 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、これらの対策活動を円滑にすすめるため、庁舎・小中学校等の防災拠点となる公共施設を「防災上重要な建築物」とし、耐震診断を実施し、各施設の耐震性の確保について数値目標を設定する等、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるように改修する。

イ その他建築物の耐震性の確認

防災上重要でない建築物といっても市民の生命・財産に重大な影響を与える建築物も多いことから、既設建築物についても昭和56年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じ耐震性の確保に努める。

(3) 一般建築物の耐震性促進及び減災の推進

一般建築物については、建築基準法及び同法の施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。

また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これらの一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く普及・啓発するとともに、住宅地震相談の充実や耐震診断員の養成等に努める。

なお、随時、旧基準木造住宅を対象に実施する耐震診断を誘導、支援し、国、県、建築関係団体との連携のもとに、耐震診断及び耐震化の促進に努める。

ア 一般住宅相談

一般住宅所有者が必要に応じ耐震診断・耐震改修等を行い、対策を講じるよう普及・啓発に努める。

イ 高層建築物の指導強化

高層建築物は、近年急激に増加している。これら対象物については、発災時における危険が極めて高い。

そこで、市では不特定多数の人が出入りする大規模建築物や高層マンションの管理者に防災訓練の実施を呼びかけ、西春日井広域事務組合においては、消防施設等の設置及び維持管理についての予防査察の強化に努める。

### 3 応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会を通じて、県下市町村相



互の支援・判定体制の確立に努める。

(3) 応急危険度判定支援本部からの支援

県が設置する応急危険度判定支援本部による応援判定士の派遣等の支援等を受ける。

## 第2節 交通関係施設等の整備

### 1 基本方針

道路、河川、鉄道等各種公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることの方が、はるかに重要かつ有効なものである。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとし、断水・停電等の被害が広域に渡ることを防止し、信頼性の向上を図る。

### 2 道路施設

(1) 方針

地震により道路・橋梁等が被災することは、震災時における市民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。それに対処するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「災害に強い道路ネットワークの整備」、「道路橋等の耐震性の向上」、「ライフライン共同収容施設の整備」、「情報ネットワークの整備」を推進する。

また、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備に努める。

(2) 対策

ア 道路の整備

本市において予想される道路の被害としては、軟弱地盤による路面の亀裂、沈下等が想定される。これらについては、定期的に点検を実施し、必要に応じ速やかな対策を実施する。

イ 橋梁の整備

橋梁の被害としては、橋脚、橋台の移動、転倒等による被害、これに伴う上部工の二次的被害、支持地盤力の低下による被害、あるいは橋座、支承部の被害等が想定される。

橋梁については、随時計画的に耐震診断及び点検等を実施しているが、耐震診断結果を踏まえ、耐震対策を必要とするものについて、緊急度の高いも

のから補修対策の推進に努める。

ウ 応急復旧作業のための事前措置

市は、管理する道路について区間を定め、道路巡視及び路面の亀裂段差等小規模な応急復旧作業について、市内の土木業者と基本協定を締結し、業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や保有量を調査し実態把握に努める。

また、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

エ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である、共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

オ 災害対策用緊急輸送道路及び避難路

震災時における市民の避難、緊急物資の輸送活動を円滑にするため、耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路等の沿道における建築物の耐震性確保を推進する。

(ア) 災害対策用緊急輸送道路（県指定）

第一次緊急輸送道路	国道 22 号線 国道 41 号線（市外：最寄りの第一次緊急輸送道路）
第二次緊急輸送道路	主要地方道春日井稲沢線（県道 62 号） 主要地方道名古屋江南線（県道 63 号） 一般県道小口名古屋線（県道 158 号）
第三次緊急輸送道路	愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は防災計画で定めた緊急輸送道路で、第 1 次、第 2 次緊急輸送道路以外の道路

(イ) 避難路（市指定）

第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路と広域避難場所を結ぶ主要な道路を位置づける。また、これも活かしながら、避難所の近隣を通るような主要な道路を位置づける。

カ 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

※ 附属資料編 第 3 防災上必要な施設・設備等 6 緊急輸送道路等

### 3 交通安全施設等

#### (1) 方針

災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、交通安全施設等の増強、整備に努める。

#### (2) 対策

##### ア 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報及び迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

##### イ 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

### 4 河川

一級河川の本川については、県に要請し、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、浚渫、護岸等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図る。中小河川についても同様に河道の整備を図り、水門等について改築を実施する。

地震による堤防の損傷に起因する浸水を防止できるよう対策を図るとともに、水門、樋門等についても、地震時にその機能が保持できるよう対策を図る。

### 5 鉄道

#### (1) 方針

新しい構造物は、十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補改良を図って耐震性の強化並びにその整備に努める。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講ずるよう名古屋鉄道株式会社に要請する。

#### (2) 対策（要請事項）

##### ア 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物の中には、転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計にあうよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

関係基準の改訂があれば新たに建設する構造物は、新基準により耐震性の強化を図る。

##### イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検・巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する態勢を整備する。

##### ウ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(ア) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止

させる。

- (イ) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

- |   |
|---|
| <p>▶ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転をし、駅又は運転指令の指示を受ける。</p> <p>▶ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。</p> |
|---|

エ その他

- (ア) 地震計の整備充実

地震計の計画的増強を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

- (イ) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに情報を迅速に収集するため通信設備の計画的増強を図る。

- (ウ) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的に訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

### 第3節 ライフライン関係施設等の整備

#### 1 基本方針

上下水道、電力、ガス、電信電話等各種公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることの方が、はるかに重要かつ有効なものである。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとし、断水・停電等の被害が広域に渡ることを防止し、信頼性の向上を図る。

- (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

- (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じるこ

とへの対策として地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努める。

## 2 上水道

### (1) 方針

本市の上水道については、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局から供給されており、震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努めることが重要である。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、市は、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立に努めることとし、北名古屋水道企業団及び近隣市町と連携し、断水による被害が広域に渡ることを防止することに努める。

さらに、避難所又は広域避難場所、防災拠点施設等において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進め飲料水の確保に努める。

### (2) 対策

#### ア 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張・改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。

被災時の給水拠点等については、増設及び耐震性を強化する。また、北名古屋水道企業団に対し、水道配管において強度が低下している老朽管の更新を要請する。

特に、避難路においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法等の調査研究に努めることも大きな課題である。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

さらに、水道施設による二次被害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

#### イ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市は災害用ろ水機にて給水の供給を図っていく。供給される飲料水は、水道水を原則とし、補完的にプール等の水をろ水機等でろ過した水を用いる。

応急給水活動に必要な消毒剤、浄水機、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていく。

#### ウ 防災非常時の協力の確立

市又は北名古屋水道企業団は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市あるいは県へ応援を要請し、協力を求める。

### 3 下水道

#### (1) 方針

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう破損が想定される箇所の補強、整備に努めるとともに、今後新設する下水道施設については、地質・構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。

また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図っていく。

#### (2) 対策

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

##### ア 管渠施設の対策

流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

##### イ 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実にを行うために、連絡体制を確立する。

##### ウ 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。

また、資材及び機器の保管について、集中管理することを検討する。

##### エ 応援の要請

被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

##### オ 民間団体の協力

市は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

### 4 電力施設

#### (1) 方針

災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策や耐震性強化及び他の電力会社と協力・連携し、広域ネットワークによる信頼性の向上に努めるよう中部電力パワーグリッド株式会社に要請する。

#### (2) 対策（要請事項）

## ア 設備面の対策

## (ア) 発・変電設備

主要設備及び主要機器は、ほとんど被害は生じないものと思われるが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるよう要請する。

## (イ) 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地域への設備の設置は極力さけるよう要請する。

## イ 体制面の対策

## (ア) 保安の確保

設備の巡視・点検による保安の確保

## (イ) 資機材等の確保

災害時のための資機材等確保の体制の確立

a 応急復旧用資機材及び車両

b 食料その他の物資

## (ウ) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

## 5 ガス施設

## (1) 方針

ガスは、生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと、日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに早期復旧を図るため、次の対策を講じるよう要請する。

また、建物の倒壊、揺れや液状化等の被害が大きな地域では、配管の損傷や爆発等による二次災害の危険性の高いことが予想されるため、東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む）、日本LPガス協会と協力し、安全が確認されるまでガス使用の禁止を呼びかけ、二次災害発生の防止に努める。

## (2) 対策（要請事項）

各ガス事業者に、各社の実情に応じて、次の対策を実施するよう確認あるいは要請をする。

## ア ガス工作物の耐震性の向上

## (ア) 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

## (イ) 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基

づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(ウ) プロパンガス

プロパンガス設備は、鎖固定器具の維持強化に努める。

イ 緊急操作設備の強化

(ア) 製造設備及びガスホルダー

発災時にガス送出・油流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(イ) 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

ウ 応急復旧体制の整備

(ア) 一般社団法人日本ガス協会、東邦ガス株式会社、愛知県LPガス協会等と非常時の連絡体制の整備強化を図る。

(イ) 復旧動員体制の整備・強化を図る。

(ウ) 救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務所用地、救援隊員用の宿泊施設、復旧用資機材・備品等（非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源等）の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

(エ) 教育・訓練の充実を図る。

(オ) 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

(カ) 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面は整備されているが、更に迅速な対応が可能となるよう管理図面についてコンピュータでマッピングシステム化等の充実を図る。

(キ) 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

## 6 通信施設

### (1) 方針

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置することが重要である。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空、埋設ケーブルが寸断される等、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携をとり、通信手段を確保するため、緊急対策及び抜本的対策をするとともに、各種通信対策を図ることが必要である。



更に、建物の倒壊や揺れや液状化等の被害が大きな地域では、通信施設及び埋設ケーブルの寸断、電力供給の低下により通信手段が一時的に途絶えることが予想されるため、同報無線の使用及び市職員を現地に派遣する等の対策を講じ、情報収集を行う。

## (2) 対策（要請事項）

### ア 電気通信事業者

電気通信事業者は、国内電気通信事業の公共性をかんがみ、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

激甚な大規模災害が発生した場合の対策は、阪神・淡路大震災を教訓に長時間電力供給停止による通信リソース停止対策に努めるよう要請する。

#### (ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

#### (イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- b 防水扉の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール等からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

#### (ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化

#### (エ) 各種災害対策機器の整備

- a 孤立防止用衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- d 防災用資機材の配備

#### (オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練

#### (カ) 激甚な大規模災害に備えた対策

- a 長時間電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
- b 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- c 被災時に情報が氾濫し、正確な情報把握が困難なため情報の共有化、災害用伝言ダイヤルの活用ルールの検討

#### (キ) 各社の災害時伝言サービスの提供と事前の広報

### イ 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たしている。本市にも、専用通信（市防災行政無線）を設置しているが、次のような点に特に留意をして維持・運用していかなければならない。

- (ア) 耐震性の強化
- (イ) 伝送路の強化
- (ウ) 装置・器材の充実
- (エ) 定期的な点検の実施
- (オ) 防災訓練等の実施
- (カ) 移動系無線局の配備

ウ 各種通信対策

- (ア) 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。

- (イ) 放送

放送は、非常災害時における市民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努める。

- a 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。
- b 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- c 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- d 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- e 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

- (ウ) 携帯電話の配備

市は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように務める。

- (エ) 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

- a 非常通信協議会の拡充強化
- b 非常通信訓練の実施
- c 非常通信訓練の総点検

## 7 農地・農業用施設

- (1) 方針

農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地・農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を促進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

- (2) 対策

ア 排水機場、樋門、水路等については、地震に対しその機能が保持できるよ

うに、耐震基準に合った構造で新設又は改修を行う  
イ 排水機場・樋門・水路等の被害は、農地・農業用施設のみならず公共施設、住宅等に多大な影響を及ぼすことから耐震性をより一層向上させるために、耐震補強整備を行う。

## 第4節 文化財の保護

「風水害等災害対策計画編 第2編 第4章 第3節 文化財保護対策」を準用する。

ただし、重要文化財の耐震対策については、次のとおりである。

### 1 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

### 1 基本方針

地震発生時における災害応急活動等を円滑に実施するために、防災施設等の整備を図る。

このため市では、県が作成した東南海・南海地震防災対策推進地域においての地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する。

### 2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

- ・ 県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画
- ・ 計画の対象地域は、愛知県全域
- ・ 作成主体は、県知事
- ・ 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等
- ・ 一部の事業については、国の補助率の嵩上げがある。

## 第3章 都市の防災性の向上

### 基本方針

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。

本市は、名古屋市のベッドタウンとして発展しており、高密度化、自動車の増加、更には高層住宅の出現等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、特に阪神・淡路大震災のような都市直下型の大地震がひとたび発生すると、かつてない被害を被るおそれがある。これに対して、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては地域全体の防災構造化を図る必要がある。

そのための施策として、公共施設等の耐震不燃化に加えて、都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、地域のオープンスペースを確保することが重要である。

特に阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が市民の一時避難場所として利用されたり、救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たした。広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておくとともに、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

さらに、都市計画においては、防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める必要がある。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

「風水害等災害対策計画編 第2編 第5章 都市の防災性の向上」を準用するが、地震災害に対しては、以下を実施する。

### 第1節 建築物の耐震不燃化の促進

本市には建築物の密集した地域が多く、地震による火災の被害発生のおそれ大きい。これに対処するため、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い地域防火の効果を高める必要がある。

建築物の密度が高く、火災危険度の高い地域における新規の建築物は、他への延焼防止を図るため、耐震・耐火建築又は準耐震・耐火建築としたり木造建築物においては、屋根を不燃材料で葺き、外壁は土塗壁等、延焼防止に有効な構造へと市民の理解と協力を得て、その普及に努める。

## 第2節 ブロック塀の倒壊及び看板等の落下物の防止

住宅地では、ブロック塀の倒壊の危険性が高くなることが予想されるため建築物の耐震補強や建替え等にあわせて耐震化を実施すること、また、駅周辺や主要幹線道路沿線において看板等の落下物の危険性が高くなることが予想されるため、看板等の落下の危険性があるものについては、通行人にあたる等の被害が出ないように補強対策を実施することを、市民や企業に対して啓発する。

## 第3節 防災施設等整備

### 1 基本方針

地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

このため、市は、国や県の支援の活用を視野に入れ、防災施設等の整備を図ることが必要であり、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。

また、市は、東南海・南海地震防災対策推進地域についての「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、次の事項を目的として地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を「2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に掲げる整備計画に位置づける。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減させること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっては、各施設等の相互の整合性を図り、総合的に推進する。なお、進捗状況を市民に公表し、防災対策の達成度が分かるようなシステムを構築していくよう努める。

### 2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

#### (1) 消防施設の整備及び消火用水確保対策

地震の発生時に予想される火災等に対処するため、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を進める。

また、市の実施する消防・救急に係る消防施設を、県の補助を視野に入れ充実させるとともに、道路等が寸断され、消防職員等による消防ポンプ自動車の

活躍が制限される場合には、市民による可搬式ポンプの操作がより効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用する等、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

輸送路として、避難場所等の活動拠点を相互に連絡する市道を選択し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備する。また、ルート多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワーク(橋りょう等の社会基盤施設を含む。)を構築する。また、第1次、第2次緊急輸送ルートに関しては国及び県と協議のうえ、整備を要望していく。

また、緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためのヘリポート及びその付帯施設、ヘリポートと連節する道路及び市管理の橋りょうの整備、沿道の建築物の耐震化推進を図る。

(3) 社会福祉施設の整備

地震時における受入者等の安全を図るため、老朽化した社会福祉施設の建物の改築事業、耐震化を図る。

(4) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を推進する。

(5) 公立の小学校・中学校・保育園の整備

地震時における児童、生徒等の安全を確保し、また、避難救護活動の拠点を確保するため、木造建物の改築事業、非木造建物の改築事業、非木造補強事業を実施し、耐震化を図る。

(6) 不特定多数が利用する公的建物の整備

文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等の不特定多数の市民が利用する公共施設の耐震化を図る。

(7) 防災拠点施設の整備

庁舎、消防施設、防災活動拠点等の防災拠点施設の耐震化及び防災活動に必要な設備の整備を図る。

(8) 避難場所等の整備

居住者等の避難の円滑化と避難者を火災の延焼から保護するため、市は、避難場所等の整備事業を推進する。

(9) 避難路の整備

主な避難路について安全性の向上及び避難時間の短縮を目的に看板の落下防止や自動販売機の転倒防止等、避難の円滑化を図る。

(10) 道路等の整備

居住者の避難の安全と円滑化を図るため、市は、道路及び避難誘導標識の整備事業を推進する。

(11) 消防用資機材等の整備

地震災害時に消防活動等の救助活動を有効に実施するため必要な、資機材等の整備を行う。

## (12) 通信施設の整備

地震災害時における電話の輻そうや通信の途絶等に備え、災害対策上重要な通信の確保を図るため、市は、県、西日本電信電話株式会社と協力して、必要な通信施設の整備事業を行う。

市と防災関係機関等を結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るとともに、両システムを使用した市民への緊急地震速報等の伝達を確実にするため、システムの維持管理を確実に実施する。

また、市民等の混乱を防止し、生活を支援するための自主防災会や避難所内の情報機器の整備を図る。

さらに、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

また、市は、国や県の震度把握に支障をきたさないよう、市内に設置してある地震計等の維持・管理に努める。

## (13) 防災上重要な建築物の整備

市は、大規模な地震が発生又は発生するおそれがある場合に、防災活動の迅速な実施と施設等滞在者の安全の確保を図るため、防災備蓄倉庫、病院、幼稚園、要配慮者の滞在する施設、大勢の人が集まる施設、防災拠点となる施設等の整備事業を推進する。

また、防災中枢機能の充実を図るため、対策本部機能を強化する。この際、長期にわたって機能を発揮できるよう非常用発電機等のエネルギー、非常時通信手段、勤務する要員のための設備（トイレ等）を確保する。

## (14) 水道施設の整備

震災による水道の断水を最小限にとどめ被害箇所をできるだけ少なくするとともに、応急給水を確保するため、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局と協力して老朽管の更新及び配水池の緊急遮断弁の整備を進める。

## (15) 防疫用器具機材の整備

震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう市は、必要な資機材、給水車等の整備事業を推進する。

また、避難者・帰宅困難者の大量発生や水道施設被害による水洗トイレの使用不能に伴う、多量のトイレ需要に備え、避難所又は広域避難場所、防災拠点施設等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める。

## (16) 農業用施設の整備

築造年次が古い用水等、堤体の老朽化による漏水や浸食等により安全性が低下して、改修を要するもの等、緊急度に応じて順次整備を図る。

## (17) 老朽住宅密集市街地の地震防災対策

区画整理事業等での市街地の面的な整備、一般建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

**3 災害応急対策用施設等の整備**

## (1) 飲料水・電源等を確保するための施設整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を要請するとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、市備蓄倉庫の充実を図る。

また、各自主防災会が防災備蓄倉庫の自主的な整備を図れるよう、補助制度の活用を促進する。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護機能を確保・強化するため、応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、平常時から市公用車の整備・点検に努める。



## 第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

### 1 基本方針

土地は人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用にあたっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤に係る災害の防止に留意してすすめるなければならない。

市内における農用地等からの宅地等の都市的利用への転換は、地盤に係る災害対策上からも極めて注目すべき事項である。

地震の発生によりこうした地域を中心に、地割れ・液状化等種々の地盤に係る災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。

特に、地震災害の予防的見地から埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮のうえ、土地利用の適正な規制、指導を行う。

また、液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策の促進が必要であるが、この場合、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、建築物の耐震性を強化することが重要である。

### 第1節 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、県の行う「地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメント」を利用することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討するとともに地域住民にも周知する必要がある。

### 第2節 液状化対策の推進

近年液状化に関する研究や対策工法の開発については、かなりの進展をみているものの、小規模な住宅や事務所等の建築物等、対策が義務付けられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情である。

液状化現象は、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

平成26年5月には愛知県の「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」が公表され、液状化の危険度について示された。市は、愛知県の調査等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、市民等に周知徹底を図る。また、液状化による被害を軽減するためにも、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

※ 附属資料編 第2災害 3地震災害 (3)被害想定 液状化危険度分布図

### 第3節 宅地造成の規制誘導

宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、よう壁の技術基準等、宅地の安全確保を図るため規制誘導策をすすめる必要がある。

また、災害防止パトロールをはじめ、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

### 第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

#### 1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県と協力し、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会や土木・建築技術者等を対象にした判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努める。

#### 2 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市及び県は、関係市町村と協力し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

## 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

「風水害等災害対策計画編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」を準用する。

## 第6章 避難行動の促進対策

### 1 基本方針

大地震の発生時には、火災の延焼等の二次災害のおそれのある地域の住民等は、速やかに安全な場所へ避難することが何よりも大切である。また激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大により多数の市民等が死傷したり、住居を奪われる等により、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされ、あるいは道路や交通機関の途絶により帰宅困難者が多数発生する事態が予測される。

市は、このような場合に備えて、避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。また、防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。

南海トラフ地震等が発生した場合、その被害は甚大で避難生活が長期化かつ避難者数及び帰宅困難者数が増大するおそれもあることから、長期避難所・一時避難所に指定されている小中学校及び防災上重要な施設の耐震性の強化を図るとともに、非常食等の備蓄量の増加にも努める。

#### 例 愛知県の被害予測に基づく、避難所に受け入れる避難者及び帰宅困難者

避難者数（人） （冬夕18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）
1日後	1週間後	1ヶ月後	
約1,100	約16,000	約26,000	約6,000～約6,900

	受入可能人数	避難所一人当りの面積	受入の可否
一時避難所	約28,800人	2㎡/人	可
長期避難所	約61,070人	3㎡/人	可

愛知県の被害予測に基づく避難者数は、地震発生から1ヶ月後に約26,000人となり、帰宅困難者を含めても現在の一時避難所及び長期避難所に全て受入可能となっている。しかし、地域によっては避難者数が集中することも考えられることから、各避難所が容量を受入可能人数を超える場合は、使用できる他の公共施

設等を使用するとともに、県・他市町村等に協力を依頼する。

公共施設の管理者は、予め管理する施設における避難誘導方法を習熟しておくとともに、備蓄や資機材の確保に努める。

## 2 主な実施機関

北名古屋市

学校、病院等防災上重要な施設の管理者

## 3 対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第7章 避難行動の促進対策」を準用する。

なお、大地震の場合、消火活動に阻害要素として考えられる密集市街地では、火災の延焼が心配されるため、市は、市民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により広域避難場所を選定しておく。

- 広域避難場所は、被災地からの避難を中心に考え、運動場、公共駐車場及び広場等が適当と考えられる。
- 広域避難場所における避難者一人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在しているように努める。
- 広域避難場所は、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所とする。
- 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている場所であることが望ましい。
- 広域避難場所の指定は、校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けるように配慮する。

また、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

## 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を準用する。

## 第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

### 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化等により、地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想されるため、消防力の充実と危険物等の安全確保に努める。

### 第1節 火災予防対策に関する指導

#### 1 火災予防の徹底

##### (1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、自治会、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の普及を図るとともに、各地域あるいは地区での防災訓練を促進し、これら器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

また、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図る。

##### (2) 自主防災会へ消防設備の補助

地域における初期消火活動を推進するため、的確に対応できる環境の整備の促進を図るため、自主防災会に対し、初期消火用ホース、防災資機材の整備の推進を図るとともに、市はその経費について補助する。

##### (3) 防火対象物の防火体制の推進

多数の住民が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難等の訓練実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。また、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

##### (4) 西春日井広域事務組合による立ち入り検査の強化

消防法に規定する立ち入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う。

##### (5) 西春日井広域事務組合による危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。

さらに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を強化し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

なお、西春日井広域事務組合の火災予防条例に規定されている少量危険物、

指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

## 2 西春日井広域事務組合による、建築同意制度の活用

建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

## 第2節 消防力の整備強化

市は、次により消防力の整備強化に努める。

### 1 消防団による消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

### 2 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図る。特に、災害時に備え、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプ、投光機等の整備を計画的に推進する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 2 消防団及び消防水利

## 第3節 危険物施設防災対策

### 1 基本方針

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

そのため、市は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

### 2 対策

次の事項について、危険物施設の所有者等の啓発・指導を実施する。

#### (1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

#### (2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

#### (3) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県により、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の資質の向上に努めるため、取扱作業の保安に関する講習が実施される。

(5) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態にあったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する、あるいは近傍の事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

## 第9章 広域応援・受援体制の整備

### 1 基本方針

地震の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、市及び各機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

### 2 対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第9章 広域応援・受援体制の整備」を準用する。

## 第10章 救護・救援対策

地震による被害が発生した場合に備えて被災者に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び応急医療体制の整備、救助、救急体制の整備を図る。

また、救急救助・緊急搬送・救急医療体制については、多数の負傷者、医療機能の低下が予想されるため、自主防災会が中心となった応急手当が重要となる。そのため自主防災会は、応急手当及び搬送等の訓練を行うよう努める。

### 1 食料等の確保

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

#### (1) 備蓄

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮し、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄

#### (2) 緊急調達体制の確立

震災時における救急救助物資及び一般生活必需物資の供給を確保し、円滑化を確保するため、関係業界と協定し、緊急時における調達に万全を期す。

#### (3) 要配慮者等への対応

要配慮者や乳幼児、アレルギー疾患に対応した食品等の確保に努める。

### 2 救急医療体制の整備

震災時には、建物の倒壊、家具類の転倒、窓ガラス及び看板等の落下等により多数の負傷者が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。

このため、市の救護所における医療救護、市内の医療機関への応援要請、あるいは近傍の災害拠点病院への救急車等による搬送体制の確立に努める。

### 3 市民等の災害時応急手当等

#### (1) 市民向け災害時の応急手当での習得システムの構築

災害時の応急手当、心肺蘇生法等、応急手当の技術等の習得に関する広報等を作成し、自主防災会等を活用して普及を図る。

#### (2) 企業の防災研修への積極的指導

市内の事業所に対して、災害時の外傷の処置、心肺蘇生法等の普及を行い、事業所の災害時の自主救急体制づくりを推進する。



## 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

### 1 基本方針

地震災害を最小限に食い止めるには、職員及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため防災訓練、学校教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

なお、その際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性の多様性の視点に十分配慮するよう努める。

特に、稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機づけやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

そのため、自主防災会等による防災体制を確立するとともに、市民の防災に対する意識の向上、地域間（自主防災会間）コミュニケーションの向上を図る。

なお、防災訓練や啓発事業の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる等、より実践的な内容となるように努める。

### 2 対策

「風水害等災害対策計画編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に留意して防災訓練及び防災意識の普及を行う。

#### 第1節 防災訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがってあらゆる機会をとらえて実働訓練等の実施を重ね、技術の練磨を図る。

#### 1 総合防災訓練

市は、職員及び防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。訓練では、地震規模や被害の想定を明確にして実働訓練を次のとおり実施する。

また、実施にあたっては、参加者の判断を求める内容を盛り込むよう努める。

##### (1) 大規模地震を想定した発災対応型訓練

東日本大震災などの大規模地震における教訓をもとに、防災関係機関相互の

緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現場指揮本部訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練等を実施する。

(2) 相互応援協定締結市との訓練の相互参加等

相互応援協定に基づき、県外の他の市との相互の訓練参加及び協働訓練の実施に努める。

## 2 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施し、迅速な初動体制の確立を図る。

## 3 通信連絡訓練

機関ごとに情報の収集及び伝達の要領、内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を行う必要がある。なお、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

また、地震による災害時においては、無線設備も少なからず被害を被ることが考えられるので、日頃からアマチュア無線グループ及び防災用携帯電話による実践的な訓練を実施する。

## 4 浸水対策訓練（水防訓練）

地震を原因とする浸水対策の一環として、市及び市水防団等と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、水防体制の万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、実践的な訓練を実施する。

また、水防計画に位置づけられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に市民の参加を得て、水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- (3) 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）
- (4) 輸送（資機材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門、角落し等の操作
- (7) 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

## 5 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等及び保育園等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導

並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

- (2) 学校等及び保育園等における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

### 1 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県からの地震体験車、地震災害に関するビデオ等の貸出しの制度を利用して、防災教育の推進を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (12) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (15) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運転自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (16) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (17) 南海トラフに関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

- (18) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (19) 図上演習（D I G）等による市民への防災教育

## 2 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生時の心得に関する事項
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

## 3 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

## 4 自動車運転者に対する広報

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

## 5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

## 6 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く

収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

### **第3節 防災のための教育**

「風水害等災害対策計画編 第2編 第10章 第3節 防災のための教育」を準用する。

### **第4節 防災意識調査及び地震相談の実施**

市は、県と連携して、市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施する。

#### **1 防災意識調査の実施**

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

#### **2 市民の耐震相談及び現地診断**

地震が起きたときは、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料耐震相談が県により各地で実施される。また、住宅の現地診断についても適宜実施される。

#### **3 地震に関する相談**

地震について不安をもっている市民のために、市及び県並びに防災関係機関は随時相談に応ずる。

## 第12章 時間差発生を考慮した予防対策

### 1 基本方針

南海トラフでは、東海地震、東南海地震、南海地震が同時又は区域ごとに発生、あるいは数時間から数日間の時間差で発生することが危惧されており、その被害は甚大な被害となり、広範囲にわたる可能性がある。例えば、最初の地震が発生して広域応援を実施中に、次の地震が発生した場合には、市内での応急対策要員が不在で通常の実施が困難になる。また、二次発災で新たに発生する被害に対して、市の災害対策活動は初期対応から強いられることとなり、一次発災と二次発災に対する災害対策を同時並行ですすめなければならないことが予想される。更に被害の広域化等の要因で、搬送すべき物資・人員が不足する可能性もある。

時間差が長期に及ぶ場合には、社会的な不安や経済的な損失も大きくなる可能性が大きい。そのため、全域同時発生に対応を準備するとともに、区域毎時間差をもって発生した場合における応急対策を検討するとともに、日頃から市民に対し、大規模地震が時間差で発生する可能性があることを周知し、被害を軽減させるよう努める。

### 2 対策

#### (1) 人員配置計画

最初の地震が発生し、周辺市町村への広域応援を実施中に後発の地震が発生した場合、市内での応急対策要員が不足し、通常の実施が困難になる可能性があるため、市内での人員不足となることがないように、予め後発の地震発生を考慮した広域応援計画を検討しておく。また、一次発災と二次発災に対する災害対策活動における人員配置計画も検討し、不足する人員に対するフォローアップ体制の強化に努める。

#### (2) 市民に対する意識啓発

南海トラフ地震等の巨大地震においては、全域同時発生、あるいは数時間から数日間の時間差で区域毎発生する可能性があることを市民に周知し、避難生活が長期化及び物資が滞る可能性があり、備蓄量を増やす必要があること、地震で被害を受けた建築物、液状化等が発生した地域には近寄らないこと等を市民に啓発する。

## 第13章 震災に関する調査研究の推進

### 1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年は、建物の高層化や高速道路の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施する等、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

### 2 防災カルテ等の整備

市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区等の単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項を以下に示す。

- |   |
|---|
| ①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、<br>⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴 等 |
|---|

### 3 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

## 第3編 災害応急対策

大規模な地震が本市に発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急救助等を行うため、市及び防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策に万全を期す。

### 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。その際、各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

さらに、要員（資機材も含む。）の配置等についても、複合災害の発生も念頭において行う。

#### 第1節 災害対策本部の設置・運営

##### 1 北名古屋市防災会議

地域に係る防災に関して、災害対策基本法第16条の規定及び市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されており、災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例



## 2 市災害対策本部

### (1) 本部の組織及び運営

市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法並びに北名古屋市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定める。

本部長：市長

副本部長：副市長及び教育長

※ 附属資料編 第7参考 2 災害対策本部条例

### (2) 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに本部を廃止する。

#### ア 自動的に本部を設置する場合

- (ア) 震度5弱以上を観測した地震が発生したとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (ウ) 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

#### イ 本部長の命令で設置する場合

- (ア) 市の全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生したとき。
- (イ) 全域でなくても被害が甚大なとき。

### (3) 本部設置の公表

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 2 (3) 本部設置の公表」を準用する。

### (4) 本部の標識等

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 2 (4) 本部の標識等」を準用する。

### (5) 所掌事務

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 2 (5) 所掌事務」を準用する。

### (6) 本部の非常配備基準

非常配備動員体制については別表の非常配備基準に定めるものとし、本部の活動体制の確立を図る。非常連絡及び動員は以下のとおりである。

ア 防災行政無線担当職員は、非常配備に該当する南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）を受信したときは、直ちに防災監に連絡する。

イ 連絡を受けた防災監は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに各部長・次長に連絡をする。

《北名古屋市災害対策本部組織図》

本 部 長		
副本部長		副本部長
総務部 議会事務局 監査委員事務局	総務班	総務課、人事秘書課、企画情報課、監査課
	広報班	人事秘書課
	情報班	企画情報課
	議会班	議事課
財務部 (会計管理者、 会計課含む)	財務班	財政課、会計課
	調査班	税務課、収納課
防災環境部	総合調整班	防災交通課
	環境班	環境課
市民健康部	市民班	市民課、国保医療課
	医療・救護班	健康課
福祉部	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課
	児童班	児童課、家庭支援課
建設部	土木班	施設管理課、都市整備課、下水道課
	商工農政班	商工農政課
教育部	教育班	学校教育課、生涯学習課、スポーツ課

### 《非常配備基準》

	適用基準	体制	活動内容
警戒配備	1 震度4を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき。	防災交通課（防災・消防担当）は自主参集 状況調査班及び応急対策班の1個班は自宅待機（勤務時間内の場合には自席待機）、状況により出動	必要に応じ西庁舎災害対策本部を設置 情報収集
第1非常配備	1 震度5弱を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 市民からの応急復旧要請があったとき。	本部要員、総合調整班、情報班は自主参集 状況調査班、応急対策班は1個班が出動し、状況により2個班集体制	西庁舎に災害対策本部を設置 状況調査、応急対策活動
第2非常配備	1 震度5強を観測した地震が発生したとき。 2 第1非常配備中で事態が悪化したとき。	非常配備職員の全員（※1）が自動参集 本部要員、各班の責任者、防災交通課は西庁舎の災害対策本部室へ、班員は原則自席へ自主参集	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営
第3非常配備	1 震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 2 災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 第2非常配備中で事態が悪化したとき。	職員全員（※2）が自動参集 本部要員、各班の責任者、防災交通課は西庁舎の災害対策本部室へ、班員は原則自席へ自主参集	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営

※1 非常配備編成表に記載のあるすべての職員

※2 保育士、再任用I等を含む、すべての市職員

平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

### 3 職員の動員計画

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 3 職員の動員計画」を準用する。

### 4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第1節 4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等」を準用する。

## 5 関係機関等の相互協力

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第2節 1 関係機関等の相互協力」を準用する。

## 6 自主防災会との連携

「風水害等災害対策計画編 第3編 第1章 第2節 2 自主防災会との連携」を準用する。

## 第2節 災害救助法の適用

### 1 基本方針

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であること、多数の者が生命・身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態であるときに知事が災害救助法を適用する。

なお、同法に基づく救助の実施については、県及び関係市町村と緊密な連絡のもとに行う。

県より災害救助法適用の通知後は、補助機関として迅速・適切なる措置をとる。

### 2 災害救助法による救助

大規模災害の発生により一定規模以上の被害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、国の災害救助法に基づく救助は県が実施機関となり、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事より救助の委任を受けた市長は、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うとともに、これらの事務のほか、知事が行う救助を補助する。

災害救助法の費用は、県が支弁し、国はその費用について所定の計算による一定額を負担する。

なお、災害救助法の適用されない小規模災害については、市長が独自に救助を実施し、その費用は市が負担する。

### 3 適用基準

市内の被災世帯が下記基準に達したときは、速やかに県に災害救助法の適用を要請する。

- (1) 全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯数以上で市の被害世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯が(1)及び(2)の基準に達しないが、県内で被害世帯数が12,000世帯数以上であって市の被害状況が特に救助を必要とする状況にあるとき。
- (4) 市の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する

必要があると認めた場合

(5) 適用の基準となる被害世帯数の計算は、次の方法による。

- ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯すなわち全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算して取扱う。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数として計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

#### 4 災害救助法の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

(1) 収容施設の供与 避難所の供与 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 工事完了の日から	7日以内 2年以内
(2) 炊き出しその他による食品の 給与	災害発生の日から	7日以内
(3) 飲料水の供給	災害発生の日から	7日以内
(4) 被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	災害発生の日から	10日以内
(5) 医療及び助産 医療 助産	災害発生の日から 分べんした日から	14日以内 7日以内
(6) 被災者の救出	災害発生の日から	3日以内
(7) 被災住宅の応急	災害発生の日から	1か月以内
(8) 学用品の給与 教科書 文房具及び通学用品	災害発生の日から 災害発生の日から	1か月以内 15日以内
(9) 埋葬	災害発生の日から	10日以内
(10) 死体の捜索	災害発生の日から	10日以内
(11) 死体の処理	災害発生の日から	10日以内
(12) 土石・竹木等障害物の除去	災害発生の日から	10日以内

(注) 救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

#### 5 市長への委任等

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定により、次に掲げるものを除く救助の実施は市長へ委任されているため、災害救助法が適用された場合は、市において救助を実施

する。

なお、県は、市長から要請があったとき、又は知事が特に必要と認めたときは、救助の応援をし、あるいは自らこれを実施することがある。

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 医療及び助産
- (3) 住宅の応急修理

## 6 適用の手続き

市の区域において、同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、救護を要する状態にあるときは、市長は知事に対し、すみやかに災害救助法の適用を要請する。

## 第2章 避難行動

### 基本方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、適時適切に避難のための立退きを指示して、安全な場所へ円滑に避難させ市民の安全を確保する。

また、「風水害等災害対策計画編 第3編 第2章 避難行動」を準用するが、特に地震災害時には次に示す対策による。

### 第1節 地震情報等の伝達

#### 1 基本方針

地震情報は、市民に対し極めて迅速に周知されなければならないので、次の伝達系統により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

#### 2 対策

##### (1) 地震に関する情報等

##### ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予測した場合に、震度4以上を予測した地域、または長周期地震動階級3以上を予測した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予測される場合、または長周期地震動階級1以上を予測した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

##### イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

##### (2) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

<p>震源・震度に関する情報</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・津波警報等発表時</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
<p>各地の震度に関する情報</p>	<p>震度1以上</p>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
<p>推計震度分布図</p>	<p>震度5弱以上</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
<p>長周期地震動に関する情報</p>	<p>震度3以上</p>	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>
<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
<p>その他の情報</p>	<p>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発し</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>



	た場合等	
--	------	--

(注) 上記の基準のほか、名古屋地方気象台が必要と認めた場合は、情報を発表することがある。

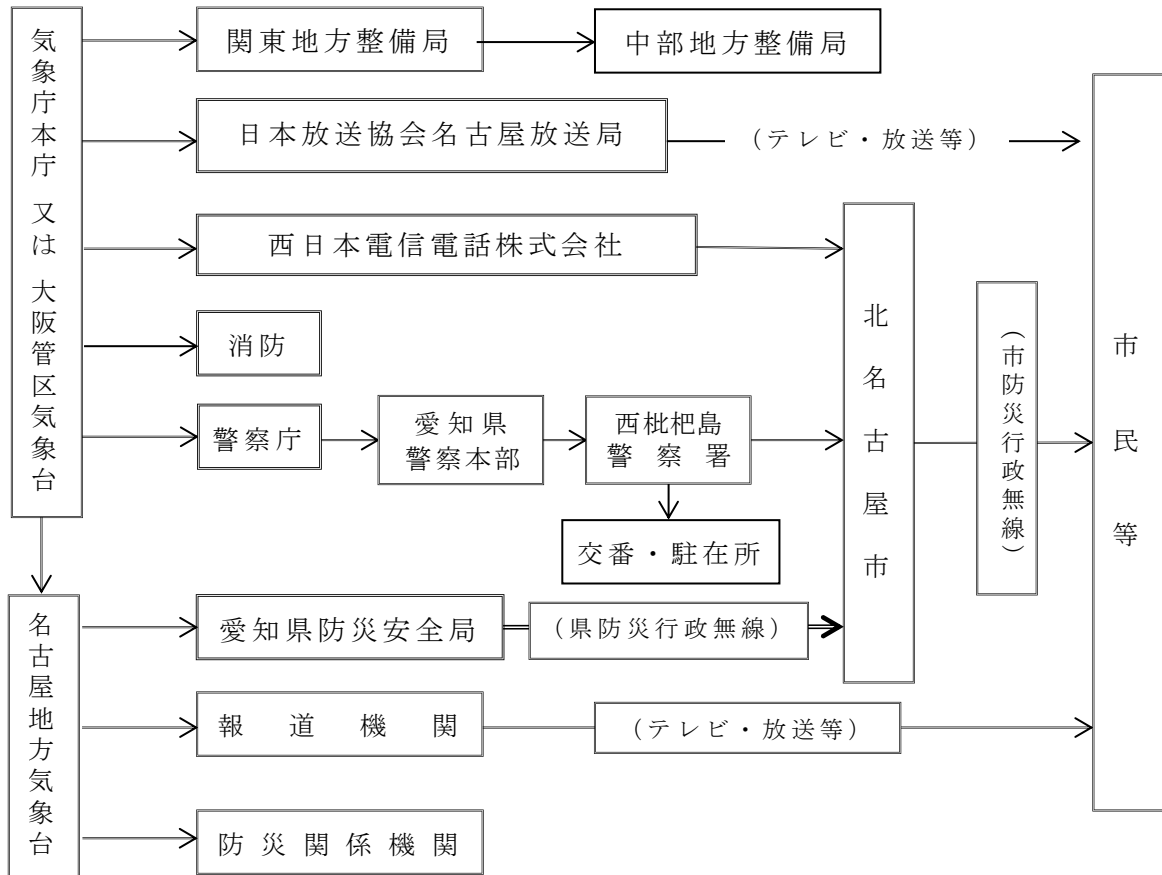
(3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

県及び県内市町村の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県において収集し、市へ伝達される。

ア 伝達系統

気象庁、名古屋地方気象台が発表する地震に関する情報の伝達は、次の伝達系統図による。

《地震に関する伝達系統図》



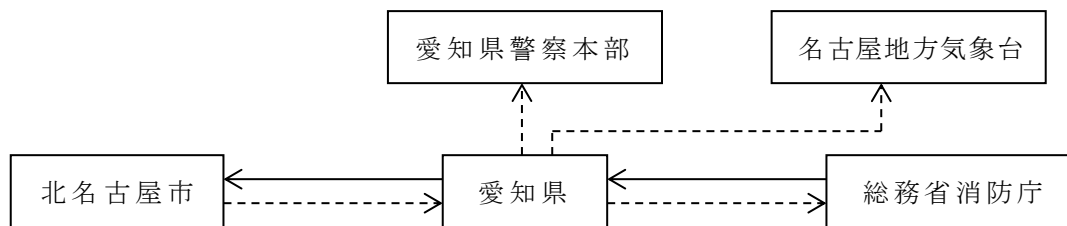
(注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

2 二重枠の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3 上記伝達系統の他、市民等に対しては緊急速報メール、一斉メール配信システム等により伝達する。

イ 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおり。

《震度情報の伝達系統図（震度情報ネットワークシステム）》



凡例

- 県・消防庁に集まった震度情報の流れ
- - - - -> 市町村で計測した震度情報の流れ

(4) 市における措置

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第1節 2 (2) 市における措置」を準用する。

3 受伝達の留意事項

「風水害等災害対策計画編 第3編 第2章 第1節 3 受伝達の留意事項」を準用する。

第2節 避難情報

1 避難の指示等の実施

「風水害等災害対策計画編 第3編 第2章 第2節 避難情報」を準用するが、地震災害においては、以下の基準で避難の指示等を実施する。

**地震が発生又は発生することが予想され、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合の基準**

**<発生後の措置>**

- (1) 地震が発生し、応急危険度判定士による診断によって、今後の余震等で建物の倒壊の危険性が認められた場合
- (2) 地震による火災が発生し、延焼のおそれがある場合

以上の状況等を総合的に勘案し、判断をする。

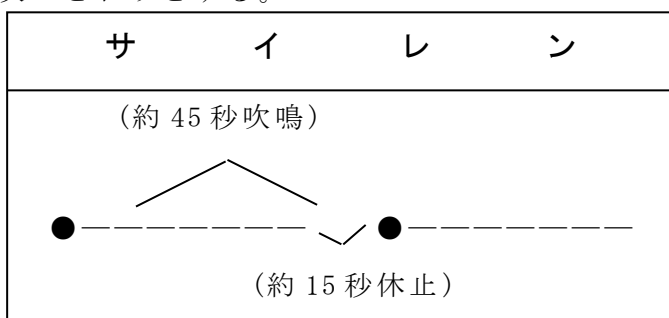
《同報無線での避難指示例》

< 文例 1 >  
 先程の地震において、〇〇地区で火災が発生しました。今後の気象状況（風向き）によっては延焼のおそれが見込まれます。市や消防署では延焼防止のための緊急措置を取っていますが、火災の被害拡大が見込まれるため、〇〇地区に避難指示を発令しました。〇〇地区の住民の皆さんは速やかに最寄りの避難所へ避難をしてください。

< 文例 2 >  
 先程の地震において、〇〇地区で建物の倒壊が確認されました。今後も余震等により、更に建物の倒壊が増えることが見込まれます。市や県では応急危険度判定士を派遣し、倒壊の危険性があるものについては、最寄りの避難所へ避難をするように促していますが、危険が認められる建物については、自主的に避難するようにして下さい。

2 避難情報の信号

災害により危険地域内の居住者に避難のための立退くべきことを知らせる信号は、次のとおりとする。



備考

- 1 防災行政無線サイレンを使用すること。
- 2 サイレンは適宜の時間継続すること。

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

#### 1 被害状況等の一般的収集、伝達系統

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

### 第2節 通信手段の確保

#### 1 基本方針

東海地震のような予知・海溝型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時においては、通信回線の輻そうや混信が予測されるので、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や電話・電報施設の優先利用等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

なお、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による被害により、通信関連施設の損壊及び通信の寸断も予測されるので、市及び各防災関係機関はその他の代替施設や効果的な通信手段となる携帯電話等の利用を行うこと、又は市職員を現地に派遣する等の対策を講じ、情報収集を行う。

#### 2 対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第2節 通信手段の確保」を準用する。

### 第3節 広報

「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第3節 広報」を準用する。

## 第4章 応援協力・派遣要請

「風水害等災害対策計画編 第3編 第4章 応援協力・派遣要請」を準用する。  
ただし、地震災害については、次のとおりである。

### 第1節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震等発生時における広域受援については、次のとおりである。

#### 1 県、市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

##### (1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

##### (2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

##### (3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

##### (4) 物資調達

国が被災県からの具体的な要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

##### (5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

#### 2 東海地震、東南海・南海地震発生時における措置

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合の対応についても同様とする。

## 第5章 救出・救助対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第5章 救出・救助対策」を準用する。

## 第6章 消防活動・危険性物質対策

### 第1節 消防活動

#### 1 基本方針

地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あわせて出火防止と初期消火を行うとともに、消防団は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防御と救助、救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行うとともに、全国的な消防応援体制の充実を図る。

#### 2 被害の状況に応ずる目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (1) 西春日井広域事務組合及び消防団は、火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においては避難路等の確保を優先し、人命の安全だけは確保する。

#### 3 大地震火災防御の実施要領

##### (1) 防御方針

ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮圧を図る。

イ 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保、防御にあたる。
- エ 火災が著しく多発、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力をつくして避難者の安全確保、防御にあたる。
- オ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- カ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは、すでに延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- キ 火災、水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(2) 重要対象物の指定

西春日井広域事務組合消防長(消防署長)は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

ア 避難所

小・中学校体育館等

イ 救援物資の集積場所

市総合体育館

ウ 救護施設

健康ドーム

エ 応急に直接必要な災害対策の中核機関

災害対策本部(庁舎)、消防団(消防車庫)、防災倉庫

オ 市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設

庁舎、小・中学校、保育園、社会福祉施設

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊と勘案して予定する。(25m以上の道路)

(4) 避難場所・避難路

避難場所は「広域避難場所」とするが、一時避難場所についても市民に対し周知しておく。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

また、地区分けをする場合においては、自治会及び町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。



## (5) 部隊運用要領

## ア 消防団本部の設置

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動にあたる。

## イ 分団の部隊運用要領

(ア) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(イ) 避難指示（緊急）等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御にあたる。

## (6) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、団、対策本部とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成する。

## (7) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定にあたっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真等により、隣接署（本部）との調整を図る。

**4 消防団活動**

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等を整備する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 2 消防団及び消防水利

## (1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

## (2) 消火活動

消防署の消防車が出動困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動は、単独若しくは消防署と協力して行う。

## (3) 消防隊の応援

道路が混雑又は渋滞して消防活動に支障をきたす場合は、消防署の先導車の応援要員として消火活動に協力するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

## (4) 救助救出

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

## (5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

## 第2節 危険物施設対策計画

火薬類・高圧ガス・石油類及び化学薬品（以下「危険物」という。）の爆発・火災は、地域住民の生命・身体及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を迅速に取り除くため応急的な措置を中心に定める。

### 1 市の措置

- (1) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。
- (5) 危険物及びその施設の所有者・管理者に対して危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入り制限、退去等を命令する。
- (6) 流出、転倒及び浮上した油そう、ガスタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- (7) 漏油した場所その他危険区域はロープで区画し係員を配置する。
- (8) 放射性物資に対する措置も医療機関と緊密な連絡をとり同様の措置をとる。
- (9) なお、放射性物質及び原子力災害については、原子力災害対策計画編によるものとする。

### 2 危険物及びその施設の所有者・管理者の措置

- (1) 防災要員の確保  
管理者等は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。
- (2) 応急点検及び応急措置  
管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。  
また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。
- (3) 情報の提供及び広報  
管理者等は、地震による災害が発生し、周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに市民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

## 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策」を準用する。

## 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

### 第1節 道路交通規制等

「風水害等災害対策計画編 第3編 第7章 第1節 道路交通規制等」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

#### 1 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

#### 2 自動車運転者措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で非難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
  - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
    - (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
    - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
  - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

## 第2節 鉄道施設対策

### 1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、乗客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

### 2 対策

#### (1) 市

市は、名古屋鉄道株式会社と協力し、次の応急措置を実施する。

- ア 被害状況の把握、負傷者等の受け入れ、救護所や医療機関への搬送
- イ 乗客等の避難誘導
- ウ 被害個所の早期復旧への協力

#### (2) 名古屋鉄道株式会社

名古屋鉄道株式会社は、地震による異常を認めたときは、次の応急措置を実施する。

ア 災害対策本部の設置

イ 乗務員関係

(ア) 危険箇所を避けて列車を停止、駅又は運転指令への連絡

(イ) 旅客の救護・誘導

ウ 駅関係

(ア) 列車の停止手配、出発の見合わせ

(イ) 運転に必要な事項の指示、伝達

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握、旅客等への周知

(エ) 避難誘導、救護誘導、混乱の防止

エ 諸施設関係

(ア) 諸施設の点検、巡回、警備

(イ) 応急復旧、必要に応じて外注工事の実施

### 第3節 緊急輸送手段の確保

「風水害等災害対策計画編 第3編 第7章 第3節 緊急輸送手段の確保」を準用する。

## 第9章 浸水対策

堤防の崩壊・亀裂、水門、樋門の被害による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

浸水対策については、「北名古屋市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

### 1 大規模災害が発生した場合の対策

#### (1) 監視・警戒活動

大規模地震が発生したとき、又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

#### (2) 浸水対策用資機材

市の備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際したときは、県に資機材の支援を要請するとともに、必要な機材等を保有する事業者に協力を依頼する。

#### (3) 水門、樋門の操作

水門、樋門、水路等の管理者（操作責任者を含む。）は、災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

#### (4) 漏、溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて排水ポンプによる応急排水を実施する。また、必要に応じて可搬式ポンプの貸出を県に要請する。

### 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

#### (1) 水門・樋門の操作

水門や樋門に被害が発生し、沈下や変形等により開閉操作が円滑に行われな  
い場合は、専門業者への緊急連絡により、速やかに操作を行う体制を構築する。

#### (2) 漏水、溢水防止応急活動

##### ア 河川

地震により、堤防の崩壊が広範囲にわたって起きた場合には、大量の土砂が必要となる。よって、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努める。

また、水門や樋門が損壊した場合、直ちに仮締め切り等の応急処置がとれるよう専門業者への緊急連絡により早期復旧を図る。

##### イ 農業用施設

各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

## 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

### 第1節 帰宅困難者対策

#### 1 予想される被害状況

北名古屋市の常住地による人口（平成27年国勢調査）

単位：人

総数 (夜間人口)	従業も通学も していない	自宅で従業	市内で 従業・通学	県内他市区町村 で従業・通学	他県で 従業・通学
84,133	27,807	3,623	19,391	26,944	1,091

北名古屋市の従業地・通学地による人口（平成27年国勢調査）単位：人

総数 (昼間人口)	県内他市町村に常住	他県に常住
76,511	18,470	1,943

上記の表からわかるとおり、本市は、昼間人口の流出超過の傾向にあるが、流入人口も多く見られる。このため、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。

特に通勤、通学等の手段は大量輸送機関である鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止又は低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

#### 2 基本方針

市は、帰宅困難者に対する対応として、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等を各機関・事業所等と協力して実施する。

このため、まず事業所や学校等は、組織として、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、状況に応じて順次帰宅させる。

また、市内の学校や郵便局等の公共公益施設における被災状況や交通機関の運行状況等の情報提供、及び協定を締結している民間企業等からの飲料水や食料の提供、企業の従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

#### 3 対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第9章 第3節 帰宅困難者対策」を準用する。

## 第11章 水・食品・生活必需品等の供給

「風水害等災害対策計画編 第3編 第10章 水・食品・生活必需品の供給」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

### 第1節 給水

「風水害等災害対策計画編 第3編 第10章 第1節 給水」の定めるところによるが、特に地震災害時には次に示す対策による。

#### 1 給水対象及び給水量

給水は、備蓄飲料水及びろ水機によるろ過水等を現地の実情に応じて行うものとし、給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が破損して、飲料水が得られない被災者とする。

応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～ 3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (8) 飲料水兼用耐震性貯水槽

#### 2 給水の手法

給水にあたっては、目標水量に基づき、備蓄保存水の配布、耐震性貯水槽やプール等の非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等での「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

この際、医療施設、避難所等への給水を優先するとともに、すべての被災者に対して公平に実施するよう努める。



### 3 非常用水源の確保

非常用水源としては次のものを使用する。

#### (1) 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

#### (2) 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井戸、取水塔、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

#### (3) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

#### (4) プール、ため池、沈殿池、河川の利用

予め選定した比較的汚染の少ない水源に水質検査を実施してこれを給水する。

飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化したのち、塩素剤により滅菌して応急給水する。

#### (5) 井戸の利用

浅井戸あるいは深井戸等は、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用する。

また、県が提供する災害時井戸情報を活用し、生活用水を確保する。

## 第2節 救援物資の受入れ・供給システム

### 1 救援物資の要請

災害発生後市内での調達・備蓄による飲料水、食料、応急物資では不足が生じる場合、県に支援を要請する。大規模地震が発生した場合、国は計画どおり救援物資を県単位で被災地へ送ることとなっており、市は必要な物資を速やかに県に連絡する。要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に伝達する。

一般市民からの義援物資については、マスコミ等へ情報提供する場合、時間の経過に伴うニーズの変化や、輸送能力が対応できない場合等があるため、これに十分留意する必要がある。また、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを速やかに情報提供を行う。

### 2 救援物資の受け入れ

救援物資を受け入れる際は、市職員及びボランティア等の支援を受けて物資拠点を設置し、その受け入れ及び各避難所等への配分を実施する。

#### 《物資拠点地》

物資拠点地	施設名
	東庁舎、市民総合体育館

## 第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

### 第1節 環境汚染防止対策

地震災害時には次に示す対策による。

#### 1 環境汚染の防止

##### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 被災状況を勘案し、事業者には汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

イ 大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県内市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。

##### (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

早急に被害状況を把握し、関係機関等との情報交換を行い、環境調査等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

#### 2 震災時における廃棄物の発生傾向の把握

##### (1) ごみの発生傾向

ごみの発生量は、震災の規模や人口密度等の地域性により、大きく変動するが、過去の震災の例（阪神・淡路大震災）では、生ごみを中心とした「家庭ごみ」は、水道・ガス等のライフラインの供給停止等により、通常時よりやや増加にとどまったのに対し、家具等の「荒ごみ」は通常発生量の4～5倍に達し、その後も高水準で移行し、低下傾向を示しはじめるまで約6か月を要した。

また、家庭系・事業系を問わず、損壊家屋等のがれき類と併せて排出されたため、収集の危険性・困難度が飛躍的に高まり、分別も非常に困難となった。

収集・処理においては、がれき類の処理と整合性をとりつつ、季節等の発生時期、発生量、道路交通の状況、避難所ごみ、救援物資等一時的な大量ごみ、さらには保健衛生等をも考慮した収集処理計画の策定を目指す。

##### (2) 災害廃棄物の発生傾向

損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等のがれきは、地震発生から長期にわたり大量に排出される傾向がある。

この災害廃棄物は、日常行うごみ・し尿の収集以外に新たに発生するものがあり、道路の寸断、交通渋滞等の要因も絡み、通常の収集手段だけでは対処できない状況が考えられる。

##### (3) 処理情報システムの整備

地区別の廃棄物の発生量予測及び道路状況を勘案した収集体系のシステム整備に努め、発生量に応じ県、他市町村等の応援を要請する。

## 第2節 地域安全対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第11章 地域安全対策」を準用するが、地震災害に対しては、以下の事項とする。

### 1 災害警備対策

大震災の発生による建造物の倒壊、火災、浸水、道路の損壊、電話の不通、停電、ガス漏れ、犯罪の発生等により社会生活が一時的に麻痺状態となることから、時間的な経過とともに被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、物の買い占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

従って市は、早期に警備体制を確立し、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、西枇杷島警察署との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、交通の確保、犯罪の予防等の災害警備活動を推進する。

混乱状態を早期に收拾し、民心の安定を図るため次の活動を重点として推進する。

### 2 情報の収集及び伝達

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報、特に被害の実態及び被害の拡大の見通し等の情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関に伝達する。具体的には、「風水害等災害対策計画編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達」を準用する。

### 3 被害実態の把握

- (1) 人的被害の状況
- (2) 家屋等の倒壊状況
- (3) 火災の発生及び延焼状況
- (4) 二次災害の発生状況
- (5) 道路・橋梁の損壊状況
- (6) 交通機関の被害状況
- (7) 市民の避難・混乱の発生状況
- (8) 水道・ガス・電気の被害状況
- (9) 堤防やその他危険箇所等の状況

### 4 被災者の救出及び負傷者の救護

被害の程度に応じて救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地帯等、多数の人が集合する場所を重点的に、各種救出機材を有効に活用し救出救護を実施する。

## 5 危険箇所の警戒及び市民に対する避難誘導等

- (1) 火災、爆発、建物等の倒壊等により、危険な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その警戒を実施する。
- (2) 避難誘導は、本編第2章に基づき実施する。

## 6 避難路及び緊急輸送路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保

避難誘導にあたっては、道路、家屋、電柱その他工作物の倒壊等の状況を把握し、速やかに避難路を決定し確保する。

## 7 保安及び地域安全対策等

### (1) 保安対策

危険物等の貯蔵施設に対しては警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内への立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

### (2) 地域安全対策

避難後の住宅密集地域、避難場所、食品倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒及び広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

そのため、地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

### (3) 生活経済対策

被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う買い占め、売り惜しみ及び暴利販売等については取締りを強化する。

### (4) サイバー攻撃対策

混乱に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、及び市民への適切な情報提供に努める。

## 8 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所等の気象情報及び交通規制状況等について積極的な広報を行う。

## 第13章 遺体の取扱い

「風水害等災害対策計画編 第3編 第12章 遺体の取扱い」を準用する。

## 第14章 ライフライン施設等の応急対策

### 第1節 電力施設対策

#### 1 基本方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

特に、電力供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への電力の供給を停止して火災、爆発等の二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは可能な限り電力の供給を継続する。

また、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

#### 2 対策

##### (1) 市

市は、電力会社と協力し、次の応急措置を実施する。

- ア 被害状況の把握
- イ 停電の長期化に備えた避難所等における発電機の確保
- ウ 復旧工事に必要な設備・施設等の確保の協力

##### (2) 電力事業者

電力会社は、次の応急措置を実施する。なお、応急措置にあたっては、病院、災害対策本部、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関及び民心の安定に寄与する報道機関、避難施設を優先する。

- ア 非常体制の発令、本店等における非常災害対策本部の設置
- イ 情報の収集と伝達
- ウ 危険があると認められる範囲における、送電遮断等の危険防止措置
- エ 復旧要員及び復旧資機材の確保、必要に応じて請負会社等及び他電力会社への応援依頼
- オ 広報活動
  - (ア) 電気の復旧状況・公衆感電事故防止のPR
  - (イ) 被災地域における需要家の電気相談の実施、臨時電気相談窓口の設置の検討・実施
  - (ウ) 地域復旧体制への協力、地域防災機関への要員派遣、連携の緊密化
  - (エ) 避難誘導、救護誘導、混乱の防止
- カ 関係機関との連携

## 第2節 ガス施設対策

### 1 基本方針

ガス事業者は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への都市ガスの供給を停止して火災、爆発等の二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

### 2 対策

#### (1) 市

市は、ガス事業者と協力し、次の応急措置を実施する。

ア 被害状況の把握

イ 安全が確認されるまでガス使用の禁止を呼びかける等、配管の損傷や爆発等による二次災害発生防止

ウ 復旧工事に必要な設備・施設等の確保の協力

#### (2) ガス事業者

ガス事業者は、次の応急措置を実施する。なお、応急措置にあたっては、災害対策本部、避難所、救護所等の重要施設について、可能な限り早期復旧に努める。

また、各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

ア 災害対策本部の設置（緊急動員については各社の災害対策規程等によって定める動員体制による。震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

イ 導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報収集、被害状況の把握

ウ 必要に応じて供給停止、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止

エ 供給を一時停止した地域に対する復旧（順序は次による。）

(ア) 需要家の閉栓の確認

(イ) 導管の被害箇所の調査及び修理

(ウ) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

(エ) 需要家の開栓、試点火

オ ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等の周知

カ 被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

## 第3節 LPガス（プロパンガス）施設対策

### 1 予想される被害・状況等

LPガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているため、大量のガス漏洩がなく、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒が少ない。また、配管ホースが離脱、折損した場合でも、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はないものと考えられるが、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生に伴い、ガス漏洩、引火等のおそれがあると考えられる。

### 2 基本方針

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じ、その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じるよう指導・要請する。

### 3 対策

#### (1) 市

市は、ガス事業者と協力し、次の応急措置を実施する。

ア 被害状況の把握

イ 安全が確認されるまでガス使用の禁止を呼びかける等、配管の損傷や爆発等による二次災害発生の防止

ウ 復旧工事に必要な設備・施設等の確保の協力

#### (2) ガス事業者

ガス事業者は、次の応急措置を実施する。なお、応急措置にあたっては、災害対策本部、避難所、救護所等の重要施設について、可能な限り早期復旧に努める。

ア 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

イ 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

ウ 愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づく被害状況の確認と二次被害の

- 発生防止の措置
- エ 応急復旧作業
- オ 二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等の周知
- カ 二次災害のおそれがある施設に対する使用停止又は容器撤去
- キ 安全確認が完了するまで、容器バブルを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請

## 第4節 上水道施設対策

### 1 基本方針

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。断水が長時間にわたると市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧をすすめ、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

### 2 対策

#### (1) 市

市は、北名古屋水道事業団、名古屋市上下水道局と協力し、次の応急措置を実施する。

また、市は県に支援を要請するが、その実施が困難な場合には県が自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

ア 応急給水が開始されるまでの最小限の飲料水の確保

イ 北名古屋水道事業団、名古屋市上下水道局が実施する応急給水、応急復旧への協力

#### (2) 北名古屋水道事業団

北名古屋水道事業団は、次の応急措置を実施する。

ア 施設の復旧が困難な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 配管設備破損の場合は、応急修理による給水、弁操作により他系統の管網からの給水を実施する。大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を配置する。

ウ 水源が破壊され、復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。



### 3 災害時における飲料水等の供給に関する協定

市は、災害が発生し、水道施設の被災により給水機能を継続できなくなった場合は、「災害時における物資調達に関する協定書」に基づき、北名古屋市商工会に対して、災害救助に必要な飲料水等の調達協力を要請する。

## 第5節 下水道施設対策

### 1 基本方針

下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に大規模地震が発生した場合、ポンプ場、終末処理場においては、損傷は比較的少ないものと考えられるが軟弱地盤に埋設されている小口径の下水管渠については、地盤の変動、不等沈下、亀裂等により損傷を生ずることが想定される。

また、電源が停止したときには自家発電装置により、応急的に運転可能であるが、長期間にわたるとその機能を十分に発揮し得ない状態となることが想定される。

さらに、直下型等の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動により、ポンプ場等も被害を受け、排水機能に影響する可能性も考えられ、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

### 2 対策

市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

#### (1) 応急復旧活動の実施

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

#### (2) 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

## 第6節 通信施設の応急措置

「風水害等災害対策計画編 第3編 第13章 第5節 通信施設の応急措置」を準用する。

## 第7節 郵便業務の応急措置

「風水害等災害対策計画編 第3編 第13章 第6節 郵便業務の応急措置」を準用する。

## 第8節 ライフライン施設の応急復旧

「風水害等災害対策計画編 第3編 第13章 第7節 「ライフライン施設の応急復旧」を準用する

## 第15章 住宅対策

### 第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

#### 1 基本方針

災害により、多くの建築物や宅地が被害を受けることが予想され、さらに被災した建築物及び宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。また、災害直後に、被災した建築物及び宅地の安全性はどうか等の判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。

このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行いその危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

#### 2 実施内容

##### (1) 実施本部の設置

ア 市は、市内で判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災建築物応急危険度判定実施本部及び市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

##### (2) 県による被災宅地危険度判定支援本部への要請

市は、判定能力が不足する場合は、県に対して被災宅地危険度判定の実施及び応援判定士の派遣等の後方支援を要請する。

##### (3) 被災宅地危険度判定活動の実施

判定士が建築物の被災状況を現地調査して、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。

### 第2節 被災住宅等の調査

#### 1 基本方針

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

## 2 実施内容

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

### 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

#### 1 基本方針

市は、県が実施する、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空き家の提供に対し、協力する。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

#### 2 県等が実施する対策

県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空き家を選定・確保し、空き家の提供に協力する。

##### (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

##### (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

##### (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

##### (4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

##### (5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い必要な戸数の確保に努める。

### 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

## 1 基本方針

市は、県が実施する、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理に協力するとともに、障害物の除去を実施する。

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

また、応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

## 2 実施内容

### (1) 応援協力の要請（様式 36～39）

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

### (2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、用地の選定にあたっては、二次災害に十分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

### (3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

### (4) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

#### ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

#### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市は、県が行う救助の補助として委託を受けこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

### (5) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、市は、県が行う救助の補助として委

託を受けこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(6) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

### 3 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第5節 住宅の応急修理

### 1 対策（様式 40～42）

- (1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。

ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

## 第6節 障害物の除去

### 1 対策（様式 43）

(1) 障害物除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行われることになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則に

よる。

## 第16章 学校等における対策

「風水害等災害対策計画編 第3編 第19章 学校等における対策」を準用する。

## 第17章 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

「風水害等災害対策計画編 第3編 第20章 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出」を準用する。

## 第18章 義援金品等の募集・受付・配分

「風水害等災害対策計画編 第3編 第21章 義援金品等の募集・受付・配分」を準用する。

## 第19章 大規模地震が時間差で発生した場合の対策

### 1 基本方針

南海トラフ地震等においては、各震源域において同時又は区域ごとに発生、あるいは数時間から数日間の時間差で発生することが危惧されている。時間差で発生した場合被害が拡大する可能性があるため、市は次に示す対策を最初の地震発生後、早急を実施し、被害の拡大を防止することに努める。

### 2 対策

#### (1) 危険な地域、建築物への立ち入り規制

最初の地震で液状化等により地盤が緩んだ地域、脆弱になった住宅等が後発の地震で崩壊・倒壊することによる人的被害を防止するため、危険な地域・建築物への立ち入りを禁止し、住宅等の危険度判定を早急を実施する。

#### (2) 建築物等の危険度判定

最初の地震が発生した後、早急に建築物等の危険度を把握する必要がある、特に避難所となる小中学校については優先的に危険度判定を実施する。(詳細については、「風水害等災害対策計画編 第3章 第32節 1被災宅地の危険度判定」を準用する。)

判定の結果、余震及び後発の地震で倒壊のおそれがあると認められた場合は、最寄り地区の一時避難所又は広域避難場所へ市民を誘導し、ロープ等で立ち入り禁止区域であることを市民に周知する。



## 第20章 二次災害の防止

地震による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する土砂災害等の被害を防止するため、必要な調査を実施し、必要な事項を市民に広報するとともに、危険な個所の警戒を実施する。

### 1 二次災害の調査、応急復旧

地震発生後、降雨や余震によって発生する二次災害のおそれがある箇所を予想するため、調査を行うとともに、応急復旧により災害防止対策を推進する。なお、二次災害防止のために必要な調査及び応急復旧として、次のものがあげられる。

#### (1) 河川被災箇所の実態調査

##### ア 調査区域

市内全域の1、2級河川及び準用河川

##### イ 調査メンバー

県、市等の関係職員

##### ウ 調査内容

震災に係る被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

#### (2) 下水道被災箇所の実態調査

##### ア 調査区域

市内全域

##### イ 調査メンバー

市職員、大都市等からの応援の他、設計コンサルタント、土木工事業者等の関係者

##### ウ 調査内容

震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

#### (3) 道路被災箇所の実態調査

##### ア 調査区域

市内全域

##### イ 調査メンバー

市職員

##### ウ 調査内容

震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

#### (4) 宅地被災箇所

市民からの通報をもとに被災調査を行う。

##### ア 調査区域

市内全域

イ 調査メンバー

市職員、国等他機関、被災宅地応急危険度判定士

ウ 調査内容

市全域を調査し、被害程度により特に二次災害防止対策の必要性の有無を把握する。

## 2 市民への広報、伝達

二次災害に関する情報を市民及び関係機関に周知する。事前の広報、伝達は以下のとおりである。

(1) 周知内容

ア 二次災害が予想される箇所及び予想される危険箇所の公表

イ 緊急時に備えて気象情報に留意すること等の心構えと携行品の準備

ウ 避難先

エ 緊急時における連絡先等

(2) 周知方法

ア 広報紙

イ 緊急避難場所、危険箇所を記載したチラシの各戸配布

## 3 警戒体制

二次災害防止のために、監視、パトロール等を実施することにより、災害発生又は予想箇所の発見に努め、適切迅速なる対策を講ずる。

(1) 水防監視等

ア 水防巡視員の配置

本部長は、あらかじめ水防巡視員を定め、河川水防地区等の巡視にあたらせる。

イ 水防巡視員・連絡員の配置

(ア) 本部長は、水位計の監視により通報水位に達するおそれがある場合、消防団員に対し水防地区監視のための出動待機を求め、通報水位に達したときは、直ちに警戒にあたらせる。

(イ) 河川水防地区において通報水位に達したときは、監視員、連絡員が監視にあたる。監視員は異常を発見したときは、直ちに連絡員に連絡し、連絡員は防災監に報告する。

(ウ) 監視員・連絡員は、消防団員又は市職員をもってあてる。

ウ 水防上影響のある工事の監視

市水防関係部に防災指令が発令されたときは、工事施工者は厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、危険な状況が予想をこえるときは、必要な措置を講じなければならない。

(2) 道路パトロール

降雨時による災害発生の危険性が予想される場合、震災による被災地区、被災路線、主要幹線道路、その他沿道区域のパトロールを実施し、関係機関との緊密な連携により、災害発生または危険箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

## 第4編 災害復旧・復興

### 第1章 復興体制

「風水害等災害対策計画編 第4編 第1章 復興体制」を準用する。

### 第2章 公共施設災害復旧対策

「風水害等災害対策計画編 第4編 第2章 公共施設災害復旧対策」を準用する。

ただし、地震災害については、次のとおりである。

#### 1 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

### 第3章 災害廃棄物処理対策

「風水害等災害対策計画編 第4編 第3章 災害廃棄物処理対策」を準用する。

## 第4章 震災復興都市計画の手続き

### 震災復興都市計画の基本方針

大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

手続きは、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照して行う。

### 第1節 第一次建築制限

#### 1 緊急復興都市計画整備地区について

##### (1) 指定手順

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順より行う。

- ① 市は県と連携し、市街地の被災状況を把握する。
- ② 被災状況を踏まえ、被災後10日以内に緊急復興都市計画整備地区の案を原則として市が作成し、県（建築指導課または尾張建設事務所都市計画課）に申出を行う。
- ③ 県の「県復興都市計画連絡会」において、市から提案された案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に緊急復興都市計画整備地区として指定され、市に通知がされる。
- ④ 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

##### (2) 指定基準

次の各号に該当する市街地について、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、県知事が原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から1ヶ月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に1ヶ月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）に定める。

- ① 大規模な火災、震災その他の災害により当該地区内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- ② 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- ③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物、若しくは建築敷地の整備、又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

## 第2節 第二次建築制限

### 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、北名古屋市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定及び公表される。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

### 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

## 第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

### 1 復興都市計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する北名古屋市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえる。

### 2 復興都市計画事業の都市計画決定について

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行う。

## 第5章 被災者等の生活再建等の支援

「風水害等災害対策計画編 第4編 第4章 被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

## 第6章 商工業・農林水産業の再建支援

「風水害等災害対策計画編 第4編 第5章 商工業・農林水産業の再建支援」を準用する。

## 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

### 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を活用することが重要である。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

### 2 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への呼びかけ

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、別表の非常配備基準の定めるところにより警戒配備とし、必要に応じ高次の非常配備体制に移行できる措置をとる。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、別表の非常配備基準の定めるところにより市災害対策本部（第1次非常配備）を設置し、必要に応じ高次の非常配備体制に移行できる措置をとる。

#### 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定、以下同じ）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

#### 3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住



民等に密接に関係がある事項について周知する。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震の備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

#### 4 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団（水防団）による出火及び混乱の防止、また円滑な避難について対策を定め、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。
- (2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防施設及び浸水対策用資機材の点検整備をするとともに、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を行うなど、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

#### 5 警備対策

西枇杷島警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとる。

ア 正確な情報の収集

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

#### 6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### (1) 水道

水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

##### (2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な電気を供給する体制を確保する。

##### (3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保する。

##### (4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

##### (5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置を予め定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

#### 7 金融

金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行う。

## 8 交通

### (1) 道路

ア 西枇杷島警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知する。

イ 西枇杷島警察署は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報看板等により道路利用者へ情報提供する。

### (2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努める。

## 9 市が管理又は運営する施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、図書館、体育館及び社会福祉施設等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとりえるよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の(ア)～(ク)における実施体制（(ク)においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに定めるものとする。

イ 個別事項

(ア) 市立学校にあっては児童・生徒等に対する保護の方法について事前に検討すること。

(イ) 社会福祉施設にあっては入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法について事前に検討すること。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機器等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等

施工管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、別表の非常配備基準の定めるところにより警戒配備とし、必要に応じ高次の非常配備体制に移行できる措置をとる。

#### 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

#### 3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知する。また、地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等の予め定められた措置、及び家具固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震の備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)  
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)  
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

## 第6編 東海地震に関連する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

### 第1章 対策の意義及び東海地震に関する情報

#### 第1節 東海地震に関連する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

(地震発生後は、第3編災害応急対策計画に定めるところにより対処する。)

#### 第2節 東海地震に関連する情報

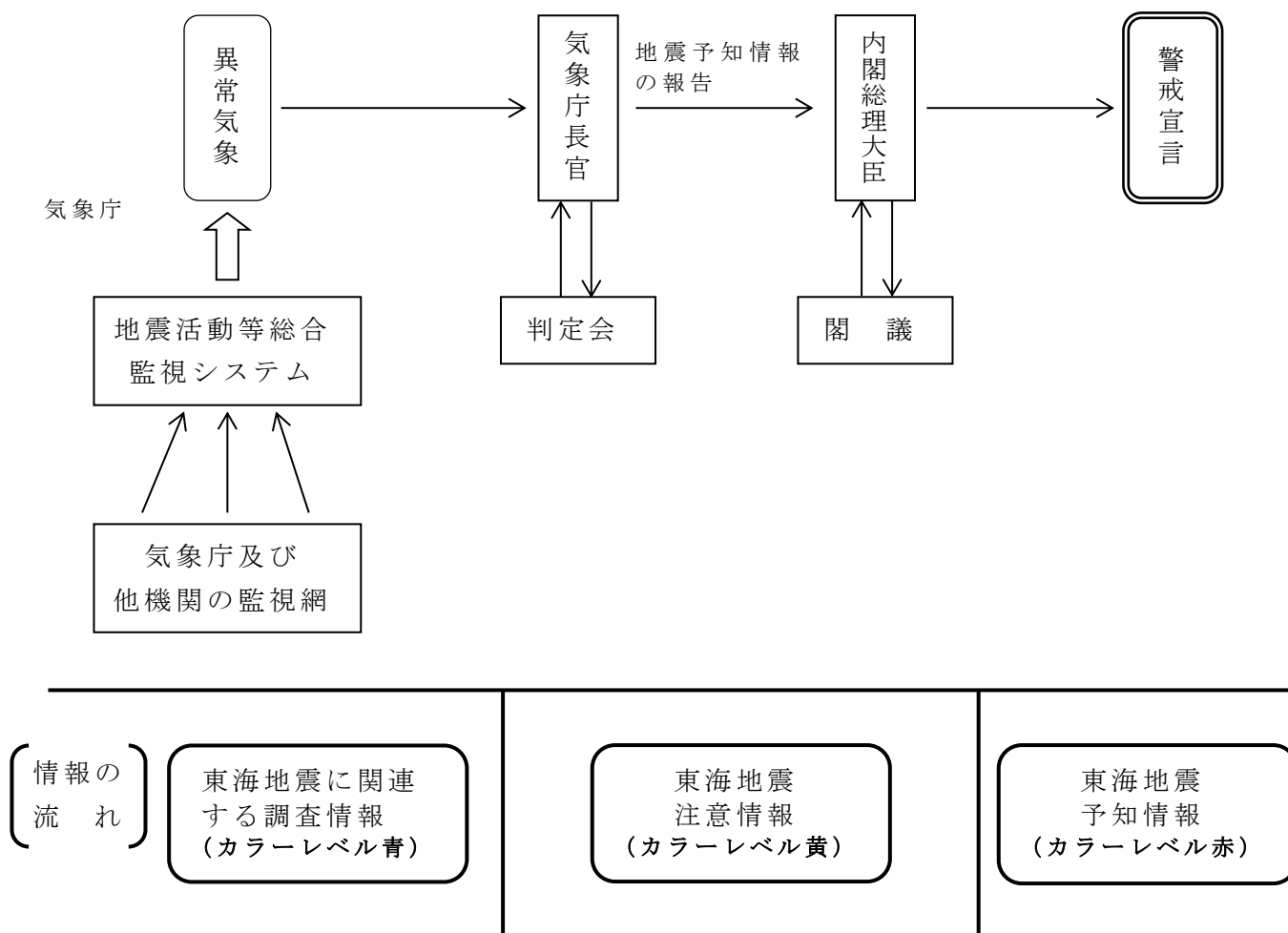
##### 1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次に示すような「東海地震に関連する情報」を発表する。

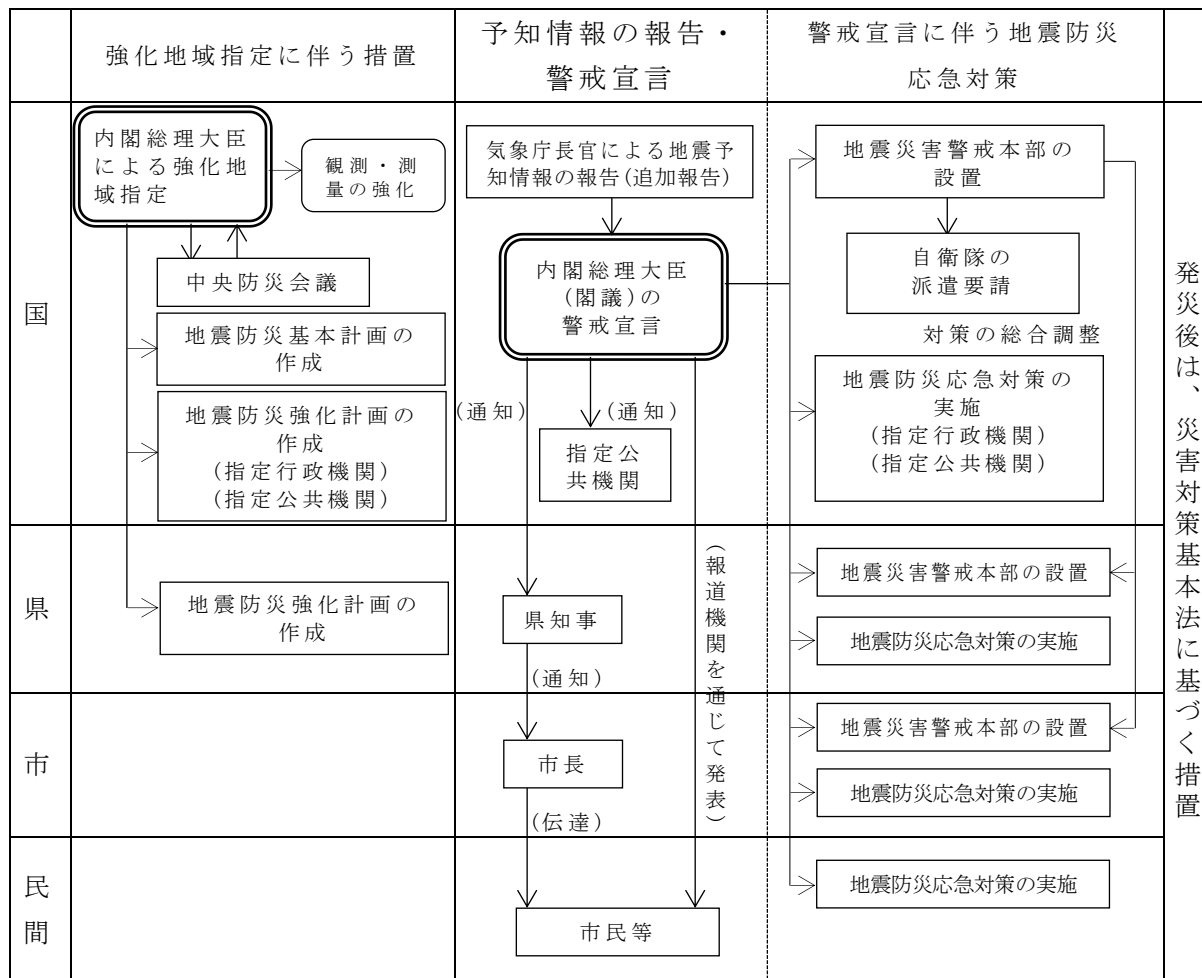
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 市災害対策本部設置 地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 市災害対策本部設置 市民への広報
東海地震に 関連する 調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



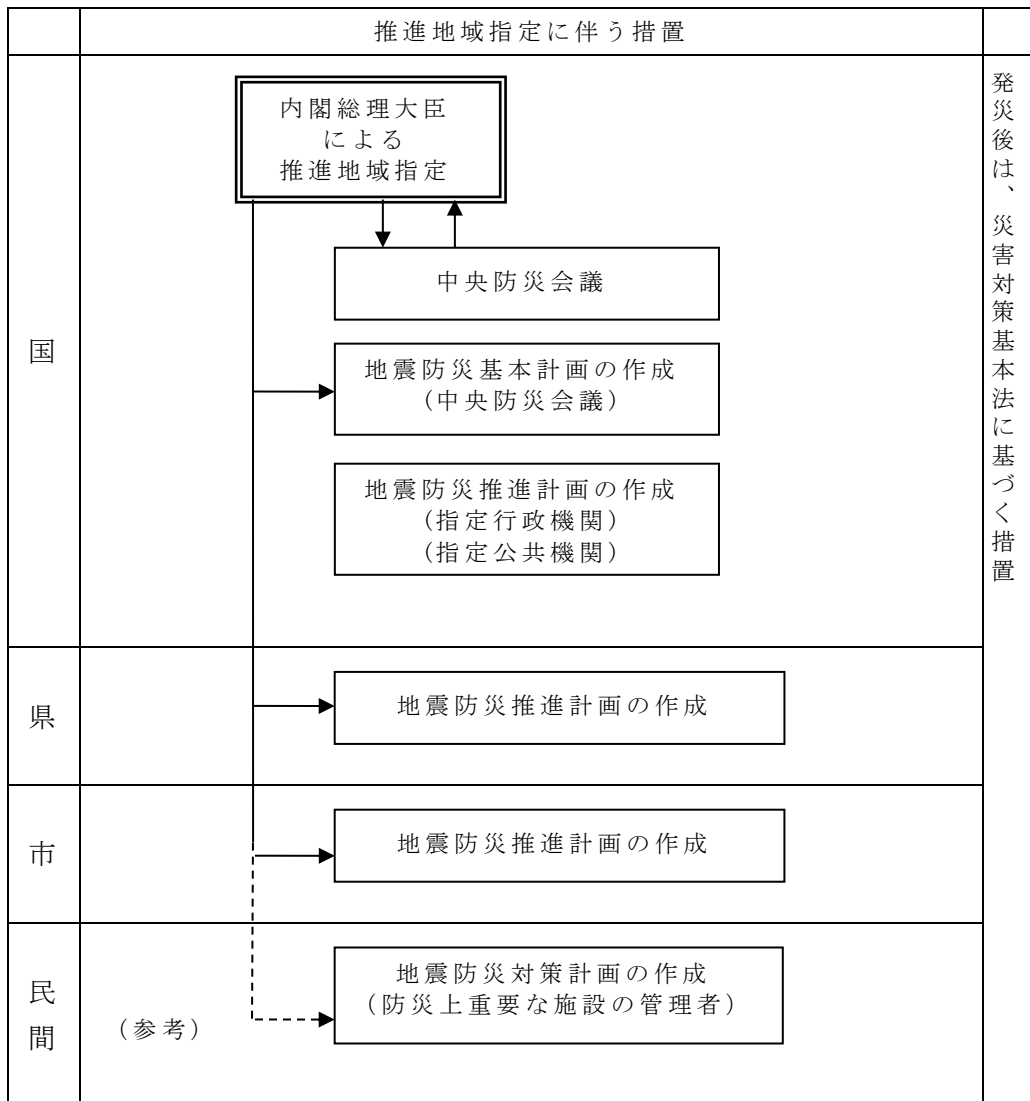
3 大規模地震対策特別措置法による措置の体系





4 東南海・南海地震特別措置法による措置の体系

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法



## 第2章 地震災害警戒本部の設置等

### 第1節 地震災害対策本部の設置等

気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じる。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は災害対策本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達する。

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

#### 1 市災害対策本部

##### (1) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定めるところにより、的確かつ円滑にこれを運営する。

※ 附属資料編 第7参考 2 災害対策本部条例

##### (2) 本部の設置及び廃止

本部は東海地震注意情報が発せられたときに設置し、地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときに廃止する。

##### (3) 本部の非常配備体制

地震警戒に伴う非常配備体制による。（第3編第1章第1節）

#### 2 防災関係機関の活動

(1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

(2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、市内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておく。

### 3 活動準備体制

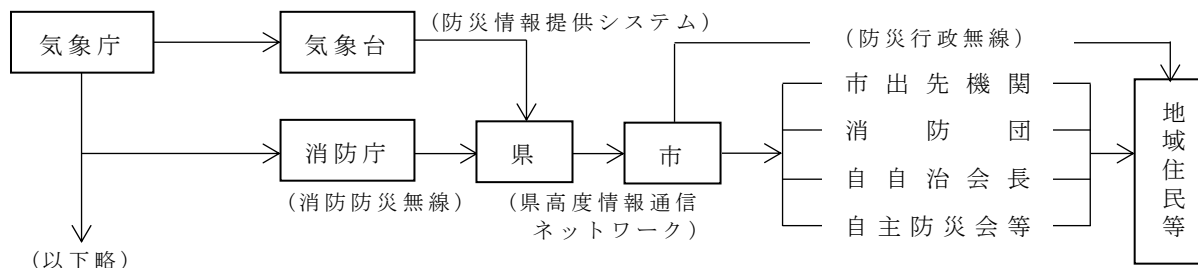
市及び防災関係機関は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発表された場合は、速やかに災害対策本部の設置を行うとともに、市民等が東海地震注意情報の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するため、必要な活動準備体制をとる。

## 第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

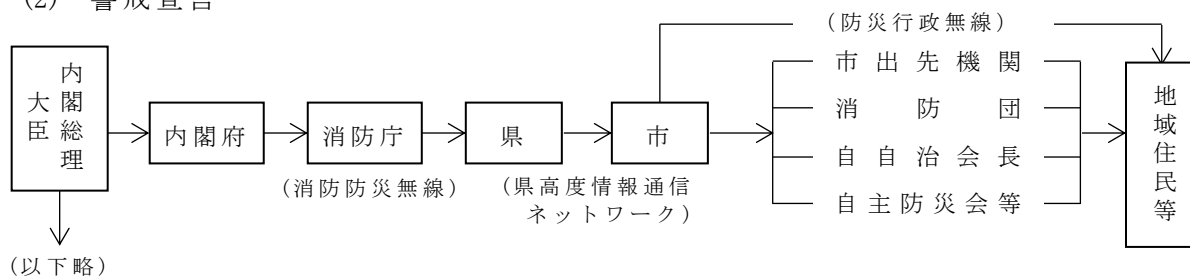
東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）が発表された場合には、市は、警戒宣言及び地震に関する情報等を各機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

### 1 伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



(2) 警戒宣言



### 2 内部伝達及び市民等への伝達

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び一般加入電話等を用いるものとし、勤務時間外においては、宿日直者が防災監に連絡し、その指示に従う。

なお、内部の伝達については、非常召集通知装置等を利用し、各職員に伝達する。

また、職員が受信した内容のうち、必要なものについては、速やかに市民等へ伝達する。

### 第3節 警戒宣言発令時の広報

市及び各防災関係機関は、警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震予知情報等に対応する広報計画に基づき広報活動を展開する。

#### 1 広報内容

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 事業所及び地域住民等が緊急にとるべき措置
- (9) 車両運転の自粛と運転者にとるべき措置
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) その他状況に応じて事業所又は市民に広報周知すべき事項

#### 《市長から市民への呼びかけ（例文）》

市民の皆さん、既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前・午後〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、県内では震度5強以上のかなり強い地震が予想されますので、十分警戒してください。

既に市内の防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業等は極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置き等をできる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマ等に惑わされず、放送や市の広報等の正確な情報に耳を傾け、避難等で外出する場合も市や警察・消防等の職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

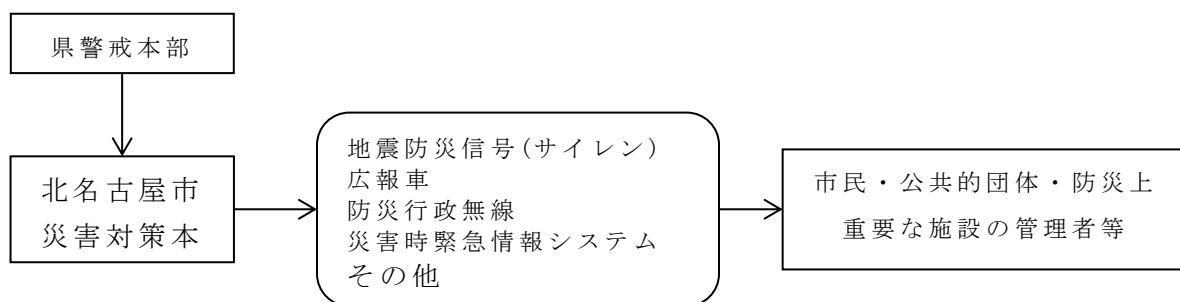
市民の皆さんと力を併せて、この非常時を乗り切っていただきたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。

## 2 広報手段

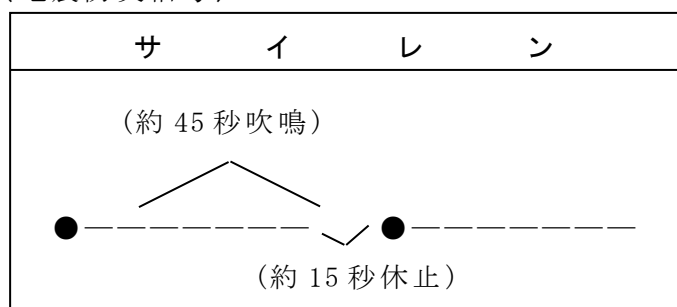
広報は、報道機関でも行われるが、市では地震防災信号（サイレン）、広報車及び防災行政無線、又は自主防災会等を通じて、次の伝達系統により行う。

なお、外国人等への情報伝達については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

（伝達系統）



（地震防災信号）



備考

- 1 防災行政無線サイレンを使用すること。
- 2 サイレンは適宜の時間継続すること。

## 3 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

## 第4節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

市は、その他の各防災関係機関が警戒宣言発令後に行う地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を正確かつ迅速に把握するため、情報の収集に努めるとともに、県からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう収集・伝達システムを定める。

### 1 収集・伝達系統

市内における情報の伝達、県からの指示事項等の伝達系統は、第3編第3章第1節による。

### 2 報告事項・時期

- (1) 避難・地震防災応急対策の実施状況等の報告事項は様式 66 により、警戒宣言発令後 1 時間以内に行う。
- (2) それ以降の報告事項は、様式 67 に記載の事項とし、報告時期は、次に示すとおりとする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①は危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに。</li><li>②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。</li><li>③～⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。</li></ol> |
|---|

## 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合は、主要食品、生活必需品、医薬品等の確保、配備を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施するため必要な資機材及び人員を配備する。この場合、市は、市内業者等の協力を得て、流通在庫物資の調達及び保有資機材、人員等の確保に努めるとともに、必要に応じて県等の備蓄品の供与又は貸与を要請する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

### 第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、食品、生活必需品、医薬品等及び住宅の確保を図り、民生の安定に努める。

#### 1 食品の確保

米穀、パン、副食品及び応急的な食品の確保については、各関係機関の協力を求め、その確保に努める。

※ 附属資料編 第4必要物資の備蓄

#### 2 生活必需品の確保

生活必需品の確保においても、備蓄している物資の放出はもとより、関係機関又は業界の協力を得て、迅速にその必要量を確保できるよう努める。

市は、警戒宣言が発せられた場合、生活必需品等の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

また、市内の生活必需品を扱うスーパーマーケット及び小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。各家庭においては、警戒宣言発令時には、市から食料をはじめとする物資は原則として供給されず、またライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日以上（可能な限り1週間程度）の飲料水、食料をはじめとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄するよう啓発する。

#### 3 医薬品等の確保

発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、可能な範囲で備蓄に努めるとともに医療機関及び薬局の協力を得て、その確保に努める。

#### 4 県への援助要請

食料、生活必需品、医薬品等について、発災後に予想される必要量の確保が困難と予想される場合には、県へ援助の要請をする。

## 5 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談について市内の建築業者に対し協力要請を行う。

### 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の確認、整備及び配備等の措置を講ずる。

#### 1 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後において緊急輸送道路を確保するため、「北名古屋市建設業協議会」の協力を得て、応急復旧用資機材の確認及び人員の確保等の措置を講ずる。

※ 附属資料編 第4必要物資の備蓄 3 建設機械等の保有及び調達 (2)北名古屋市建設業協議会

※ 附属資料編 第4必要物資の備蓄 4 災害時における協定を締結している企業等

(2) 名古屋鉄道株式会社に、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備え、次のような措置を講ずるよう要請する。

ア 応急復旧用資機材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の保有資材及び機器についても、その所在を確認する。

イ 必要に応じ、あらかじめ定めた要員により応急復旧体制をとる。

#### 2 北名古屋水道企業団における措置（給水確保用資機材及び人員の配備）

発災後の市民等の飲料水等を確保するため、北名古屋配水場及び災害用ろ水機の操作に必要な人員配備及び応急給水、応急復旧に必要な人員、車両、資機材の確保に努める。

また、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行い、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配置等を実施する。

※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等 警察及び他の関係機関

#### 3 電力事業者における措置（電力供給用資機材及び人員の確保）

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。



#### 4 ガス事業者における措置（ガス供給用の資機材・人員の配備）

東邦ガス株式会社及びその他のガス事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

#### 5 通信確保用の資機材・人員の配備

東海地震注意情報が発表された場合において、市は県と連携して、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社に、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配の実施を確認あるいは要請する。

#### 6 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、地震災害に伴う浸水被害を防止又は軽減する対策を迅速かつ強力に推進するため、「北名古屋市建設業協議会」の協力を得て浸水対策用資機材及び人員の配備を行う。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請する。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 3 建設機械等の保有及び調達 (2)北名古屋市建設業協議会

※ 附属資料編 第5 協定 2 災害時における協定を締結している企業等

#### 7 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材・人員の配備

##### (1) 廃棄物の収集運搬及び処理

市は、地震災害による倒壊家屋その他の大量廃棄物の発生に備え、これらの収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者の体制確保及びがれき等の一時保管場所の確保に努める。

なお、被災地域が広範囲にわたり排出量が委託業者の輸送能力を超える場合に備えて、市内建設業者保有車両の支援を受ける等の体制を確保する。

さらに、警戒宣言発令時に迅速な対応ができるよう、体制の確保を図る。

##### (2) し尿の収集運搬及び処理

市は、地震災害の発生後においても、し尿の収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者の体制確保に努める。また、地震災害発生による家屋の倒壊、水道管の破損、水道の断水、し尿浄化槽の破損等によりトイレが使用不可能となる場合に備え、災害用トイレの確保に努める。

さらに、警戒宣言発令時に迅速な対応ができるよう、人員体制及び資機材の確保を図る。

## 8 防疫活動確保用資機材・人員の配備

市は、発災後、被災地域及び避難場所等における防疫等の保健衛生対策を速やかに実施するために必要な資材及び人員の配備体制を整備し、県、医療機関等との連携のもとに、感染症の予防、患者の早期発見、隔離及び予防接種等必要な措置を講じる準備を整える。また、必要に応じて、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除体制をとる。

さらに、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

## 9 医療救護用資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動を実施する体制を整備するため、県及び医療機関等の全面的な協力のもとに、次のような措置を講じる。

- (1) 社団法人愛知県医師会、西名古屋医師会及び市内医療関係機関との連絡、連携を密にし、受入病院としての機能を確保する。
- (2) 災害の状況によっては、救護所を設置し応急的な医療活動を実施することが必要となるため、愛知県医師会、西名古屋医師会及び市内医療関係機関で必要な医療救護班の編成の準備を行う。

※ 附属資料編 第5協定 2 災害時における協定を締結している企業等

※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等

ア 医療救護班の編成は、医師1名、看護師又は保健師2名、事務担当者1名の計4名を基準とする。

イ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対しその編成、派遣の準備を要請する。

## 第4章 発災に備えた直前対策

### 基本方針

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

### 第1節 避難対策

#### 1 市における措置

市が行う避難対策は以下のとおりである。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。
- (2) 市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。
- (3) 避難場所は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて耐震性が確保された屋内を避難場所とする。
- (4) 居住者等が避難場所まで避難するための方法は、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な居住者については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討する等、避難行動の実効性を確保するように努める。
- (5) 市は、あらかじめ自主防災会等を単位として、在宅高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

なお、他人の介護を要する者を受け入れる施設では、受入者の救護のために必要な措置を講ずる。また外国人に対する情報伝達においては、外国語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。

- (6) 市は、外国人、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分な調整に努める。
- (7) 市は、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項をパンフレット等により広報を行い、市民等に対して事前に周知するよう努める。

## 2 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。
  - ア 児童生徒が在校中の場合においては、授業・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに、児童生徒を保護者等に引き渡す。
  - イ 児童、生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。
  - ウ 児童生徒が在宅中の場合においては、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 学校においては、上記をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、実態に即した具体的な対応の方法を定める。
- (3) 東海地震注意情報が発表された段階からの学校における対応方法については、児童生徒をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。
- (5) 保育園及び私立幼稚園についても、これに準じて実施する。

## 第2節 消防、浸水等対策

### 1 対策

警戒宣言が発せられた場合、市は消防機関が出火及び混乱の防止に関して講ずる措置を定める本計画に基づき、消防対策活動を実施するとともに、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。また浸水対策活動も併せて実施する。

さらに、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、西春日井広域事務組合消防本部は準備等必要な体制をとる。

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災の発生の防止、初期消火活動について市民等への広報を行う。
- (4) 浸水対策用資機材の点検・整備を実施するとともに、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を実施する。
- (5) 自主防災会等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (6) 迅速な救助活動のための体制を確保する。
- (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者へ連絡する。
- (8) 水防資機材の点検、整備及び配備する。

### 第3節 社会秩序の維持対策

#### 1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

#### 2 予想される混乱

- (1) 地震予知情報に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻そう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱

#### 3 対策

##### (1) 混乱の防止

市は、警察等の情報により、各種の混乱の発生のおそれがあると認めたとき、又は、混乱が生じたときは市民のとるべき措置について呼びかけを実施する。

##### (2) 物資、物価対策

市は、状況に応じて災害対策本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ等の防止を啓発する。

##### (3) 防災関係機関の行う活動

防災関係機関は、秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

#### 4 警備対策計画

警戒宣言が発せられた場合等における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、西枇杷島警察署との緊密な連絡をもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

##### (1) 警察活動の重点

民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- ア 警備対策並びに交通対策等の企画及び調整を行う。
- イ 警察広報を行う。
- ウ 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- エ 危険箇所、重要施設の警戒を行う。
- オ 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- カ 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- キ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- ク 交通の規制等交通秩序の保持を行う。
- ケ 他の機関が行う救護活動等に対する協力をを行う。
- コ 不法事案の取締りを行う。
- サ 混乱防止対策を行う。
- シ 緊急輸送車両の確認を行う。
- ス 避難先に対する警戒活動を行う。
- セ 自治会、町内会、自主防災会等の市民による防災活動に対する支援を行う。

### 第4節 道路交通対策

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動が行えるよう道路交通の確保を図る。

市は、市民に対して東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の車の運転を控えるよう要請する。また、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

#### 1 警戒宣言発令時における運転者のとるべき措置

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを止めエンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かり

やすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

## 2 道路交通規制の基本方針

- (1) 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保に図る。

## 3 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。

## 4 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- (1) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- (2) 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。
- (3) 強化地域内へ入ろうとする車両にあたっては、その流入を極力制限する。

## 5 交通規制の結果生じる滞留車両の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合は、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

## 第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。また、警戒宣言までは、需要にこたえるため極力運行を継続する。

名古屋鉄道株式会社に、列車、旅客等の安全を確保するため次の措置を講じるよう要請する。

### 1 東海地震注意情報発表時

- (1) 列車の運行
  - ア 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
  - イ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できる

ように輸送力を増強する。

(2) 旅客等への対応

ア 旅客に対して警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

イ 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

ウ 東海地震注意情報が発表され、政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、その内容を旅客等に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

## 2 警戒宣言発令時

(1) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配は、次による。

ア 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、予め定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

イ 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定められた駅での折返し運転を行う。

(2) 旅客等への対応

ア 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲示等により、旅客に案内する。

イ 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄の避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

(3) 警戒宣言が解除された場合は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。

(4) 旅客の待機、救護等

駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させる。

ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市の定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておく。

## 第6節 バス

### 1 対策

路線バス事業者に、乗客の安全を確保するため、次の措置を講ずるよう要請する。

(1) 運行路線にかかわる被害が予想される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努める。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。



- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、旅客に対し避難場所の教示を行う。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄の営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

## 第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

警戒宣言が発せられた場合等における飲料水、電気及びガスの供給並びに通信関係等の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関に必要な措置をとるよう確認または要請する。

### 1 飲料水関係（北名古屋水道企業団）

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた緊急貯水を市民等に協力を呼びかけるとともに、給水車に貯水し、出動に備える。

### 2 電気事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）

警戒宣言が発せられた場合等、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、日頃から電力施設の巡視、点検を実施するとともに、非常時には電力の融通、安全広報等を行う。

### 3 ガス事業者（東邦ガス株式会社等）

東海地震注意情報が発表された場合、各ガス会社は都市ガス及びLPガスを円滑に供給するため、日頃から設備の点検を実施するとともに非常時には工事等の中断、安全広報等を行う。

### 4 通信事業者（西日本電信電話株式会社）

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

## 第8節 生活必需品の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体や流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

## 第9節 金融対策

金融関係機関に、警戒宣言が発せられた場合、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

### 1 金融機関の営業確保

警戒宣言が発せられた場合、金融機関の営業については、強化地域外であるため、原則として平常どおり営業を行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

ただし、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。

### 2 金融機関の防災体制等

- (1) 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- (2) 発災後の被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全の確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

### 3 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示する。

## 第10節 郵便事業対策（日本郵便株式会社）

警戒宣言が発せられた場合、日本郵便株式会社により、業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じて次の措置が講じられる。

### 1 業務運行確保

強化地域外であるので、原則として平常どおり業務運行を確保する。

### 2 防災体制等

- (1) 利用者及び職員の安全確保には十分配慮する。
- (2) 発災後における被害の軽減及び業務運行の円滑な遂行を確保することについて、適切な応急措置をとる。

### 3 利用者への周知

利用者に対しては、警戒宣言が発せられたことをただちに周知するよう配慮する。

## 第11節 病院・診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

また、警戒宣言が発せられた場合、市は、西名古屋医師会に医療救護班の編成を要請するものとし、西名古屋医師会は医療救護班を編成し、派遣の準備体制を整える。

## 第12節 緊急輸送

### 1 緊急輸送の方針

緊急輸送は、県、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の災害対策本部において調整を行う。

### 2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員・物資の輸送範囲は、おおむね次のものとする。

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資・機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

### 3 緊急輸送車両等の確保

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送に備えて、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図る。緊急車両としては、原則として各部が保有する車両を使用し、予備車両としてワゴン車及びトラックを本部に備えつける。
- (2) 市は、警戒宣言発令時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員、物資等の輸送手段を確保する。
- (3) 市は、運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して「災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定書」の協定業者に要請する。また、必要に応じ他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

#### 4 緊急通行車両の確認及び届出（様式 51）

県公安委員会が大震法第 24 条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合、県公安委員会（西枇杷島警察署）は、大震法施行令第 12 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

また、市が緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（西枇杷島警察署）へ緊急通行車両の届出を行う。

#### 5 緊急通行車両等届出済証の交付範囲

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、(2)の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲において定める。

### 第 1 3 節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

#### 1 対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買い物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

「第 3 編 第 8 章 第 2 節 鉄道施設対策」に定めるところに準じるが、警戒宣言が発せられた場合、交通機関が運行停止等の措置をとる対象路線地域の範囲は事前に想定されることから、次のとおり、これを踏まえた対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には、交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

## 第5章 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理する施設等における地震発生に備えた対策を速やかに実施する。

また、民間事業者等に対しても警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し、安全を確保するための措置をとるよう要請する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

### 第1節 道路

#### 1 対策

地震が発生した場合に想定される道路の被害は、路面の亀裂、沈下、路肩・法面の崩壊、橋りょうの損傷等である。こうした事態に備え、市は、東海地震注意情報が発表された段階から次の措置をとる。

- (1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達するとともに、不要不急の旅行を控えるよう要請する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達する。

- (2) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡と確認を行う。
- (3) 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (5) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- (6) 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

- (7) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行うとともに、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (8) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (9) 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。
- (10) 県及び関係機関等と連携協力し、その他必要な措置を講ずる。

## 第2節 河川

市に影響を与える河川は、庄内川、新川、鴨田川、合瀬川、中江川、大山川、五条川、水場川の8河川である。地震の発生により護岸や堤防に亀裂や陥没等が生じた場合、大きな浸水被害を生じることが予想されるため、不測の事態に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、国、県と協力し、堤防、排水機場、水門、樋門等の直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定める。

## 第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する公民館、図書館、体育館及び社会福祉施設等多数の者が出入りする施設の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

### 1 一般的事項

#### (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

##### ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

来訪者、施設利用者等に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

##### イ 東海地震注意情報が発表された場合

来訪者、施設利用者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設等から退避するよう誘導し、原則として施設等を閉館する。

##### ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

来訪者、施設利用者等に対し、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設から退避を誘導し、原則として、施設を閉館する。

#### (2) その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる等、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

##### ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

##### イ 出火防止措置

##### ウ 水槽等への緊急貯水

##### エ 消防用設備の点検・整備と事前配備

##### オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等、重要資機材の点検等の体制

なお、社会福祉施設等においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の

安全確保のための具体的な措置を定める。

## 2 小・中学校

次の措置を実施する。

- (1) 児童、生徒の保護者への引き渡し
- (2) 地域住民の避難場所となる施設の受入準備
- (3) 救護所が設置される場合の受入準備

## 3 保育園

- (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

施設責任者は、保護者に対し一般電話等を用いて東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

施設責任者は、東海地震注意情報が発表された旨を保護者に対し一般電話等を用いて簡潔に伝達し、園児を引き渡し、帰宅させる。

ウ 警戒宣言が発せられた場合

施設責任者は、保護者に対し、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設から退避するよう誘導し、安全確保を図る。また、園児を引き渡し帰宅させる。

- (2) その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる等、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検・整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等、重要資機材の点検等の体制

## 4 医療施設

診察等に関して、次の事項をとるよう指導・要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 施設利用者に注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合は、交通機関の運行が規制される旨を的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

イ 診療は、継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている施設は、帰宅を希望する入院患者を医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない施設においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

- (2) 警戒宣言が発令された場合

- ア 耐震性を有し、安全性が確保されている施設については、診療を継続する。耐震性が十分でない施設については、救急の場合を除き外来診療は、中止する。
- イ 手術は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として中止する。

## 第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する事項

### 1 基本方針

市は、防災上重要な施設設備等について警戒宣言発令時における点検整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

### 2 対策

#### (1) 庁舎等の応急措置

##### ア 庁舎

災害対策本部は、西庁舎に本部室を置き、安全点検及び障害物の除去等について次の事項を実施する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の準備及び燃料の確保
- (イ) 無線通信等の確保
- (ウ) 窓ガラス等の破損落下による危害防止措置
- (エ) ロッカー、書庫、自動販売機等の転倒防止措置
- (オ) 飲料水の汲み置きの実施及び職員等の食料の確保
- (カ) 火気使用の自粛、屋内消火栓と消火器の点検実施
- (キ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

##### イ 災害対策用車両

- (ア) 緊急通行車両等届出車両を庁舎外駐車場搬出及び燃料補給
- (イ) 緊急通行車両確認証明書の配布及び標章の装着

##### ウ 防災行政用無線

- (ア) 予備電源（発電機）を準備し、作動を確認すると共に燃料を確保する。
- (イ) FAX及びパソコン等の作動を確認し、用紙、インク等の在庫点検を行う。

#### (2) 指定避難場所、救護所を設置する施設

避難所に指定する学校、施設等の管理者は第6編第5章第3節の(1)で掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。

また、指定避難場所及び救護所を設置する場所は、それぞれ応急措置として次の事項を実施する。

- ア 窓ガラスの破損落下及びその他備品類の倒壊等による危害防止の措置
- イ ガス、石油等の火元点検等、並びに学校における理科教材用薬品等の保管



状況の確認

- ウ 飲料水の緊急貯水、屋内消火栓及び消火器等の消防設備機器の点検
- エ 投光機等の非常照明、発電機の準備及び燃料の確保
- オ 救護所に必要と判断される医薬品等の確保

(3) 工事中の公共施設、建築物等

工事の中断、必要に応じた立入禁止、落下倒壊による危害並びに出火防止措置及び補強等の保安措置をとる。

(4) コンピュータ

市の保有するコンピューター・システムについては、次の措置を講ずる。

- ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
- イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピューター・システムを除いて、運用を停止する。

(5) 対策本部がおかれる庁舎の管理者は、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の点検確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(6) 避難所に指定する学校、施設等の管理者は、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。

## 第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するよう指導・要請する。

## 第6章 他機関に対する応援要請

市は地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得るため、防災関係機関への応援要請及び緊急措置要請を実施する。

### 第1節 防災関係機関への応援要請等

#### 1 市の措置

- (1) 市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により近隣市町に応援を求めようとする場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。
- (2) 市は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認められるときは、大震法第26条の規定により県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。
- (3) 市は、災害が発生し他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受け入れ体制を整備するよう努める。
- (4) 他の市町村等から本市に応援がなされた場合の費用の負担方法は、大震法第31条に定めるところによる。
- (5) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めておく。

### 第2節 自衛隊の地震防災派遣

#### 1 防災派遣要請等

市災害対策本部は、地震防災応急対策実施のための自衛隊の支援を必要とするときは、県警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を要求する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣を希望する人員、航空機等の概数
- (5) その他参考になるべき事項

#### 2 地震防災派遣基準事項

市は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整をする。

#### 3 地震防災派遣基準等

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受け入れ及び経費の負担区分については、「災害派遣部隊の受け入れ」、「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずる。

**4 調整窓口等**

調 整 窓 口	連 絡 先
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 052-791-2191 (4237)
第35普通科連隊 (守山駐屯地)	第3科 052-791-2191 (4831)

## 第7章 自主防災活動

### 1 基本方針

警戒宣言発令時から地震発生までの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、自主防災会は地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、市の生命と財産は住民自身の手で守るよう努める。

### 2 対策

#### (1) 自主防災会本部の設営

活動の拠点として、自主防災会の本部を各自治会に設置する。

#### (2) 情報の収集・伝達

ア 警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ 地震予知情報等をテレビ、ラジオ及び市広報で入手するよう努める。

ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて市へ報告する。

#### (3) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫に保管中の資機材等を点検し、必要な場所に配備するとともに、操作方法等を確認する。

#### (4) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

##### ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

##### イ 落下物の除去

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

##### ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り自粛する。

##### エ 備蓄食料・飲料水の確保の確認

3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食料及び飲料水を確保する。

#### (5) 避難活動

##### ア 避難行動

自力避難の困難な避難行動要支援者については、家人及び近隣住民の協力を得て、自主防災会等により避難場所まで搬送するよう努める。

##### イ 避難生活

(ア) 避難場所の屋外に避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。

(イ) 医療救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材を準備する。

(ウ) 警戒宣言発令の段階では、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品

等の物資は、支給しない旨を周知する。

(6) 社会秩序の維持

ア テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、市民に対して呼びかけ、物資の公平で円滑な供給に協力するように呼びかける。

## 第8章 市民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ次に掲げるような防災措置をとる。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

### 第1節 家庭においてとるべき措置

#### 1 対策

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署等からの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、被害が予想される住宅密集地や老朽家屋の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難すること。その他の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくこと。  
なお、屋外での避難・待機等に備え、避難する際には各家庭で防寒具、雨具、毛布等を準備すること。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (4) まず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認すること。
- (5) 火の使用は、自粛すること。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確認すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災会は情報収集伝達体制を確保すること。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

## 第2節 職場においてとるべき措置

### 1 対策

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (2) まず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認すること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力しあうこと。
- (11) マイカーによる出勤や帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## 第3節 要配慮者に対してとるべき措置

### 1 対策

- (1) 自主防災会、自治会（町内会）、女性の会等の地域の組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、災害発生直後は、公的の救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の要配慮者の安否を確認する。
- (2) 要配慮者への配慮は、市と自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア組織等と連携して実施する。

# 原子力災害対策計画編





## 目 次

第1編 総 則 .....	1
第1章 計画の目的・方針 .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格及び基本方針 .....	2
第3節 計画の構成 .....	3
第4節 災害の想定 .....	3
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 .....	5
第6節 計画の修正 .....	20
第7節 今後の検討課題について .....	20
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	20
第1節 実施責任 .....	20
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 .....	21
第2編 災害予防 .....	23
第1章 放射性物質災害予防対策 .....	23
第1節 防災対策の実施 .....	23
第2節 放射防護資機材等の整備 .....	23
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 .....	23
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握 .....	24
第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等 .....	24
第2章 原子力災害予防対策 .....	25
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備 .....	25
第2節 原子力防災に係る専門家との連携 .....	25
第3節 避難所等の確保 .....	25
第4節 環境放射線モニタリング結果の把握等 .....	26
第5節 緊急輸送態勢の確保 .....	26
第6節 健康被害防止に係る整備 .....	26
第7節 風評被害対策 .....	27
第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 .....	27
第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 .....	27
第10節 原子力防災業務関係者に対する研修 .....	28
第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施 .....	28
第3編 災害応急対策 .....	29
第1章 活動態勢（組織の動員配備） .....	29
第1節 災害対策本部の設置・運営 .....	29
第2節 職員の派遣要請 .....	31
第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 .....	32
第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 .....	32

第2節	警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、避難誘導等の措置	33
第3節	消防活動（消火・救助・救急）	33
第4節	広報活動の実施	34
第5節	交通の確保	34
第6節	放射線防護資機材の貸出しのあっせん	34
第7節	環境放射線モニタリング結果の把握等	34
第8節	医療関係活動	34
第3章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	35
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	35
第2節	専門的知識を有する職員の派遣要請	35
第3節	環境放射線モニタリング結果の把握等	36
第4節	原子力災害合同対策協議会への出席	36
第5節	市民等に対する屋内退避、避難指示	36
第6節	市民等への的確な情報伝達	36
第7節	医療関係活動	37
第8節	消防活動（消火・救助・救急）	37
第9節	自衛隊への災害派遣要請等	37
第10節	汚染された食品等の流通防止	37
第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策	38
第1節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	38
第2節	環境放射線モニタリング結果の把握等	38
第3節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	38
第4節	市民等への的確な情報伝達	39
第5節	国・県等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	39
第6節	医療関係活動	41
第7節	放射性物質による汚染の除去	41
第8節	飲料水・食品等の摂取制限等	42
第9節	社会秩序の維持対策の実施	43
第10節	風評被害等の影響の軽減	43
第11節	市外からの避難者の受け入れ	44
第4編	災害復旧	45
第1節	環境放射線モニタリング結果の把握等	45
第2節	放射性物質による汚染の除去	45
第3節	各種制限措置の解除	45
第4節	心身の健康相談の実施	45
第5節	風評被害等の影響の軽減	46
第6節	被災中小企業等に対する支援	46
第7節	物価動向の把握	46
第8節	復旧・復興事業からの暴力団排除	46
第9節	災害地域に係る記録等の作成	46





# 原子力災害対策計画編

## 第1編 総 則

### 第1章 計画の目的・方針

#### 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北名古屋市防災会議が市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とするとともに、関係機関及び他の地方公共団体との相互援助のもとに市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の防災に関する所掌事務及び業務を明確にし、もって防災の万全を期することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本市は近傍に原子力施設は所在しないものの、本市から概ね130kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や、概ね100kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所をはじめとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった、本市に影響が考えられる原子力発電所等において原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害をはじめとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

このためには、あらかじめ原子力緊急事態に際し市をはじめとする関係機関が、科学的根拠に基づく明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供することにより市民の理解を得てその具体的な行動につながるようにすることが重要である。

※ 附属資料編 第2災害 4 原子力災害

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 1 地域防災計画（原子力災害対策計画）

- (1) 北名古屋市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」の各計画と「附属資料編」をもって構成するものとし、水防法に基づく「北名古屋市水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、原子力災害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画編」、又は「地震災害対策計画編」によるものとする。

- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、この計画を効果的に推進するため、市は防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

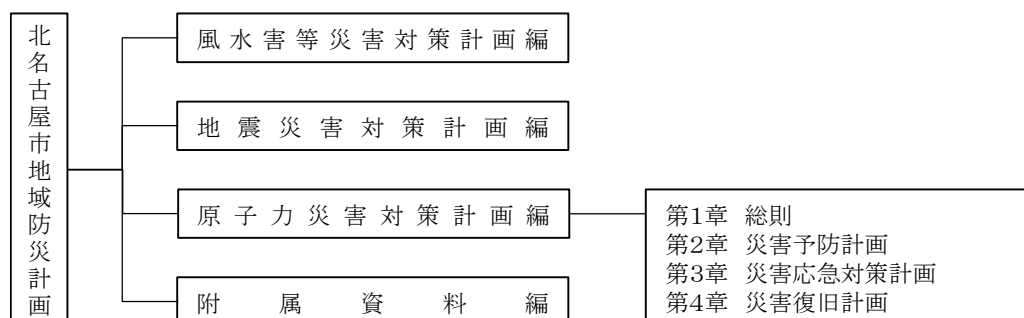
- (3) 原子力災害の特殊性から、甚大な被害となった場合、市・県域を越えた広域的な対応を必要とすることから、県や近隣市町村と連携し協議をすすめ、それぞれの地域防災計画との整合を図るものとする。

- (4) なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年12月3日告示）を基準とする。

### 第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことの3本の基本を柱に本計画を構成する。

#### 《北名古屋市地域防災計画の体系図》



※ 附属資料編 第6参考 1 北名古屋市防災会議条例

### 第4節 災害の想定

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

#### 1 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の2に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

#### 2 原子力災害

本市における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び市外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する市外の原子力発電所等は、次表のとおり。



原子力災害対策計画編 第1章 総則

原子力発電所 又は 原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡 原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県 御前崎市 佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜 発電所	関西電力 株式会社	福井県 三方郡 美浜町 丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中（82.6万kw）	加圧水型
大飯 発電所		福井県 大飯郡 おおい町 大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中（118.0万kw）	加圧水型
			4号機	運転中（118.0万kw）	加圧水型
高浜 発電所		福井県 大飯郡 高浜町 田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
			3号機	運転中（87.0万kw）	加圧水型
	4号機		運転中（87.0万kw）	加圧水型	
敦賀 発電所	日本原子力 発電株式会社	福井県 敦賀市 明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖 原型炉 もんじゅ	国立研究 開発法人 日本原子力 研究開発機構	福井県 敦賀市 白木	—	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速 増殖炉
新型 転換炉 ふげん		福井県 敦賀市 明神町	—	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型 転換炉

※ 附属資料編 第2災害 4原子力災害 「県外の原子力発電所等の位置関係」

## 第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

### 1 災害緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1-1から表1-3までの前段にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み「附属資料編 第2災害 4原子力災害 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」及び上記を踏まえ、原子力事業者が行う。

原子力事業者は、上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。

## 2 運用上の介入レベル（O I L）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から表1-3の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

### 3 原子力災害対策重点区域

#### (1) 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

#### (2) 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

#### ア 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

##### (ア) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(イ) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent ProtectiveAction Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定められている。

イ 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- ・ 原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉	5km
熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉	500m

## ウ 試験研究用等原子炉施設

## (ア) ウラン加工施設

ウラン加工施設(濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満のものを除く。)に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- ・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質(質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。)を不定形状(溶液状、粉末状、気体状)又は不定性状(物理的・化学的工程)で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設	5km
ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設	1km

## (イ) プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径1kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

## エ 試験研究用等原子炉施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

## オ その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- ・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの
- ・熱出力(一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力)の最大値が2MW以下の試験研究用等原子炉施設
- ・濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン235の取扱量が0.008TBq未満のもの
- ・使用済燃料貯蔵施設(使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。)、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

(3) 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

表1-1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1/2)

(発電用原子炉3(2)アただし置の場合を除く。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

実施主体	P.A.S. (～昭和56年)				U.P.E. (昭和57～58年)				U.P.E. (昭和59～60年)			
	体制整備	情報提供	防護措置	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	防護措置
原子力事業者	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・高→低 ・低→高	・モニタリング ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・モニタリング の準備	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・モニタリング の準備	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携
国	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携
地方公共団体	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・高及び地方公共 団体へ情報 提供	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携
事業者	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・高及び地方公共 団体へ情報 提供	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携
国	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携
地方公共団体	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・高及び地方公共 団体へ情報 提供	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携	・地方公共団体 への情報提供 ・防護関係等を通じた情報提供	・モニタリング情報の 収集 ・緊急時モニタリング の準備	・緊急時参加 ・情報伝達 ・関係機関との連携





表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の認定を受けるもの※)並びに発電用原子炉(2)ア ただし、この場合に限る。)  
 注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特異性に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ		UPZ外	
		UPZ	UPZ外	UPZ	UPZ外
実施主体	実施内容	情報提供	防護措置	情報提供	防護措置
原子力事業者	原子力事業者、関係機関、関係機関との連携	・国へ通報 ・住民等への情報伝達	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析	・国へ通報 ・住民等への情報伝達	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析
	原子力事業者、関係機関、関係機関との連携	・地方公共団体への情報提供 ・住民等への情報伝達 ・関係機関等を通じての情報提供	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析	・地方公共団体への情報提供 ・住民等への情報伝達 ・関係機関等を通じての情報提供	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析
国	原子力事業者、関係機関、関係機関との連携	・国及び地方公共団体へ通報	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析	・国及び地方公共団体へ通報	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析
	原子力事業者、関係機関、関係機関との連携	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達 ・関係機関等を通じての情報提供	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達 ・関係機関等を通じての情報提供	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析
地方公共団体	原子力事業者、関係機関、関係機関との連携	・国及び地方公共団体へ通報	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析	・国及び地方公共団体へ通報	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析
	原子力事業者、関係機関、関係機関との連携	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達 ・関係機関等を通じての情報提供	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達 ・関係機関等を通じての情報提供	・監視カメラモニタリングの取 ・監視カメラモニタリングの取 ・モニタリング情報の取 ・分析

※3(2)イへエに掲げるもの。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域等の設定を要するもの)並びに発電用原子炉(2)ア)ただし、この場合に限る。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外	
		モニタリング	防護措置	情報提供	体制整備	モニタリング	防護措置
○ 1 1 1	原子力事業者 地方公共団体	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-
	国	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-
○ 1 1 4	原子力事業者 地方公共団体	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-
	国	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-
○ 1 1 6	原子力事業者 地方公共団体	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-
	国	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-	-	【甲防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【乙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丙防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化 【丁防護区】 ・甲防護区は、モニタリングの強化	-

※3(2)イ～エに掲げるもの。



表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※））

注）本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		体制整備		情報提供		モニタリング		防護措置	
原子力事業者	原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参加</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動地境界のモニタリング</li> </ul>					
	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参加</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの準備</li> </ul>					
国	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参加</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> <li>現地調査の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への情報提供</li> <li>関係機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> <li>・緊急時モニタリングの準備</li> </ul>					
	原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び地方公共団体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動地境界のモニタリング</li> <li>・緊急時モニタリングの準備及び支援</li> </ul>					
地方公共団体	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参加</li> <li>国及び他の地方公共団体に応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>・今年度の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>					
	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参加</li> <li>現地調査の実施</li> <li>現場追加調査の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への情報提供</li> <li>関係機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> <li>・緊急時モニタリングの指示</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> </ul>					
原子力事業者	原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び地方公共団体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動地境界のモニタリング</li> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> </ul>					
	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>					
国	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参加</li> <li>現地追加調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への情報提供</li> <li>関係機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> <li>・緊急時モニタリングの指示</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> </ul>					

当該原子力事業者が存在する地方公共団体等  
（原子力施設近傍における重点的な対応）  
※地域の実情に応じ関係の資料を含む。

緊急時対応  
（形式上、0名の想定に基づく運用を前提とし、全関係者参加と想定する場合は要する。）

全関係者参加  
（形式上、0名の原子力緊急事態対応要員の参加を前提とする。）

※3/2)オ)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

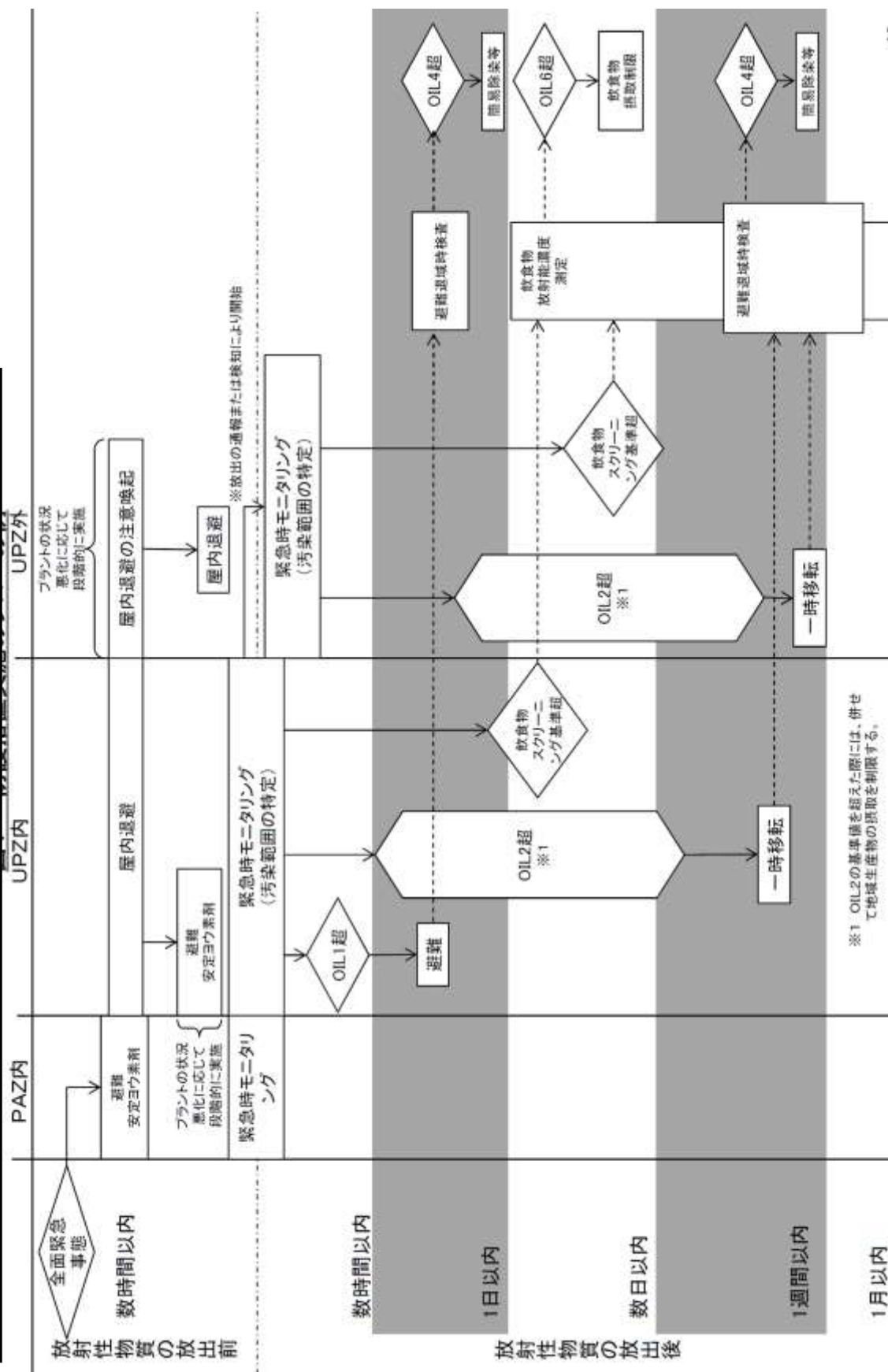
(その他の原子力施設(原子力災害対策重点点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一時的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

施設原子力事業者が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点点域的対応) ※地域の異なるに於し、隣接市町村を含む。		モニタリング	防護措置
O I L 1	原子力事業者 会社団体	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【甲午防護ばくばく線モニタリング】 ・甲午防護ばくばく線モニタリングへの協力  【避難】 ・避難の実施 【甲午防護ばくばく線モニタリング】 ・甲午防護ばくばく線モニタリングの実施
	国	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【避難】 ・避難計画の決定 ・地方公共団体に避難の実施(避難が困難な者の一時退避を含む)を指示 【甲午防護ばくばく線モニタリング】 ・地方公共団体に甲午防護ばくばく線モニタリングの実施を指示
	地方公共団体	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
O I L 4	原子力事業者 会社団体	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【放射線計測】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示  【避難】 ・避難経路の決定及び避難指示 ・避難経路の決定及び避難指示への協力
	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難経路の決定及び避難指示 ・避難経路の決定及び避難指示への協力
	地方公共団体	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
O I L 2	原子力事業者 会社団体	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【甲午防護ばくばく線モニタリング】 ・甲午防護ばくばく線モニタリングへの協力  【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲午防護ばくばく線モニタリング】 ・甲午防護ばくばく線モニタリングの実施
	国	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【一時移転】 ・一時移転計画の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲午防護ばくばく線モニタリング】 ・地方公共団体に甲午防護ばくばく線モニタリングの実施を指示
	地方公共団体	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施
O I L 6	原子力事業者 会社団体	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 ・個別の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析
	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施
	地方公共団体	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施

※3(2)オ)に準ずるもの。

図1 防護措置実施のフローの例



《O I Lの基準》

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため除染を講じる基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  β線：13,000cpm <sup>※4</sup> [1か月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	放射性ヨウ素		300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>		
	放射性セシウム		200Bq/kg	500Bq/kg		
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1Bq/kg	10Bq/kg		
O I L 6		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。



## 第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 第7節 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項は、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況や県の検討状況等も踏まえて、本計画に反映する。

# 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

## 第1節 実施責任

### 1 市の責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 愛知県及びその他の機関の責任

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の地域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関を援助し、かつ、その調整を行う。

また、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、北名古屋市が行う防災上の諸活動に対しそれぞれの公共的業務に応じて協力する。

※ 附属資料編 第6参考 9行政機関等

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市が処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 原子力防災に関する情報の収集伝達
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備
- (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発
- (4) 原子力防災業務関係者に対する研修
- (5) 放射線測定器等資機材の整備
- (6) 屋内退避、避難指示
- (7) 健康被害防止に係る整備
- (8) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (9) 飲料水・食品等の摂取制限等
- (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動
- (11) 各種制限措置の解除
- (12) 心身の健康相談体制の整備

### 2 愛知県からの支援（要請・依頼）事項

- (1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備
- (3) 環境放射線モニタリングの実施
- (4) 原子力防災に関する知識の普及、啓発
- (5) 原子力防災業務関係者に対する研修
- (6) 放射線測定器等資機材の整備
- (7) 健康被害防止に係る整備
- (8) 自衛隊の災害派遣要請
- (9) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (10) 緊急輸送体制を確保
- (11) 飲料水・食品等の摂取制限等
- (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動
- (13) 各種制限措置の解除の指示
- (14) 心身の健康相談体制の整備

### 3 愛知県警察

- (1) 放射線測定器等資機材の整備
- (2) 交通管理体制の整備
- (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (4) 県民等への情報伝達活動
- (5) 警察庁等への通報
- (6) 交通規制及び緊急輸送の支援
- (7) 社会秩序の維持

#### 4 指定地方行政機関

各機関の業務に応じた防災上必要な活動

#### 5 指定公共機関・指定地方公共機関

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合及び商工会等）
  - ア 被害（風評被害を含む）調査及び対策指導
  - イ 必要資機材及び融資のあっせんについての協力
  - ウ 汚染食品等の流通防止
- (2) 日本赤十字社愛知県支部北名古屋市地区  
安定ヨウ素剤の服用指導、要配慮者の避難、一時移転の支援等、北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急対策への協力
- (3) 北名古屋市消防団（水防団）
  - ア 北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力
  - イ 要配慮者の避難・一時移転支援への協力
- (4) 西春日井広域事務組合  
人命救助、消防活動等、及び消防力強化のための消防通信指令事務の共同運用と尾張中北消防指令センター整備の推進
- (5) 自主防災会等
  - ア 放射能汚染に関する市民の知識・啓発
  - イ 地域内各家庭への情報の伝達
  - ウ 原子力災害対策用物資（安定ヨウ素剤等）の配分への協力
  - エ 保健衛生等の応急措置への協力
  - オ 要配慮者の避難、一時移転の支援
  - カ 応急復旧業務等への協力
- (6) 文化、厚生、社会団体  
社会福祉協議会、女性の会及び赤十字奉仕団等は、要配慮者の避難・一時移転等を支援
- (7) 企業  
物資の供給等の関連する業務を通じた、市、県その他の防災関係機関の防災活動への協力
- (8) 医療機関  
医療（放射線医療を含む）放射線被ばく防止、助産活動、防疫及びその他保健衛生活動への協力
- (9) 危険物施設の管理者  
防災管理上必要な措置による二次災害防止を通じた防災活動への協力
- (10) その他重要な施設の管理者  
防災管理上必要な措置による防災活動への協力

## 第2編 災害予防

### 第1章 放射性物質災害予防対策

#### 基本方針

市は、放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

#### 第1節 防災対策の実施

##### 1 放射性物質を保有する事業者に対する指導

放射性物質を保有する事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとし、市は必要な指導を実施する。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

#### 第2節 放射防護資機材等の整備

市は、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の速やかな整備に努める。

#### 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、及び放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

#### **第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握**

県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるとともに、応急治療については地元医療機関等と、患者の搬送等については消防等の関係機関と事前に調整を実施する。

#### **第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等**

市及び防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

また、基礎的知識や対応について市民の啓発に努める。

## 第2章 原子力災害予防対策

### 基本方針

核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

### 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県や運搬中の事業者等からの情報を、夜間・休日を含め確実に入手できるよう態勢を確認・整備するとともに、県や隣接市町との連絡網を確認する。また関係職員には、市職員の非常連絡網により速やかに連絡する。

### 第2節 原子力防災に係る専門家との連携

市は、特定事象発生との連絡を受け原子力防災の専門家のアドバイスが必要と判断した場合は、県に派遣を要請する。このために必要な手続きを予め確認する。

### 第3節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震等による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設を避難所あるいは一時的に避難するための退避所の確保に努める。この際、市の管理施設以外はその管理者の同意を得られるよう努める。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておく。

## 第4節 環境放射線モニタリング結果の把握等

### 1 環境放射線モニタリング結果の把握

市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査(以下「環境放射能調査」という。)において、環境調査センターをはじめ県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施した結果についてウェブページ等で把握する。

**〈愛知県における環境放射能測定結果について〉**

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/kuukanhousya.html>

### 2 可搬型測定機器の取扱の習熟

市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

## 第5節 緊急輸送態勢の確保

市は、警察が実施する緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう協力する。

また、県、国等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動が円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

## 第6節 健康被害防止に係る整備

### 1 原子力災害に対応する医療機関の把握

県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるとともに、応急治療については地元医療機関等と、患者の搬送等については消防等の関係機関と事前に調整を実施する。

### 2 放射線防護資機材等の整備及び保有状況等の把握

放射線防護資機材と可搬型測定機器を努めて多数整備するとともに、関係機関や事業所等における放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

### 3 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

## 第7節 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、市内で生産・製造されている農産物、工業品等の適正な流通等を確保するため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。

特に、提供する情報のうち安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。また、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、(9)に定める知識の普及と啓発を行う。

## 第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

### 1 対策

- (1) 市は、国及び県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、市民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 市は、国、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用し、県が実施する各種マスコミやインターネット等の活用体制と連携した情報発信に努める。この際、必要により独自に地域のマスコミやインターネット等を活用するなど、多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

### 1 原子力防災に関する知識と普及啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には県及び原子力事業者と協力を求める。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること



## 第10節 原子力防災業務関係者に対する研修

### 1 原子力防災に関する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、市は、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求める。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

### 第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市は、情報伝達等の原子力防災に関する県の訓練に積極的に参加するとともに必要により市独自の訓練を実施する。

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

#### 基本方針

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

#### 第1節 災害対策本部の設置・運営

市長は、災害対策基本法同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

##### 1 北名古屋市防災会議

地域に係る防災に関して、災害対策基本法第16条の規定及び市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されており、災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

要員や資機材の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

※ 附属資料編 第6参考 1 北名古屋市防災会議条例

##### 2 市災害対策本部（以下この項では「本部」という。）

###### (1) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに北名古屋市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定める。

※ 附属資料編 第6参考 2 災害対策本部条例

###### (2) 本部の設置及び運営

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに本部を廃止する。

###### ア 自動的に本部を設置する場合

原子力緊急事態宣言があったとき。

イ 本部長の命令で設置する場合

市の区域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、また近隣地域において発生し、被害が当市に及ぶあるいはそのおそれがある場合。

(3) 本部の非常配備基準

非常配備動員体制については別表の非常配備基準に定めるものとし、本部の活動体制の確立を図る。

ア 非常連絡及び動員

(ア) 防災行政無線担当職員は、原子力緊急事態宣言の発表、原子力等災害発生  
の情報を受信したときは、直ちに防災監に連絡する。

(イ) 連絡を受けた防災監は、直ちに本部長に連絡し、非常配備の指令及びそ  
の他必要な指示を受け、直ちに各部長・次長に連絡をする。

イ 休日等の動員

(ア) 休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外における動員その他の連  
絡は、電話等を利用して行う。

(イ) 連絡を受けた非常配備担当職員は、直ちに登庁し、所定の配備体制につ  
く。

(ウ) 非常配備担当職員は、当市をあるいは当市を含む地域に原子力緊急事態  
宣言の発表、あるいはその他当市及び周辺地域において原子力等災害発生  
の情報に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により直ちに  
登庁しなければならない。

ウ 職員の参集場所

災害発生時は、原則として市災害対策本部とする。

## 第2節 職員の派遣要請

### 1 職員の派遣要請

- (1) 本部長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみでは不足する場合に、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。
- (2) 本部長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。  
また、市長は、知事に対し地方自治法による他の市町村職員の派遣についてあつせんを求める。

### 2 応援の要請

- (1) 本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。
- (2) 本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

### 《非常配備基準》

	適用基準	体制		活動内容
		時間外	時間内	
警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	非常配備班 1個班は自宅待機  防災交通課危機管理当番出動	防災交通課	情報収集
第1非常配備	小規模の災害が発生するおそれがあるとき	非常配備班 1個班 状況により、2個班以上の体制とする。 (災害対策本部設置)	原則各部対応 (災害対策本部設置)	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動
第2非常配備	相当規模	非常配備職員全員(※1) (災害対策本部の指示による)		西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動
第3非常配備	大規模 原子力緊急事態宣言の発表	全職員(※2) (災害対策本部の指示による)		西庁舎に災害対策本部を設置 消防団長に出動依頼 災害応急対策活動

※1 非常配備編成表に記載のあるすべての職員

※2 すべての職員(会計年度任用職員を含む)

## 第2章 放射性同位元素取扱事業所等における

### 放射性物質災害発生時の応急対策

#### 基本方針

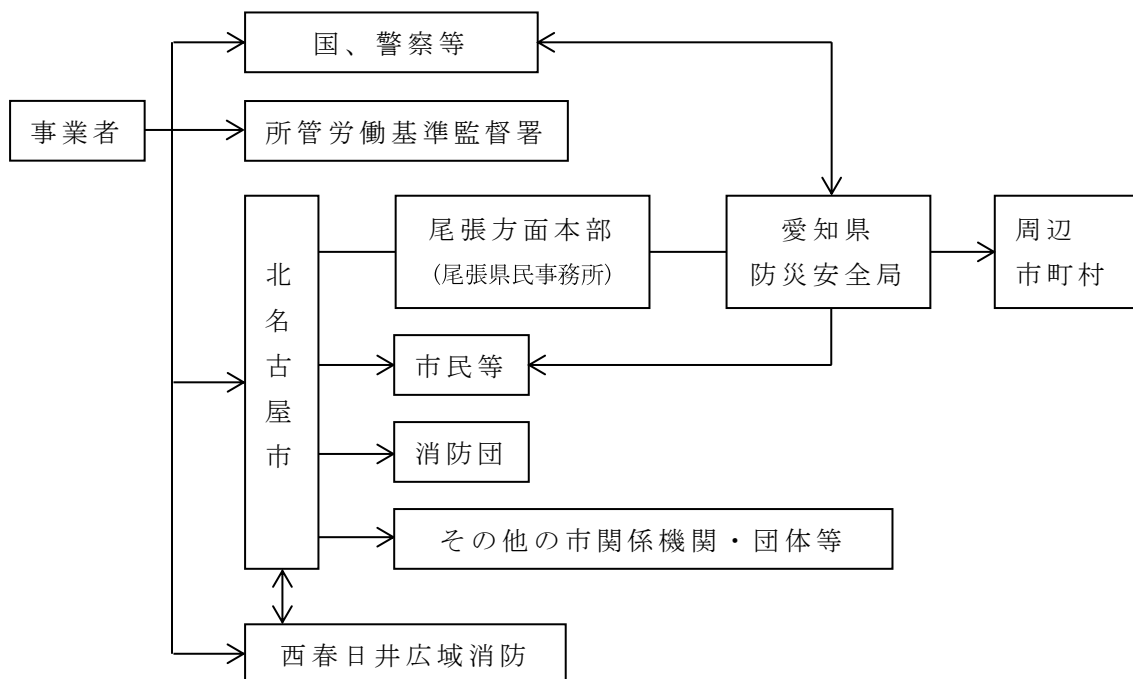
放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、当該事業所周辺住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、市及び防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、他の市地域防災計画も踏まえて対処する。

#### 第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

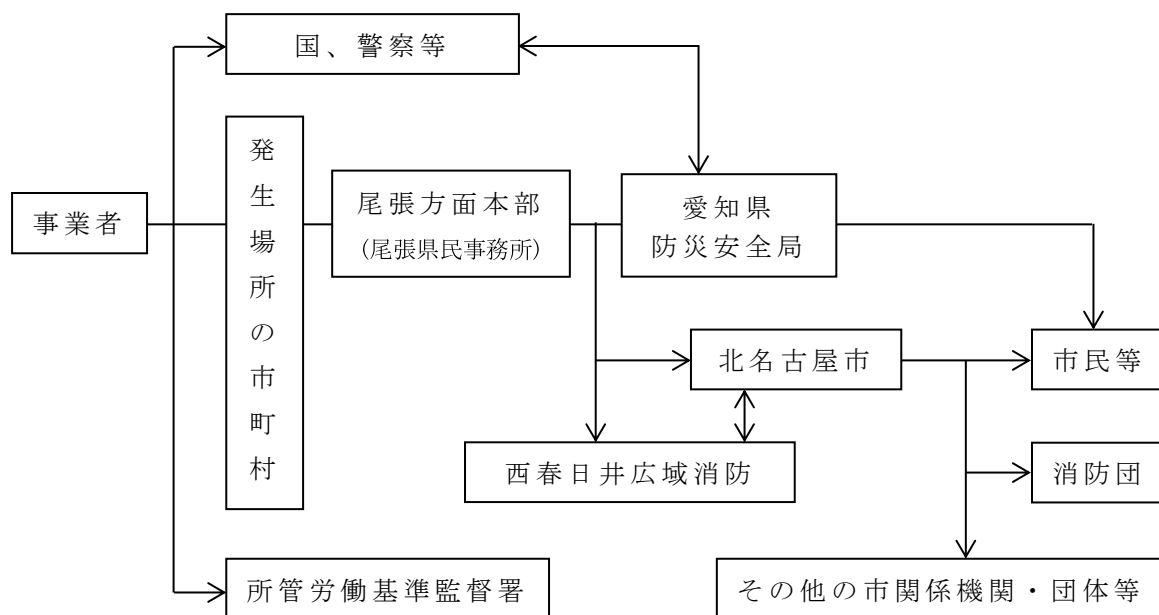
当該事業者から市内における事故発生の連絡が入った場合は、直ちに県へ通報するとともに、消防や他の市町村、関係機関、市民に連絡通報する。またその他機関等から情報を得た場合は、直ちに確認の措置をとるとともに必要により未確認であっても県やその他にその旨通報する。

##### 1 市内で発生した場合の連絡網



## 2 周辺市町村で発生した場合の連絡網

県あるいは関係機関等から通報があった場合は、必要により消防や他の市町村、関係機関、市民に連絡通報する。



### 第2節 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、避難誘導等の措置

#### 1 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

#### 2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

### 第3節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、消防等と連携して「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

## 第4節 広報活動の実施

市は警察と協働して広報活動を実施する。

## 第5節 交通の確保

市は、警察が交通規制を実施する場合これに協力する。

## 第6節 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

市は、放射線防護資機材を確保するため、そのあっせんに県に依頼する。

## 第7節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、県が実施する環境放射線モニタリングの結果を把握し事態及び市民からの問い合わせに対応する。この際、可能な範囲で環境放射線モニタリングを実施するように努める。

## 第8節 医療関係活動

### 1 市の措置

- (1) 市は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。また、必要に応じ県に支援を要請する。
- (2) 市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

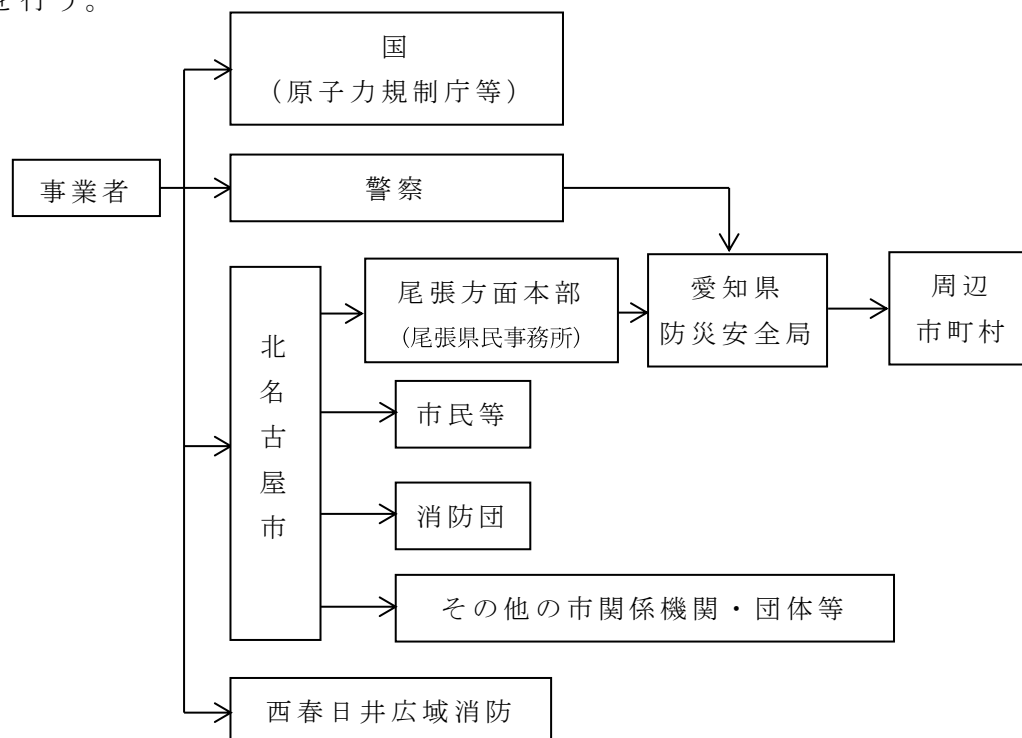
### 基本方針

核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられるが、市内で発生した場合は直接市民に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとる。

地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、他の市地域防災計画も踏まえて対処する。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

当該事業者から市内における事故発生の連絡が入った場合は、直ちに県へ通報するとともに、消防やその他市関係機関、市民に連絡通報する。またその他機関等から情報を得た場合は、直ちに確認の措置をとるとともに必要により未確認であっても県やその他にその旨通報する。市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。



### 第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請

市は、必要に応じて、県を通じて国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。



### 第3節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、県が実施する環境放射線モニタリングの結果を把握して事態及び市民からの問い合わせに対応する。この際、可能な範囲で環境放射線モニタリングを実施するように努める。

### 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席

市は、県とともに国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

### 第5節 市民等に対する屋内退避、避難指示

#### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を取り、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

#### 2 避難指示

本部長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

この際、あらゆる手段をつくすとともに警察の支援を得て、当該住民、旅行者、滞在者に対する指示の徹底を図るとともに、防護活動を行う。

### 第6節 市民等への的確な情報伝達

#### 1 市民等への情報伝達活動

市は、県及び警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国・県や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

#### 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、心身の健康相談、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

## 第7節 医療関係活動

### 1 市の措置

- (1) 市は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。また、必要に応じ県に支援を要請する。
- (2) 市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第8節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、消防等と連携して「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

## 第9節 自衛隊への災害派遣要請等

必要により、県に対して自衛隊の派遣要請を要望する。

## 第10節 汚染された食品等の流通防止

市は、食品等が汚染された場合は、県と協力して汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム等 *（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品 （乳児用調整粉乳やベビーフード等）	50ベクレル/kg
牛乳 （低脂肪乳加工乳及び乳飲料等を含む）	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

\*セシウム以外は換算値

## 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

### 基本方針

原子力施設に異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市は、県や防災関係機関と協力して、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、他の市地域防災計画も踏まえて対処する。

### 第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、情報を県から速やかに入手する。このため、休日・夜間等においても確実に通信・連絡態勢を確保する。

また、県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は県とともに原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。

### 第2節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、県が収集した、国及び原子力事業者等が実施してオフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果と、県が実施を強化した環境放射能調査におけるモニタリング結果を速やかに入手し、市の対応を検討実施するとともに、市民等に情報提供する。

### 第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

#### 1 対策

- (1) 市は、O I Lの基準による国からの指示に応じて県が実施した、水道水、流通食品、農産物等の放射能濃度を速やかに掌握して対策の基礎とする。
- (2) 市は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第4節 市民等への的確な情報伝達

### 1 市民等への的確な情報伝達

市は、県及び警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国・県や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、心身の健康相談、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

## 第5節 国・県等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を取り、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 市の防災行政無線や広報車等による広報活動

イ インターネット、Webサイトの活用による情報提供

ウ 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道

エ 消防・警察への依頼による広報活動

オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力を依頼

- (2) 本部長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。
- ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避する等の必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (3) 市は、上記(2)の措置を講ずるにあたっては、警察と緊密に連携して実施する。

### 3 広域避難活動

- (1) 市は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議する県の指示に基づき避難先との調整を行う。
- (2) 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 市の区域を越えて市民を避難させる場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市が、他市町村の要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

### 4 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

市は、国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導する等、交通の規制及び立入制限等必要な措置について県及び関係機関に要請する。

## 第6節 医療関係活動

### 1 市の措置

- (1) 市は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第7節 放射性物質による汚染の除去

市は、県や防災関係機関と連携して、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、市地域の自然的社会的条件に応じ、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン（平成24年3月環境省）」等を活用し、適切な役割を果たす。

## 第8節 飲料水・食品等の摂取制限等

### 1 市の措置

市は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置をとる。

### 2 農産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を県が行う場合はこれに協力するとともに、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

### 3 飲料水・食品等の流通制限

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム等 *（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品 （乳児用調整粉乳やベビーフード等）	50ベクレル/kg
牛乳 （低脂肪乳加工乳及び乳飲料等を含む）	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

\*セシウム以外は換算値

## 第9節 社会秩序の維持対策の実施

### 1 治安の確保

市は、県及び県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期す。

また、県警察から提供された緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域における、パトロールや生活の安全に関する情報を活用し、速やかな治安の確保に努める。

### 2 流言飛語の防止

市は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

## 第10節 風評被害等の影響の軽減

### 1 市の措置

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。



## 第11節 市外からの避難者の受け入れ

### 1 避難者の受け入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）の住民のために県から避難者の受け入れの要請があった場合には、必要に応じて次の対応を行う。

#### (1) 緊急的な一時受け入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受け入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

#### (2) 短期的な避難者の受け入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて緊急的な一時受け入れと同様に、市の施設で対応する。対応が困難な場合、旅館・ホテル等を県が借り上げて避難所とする対応に協力する。

#### (3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受け入れ

ア 市は、県が避難元都道府県と連携して実施する県営住宅への受け入れに対し、市営住宅等の受入情報について提供を行う。

イ 災害救助法に基づく要請を受け、応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の借り上げに協力する。

ウ 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等、県が実施する定住支援に協力する。

### 2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 市は、県及び避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 市は、避難者に関する情報及び避難者支援に関する情報を、県及び避難元都道府県を通じて避難元市町村への提供するように努める。

(3) 市は、避難者に対して避難元市町村からの情報を提供するように努める。

## 第4編 災害復旧

### 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県（市）の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第1節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果と、県が実施する環境放射能調査結果を掌握するとともに、市独自で実施する調査結果を総合して、関係機関及び市民に情報提供する。

### 第2節 放射性物質による汚染の除去

#### 1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

#### 2 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県、その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、市内の自然的社会的条件に応じ、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン（平成24年3月環境省）」等を活用し、適切な役割を果たす。

### 第3節 各種制限措置の解除

県が、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示した場合は、速やかに必要な措置を講じる。また、措置の実施状況を県に報告する。

### 第4節 心身の健康相談の実施

市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求める。

## 第5節 風評被害等の影響の軽減

### 1 市の措置

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通等のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、県、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。
- (3) 市は、国、県、関係団体等と連携し、農産物、工業品等の適正な流通のために、農業対策、産業振興対策等の施策に十分に配慮を行う。

## 第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、市は、県が実施する中小企業高度化事業における「災害復旧貸付け」、及び「小規模企業等振興資金」、「中小企業組織強化資金」等の融資制度の紹介や相談のための窓口を開設する。

## 第7節 物価動向の把握

市は、県が実施する生活必需品の物価動向の把握に協力する。

## 第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、暴力団等の動向把握に必要な情報の収集や入札制度等の適切な運用によって県警察に協力することにより、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第9節 災害地域に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内避難措置をとった市民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

### 2 影響調査の実施

市は、必要に応じ、農業等の受けた影響について調査する。

### 3 災害対策措置状況の記録

市は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

## 付録

今後原子力災害対策計画において市として検討を行うべき課題

- ・ 透明性を確保し、適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、市民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等
- ・ 次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築（愛知県との協力・連携）
- ・ 県外からの避難者の受け入れに係る、経路所及び指定避難所等の運営調整
- ・ O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方
- ・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方

※下線は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題

# 附 属 资 料 编



## 目 次

第 1	北名古屋市の特質と災害要因	1
1	位置・面積	1
2	地形・地質及び地盤	1
3	地形や地盤が災害に及ぼす影響	1
4	市内の一級河川	1
5	地盤沈下	2
第 2	災害	3
1	気象災害	3
2	過去の主な風水害及び地震	5
3	地震災害	31
4	原子力災害	37
5	火災	57
6	交通災害	57
第 3	防災上必要な施設・設備等	58
1	気象等観測施設・設備等	58
2	消防団及び消防水利	59
3	通信施設・設備等	60
4	水防施設・設備等	67
5	救助用施設・設備等	70
6	緊急輸送道路等	80
第 4	必要物資の備蓄	81
1	物資等の備蓄場所	81
2	災害備蓄食料・物品配備表	82
3	建設機械等の保有及び調達	89
第 5	協定	90
1	災害情報の相互提供	90
2	災害時相互応援協定を締結している自治体	90
3	「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」を締結している自治体	91
4	災害時における協定を締結している企業等	92
第 6	その他	94
1	市内の文化財	94
2	本部標識板、腕章	95

3	災害発生状況等（速報・確定報告）に係る被害判定基準	95
4	弔慰金、見舞金等	98
5	県・消防庁連絡先	100
第7	参考	102
1	北名古屋市防災会議条例	102
2	北名古屋市災害対策本部条例	104
3	北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当の支給に関する条例	105
4	北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例	107
5	北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	111
6	北名古屋市災害見舞金支給要綱	115
7	北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱	117
8	北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱	123
9	行政機関等	127
10	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	132
第8	用語解説	143



## 第1 北名古屋市の特質と災害要因

### 1 位置・面積

北名古屋市は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は豊山町、西は清須市、北は小牧市、岩倉市及び一宮市に接している。東西約 6km、南北約 4km、面積は 18.37 km<sup>2</sup> と比較的小規模であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から 10km 圏内に位置している。

### 2 地形・地質及び地盤

濃尾平野を形成してきたのは、木曾三川と呼ばれる木曾川、長良川、揖斐川とその支流や庄内川等である。これらの河川は、その自らの沖積作用によって扇状地や自然堤防を作り、いくたびか河道を変え、同時に広大な後背湿地を生み出した。

北名古屋市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、犬山扇状地の末端部からは自然堤防地帯が広がり、旧河道とそれを囲む自然堤防、それを取り巻く後背湿地からなっている。

これらの地形は一般に砂ないし砂質シルトや粘土層等の細粒物質等で構成されており、しかも旧河道は地下水位が高く、そのうえ旧河床に堆積した淘汰の良い砂が分布するので、液状化が発生しやすい場所であると指摘されている。

### 3 地形や地盤が災害に及ぼす影響

市の平坦な地形や地下水位の高さは市全域としての排水能力に大きな影響を与えている。また近年の急速な宅地開発による水田の減少は、短時間に大量の降雨があった場合の一時貯留能力の低下をもたらし、この結果、内水氾濫の危険性が高まってきている。

また、軟弱な地盤は予想される南海トラフ大地震等が発生した場合、増幅された揺れや液状化により、多くの家屋の倒壊が予想される。特に市内が急速に発展してきた昭和 40 年代前後に建設された古い建物がまだ多数残っておりこの建物の倒壊が危惧される。

### 4 市内の一級河川

水系名	河川名	延長（市内）	管理団体	備考
庄内川	新川	2,500 m	愛知県	
〃	大山川	1,000	〃	
〃	合瀬川	3,600	〃	
〃	鴨田川	3,000	〃	
〃	中江川	1,300	〃	
〃	新中江川	1,200	〃	
〃	五条川	<u>4,400</u>	〃	
〃	水場川	3,400	〃	

## 5 地盤沈下

### (1) 全般

地盤沈下は、地表面が徐々に低下してゆく現象であるが、一般的にはある程度広い地域の沈下のことをいい、その進行が人体に感知できないほど緩やかで、しかも元に戻らない非可逆的な現象である。

地盤沈下の主な原因は、沖積粘土層等の軟弱な地盤における地下水の過剰な汲み上げで地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下という理論が定説となっている。

愛知県においても、産業の発展による水需要の増大に伴って地下水使用量が増加し、地盤沈下が社会問題化してきた。しかし、昭和 49 年以降は揚水規制等の実施により地下水揚水量が減少し、地下水位の回復とともに近年地盤沈下は概ね沈静化の傾向を示している。

### (2) 尾張・名古屋市地域

愛知県では、地盤沈下の状況を把握するため、県内を 4 地域に区分し、国土交通省、名古屋市及び名古屋港管理組合との連携のもとに地盤沈下調査を実施している。

主要な水準点の沈下状況は、昭和 50 年頃から鈍化の傾向にあるが、累積最大沈下量は、弥富市に設置された水準点で昭和 38 年から平成 14 年までの 39 年間で約 150 cm が記録されている。

平成 28 年の地盤沈下調査では、地下水位は昨年と比べ概ね同程度であり、1 年間に 1cm 以上沈下した水準点はなく、沈下域は見られなかったように、本市の位置する尾張・名古屋地域では近年大きな地盤沈下は確認されないが、地盤沈下は、平成 6 年の異常渇水時に、広範囲にわたる地盤沈下が生じたように、気象、地下水利用等に影響されやすいため、今後も県の調査報告を踏まえて状況の把握に努めるとともに、揚水規制等の施策を継続する必要がある。

## 第2 災害

### 1 気象災害

#### (1) 風害

風が強くなると、その風圧によって建物や施設を破壊し、樹木を倒伏させる災害や、海水塩分を内陸へ運んで塩害を起こしたりする災害が現れる。また風の吹き寄せによって湾奥の海岸に高潮を起こすこともある。

風の破壊力は、一般に構造物の形状によって非常に違って来るが、風圧は風速の2乗に比例して増大するので、風速が2倍になれば破壊力は4倍になる。伊勢湾台風・昭和28年の13号台風について最大風速と電柱倒壊率との関係を調べた結果によると、この比例関係が明らかに認められる。風速が20m/sを超えると建物に多少の損害が、25m/s以上になると建物にかなりの被害が現れる。更に30m/sを超えるような風は広範囲に家屋の全半壊を生ずる大損害を与える。

風害は台風によるものが圧倒的に多いが、この他発達した低気圧や前線に伴う強風、局地的に発生する竜巻や突風によっても起こる。

#### ア 台風

愛知県に大きい風水害を与えた台風のうち伊勢湾台風は、記録的な暴風と高潮を伴い日本の台風史上最大の被害を生んだ。愛知県に大きい風害（水害・高潮害を含めて。）を与える台風は、9月に上陸の危険性が最も大きく、また勢力の強いものが多い。

ここで、台風の通過経路による当地方への影響の違いについて指摘すると、それは台風が愛知県の西側を北上する場合と、東側を北上する場合とで県下の災害の様相が全く異なるということである。まず風向・風速とその変化を考えてみると、台風域内の風の分布は、中心の東側では南寄り、西側では北寄り、北側では東～北東風が、また南側では西～南西風が吹き、風速は中心近くほど急激に増している。また台風は一般的に北上するから、台風を運ぶ一般流を考えると進行方向の右半円では両者が加わって風は強まり、左半円では相殺されて風速は減ずる。

従って台風が愛知県の西側を通るときは右半円に入るので、風は東→南東→南→西へと変わり、南ないし西東の風は非常に強くなる。一方台風が東側を通るときは、左半円に入って風は東→北→北西→西と変わり、北ないし北西の風は強めとなる。しかし、この北寄りの風は、一般流との相殺によって弱められている上、陸上を渡ってくるために地形・地物の摩擦でさらに弱まり台風が西方を通過する場合の南寄りの風に比べて風速はかなり小さい。事実、名古屋で20m/s以上の風を観測した台風の通過経路を調べてみると、中心がごく近くを通った場合を除けば、全て名古屋の西側を北上している。

#### イ 温帯低気圧と前線

発達した温帯低気圧が当地を通過したり低気圧が日本海で急速に発達するような場合、海上では風速20m/Sに達することがある。陸上ではほとんど被害はないが海上の小型船舶の遭難がしばしばおこる。また著しい前線が通過する際の突風は、陸上でも家屋に被害を与えることがあり、海上では漁船の海難の原因となる。

遭難しやすい海域は、漁場と暗礁や潮流の関係もあるが一般に外洋に面したところと伊勢湾の東側で、これらは地形的に風の急変あるいは風速の強まりやすい

区域と考えられる。遭難の原因は、冬は季節風の吹き出し、春は急速に発達した低気圧に吹き込む強風によるものが多い。

(2) 水害

ア 台風

台風が日本の南海上にあり、前線が太平洋沿岸に停滞している場合、暖湿気流が南方から多量に送られてくるため、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。更に台風が接近すると前線は北方に押し上げられ山間部では、山の斜面に沿う強制上昇気流による地形性降雨が顕著に現れ、雨量は平地に比べて多くなる。

台風が愛知県の西方を通過するときは、愛知県全体は、右半円に入り、南寄りの暖湿気流が強く、山間部の地形性降雨が特に著しい。台風が南方から東方へ抜けるような場合は、前線の活動が活発になり県全般にわたって豪雨にみまわれることがある。

前者の例である伊勢湾台風についてみると、台風の直接及び間接の影響による25・26両日の合計雨量の県内分布は、三河湾沿岸地方で70～100mm、その他の平地や山沿い地方で100～200mm、三河山間地方では220～320mmとなっており、地形による降雨の違いが、はっきりわかる。次に後者の例として平成3年台風18号があげられる。台風は、9月18日沖縄の東海上から東海地方の南の海上を北東進して19日夕方には八丈島の付近を通過したが、本州南岸に秋雨前線が停滞しており、太平洋岸各地で記録的大雨となった。18日から19日にかけて県内は100～300mmの大雨となった。名古屋では19日の日雨量217.5mmとなり、明治29年9月9日に次ぐ第2位の記録となった。

イ 梅雨前線

梅雨期や秋雨前線に伴う大雨による水害は、台風に伴う大雨による水害とほぼ同様の頻度で発生している。過去の著しい水害は、昭和36年の36.6梅雨前線豪雨や昭和47年の47.7豪雨はともに台風に劣らぬ被害を生じている。

梅雨前線による大雨は、梅雨明け直前に起こることが多いことから梅雨末期の大雨と呼ぶことがある。梅雨期は雨天が多く、河川の水位はかなり上昇しているので、流域に大雨が降るとたちまち警戒水位を超え、堤防の決壊を招きやすい。

また、平成12年の「東海豪雨」では、秋雨前線に向かって台風からの暖かく湿った空気が入って、名古屋市、東海市で9月11日～12日の2日間の総降雨量が500mmを超えたのをはじめ、県内では記録的な大雨となった。この大雨で浸水や土砂くずれ等により多数の被害が生じている。

愛知県での記録的な大雨は、台風を除くほとんどが、梅雨前線や秋雨前線によって降っている。前線による雨は、台風に伴う雨と違って比較的長時間にわたって降り続き、特に湿舌と呼ばれる湿った暖かい気流が集中する地域に、局地的な大雨を降らせることがある。

ウ 局地的突発的豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）

新しい積乱雲が次々に派生的に群発している時等に降る。ヒートアイランド現象ビル風による風向の変化等によって起こりやすいと言われている。

局地的・短時間に大量の降雨があり、都市化した地域では特に排水能力が追い付かず被害をもたらすことがあり、予測が難しいのも問題である。

(3) 高潮害

高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がることによる海面の吸い上げ効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象である。

伊勢湾、三河湾の沿岸では、風害の項で述べたように台風が湾の西側を通過するとき高潮が発生することが多い。海面の吸い上げ効果は気圧 1 hPa 低下に対して 1 cm の上昇、強風による吹き寄せ効果は、風速の 2 乗に比例し伊勢湾南南東の風の場合に最も大きくなる。

高潮は湾口が広く、しかも深く、湾奥ほど狭まって浅くなっているような湾に発達する。伊勢湾はこれに近く、南寄りの風の場合は吹走距離も長いため、吹き寄せ効果が大きくなる。三河湾は湾口は狭いが、南～南西風が強くと北岸や東岸には顕著な高潮が現われることがある。

## 2 過去の主な風水害及び地震

(1) 風水害

災害の種類は、その発生原因により、台風・集中豪雨及び地震等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災等の人的原因により生ずるものとに大別することができる。

愛知県は過去にしばしば色々な災害に襲われており、過去において被った災害のうち頻度の高い水害、即ち台風・集中豪雨による主な風水害を取り上げた。

《過去の主な災害》

愛知県防災安全局防災部災害対策課「災害の記録」参照

年 月 日	種 別 (名 称)	名 古 屋 の 記 録			県 下 の 被 害 概 要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最 低 気 圧 (hpa)	最 大 風 速 風 向 (m/s)	総 雨 量 (mm)		
大元 9.22～23 (1912年)	暴 風 雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者140 負傷者180 家屋全壊6,000	
大8. 9.16～17 (1919年)	暴 風 雨				②死者4 家屋全壊40 浸水700	
大10. 9.25～26 (1921年)	暴 風 雨	986.7	18.3SE	43.9	②死者27 負傷者22	
大14. 8.14～15 (1925年)	大 雨				②死者6 負傷者3 家屋全壊25 浸水20,000	
大14. 9.11 (1925年)	暴 風 雨	996.0	22.8SSE	186.8	②死者12 負傷者3 家屋全壊52 浸水20,000	
大15. 9.4 (1926年)	暴 風 雨	989.1	20.8NNW	52.9	②死者23 負傷者70 家屋全壊166 浸水1,400	
昭5. 7.19 (1930年)	大 雨				②死者13 負傷者2 家屋全壊13 浸水2,000	
昭7. 7.1～2 (1932年)	大 雨				②死者26 負傷者9 家屋全壊30 浸水2,700	
昭9. 9.21 (1934年)	暴 風 雨 (室戸台風)	975.9	32.9SSE	24.0	②死者8 負傷者68 家屋全壊85	
昭10. 10.27 (1935年)	大 雨				②死者1 負傷者2 浸水13,000	
昭11. 10.2～3 (1936年)	暴 風 雨	984.6	12.7N	198.2	②死者2 負傷者8 家屋全壊4 浸水15,000	
昭13. 7.3～5 (1938年)	大 雨				②死者2 家屋全壊6 浸水4,500	
昭19. 10.7～8 (1944年)	暴 風 雨	975.3	3.7SSE	80.8	②死者5 負傷者2 家屋全壊95 浸水700	
昭20. 9.18 (1945年)	暴 風 雨 (枕崎台風)	988.7	20.2SSE	40.3	②死者4 負傷者8 家屋全壊400 浸水600	
昭20. 10.11 (1945年)	暴 風 雨 (阿久根台風)	997.1	14.0SSE	228.9	②死者1 家屋全壊1 浸水6,000	
昭25. 9.3 (1950年)	暴 風 雨 (ジェーン台風)	995.4	26.7SE	47.4	②死者6 傷者36 家屋全壊40 浸水300	
昭27. 6.23～24 (1952年)	暴 風 雨 (ダイナ台風)	991.3	13.7NNE	177.2	②死者1 家屋全壊3 浸水6,800	
昭27. 7.10～11 (1952年)	大 雨				②負傷者3 家屋全壊5 浸水52,000	
昭28. 9.25 (1953年)	暴 風 雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6NNW	178.1	②死者75 傷者623 家屋全壊6,769 浸水90,000	
昭29. 7.30 (1954年)	大 雨				②死者3 負傷者1 家屋全壊15 浸水6,870	
昭30. 10.20 (1955年)	暴 風 雨 (台風26号)	989.7	20.8SSE	34.3	②死者3 負傷者18 家屋全壊65 半壊61 一部破損113 床上浸水14 床下浸水599	
昭32. 8.7 (1957年)	大 雨 (多治見大雨)				②死者33 負傷者44 家屋全壊88 半壊89 床上浸水3,547 床下浸水13,961	

昭 33. 8. 25 (1958 年)	暴 風 雨 (台風 17 号)	999. 0	17. 7SE	139. 9	②死者 3 負傷者 1 家屋全壊 9 半壊 25 一部破損 248 床上浸水 116 床下浸水 4, 682
昭 34. 8. 14 (1958 年)	大 雨	993. 5	13. 4WNW	234. 0	②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 20 一部破損 2 床上浸水 14 床下浸水 80, 826
昭 34. 9. 26 (1959 年)	暴 風 雨・高 潮 (伊勢湾台風)	958. 5	37. 0SSE	165. 7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域 の沿岸部に被害が発生した。 ②死者 3, 168 行方不明 92 負傷者 59, 045 家屋全壊 23, 334 流失 3, 194 半壊 97, 049 一部破損 287, 059 床上浸水 53, 560 床下浸水 62, 831 ③県下全域 (沿岸部中心) ④3, 224 億円
昭 36. 6. 23~29 (1961 年)	大 雨 〔 36. 6 梅雨 前線豪雨 〕			398 〔 立田 682 〕	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫 等の被害が発生した。 ②死者 4 負傷者 13 行方不明 2 家屋全壊 29 半壊 72 流失 2 床上浸水 7, 969 床下浸水 66, 654 ③県下全域 ④111 億円
昭 36. 9. 16 (1961 年)	暴 風 雨 (第二室戸台風)	971. 7	28. 7SSE	96. 4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨に よる竜巻等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 146 家屋全壊 168 半壊 515 床上浸水 652 床下浸水 8, 868 ③尾張部 ④104 億円
昭 37. 6. 30~7. 5 (1962 年)	大 雨 (前線)			103 〔 伊良湖 236 〕	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫等の 被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 2 床上浸水 1, 605 床下浸水 15, 501 ③東三河 尾張部
昭 37. 8. 26 (1962 年)	暴 風 雨 (台風 14 号)	996. 5	23. 3SSE	110	①風水害による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 9 家屋全壊 26 半壊 28 床上浸水 177 床下浸水 7, 556 ③県下全域 ④42 億円
昭 39. 9. 25 (1964 年)	暴 風 雨 (台風 20 号)	992. 8	22. 0SSE	105. 2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 10 家屋全壊 6 半壊 12 床上浸水 23 床下浸水 2, 298 ③県下全域 (主として名古屋、尾張、海部、知多) ④26 億円
昭 40. 9. 17 (1965 年)	暴 風 雨 (台風 24 号)	970. 2	17. 0N	188. 6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者 1 負傷者 18 家屋全壊 12 半壊 62 床上浸水 1, 728 床下浸水 49, 622 ③県下全域 (主として名古屋、海部) ④93 億円
昭 41. 10. 12 (1966 年)	大 雨 (東三河集中豪雨)			54 〔 田原 345 〕	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川 の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 10 負傷者 14 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 11 床下浸水 20, 747 ③東三河 (豊橋市、田原町中心) ④42 億円
昭 43. 8. 29 (1968 年)	大 雨 (台風 10 号)	991. 5	15. 7SSE	179 〔 茶白山 587 〕	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾 濫、山 (がけ) 崩れ等の被害が発生した。 ②死者 6 負傷者 15 家屋全壊 24 半壊 24 一部破損 45 床上浸水 292 床下浸水 4, 314 ③奥三河 (新城市及び南・北設楽郡) ④59 億円
昭 44. 8. 4~5 (1969 年)	大 雨 (台風 7 号)	990. 6	14. 8ESE	64 〔 新城 365. 5 〕	①集中豪雨による災害で三河山間部に河川の氾濫、 山 (がけ) 崩れ等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 5 家屋全壊 10 半壊 36 一部破損 81 床上浸水 661 床下浸水 3, 515 ③奥三河 (新城市及び宝飯郡、南・北設楽郡) ④45 億円
昭 45. 7. 29~30 (1970 年)	集 中 豪 雨	1, 010. 8	7. 7ENE	123. 5	②死者 3 負傷者 4 家屋全壊 2 半壊 7 床上浸水 4, 552 床下浸水 37, 946 ③尾張部 ④18 億円

附属資料編

昭 46. 8.30～31 (1971年)	大 雨 (台風 23 号)	987.5	10.0E	321.5	②死者 4 負傷者 15 家屋全壊 19 半壊 127 一部破損 228 床上浸水 6,136 床下浸水 59,160 ③県下全域 ④176 億円
昭 47. 7.12～13 (1972年)	集 中 豪 雨 (47.7 豪雨 台風 6 号)			289 〔 猿投 〕 458	①集中豪雨による災害で西三河山間部に山 (がけ) 崩れ、河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 64 行方不明 4 負傷者 12 家屋全壊 271 半壊 287 床上浸水 20,075 床下浸水 12,077 ③西三河 (小原村、藤岡町、豊田市、足助町) ④302 億円
昭 49.6. (1976年)	大 雨			〔 半田 〕 231	①低気圧とそれに伴う梅雨前線による大雨の災害 で、土砂崩れ、家屋の浸水の被害が発生した。 ②負傷者 15 家屋全壊 3 半壊 2 床上浸水 1,050 床下浸水 4,051 ③知多地域 (半田市、常滑市、南知多町ほか 12 市町) ④155 億円
昭 49. 7. 7 (1974年)	豪 雨 (七夕豪雨 台風 8 号)	1,008.2	6.7SE	65 〔 新城 〕 323 東 栄 302 南 知 多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、がけ崩れ 中小河川の氾濫、橋りょうの流失等の被害が発生 した。 ②死者 3 負傷者 12 家屋全壊 16 半壊 70 一部破損 86 床上浸水 1,820 床下浸水 11,800 ③知多、東三河地域 (豊橋市、蒲郡市、南知多町ほか 31 市町村) ④195 億円
昭 49. 7.24～25 (1974年)	大 雨			139.8 〔 津島 〕 333 常 滑 315 一 宮 237	①集中豪雨による災害で尾張・海部・知多を中心に 家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者 1 負傷者 7 床上浸水 7,248 床下浸水 74,035 ③県下全域 ④92 億円
昭 51. 9.8～13 (1976年)	集 中 豪 雨 (51.9 豪雨 台風 17 号)	1,002.4	10.2SE	422 〔 一宮 〕 682 南 知 多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河 川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 37 家屋全壊 14 半壊 437 一部破損 461 床上浸水 13,050 床下浸水 102,677 ③尾張、海部、知多地域 (59 市町村) ④378 億円
昭 54. 9.24～25 (1979年)	豪 雨			94 〔 名古屋市港区 〕 224 一時間雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で、家屋 の浸水、道路、河川等の被害が発生した。 ②死者 2 床上浸水 1,665 床下浸水 33,351 ③県西部地域 (名古屋市、東海市ほか 18 市町村) ④26 億円
昭 54. 9.28～10.1 (1979年)	暴 風 雨 (台風 16 号)	981.9 〔 小牧 〕 978.2	17.7SE 〔 伊良湖 〕 21.3S	50 〔 茶臼山 〕 170	①台風の通過による災害で家屋破損、農水産物、公 共土木施設等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 23 家屋全壊 2 半壊 20 一部破損 217 床上浸水 9 床下浸水 178 ③県全域 ④65 億円
昭 54. 10.18～19 (1979年)	暴 風 雨 (台風 20 号)	971.9 〔 小牧 〕 969.4	14.2W 〔 伊良湖 〕 20.0S	80 〔 作手 〕 282 茶 臼 山 279 鳳 来 233	①台風の通過による災害で家屋破損、農林水産物、 公共土木施設等の被害が発生した。 ②行方不明者 1 負傷者 8 家屋全壊 4 半壊 5 一部破損 26 床上浸水 39 床下浸水 314 ③県全域 ④113 億円
昭 57. 8.1～3 (1982年)	暴 風 雨 (台風 10 号と低気圧)	975.1 〔 伊良湖 〕 973.0	9.4SSW 〔 伊良湖 〕 21.1E	184.5 〔 鳳来 〕 501 伊 良 湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家屋損壊、 公共土木施設、農地農業用施設、農林水産物等に 被害が発生した。 ②負傷者 9 家屋全壊 1 半壊 4 一部破損 91 床上浸水 230 床下浸水 2,777 ③県全域 ④131 億円
昭 57. 9.11～12 (1982年)	暴 風 雨 (台風 18 号)	984.1 〔 伊良湖 〕 980.5	10.3N 〔 伊良湖 〕 19.7NNW	134.0 〔 伊良湖 〕 306.5	①台風による災害で家屋損壊、公共土木施設、農地 農業用施設、農林産物等に被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 1 家屋半壊 1 一部破損 4 床上浸水 7 床下浸水 324 ③主として県東部 ④23 億円



昭 58. 8.16~17 (1983年)	暴 風 雨 (台風5号)	982.0 {伊良湖 974.9}	7.2WNW {伊良湖 19.0ENE}	100 {豊橋 419}	①台風による災害で家屋破損、公共土木施設、農林産物等に被害が発生した。 ②負傷者1 家屋全壊1 半壊1 一部破損3 床上浸水33 床下浸水356 ③主として県東部 ④約13億円
昭 58. 9.27~28 (1983年)	暴 風 雨 (台風10号)	992.2	9.5N {伊良湖 11.2SSE}	234 {小原 291 茶白山 305}	①台風、特に豪雨による災害で、家屋損壊、公共土木施設、農林水産業施設、農水産物等に被害が発生した。 ②死者5 負傷者1 家屋全壊2 半壊1 一部破損25 床上浸水762 床下浸水16,974 ③主として県西部 ④約28億円
平元 9.2~4	大 雨			132 {茶白山 325}	①低気圧に伴う寒冷前線 ②死者1 負傷者3 家屋全壊1 一部破損2 床上浸水3 床下浸水139 ③県全域 ④約24億円
平元 9.19~20	台 風 2 2 号			47 {茶白山 295}	①台風、特に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者2 負傷者1 家屋全壊18 半壊11 一部破損9 床上浸水121 床下浸水134 ③県全域 ④約92億円
平 2. 9.19~20	台 風 1 9 号	972.5 {伊良湖 976.9}	20.ISSE {伊良湖 26.2S}	95 {作手 254}	①台風による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者29 家屋全壊2 半壊28 一部破損2,297 床上浸水67 床下浸水1,408 ③県全域 ④約153億円
平 3. 9.18~19	台 風 1 8 号	987.6 {伊良湖 987.3}	7.7WNW {伊良湖 12.6E}	242 {南知多 316}	①台風による災害で、特に住家の浸水被害が著しかった。このため、名古屋市の3区及び春日井市では災害救助法が適用された。 ②死者2 軽傷者1 住家の全壊2棟 一部破損9棟 床上浸水3,713棟 床下浸水12,131棟 ③県全域 ④約60億円

附属資料編

年月日	種別 (要因)	項目	観測点	総降水量・ 風速	県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
H6. 9.29～30	暴風雨・竜巻 (台風第26号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 作手 作手	SSE19.4m/s SSE36.7m/s 235mm 48mm	①台風の他、竜巻が発生した。 ②負傷者37名、住家の全壊8棟、半壊113棟、一部損壊981棟、床上浸水137棟、床下浸水456棟 ③県内全域 ④約53億円
H10. 9.21～23	暴風雨 (台風第7・8号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 茶臼山 作手	SSE21.5m/s SSE42.6m/s 329mm 63mm	①台風8号が21日、第7号が22日と続いて上陸。8号は雨、7号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者3名、負傷者151名、住家の全壊8棟、半壊35棟、一部損壊661棟 ③県内全域 ④約33億円
H11. 9.24～26	竜巻 (台風第18号)	風速 瞬間風速	名古屋 伊良湖 名古屋 伊良湖	SSE11.2m/s S11.0m/s S23m/s S20.5m/s	①台風18号の外側を取り巻く積乱雲が、東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4個の竜巻が相次いで発生した。このため、豊橋市では、被災者生活再建支援法(法律第66号)が、平成10年11月6日施行されて以来、本県で初めて同法の適用となった。 ②負傷者453名、住家の全壊41棟、半壊311棟、一部損壊1,052棟。 ③主として県東部 ④約21億円
H12. 9.11～12	大雨 (台風第14号・前線) (東海豪雨)	総降水量 1時間降水量	名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡 名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡	566.5mm 589mm 365mm 293mm 467mm 249mm 97mm 114mm 78mm 54mm 70mm 55mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難され、21市町村で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。また、この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20箇所、越水319箇所。死者7名、負傷者107名、住家の全壊18棟、半壊154棟、一部損壊147棟、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟 ③県内全域 ④約2,800億円
H13. 8.21～22	暴風雨 (台風第11号)	総降水量 1時間降水量	茶臼山 作手 岡崎 茶臼山 南知多 一色 鳳来	330mm 313mm 255mm 34mm 34mm 33mm 32mm	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者1名、床上浸水3棟、床下浸水165棟 ③県内全域 ④約3億円
H15. 8.8～9	暴風雨 台風第10号	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋	382mm 336mm ESE28m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者5名、一部損壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟 ③県内全域 ④約24億円
H16. 6.21	暴風雨 (台風第6号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284mm 34m/s 30m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者27名、半壊1棟、一部損壊16棟、床上浸水1棟、床下浸水3棟 ③県内全域 ④約13億円
H16. 10.20～21	暴風雨 (台風第23号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265mm S33m/s SE35m/s	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者18名、一部損壊41棟、床上浸水21棟、床下浸水160棟 ③県内全域 ④約17億円
H20. 8.28～30	大雨 (8月末豪雨)	総降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋	447.5mm 365mm 351.5mm 272mm 237mm	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。

		1時間降水量	岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	146.5mm 104mm 62.5mm 58.5mm 55mm	② 広田川が破堤。死者2名、負傷者5名、住家の全壊5棟、半壊3棟、一部損壊29棟、床上浸水2,480棟、床下浸水14,106棟 ③ 県内全域 ④ 約107億円
H21. 10.7～8	暴風雨 (台風第18号)	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206mm 29.9m/s 39.9m/s	① 台風第18号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ② 負傷者19名、家屋全壊6棟、半壊41棟、一部損壊2,092棟、床上浸水246棟、床下浸水1,235棟 ③ 県内全域 ④ 約134億円
H23. 9.20～21	暴風雨 (台風第15号)	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿蔵 名古屋 伊良湖	274mm 367mm 383.5mm 22m/s 33m/s	① 奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ② 死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟 ③ 県内全域 ④ 約30億円
H24. 6. 19	暴風雨 (台風第15号)	総降水量 瞬間風速	名古屋 阿蔵 名古屋 伊良湖	53mm 239mm 18.8m/s 27.7m/s	① 19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿蔵では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。 ② 負傷者6名、家屋一部損壊8棟、床下浸水4棟 ③ 県内全域 ④ 約5億円

(2) 東海地方に影響のあった主な台風（名古屋地方気象台）

ア 昭和9年9月21日の室戸台風

この台風は、時速20kmくらいで海上を進んで19日夜沖繩南方に近づいた。ここで北東に転向、四国沖を進んで20日夜半すぎ室戸付近へ非常に強い大型台風として時速60kmで上陸した。上陸後は、徳島の西方淡路島、神戸市、和田岬、深紅の北方宝塚池田付近敦賀の西方を通過したのち、速度は、70km～90kmに速まったが、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

イ 昭和28年9月25日の台風第13号

この台風は、トラック島南東方150kmの海上に発生し西から次第に北西に進んで22日夜沖ノ鳥島の西方洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。

この辺から四国沖に向け北上し、25日17時すぎに志摩半島を横断毎時40kmぐらいの速さで伊勢湾を経てカムチャッカ半島へ去った。

ウ 昭和34年9月26日の伊勢湾台風

この台風は、エニウエトック島の西250kmの海上に発生した弱い熱帯低気圧が発達したもので台風として認められたのは9月21日15°N150°E付近に達した頃からである。

それが9月23日マリアナ諸島で中心気圧が894hpaに発達して超大型台風になり、北上して9月26日夜紀伊半島上陸後まで勢力があまり衰えなかった。

台風の本邦上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側70km付近の志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に、記録的な高潮が発生した。

エ 昭和36年9月16日の第2室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、9月8日15時に台風第18号となった。12日朝には、マリアナ群島の南西海上で900hpa以下の超大型台風に発達し、14日夜半沖繩の東側でゆっくり転向し16日朝には四国南海上から室戸岬を

かすめて大阪湾に向い同日 13 時 30 分頃尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後 15 時頃敦賀付近に進み台風の規模や進路は、昭和 9 年の室戸台風に似た台風であった。

オ 昭和 37 年 7 月 27 日の台風第 7 号

この台風は、硫黄島の東方およそ 1,500 kmの海上に発生したもので発生地が非常に北東にかたよっていた。

発生後 1 日目は、ほぼ北上、2 日目が西進して 27 日四国南東海上で転向、潮岬と白浜の間に 27 日 13 時ごろ上陸して、東海西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上を進行中は 965hpa ぐらいの中心気圧の中型規模だったが上陸後は急に衰え、28 日には早くも 1,000hpa の熱帯低気圧になった。

カ 昭和 37 年 8 月 26 日の台風 14 号

この台風は 8 月 21 日 9 時マリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧 950hpa になり、にわかに注目されるようになったが、いわゆる夏台風特有の小型であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部日本に向かって北上した。26 日の 4 時頃中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸しその後も真っ直ぐに北上し、琵琶湖付近を通過して日本海に抜けた。

キ 昭和 46 年 8 月 30 日～31 日の台風第 23 号

この台風は、8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西に発生し、ゆっくり北西から西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達した。

この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達し始め、屋久島付近を通過する頃、中心気圧は 915hpa に低下した。

29 日夜半頃大隅半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部をとおり 31 日昼頃伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

ク 昭和 47 年 9 月 16 日の台風第 20 号

この台風は 9 月 13 日 12 時、沖ノ鳥島の南 500km に発生した。

ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し進行方向を北に変えた。一方 15 日 15 時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約 400 km にあり、閉塞前線が南東にのびて、愛知県付近に達し、愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から降雨が強くなった。

台風は、16 日 18 時 30 分頃潮岬付近に上陸した。その後、紀伊半島を縦断し、三重県を経て、岐阜県西部をとおり 17 日朝 5 時には佐渡付近に達し、午後には北海道西岸に達した。

ケ 昭和 54 年 9 月 31 日～10 月 1 日の台風第 16 号

9 月 23 日 15 時、ヤップ島の北西海上で台風となった台風第 16 号は発達しながら北西に進み、26 日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧 920hpa となり、最盛期を迎えた。26 日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29 日 15 時には奄美大島の東海上に達した。台風は、この頃から更に向きを北東に変えながら次第に加速し、30 日 18 時 30 分頃高知県室戸付近に上陸（955hpa）した。23 時頃大阪市に再上陸（965hpa、大型・並の強さ）岐阜市の北を通過して本州を北東に縦断し、10 月 1 日 9 時には八戸沖へ抜けた。

コ 昭和 54 年 10 月 19 日の台風第 20 号

10月6日15時トラック島の東で台風となった。台風第20号は8日の朝から北西に進み始め、9日夜グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達。12日15時には沖ノ鳥島南南東約400kmの海上で中心気圧870hpaを観測、最盛期（大型、猛烈な台風）となった。台風はその後ゆっくりした速さで西北西に進み、16日早朝から北北西に向きを変え、18日9時には沖縄の南約150kmの海上に達した。

台風はこの頃から次第に北東へ向きを変えながら加速し、19日9時40分頃和歌山県白浜付近に上陸（965hpa、大型・並の強さ）、名古屋市をすぐ西を通って本州を北東に縦断し、19時には八戸沖へ抜けた。

サ 平成2年9月19日～20日の台風第19号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、9月13日台風第19号となり、発達しながら北西に進み、16日から17日にかけてゆっくり沖縄の南東海上に近づき急激に発達した。17日午後には、中心気圧890hpaを記録し、猛烈な台風となった。

その後台風は北東進し、950hpa以下の勢力を保ったまま、19日20時過ぎ和歌山県の白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げて、近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断し、20日12時には三陸沖に抜けた。

シ 平成3年9月18日～19日の台風第18号

台風第18号は18日、沖縄の東沖を加速しながら北東に進み、それに伴い本州海岸の秋雨前線の活動が活発となった。台風は翌19日夕方八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達し、20日早朝三陸沖で温帯低気圧となった。このため東海地方を含め、太平洋岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県では、既に18日午前中全域雨となり、夜半過ぎから所々激しく降り、18・19日にかけて100～300mmの大雨となった。名古屋では19日の日雨量217.5mmを観測し、これは、累年第2位の記録となった。

ス 平成6年9月29～30日の台風第26号

9月13日3時グアム島の南西海上で台風となった第26号は、発達しながらおおむね北に進路をとり、29日19時半頃大型で強い勢力を保ったまま和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hpa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらやや速度を速め、琵琶湖付近を通過して30日3時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が200mmを超えた。

セ 平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。

日本への上陸は第8号のほうが早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40～60mmの激しい雨が降った。

一日遅れて上陸した第7号は、中型で、強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県をとおり、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県

内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風 42.6m/s を観測した。この値は昭和 34 年の伊勢湾台風時に観測した 45.7m/s に次ぐ観測開始以来第 2 位の記録となった。

ソ 平成 12 年 9 月 11 日～12 日の台風第 14 号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9 月 2 日 21 時に台風第 14 号となった。10 日 9 時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。

愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は 20 箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。

この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大 1 時間降雨量 97.0mm、日最大降雨量 428.0mm、月最大 24 時間降雨量 534.5mm は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

台風は、12 日 19 時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み 16 日 15 時には日本海西部で温帯低気圧となった。

タ 平成 15 年 8 月 8 日～9 日の台風第 10 号

台風第 10 号は 8 月 3 日 15 時にフィリピンの東で発生し、7 日 15 時には大型で非常に強い台風となった。台風第 10 号は強い勢力を維持したまま 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10 日 6 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で 390mm の総降水量を観測する等、愛知県東部の山地で雨量が多くなった。

風も非常に強く吹き、名古屋で 9 日 6 時 17 分に東南東の風 28.0m/s、伊良湖で 9 日 1 時 26 分に南の風 27.3m/s の最大瞬間風速を観測した。

チ 平成 16 年 10 月 8 日～9 日の台風第 22 号

台風第 22 号は、10 月 4 日 12 時にフィリピンの東で発生し、8 日 3 時には中心気圧 920hPa、中心付近の最大風速 50m/s の非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み 10 日 9 時に日本の東で温帯低気圧となった。

台風が愛知県に最も接近したのは 9 日 14 時から 15 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで 2 日間で 300mm を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で 10 月としての日降水量の極値を更新した。

ツ 平成 16 年 10 月 20 日～21 日の台風第 23 号

台風第 23 号は、10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島で発生し、16 日 21 時には中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 45m/s、暴風半径 280km、強風半径 1,100km の超大型で非常に強い台風となった。

その後、台風第 23 号はゆっくり北上し、20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て 21 日 9 時に関東の東海上で温帯低気圧とな

った。

台風が中心が愛知県に最も接近したのは20日宵の内から夜遅くで、名古屋では20日18時39分に南の風33.2m/s、伊良湖では17時28分に南東の風35.2m/sの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265mmとなり、東三河北部を中心に200mmを超える大雨となった。

テ 平成21年10月7日～8日の台風第18号

台風第18号は9月30日9時に発生し、ゆっくりと西に進み、10月4日9時にはフィリピンの東で、中心気圧920hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風に発達した。

台風は6日から7日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧940hPa、最大風速45m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8日午前5時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。

この台風の影響により、伊良湖では8日に日最大瞬間風速39.9m/sを観測した(1953年の観測開始以来107月の極値を更新)。また、名古屋では、8日に日最大1時間降水量67.0mmを観測した(1890年の観測開始以来10月の極値を更新)。

ト 平成23年9月2日～4日の台風第12号

台風第12号は、8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には小笠原諸島付近で中心気圧が965hPa、最大風速が35m/sの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9月2日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。台風はその後もゆっくりとした速さで北上を続け、18時頃に岡山県南部に再上陸した後、4日未明に山陰沖に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め(2日9時)から5日14時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で300mmを超え、豊田市稲武では330.0mmを観測した。

ナ 平成23年9月20日～21日の台風第15号

台風第15号は、9月13日21時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

県内では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市等で激しく降る等、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫しました。降り始め(19日17時)から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿蔵では383.5mmを観測した。

また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。

ニ 平成24年6月19日の台風第4号

台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日09時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。

その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め(19日00時)から20日06時までの降水量は、豊田市阿蔵では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

#### ヌ 平成25年9月16日の台風第18号

9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した(8時の中心気圧は970hPa)。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。

愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め(14日21時)から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4メートル(16日07時20分)を記録した。

海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。

#### ネ 平成26年8月9～10日の台風第11号

台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。

台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。

三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0ミリ、亀山で333.0ミリを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

降り始め(8月8日14時)から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台



町宮川で 661.5 ミリ、三重県津市白山で 518.0 ミリとなった。

このため、三重県では 9 日 17 時 20 分に大雨特別警報が発表された。

ノ 平成 26 年 10 月 5 日～6 日の台風 18 号

台風第 18 号は、9 月 29 日 15 時にトラック諸島近海で発生し、10 月 2 日 09 時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4 日 09 時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5 日 09 時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6 日 03 時には潮岬の南南西の海上、6 日 06 時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6 日 08 時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて 6 日 09 時には静岡市付近、6 日 11 時には東京 23 区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6 日 21 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 5 日 0 時から 6 日 12 時までの降水量は、豊橋市神野新田町で 222.5mm、田原市伊良湖で 187.0mm、新城市作手高里木戸口で 179.0mm を観測した。常滑市セントレアでは最大風速 21.8m/s、最大瞬間風速 27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速 19.3m/s、最大瞬間風速 32.2m/s、を観測した。

ハ 平成 26 年 10 月 13 日～14 日の台風 19 号

台風第 19 号は、10 月 3 日 21 時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7 日 21 時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら 10 日 03 時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12 日 03 時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12 日夜遅くには進路を東に変え、13 日 08 時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13 日 09 時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13 日 14 時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13 日 20 時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13 日 23 時には愛知県一宮市付近を通過し、14 日 00 時には岐阜県郡上市付近に進み、14 日 06 時には三陸沖に進んだ後、14 日 09 時には温帯低気圧に変わった。

愛知県では降り始めの 13 日 02 時から 14 日 04 時までの降水量は、豊田市阿蔵町で 125.5mm、愛西市江西町 125.0mm、豊根村茶白山で 124.0mm を観測した。常滑市セントレアでは最大風速 22.0m/s、最大瞬間風速 28.8m/s を観測した。海上では波の高さが 7m の大しけとなった。潮位は、衣浦で 10 月 13 日 19 時 38 分に最大潮位偏差（瞬間値）77cm、10 月 13 日 19 時 38 分に最高潮位（瞬間値）標高 147cm、名古屋で 10 月 13 日 19 時 42 分に最大潮位偏差（瞬間値）73cm、10 月 13 日 19 時 42 分に最高潮位（瞬間値）標高 150cm を観測した。

ヒ 平成 27 年 9 月 9 日の台風第 18 号

台風第 18 号は、9 月 7 日 03 時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8 日 03 時には硫黄島の西北西を時速 25km で北へ進み、8 日 09 時には父島の西に達した。台風は 9 日 01 時には八丈島の西南西を時速 25km で北北西に進み、9 日 07 時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9 日 10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9 日 11 時には愛知県名古屋市付近、13 時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9 日 21 時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 7 日 13 時から 10 日 09 時までの降水量は、西尾市一色町で 219.5mm、田原市伊良湖で 212.5mm、南知多町豊丘で 210.5mm を観測した。風

については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速 17.8m/s、最大瞬間風速 28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速 15.9m/s、最大瞬間風速 30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速 14.3m/s、最大瞬間風速 30.1m/s を観測した。

フ 平成 28 年 9 月 19 日～20 日の台風第 16 号

台風第 16 号は、9 月 13 日 03 時にフィリピンの東で発生し、20 日 00 時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20 日 13 時半頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20 日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20 日 21 時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 19 日 17 時までの 1 時間に岡崎市木下町（愛知県雨量計）で 103mm の雨を解析した。また、20 日 17 時 23 分までの 1 時間に、蟹江町蟹江で 61.0mm の雨を解析した。19 日 00 時から 20 日 24 時までの 48 時間解析雨量積算では、西三河南部で 300mm を超える雨量を解析した。

ヘ 平成 29 年 7 月 4 日～5 日の台風第 3 号

台風第 3 号は、7 月 2 日 09 時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3 日は東シナ海を北東へ進み、4 日 08 時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4 日 12 時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4 日 17 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、4 日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5 日 09 時には日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 4 日 18 時 30 分までの 1 時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約 70mm の雨を解析し、00 時から 24 時までの解析雨量は 150mm を越える雨量を解析した。

ホ 平成 29 年 8 月 7 日の台風第 5 号

台風第 5 号は 7 月 21 日 09 時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29 日には父島の東を南西に進み、8 月 1 日には日本の南で北西に向きを変え、6 日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7 日 10 時頃に高知県室戸市付近を通過し、7 日 15 時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7 日 19 時には三重県伊賀市付近を通過し、8 日 05 時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8 日 18 時に新潟県佐渡市付近に達した後、9 日 03 時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 7 日 00 時から 8 日 24 時までの降水量は豊根村茶臼山で 224.5mm、豊田市阿蔵で 203.0mm を観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速 22.7m/s、最大瞬間風速 28.3m/s を観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。

マ 平成 29 年 9 月 17 日～18 日の台風第 18 号

台風第 18 号は、9 月 9 日 21 時にマリアナ諸島で発生し、11 日から 12 日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進んだ。16 日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17 日 11 時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17 日 22 時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18 日北海道を北北東に進み、18 日 21 時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。

愛知県ではセントレアで最大風速 24.5m/s、最大瞬間風速は 32.4m/s、名古屋市

で最大風速 16.5m/s、最大瞬間風速 30.8m/s を観測した。

ミ 平成 29 年 10 月 22 日～23 日の台風第 21 号

10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 22 日から 23 日にかけて、台風第 21 号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23 日は暴風となった所があった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。

ム 平成 30 年 7 月 28 日～29 日の台風第 12 号

7 月 25 日 03 時に日本の南で発生した台風第 12 号は、26 日 21 時には強い勢力となり発達しながら北上し、28 日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29 日 01 時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。

愛知県では 28 日から 29 日にかけて非常に強い風が吹き、29 日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。

メ 平成 30 年 8 月 22 日～24 日の台風第 20 号

18 日 21 時にトラック諸島近海で発生した台風第 20 号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22 日 12 時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23 日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま 23 日 21 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24 日 02 時に日本海に抜けた後、24 日 15 時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

三重県では 22 日夜遅くから雨が降り、24 日にかけて大雨となった。降り始めの 22 日 22 時から 24 日 20 時までの総雨量の多い所は、大台町宮川 448.5mm、尾鷲 311.0mm、御浜 262.0mm の雨を観測した。台風が三重県に接近した 24 日未明に、尾鷲の最大風速は 24 日 00 時 31 分に南南東の風 19.4m/s、最大瞬間風速は 24 日 00 時 30 分に南南東の風 36.3m/s を観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23 日夜遅くには外海で 9m を超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。

モ 平成 30 年 9 月 4 日～5 日の台風第 21 号

8 月 28 日 09 時に南鳥島近海で発生した台風第 21 号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31 日 09 時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14 時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15 時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5 日 09 時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 4 日から 5 日にかけて猛烈な風が吹き、4 日には県内の広い範囲で暴

風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

ヤ 平成30年9月29日～10月1日の台風第24号

9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速27.1m/sを観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は38.1m/sで2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

ユ 令和元年8月14日～16日の台風第10号

8月6日15時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は北西に進み、14日03時には四国の南に進んだ後、進路を北に変え15日は豊後水道を北上した。11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側330km西側60kmと東側に偏った暴風域を伴って通過、15時頃に暴風域が消滅した状態で広島県呉市富貴に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し15日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて16日21時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、15日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は16日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

ヨ 令和元年9月8日～9日の台風第15号

9月5日15時に南鳥島近海で発生した台風第15号は、小笠原近海を北西に進み、8日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9日03時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9日05時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。

静岡県では、8日夜遅くから9日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8日朝から断続的に雨となり、台風に接近した8日夜から9日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で440.5ミリとなった。海上では、8日から9日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。

このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などのライフラインへの影響があった。

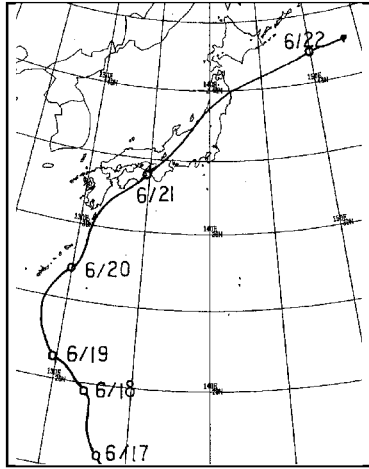
ラ 令和2年9月6日～7日の台風第10号

9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、5日11時には大型で非

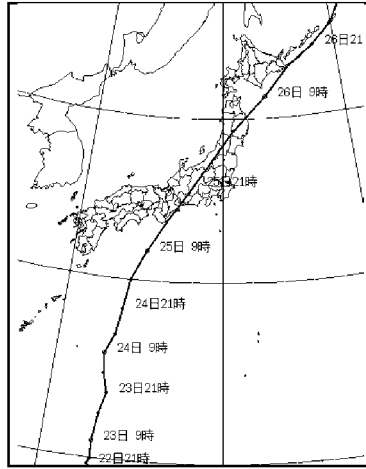
常に強い勢力となり、7日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8日03時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6日から7日にかけて所々で雨となり、特に7日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけとなった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。

注 平成4年12月1日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位をhPa（ヘクトパスカル）に変更した。1mb=1hPaであることから、従前のmb（ミリバール）との換算は必要なく、単位を読み変えることのみで旧来の資料等は使用することができる。

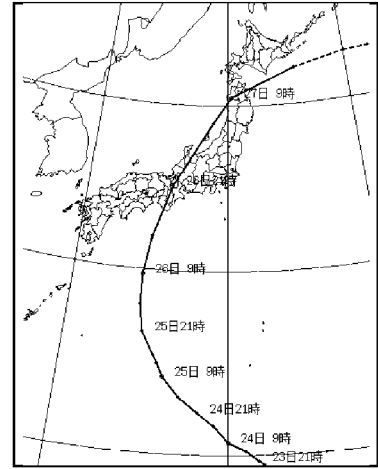
《東海地方に影響のあった主な台風（進路図）》



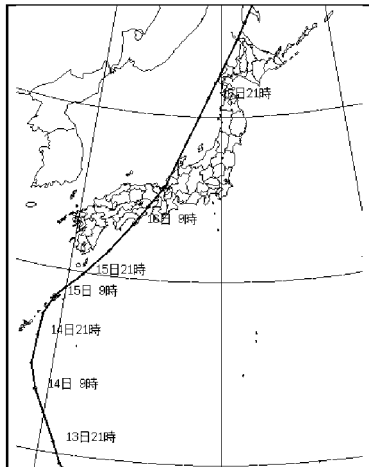
昭和9年9月の室戸台風  
(○印は06時の位置)



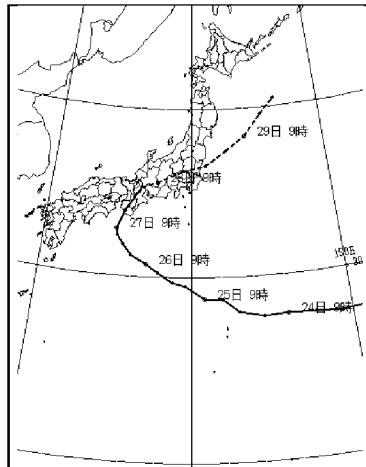
昭和28年9月の台風第13号



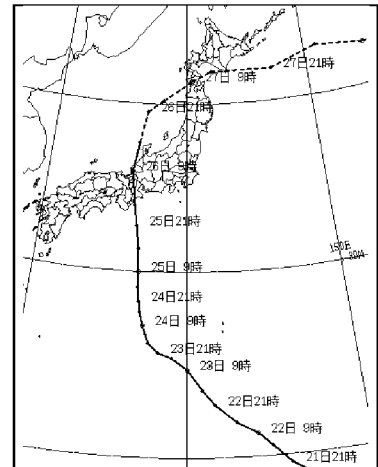
昭和34年9月の伊勢湾台風



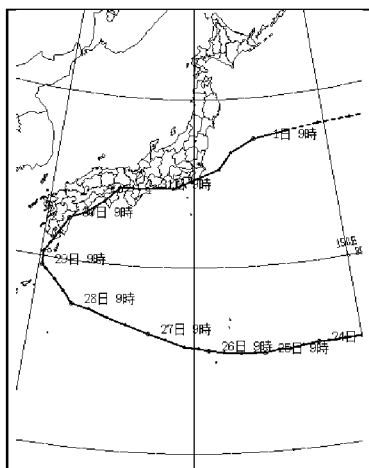
昭和36年9月の第2室戸台風



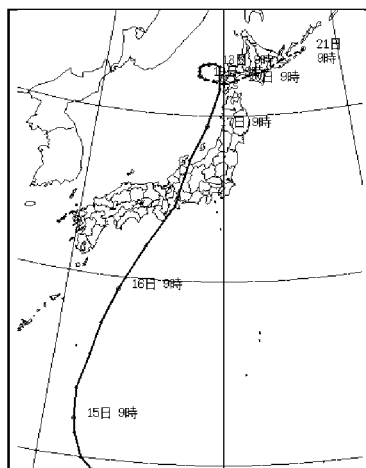
昭和37年7月の台風第7号



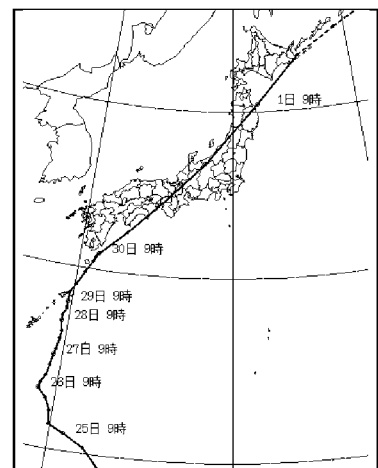
昭和37年8月の台風第14号



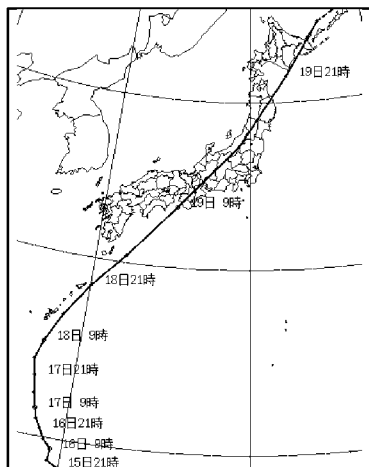
昭和46年8月の台風23号



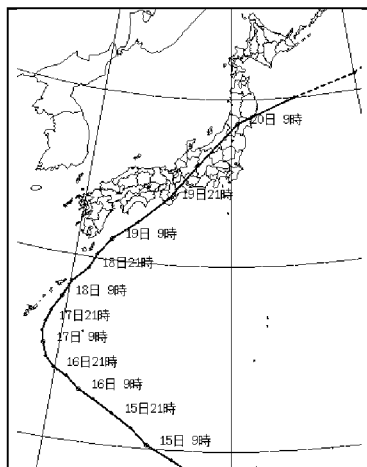
昭和47年9月の台風第20号



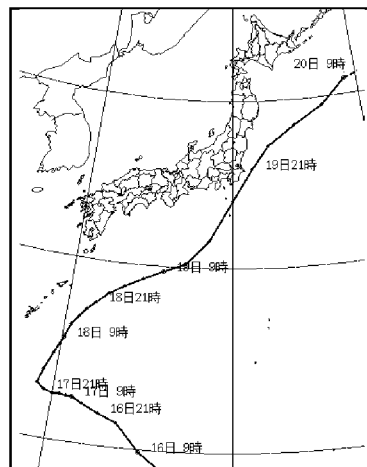
昭和54年9月の台風第16号



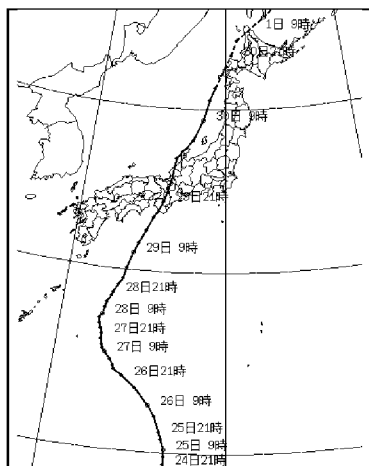
昭和54年10月の台風第20号



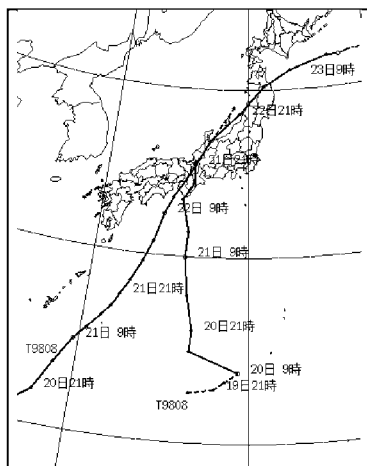
平成2年9月の台風第19号



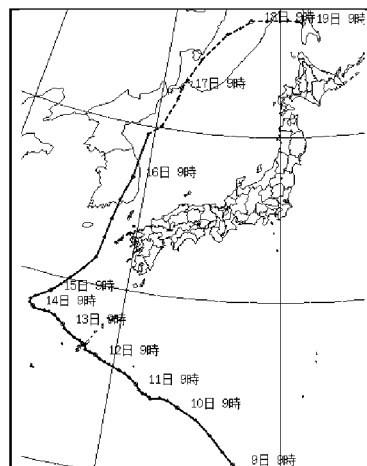
平成3年9月の台風第18号



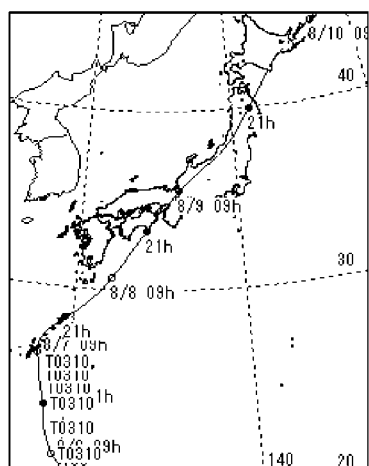
平成6年9月の台風第26号



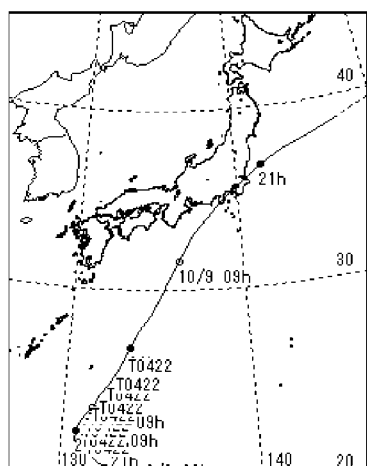
平成10年9月の台風第7・8号



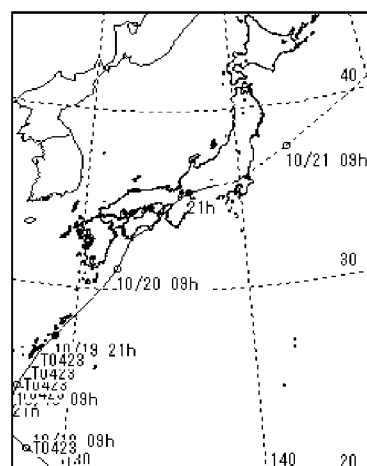
平成12年9月の台風第14号



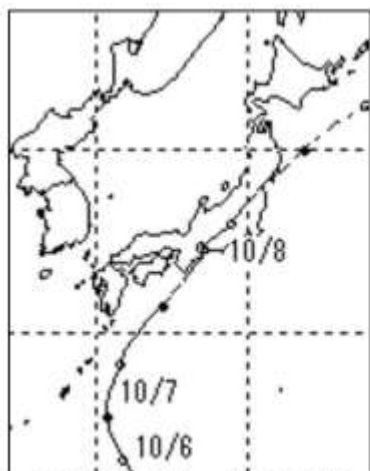
平成15年8月の台風第10号



平成16年10月の台風第22号



平成16年10月の台風第23号



平成21年10月の台風第18号



平成23年9月の台風第12号



平成23年9月の台風第15号



平成24年6月の台風第4号



平成25年9月の台風第18号



平成26年8月の台風第11号



平成26年10月の台風第18号



平成26年10月の台風第19号



平成27年の9月の台風第18号





平成28年9月の台風第16号



平成29年7月の台風第3号



平成29年8月の台風第5号



平成29年8月の台風第18号



平成29年10月の台風第21号



平成30年7月の台風第12号



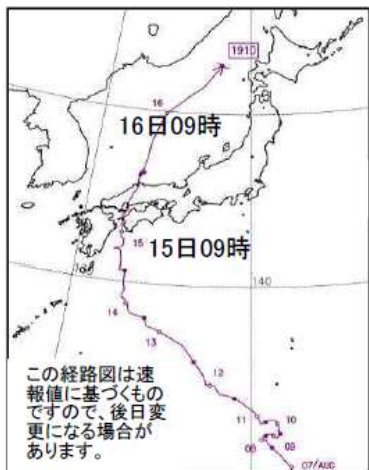
平成30年8月の台風第20号



平成30年9月の台風第21号



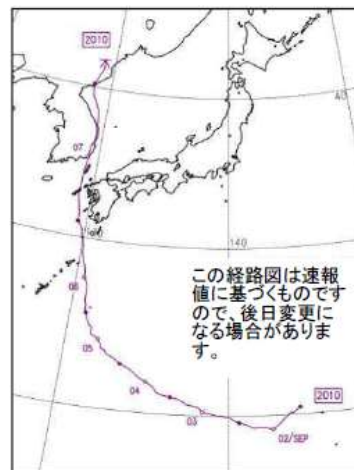
平成30年9月の台風第24号



令和元年8月の台風第10号



令和元年9月の台風第15号



令和2年9月の台風第10号

(3) 台風の大きさと強さの分類

【大きさの階級分け】

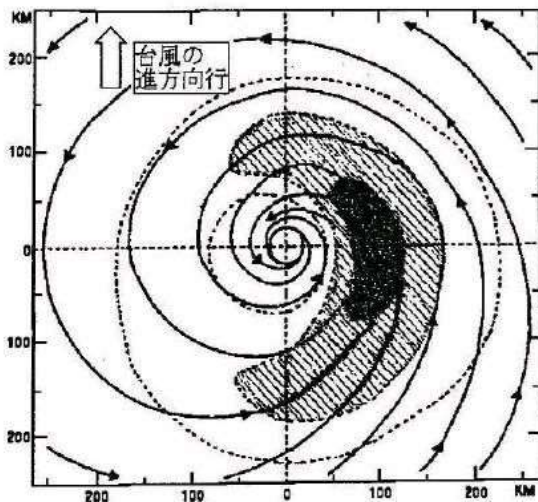
階 級	風速 15m/s の半径
<表現なし>	500 km未満
大 型：(大 き い)	500 km以上～800 km未満
超大型：(非常に大きい)	800 km以上

【強さの階級分け】

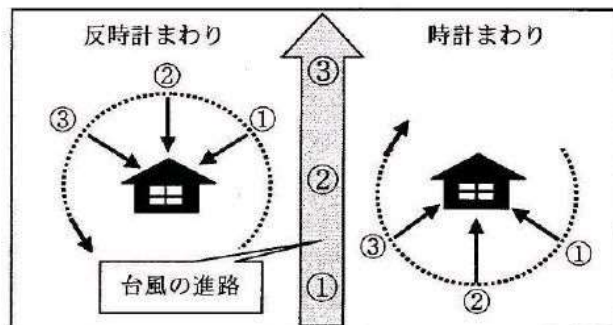
階 級	最 大 風 速
<表現なし>	17m/s (34 ノット) 以上～33m/s (64 ノット) 未満
強 い	33m/s (64 ノット) 以上～44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上～54m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105 ノット) 以上

【台風の風】

- ・ 台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計まわりに強い風が吹き込んでいる。
- ・ 風の強さは台風の中心に向かう程強くなり、台風の眼の中では急激に弱くなる。
- ・ 移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹く。
- ・ 台風の移動に伴い、進路の右側では時計まわりに、左側では反時計まわりに風向が変化する。



台風周辺の風の流れと風速の分布  
陰影部：風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

(4) 気象・水象に関する予警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想した時に発表するもの。

《警報・注意報発表基準一覧表》

種 類		発 表 基 準	
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。	
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。	
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	
警	暴風警報	暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上20m/sを超えると予想される場合	
	暴風雪警報	暴風雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・降雪を伴い平均風速が陸上20m/sを超えると予想される場合	
	大雨警報 (浸水害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">表面雨量指数</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </table>	表面雨量指数
表面雨量指数	22		
報	大雪警報	大雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・ <u>12時間降雪の深さ10cm</u>	

	洪水警報	<p>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき          具体的には次の基準を超えると予想される場合          ●北名古屋市基準</p> <table border="1" data-bbox="491 344 1410 609"> <tr> <td><u>流域雨量指数</u></td> <td><u>五条川＝17.7、水場川流域＝6.2、合瀬川流域＝12.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>複合基準※1</u></td> <td><u>五条川流域＝(10,15.9)、水場川流域＝(10,5.5) 合瀬川流域＝(14,11.4)、新川流域＝(10,25.2)</u></td> </tr> <tr> <td><u>指定河川洪水予報による基準</u></td> <td><u>木曾川中流[犬山・笠松]、庄内川[志段味・枇杷島]、 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u></td> </tr> </table> <p>※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。</p>	<u>流域雨量指数</u>	<u>五条川＝17.7、水場川流域＝6.2、合瀬川流域＝12.8</u>	<u>複合基準※1</u>	<u>五条川流域＝(10,15.9)、水場川流域＝(10,5.5) 合瀬川流域＝(14,11.4)、新川流域＝(10,25.2)</u>	<u>指定河川洪水予報による基準</u>	<u>木曾川中流[犬山・笠松]、庄内川[志段味・枇杷島]、 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u>
<u>流域雨量指数</u>	<u>五条川＝17.7、水場川流域＝6.2、合瀬川流域＝12.8</u>							
<u>複合基準※1</u>	<u>五条川流域＝(10,15.9)、水場川流域＝(10,5.5) 合瀬川流域＝(14,11.4)、新川流域＝(10,25.2)</u>							
<u>指定河川洪水予報による基準</u>	<u>木曾川中流[犬山・笠松]、庄内川[志段味・枇杷島]、 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u>							
注        報	風雪注意報	<p>風雪による災害が発生するおそれがあると予想されたとき          具体的には次の条件に該当する場合である。          ・降雪を伴い平均風速が陸上13m/sを超えると予想される場合</p>						
	強風注意報	<p>強風による災害が発生するおそれがあると予想されたとき          具体的には次の条件に該当する場合である。          ・平均風速が陸上13m/sを超えると予想される場合</p>						
	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき          具体的には次の基準を超えると予想される場合          ●北名古屋市基準</p> <table border="1" data-bbox="501 1070 1072 1169"> <tr> <td><u>表面雨量指数</u></td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td><u>土壌雨量指数</u></td> <td><u>140</u></td> </tr> </table>	<u>表面雨量指数</u>	<u>13</u>	<u>土壌雨量指数</u>	<u>140</u>		
	<u>表面雨量指数</u>	<u>13</u>						
	<u>土壌雨量指数</u>	<u>140</u>						
	大雪注意報	<p>大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたとき          具体的には次の条件に該当する場合である。          ・<u>12時間降雪の深さ5cm</u></p>						
	雷注意報	<p>落雷による災害が発生するおそれがあると予想されたとき</p>						
	濃霧注意報	<p>濃い霧により交通機関に著しい障害が発生すると予想されたとき          具体的には次の条件に該当する場合である。          ・濃霧によって視程が陸上100m以下になると予想される場合</p>						
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により火災の危険が大きいと予想されたとき          具体的には次の条件に該当する場合である。          ・名古屋又は伊良湖で実効湿度が60%、最小湿度が30%以下になると予想される場合</p>							
着氷(雪)注意報	<p>著しい着氷(雪)により通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあると予想されたとき</p>							
霜注意報	<p>早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想されたとき          具体的には、次の条件に該当する場合である。          ・最低気温3℃以下</p>							



	<p>低温注意報</p>	<p>低温（おおむね冬期名古屋で最低気温が-4℃以下）により農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたとき</p>						
	<p>洪水注意報</p>	<p>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき                  具体的には次の基準を超えると予想される場合</p> <p>●北名古屋市基準</p> <table border="1" data-bbox="491 495 1402 763"> <tr> <td data-bbox="491 495 683 539"><u>流域雨量指数</u></td> <td data-bbox="683 495 1402 539"><u>五条川＝14.1、水場川流域＝4.9、合瀬川流域＝10.2</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 539 683 629"><u>複合基準※1</u></td> <td data-bbox="683 539 1402 629"><u>五条川流域＝（10,14.1）、水場川流域＝（6,3.3） 合瀬川流域＝（10,8.2）、新川流域＝（6,22.4）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 629 683 763"><u>指定河川洪水予報による基準</u></td> <td data-bbox="683 629 1402 763"><u>愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u></td> </tr> </table> <p>※1（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。</p>	<u>流域雨量指数</u>	<u>五条川＝14.1、水場川流域＝4.9、合瀬川流域＝10.2</u>	<u>複合基準※1</u>	<u>五条川流域＝（10,14.1）、水場川流域＝（6,3.3） 合瀬川流域＝（10,8.2）、新川流域＝（6,22.4）</u>	<u>指定河川洪水予報による基準</u>	<u>愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u>
<u>流域雨量指数</u>	<u>五条川＝14.1、水場川流域＝4.9、合瀬川流域＝10.2</u>							
<u>複合基準※1</u>	<u>五条川流域＝（10,14.1）、水場川流域＝（6,3.3） 合瀬川流域＝（10,8.2）、新川流域＝（6,22.4）</u>							
<u>指定河川洪水予報による基準</u>	<u>愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u>							
	<p>気象情報</p>	<p>1 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」                  気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p>2 「記録的短時間大雨情報」                  県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。発表基準は、1時間雨量 100mm である。</p> <p>3 「天候情報」                  平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。</p>						

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 平地、山地の区分はおおむね標高 200m である。
- 5 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

### 3 地震災害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去しばしば大地震に襲われている。

本県防災会議地震部会は昭和 51 年以降、既往の地震についての精密で体系的な調査研究を行ってきた。その結果、過去に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

#### (1) 海溝型地震

ア 1707 年 宝永地震 M8.4

渥美郡・吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m、震度 7～6、津波も来襲した。

イ 1854 年 安政地震 M8.4

宝永地震に似た被害。三河・知多・尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲した。震度 6～5

ウ 1944 年 東南海地震 M7.9 死者・不明者 1,223 人

県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6～5、名古屋臨港部等では著しい液状化現象による被害があった。

#### (2) 内陸型地震

ア 1586 年 天正地震 M7.8 死者 5,500 人以上

三重県から富山県の広い範囲で震度 6。

この地震の中央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受けた。

イ 1891 年 濃尾地震 M8.0 死者 7,885 人

県の被害は死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟に達し、県の地震被害史上最大の被害を受けた。震度 7～6

ウ 1945 年 三河地震 M6.8

三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡・碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のものであった。

死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟

震度は、西三河南部を中心に 7～6、県域の大部分が 5 以上。

※ ア、イはいわゆる県土の直下地震と考えられる。

《著名大地震一覧表》

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
明 5.3.14	浜田地震	7.1	島根西部 (石見、浜田)	死者 552 家屋全壊 4,762 山くずれ 6,567
24.10.28	濃尾地震	8.0	岐阜、愛知	死者 7,885 家屋全壊 164,611 半壊 123,158 山くずれ 1 万余、大断層 (根尾谷)
27.10.22	庄内地震	7.0	秋田、山形	死者 726 家屋全壊 3,858 半壊 2,397 焼失 2,148
29. 6.15	三陸地震津波	8.0	三陸沖	死者 27,122 家屋流失全半壊 8,891 船 7,032 (津波被害)
大 12.9.1	関東大地震	7.9	関東南部	死者 99,331 行方不明 43,476 家屋全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128 津波
14. 5.23	北但馬地震	6.8	兵庫北部 (日本海側)	死者 428 家屋全壊 1,295 焼失 2,180
昭 2.3.7	北丹後地震	7.3	京都、兵庫	死者 2,925 家屋全壊 12,584 焼失 3,711 断層 (郷村)
5.11.26	北伊豆地震	7.3	静岡東部 (伊豆北部)	死者 272 家屋全壊 2,165 断層 (加殿、原保)
8.3.3	三陸地震津波	8.1	三陸沖	死者 3,008 家屋流失 4,917 倒壊 2,346 浸水 4,329 船舶流失 7,303 (津波被害)
18.9.10	鳥取地震	7.2	鳥取	死者 1,083 家屋全壊 7,485 半壊 6,158 断層 (鹿野、吉岡)
19.12.7	東南海地震	7.9	静岡、愛知 三重、岐阜 奈良、滋賀	死者 1,223 住家全壊 17,599 同半壊 36,520 非住家全壊 17,347 同半壊 24,473 流失 3,129 津波
20.1.13	三河地震	6.8	愛知南部	死者 2,306 住家全壊 7,221 同半壊 16,555 非住家全壊 9,187 同半壊 15,124 断層 (深溝)
21.12.21	南海地震	8.0	中部日本以西	死者 1,330 行方不明 102 家屋全壊 11,591 半壊 23,487 流失 1,451 浸水 33,093 焼失 2,598 船舶破損流失 2,991 津波
23.6.28	福井地震	7.1	福井、石川 富山	死者 3,895 家屋倒壊 35,420 半壊 11,449 焼失 3,691 断層
24.12.26	今市地震	6.4	栃木西北	死者 8 住家全壊 290 半壊 2,994 非住家全壊 583
27.3.4	十勝沖地震	8.2	北海道南部 東北地方北部	死者 28 行方不明 5 家屋全壊 815 半壊 1,324 流失 91
35.5.23	(チリ地震)	8.5	東北、北海道	死者 119 行方不明 20 家屋全壊 1,571 半壊 2,183 流失 1,259 (津波被害)
39.6.16	新潟地震	7.5	新潟、秋田 山形	死者 26 家屋全壊 1,960 半壊 6,640 浸水 15,297 津波
40.8.3	松代群発地震	—	長野県長野市 松代周辺	1965.8.3~1969.12 末までに有感地震 62,621 回 負傷 15 家屋全壊 10 半壊 4 地すべり 64 件
43.2.21	えびの地震	6.1	宮崎、鹿児島	死者 3 負傷者 42 家屋全壊 368 半壊 636
43.5.16	1968 年 十勝沖地震	7.9	北海道南部、 東北地方	死者 49 行方不明 3 負傷者 330 家屋全壊 673 半壊 3,004 津波
48.6.17	1973 年 6 月 17 日 根室半島沖地震	7.4	根室半島南東沖	負傷者 26 家屋全壊 2 小津波あり、波高は根室で 約 1.5m 浸水 275 船舶流失沈没 10
49.5.9	1974 年伊豆半島 沖地震	6.9	伊豆半島沖	行方不明 29 負傷者 78 家屋全壊 46 半壊 125 御前崎に最大波高 22cm の津波



年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
50.1.23		6.1	阿蘇山の北	外輪山内にある一の宮町手野地区に被害が集中した。 負傷 10 家屋全壊 6 半壊 7 道路損壊 11 山くずれ 14
50.4.21		6.4	大分県西部 九重山付近	負傷 19 家屋全壊 31 半壊 90 道路損壊 47 山くずれ 141 等の被害、レークサイドホテルの一部崩壊
53.1.14	1978年伊豆大島 近海地震	7.0	伊豆半島	伊豆半島の河津町、東伊豆町、天城湯ヶ島町に被害は集中、死者 25 負傷者 205 全壊 96 半壊 616
53.6.12	宮城県沖地震	7.4	福島県・宮城県 宮城県沖	死者 27 負傷者 1,105 家屋全壊 581 半壊 5,180 道路損壊 813
57.3.21	1982年浦河沖地 震	7.1	北海道浦河町 西方沖	負傷者 167 家屋全壊 13 半壊 28 一部負傷 675 小津波あり
58.5.26	1983年日本海 中部地震	7.7	青森、秋田県 西方沖	死者 104 負傷者 324 家屋全壊 1,584 半壊 3,515 津波被害大
59.9.14	1984年長野県 西部地震	6.8	長野県西部	死者 14 行方不明 15 負傷者 10 建物全壊 14 半壊 73 道路損壊 258 大規模な土砂崩壊流出
62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	千葉県	死者 2 負傷者 138 建物全壊 10 一部破損 6 万余 道路等
平 5.1.15	平成 5 年 釧路沖地震	7.8	釧路沖	死者 1 負傷者 928 建物や道路の被害あり
5.7.12	平成 5 年北海道 南西沖地震	7.8	北海道南西沖 奥尻島	死者 202 不明 29 負傷者 305 地震に加え津波による被害大 奥尻島南端の青苗地区は火災もあり壊滅状態 津波は青苗の市街地で 10m を越えた所あり
6.10.4	平成 6 年北海道 東方沖地震	8.1	北海道東部	負傷者 437 全半壊 409
6.12.28	平成 6 年三陸は るか沖地震	7.5	青森県	死者 3 負傷者 788 全半壊 501
7.1.17	平成 7 年兵庫 県南部地震	7.3	淡路島	死者 6,434 行方不明 3 負傷者 43,792 住家全壊 104,906 半壊 144,274 一部破損 390,506
12.10.6	平成 12 年鳥取 県西部地震	7.3	鳥取県西部	負傷者 182 住家全壊 435 半壊 3,101 一部破損 18,544
13.3.24	平成 13 年芸予 地震	6.7	安芸灘	死者 2 負傷者 288 住家全壊 70 半壊 774 一部 破損 48,994
15.5.26	平成 15 年宮城 県沖地震	7.1	宮城県沖	負傷者 174 住家全壊 2 半壊 21 一部破損 2,404
15.7.26	平成 15 年宮城 県北部地震	5.6	宮城県北部	負傷者 677 住家全壊 1,276 半壊 3,809 一部破 損 10,976 0 時 13 分頃と 7 時 13 分頃に発生
		6.4		
15.9.26	平成 15 年十勝 沖地震	8.0	十勝沖	行方不明 2 負傷者 849 住家全壊 116 半壊 368 一部破損 1,580 石油タンク火災 2
16.10.23	新潟県中越地 震	6.8	新潟県中越	死者 68 負傷者 4,805 住家全壊 3,175 半壊 13,810 一部破損 105,682
17.3.20	福岡県西方沖地 震	7.0	福岡県西方沖	死者 1 負傷者 1,204 住家全壊 144 半壊 353 一部破損 9,338
17.8.16	平成 17 年宮城 県沖地震	7.2	宮城県沖	負傷者 100 住家全壊 1 一部破損 984
19.3.25	平成 19 年能登 半島地震	6.9	能登半島沖	死者 1 負傷者 356 住家全壊 686 半壊 1,740 一部破損 26,958
19.7.16	平成 19 年新潟 県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 15 負傷者 2,346 住家全壊 1,331 半壊 5,710 一部破損 37,633

附属資料編

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
20. 6. 14	平成 20 年岩手・宮城内陸地震	7. 2	岩手県内陸南部	死者 17 行方不明 6 負傷者 426 住家全壊 30 半壊 146 一部破損 2, 521
20. 7. 24	平成 20 年岩手沿岸北部地震	6. 8	岩手沿岸北部	死者 1 負傷者 211 住家全壊 1 一部破損 379
21. 8. 11	駿河湾地震	6. 5	駿河湾	死者 1 負傷者 319 住家半壊 6 一部破損 8, 672
23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19, 575 行方不明 2, 577 負傷者 6, 230 住家全壊 121, 776 半壊 280, 326 一部破損 744, 269
28. 4. 14 28. 4. 16	平成 28 年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 247 負傷者 2, 787 住家全壊 8, 674 半壊 34, 592 一部破損 162, 149

注 1：理科年表及び気象庁資料による。

注 2：兵庫県南部地震については、平成 18 年 5 月 19 日発表の消防庁資料による。

注 3：東北地方太平洋沖地震については、平成 29 年 9 月 8 日発表の消防庁資料による。

注 4：平成 28 年熊本地震については、平成 29 年 9 月 14 日発表の消防庁資料による。

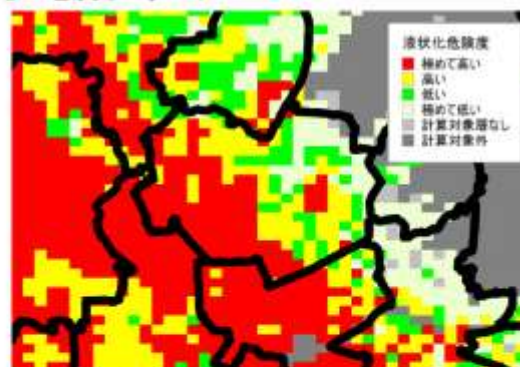
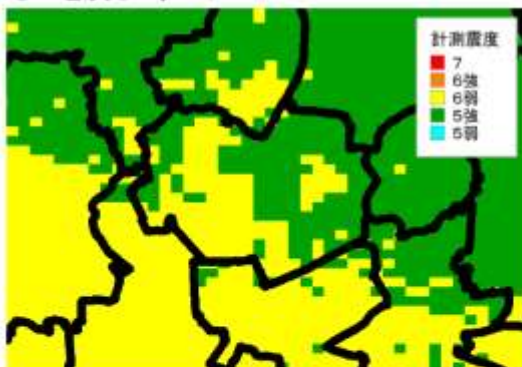
(3) 被害想定

《計測震度分布図》

《液状化危険度分布図》

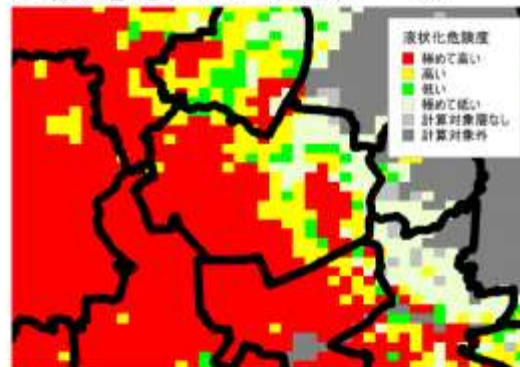
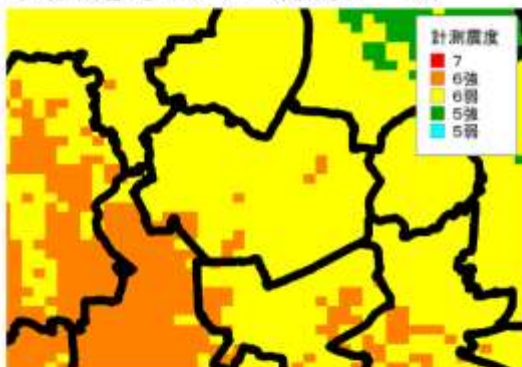
○5地震参考モデル

○5地震参考モデル



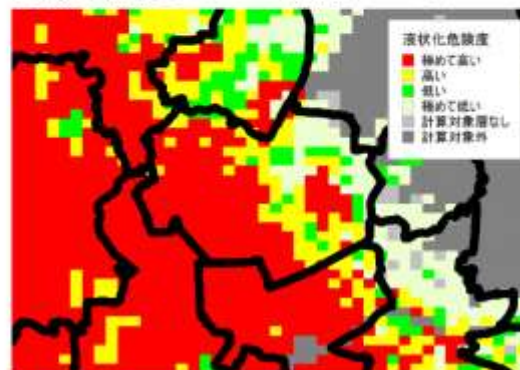
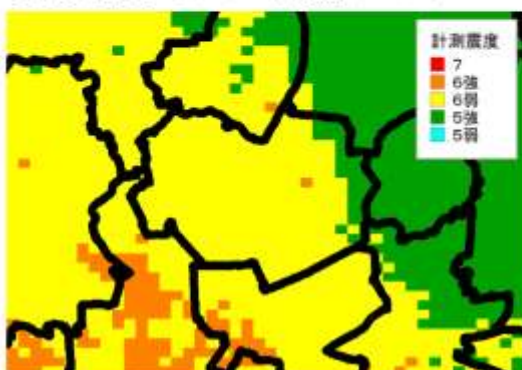
○最大想定モデル（陸側ケース）

○最大想定モデル（陸側ケース）



○最大想定モデル（東側ケース）

○最大想定モデル（東側ケース）



平成26年3月愛知県

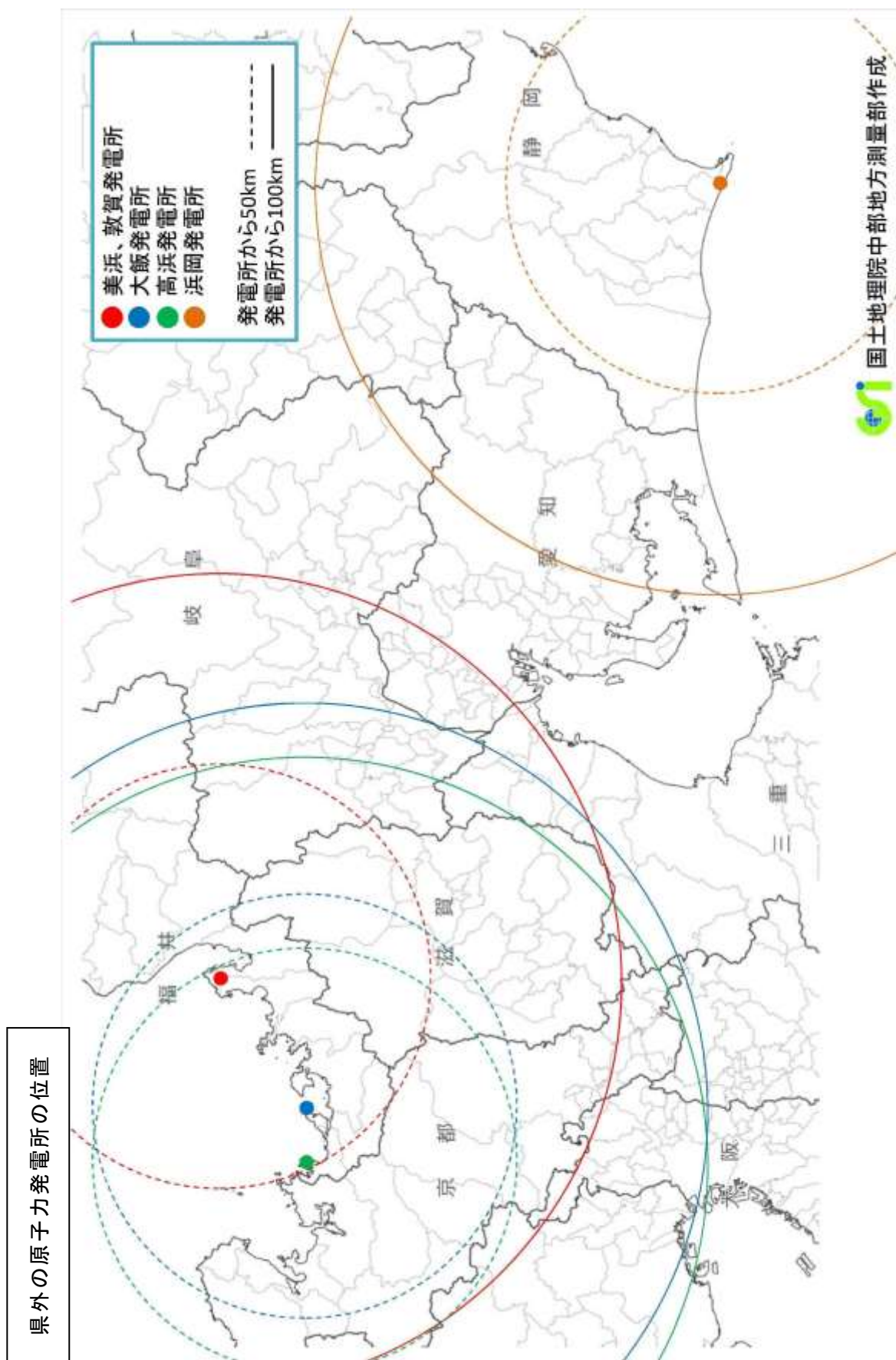
「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」

《気象庁震度階級表》

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。テレビが台から落ちることがある。タンス等の重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

#### 4 原子力災害



**各緊急事態区分を判断するEALの枠組み**

- (1) 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>⑮ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
--	--



施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>



全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- (2) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが発生し、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- (3) ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</li> <li>③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> <li>⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</li> <li>⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</li> <li>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

附属資料編

(4) ナトリウム冷却型高速炉（(3)に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多様多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

(5) 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。



全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

附属資料編

(6) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

- (7) 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（(4)から(6)までに掲げるもの（(4)にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などにに基づく防護措置を実施する。</p>

(8) 再処理施設

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 27 号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第 35 条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦ 安全機能（再処理事業指定基準規則第 1 条第 3 号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 制御室が使用できなくなること。</p> <p>③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ セルから建物内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③ セルから建物内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>④ 原子炉の運転のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(9) 原子炉の運転等のための施設 ((1)から(8)までに掲げるものを除く。)

警戒事態を判断するEAL (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。



## 5 火災

濃尾地震時の大火災を除いては、特別記録に残るような大火災は発生していないが、都市の過密化に伴い地震発生した場合、二次災害の大火災が想像以上に発生することも予想される。

### 《本市の火災発生状況》

区分 年別	火災種別件数				損害額 (千円)	焼損 棟数	り災世帯数
	建 物	車 両	その他	合 計			
2013年	13	1	16	30	41,085	13	5
2014年	12	3	8	23	52,528	13	14
2015年	10	1	7	18	1,830	10	7
2016年	14	1	10	25	30,299	17	10
2017年	9	3	5	13	40,826	13	7
2018年	9	0	0	9	13,200	11	11
2019年	10	5	2	17	27,604	12	12
2020年	7	1	3	11	9,022	6	4
2021年	10	1	2	13	51,408	19	19
<u>2022年</u>	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>16</u>	<u>6132</u>	<u>12</u>	<u>5</u>

## 6 交通災害

列車、自動車の転覆、衝突等による大規模な交通災害は、交通量の激増、交通施設の大型化・スピード化に伴い災害が発生すると被害は甚大となる。

### 《本市の交通事故発生状況》

区分 年別	人身事故		死亡事故	
	件 数	人 数	件 数	人 数
2013年	566	718	0	0
2014年	595	751	5	6
2015年	499	619	2	2
2016年	498	613	4	4
2017年	411	498	4	4
2018年	357	436	2	2
2019年	365	415	5	5
2020年	295	351	1	1
2021年	234	285	1	1
<u>2022年</u>	<u>238</u>	<u>268</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

### 第3 防災上必要な施設・設備等

#### 1 気象等観測施設・設備等

##### (1) 雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者
庄内川	北名古屋市役所	西庁舎	北名古屋市
〃	北名古屋市役所	東庁舎	北名古屋市
〃	西春日井広域事務組合	西春日井広域事務組合	西春日井広域事務組合

##### (2) 水位観測所

河川名	観測所	設置場所	電話番号
新川	久地野水位観測所	久地野権現地内	23-6799
新川	鴨田川水位観測所	九之坪鴨田地内	21-0555
新川	水場川水位観測所	清須市新川町阿原地内	052-400-9570
五条川	春日水位観測所	清須市春日振形地内	
五条川	曾野水位観測所	岩倉市曾野町隅田地先	
中江川	中江川水位観測所	片場八反地内	

##### (3) 風向・風速観測所

観測所	設置場所	管理者	電話番号
西春日井広域事務組合	井瀬木狭場 15	西春日井広域事務組合	22-2511

## 2 消防団及び消防水利

### (1) 消防団

団長（1名）			
現場指揮	副団長（1名）		
分担名	第1分団	第2分団	第3分団
構成エリア	石橋自治会 中之郷自治会 字福寺自治会 山之腰自治会 北野自治会 法成寺自治会 鍛冶ヶ一色自治会 県営住宅自治会 徳重自治会	駅前自治会 米野自治会 弥勒寺自治会 西新町自治会 西之保自治会 青野自治会 犬井自治会	九之坪自治会 加島自治会 岡自治会 野崎自治会 沖村自治会
現場指揮	副団長（1名）		
分担名	第4分団	第5分団	第6分団
構成エリア	熊之庄自治会 六ツ師自治会 薬師寺自治会	鹿田自治会 若宮自治会	能田自治会 片場自治会 高田寺自治会 久地野自治会 二子自治会 井瀬木自治会

（令和5年4月1日現在）

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
人員	1	2	6	6	6	13	121	155

### (2) 消防水利

（令和5年4月1日現在）

区分	水			利		
	消火栓	防火水槽 消火用	防火水槽 飲料水用	井戸	プール	計
数	921	123	4	64	14	1,126

### 3 通信施設・設備等

(1) 防災行政無線（移動系）無線局配置表

ア 基地局

呼称番号	装置名	常設場所	備考
ぎょうせい きたなごや	基地局送受信装置	西庁舎（3F）	
	統制局回線制御装置	西庁舎（2F）災害対策本部室	
	主統制台装置	西庁舎（2F）災害対策本部室	・統制台 ・運用管理装置 ・動態管理装置（リモート）
	副統制台装置	西庁舎（2F）防災交通課	・副統制台 ・動態管理装置

イ 移動局（車載型）

呼称番号	車両番号	車載車両名	車両管理
きたなごや 1	せ 43-92	災害対策車	防災交通課
きたなごや 2	す 57-40	可搬ポンプ付積載車	防災交通課
きたなごや 3	す 69-51	消防ポンプ車3号	防災交通課
きたなごや 4	せ 22-25	消防ポンプ車4号	防災交通課
きたなごや 5	せ 5-86	消防ポンプ車5号	防災交通課
きたなごや 6	せ 57-61	消防ポンプ車6号	防災交通課
きたなごや 7	せ 20-36	救助資機材搭載型車	防災交通課
きたなごや 8	せ 65-87	消防広報車2号	防災交通課
きたなごや 9	せ 57-69	消防広報車1号	防災交通課

ウ 移動局（携帯型）

呼称番号	常設場所
きたなごや 101	西庁舎（2F） 防災交通課
きたなごや 102	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 103	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 104	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 105	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 106	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 107	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 108	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 109	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 110	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 111	第一分団詰所
きたなごや 112	西庁舎（1F） 宿直室
きたなごや 113	西庁舎（1F） 宿直室
きたなごや 114	東庁舎（1F） 宿直室

きたなごや	1 1 5	第五分団詰所
きたなごや	1 1 6	東庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 1 7	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 1 8	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 1 9	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 0	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 1	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 2	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 3	西庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 2 4	西庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 2 5	西庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 2 6	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 7	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 8	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 9	東庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 3 0	東庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 3 1	東庁舎(1F) 宿直室
きたなごや	1 3 2	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 3	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 4	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 5	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 6	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 7	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 8	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 9	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 0	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 1	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 2	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 3	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 4	東庁舎(3F) 下水道課
きたなごや	1 4 5	東庁舎(3F) 下水道課
きたなごや	1 4 6	東庁舎(3F) 下水道課
きたなごや	1 4 7	東庁舎(3F) 下水道課
きたなごや	1 4 8	健康ドーム 健康課
きたなごや	1 4 9	健康ドーム 健康課
きたなごや	1 5 0	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 1	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 2	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 3	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 4	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 5	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 6	西庁舎(2F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 7	西庁舎(2F) 災害対策本部室

エ 移動局(可搬型)

呼称番号	常設場所
きたなごや 5 0	西庁舎(2F) 防災交通課

(2) 防災行政無線（同報系）子局一覧表及び配置図

西庁舎側同報系無線子局一覧表

No.	子局名称	設置場所
1	天王社	鍛冶ヶ一色襟75番地
2	鍛冶ヶ一色公会堂	鍛冶ヶ一色高塚159番地
3	県営住宅	鍛冶ヶ一色宮浦25番地
4	法成寺公会堂	法成寺八竜144番地1
5	北野公会堂	北野天神60番地
6	山之腰五条児童遊園	山之腰五条61番地1
7	山之腰（南）	山之腰天神東
8	宇福寺公会堂	宇福寺天神122番地
9	中之郷（北）	中之郷諏訪14番地
10	中之郷公会堂	中之郷南43番地
11	中之郷保育園	中之郷栗島122番地
12	北野八竜前児童遊園	北野八竜前90番地29
13	稲荷神社（徳重）	徳重本郷201番地
14	徳重公会堂	徳重本郷42番地
15	石橋公会堂	石橋郷144番地
16	米野公民館	徳重生田20番地
17	前野公園	弥勒寺西3丁目70番地
18	弥勒寺集会所	弥勒寺東3丁目90番地
19	犬井 喰守社	西之保犬井100番地
20	西町児童遊園	九之坪西町70番地
21	西庁舎屋上	西之保清水田15番地
22	西之保十所社	西之保中屋敷40番地
23	青野集荷所	西之保青野103番地
24	商工会館	九之坪竹田180番地1
25	白木小学校	沖村井島32番地
26	野崎公会堂	野崎西出29番地
27	沖村公会堂	沖村西ノ郷221番地
28	西浦公会堂	九之坪神明12番地
29	九之坪天神児童遊園	九之坪天神92番地
30	九之坪市場	九之坪市場21番地
31	岡公会堂	沖村岡259番地
32	鴨田小学校	九之坪高田1番地
33	電車川排水機場	加島新田南田面210番地
34	九之坪鴨田	九之坪鴨田102番地
35	カネス工駐車場	沖村天花寺73番地
36	長月公園	弥勒寺東4丁目102番地
37	宮浦	九之坪宮浦93番地1
38	宇福寺神明	宇福寺神明121番地
39	九之坪葭田	九之坪葭田105番地
40	西之保藤塚	西之保藤塚80番地
41	西春駅	九之坪南町1番地
42	九之坪中島	九之坪中島21番地
43	中之郷池田児童遊園	中之郷池田26番地3

44	徳重保育園	徳重中道32番地
45	徳重交差点南	徳重米野39番地
46	加島会館	加島新田屋敷160番地1
47	迎島公園	鍛冶ヶ一色迎島13番地
48	天神中学校	法成寺丸瀬町88番地

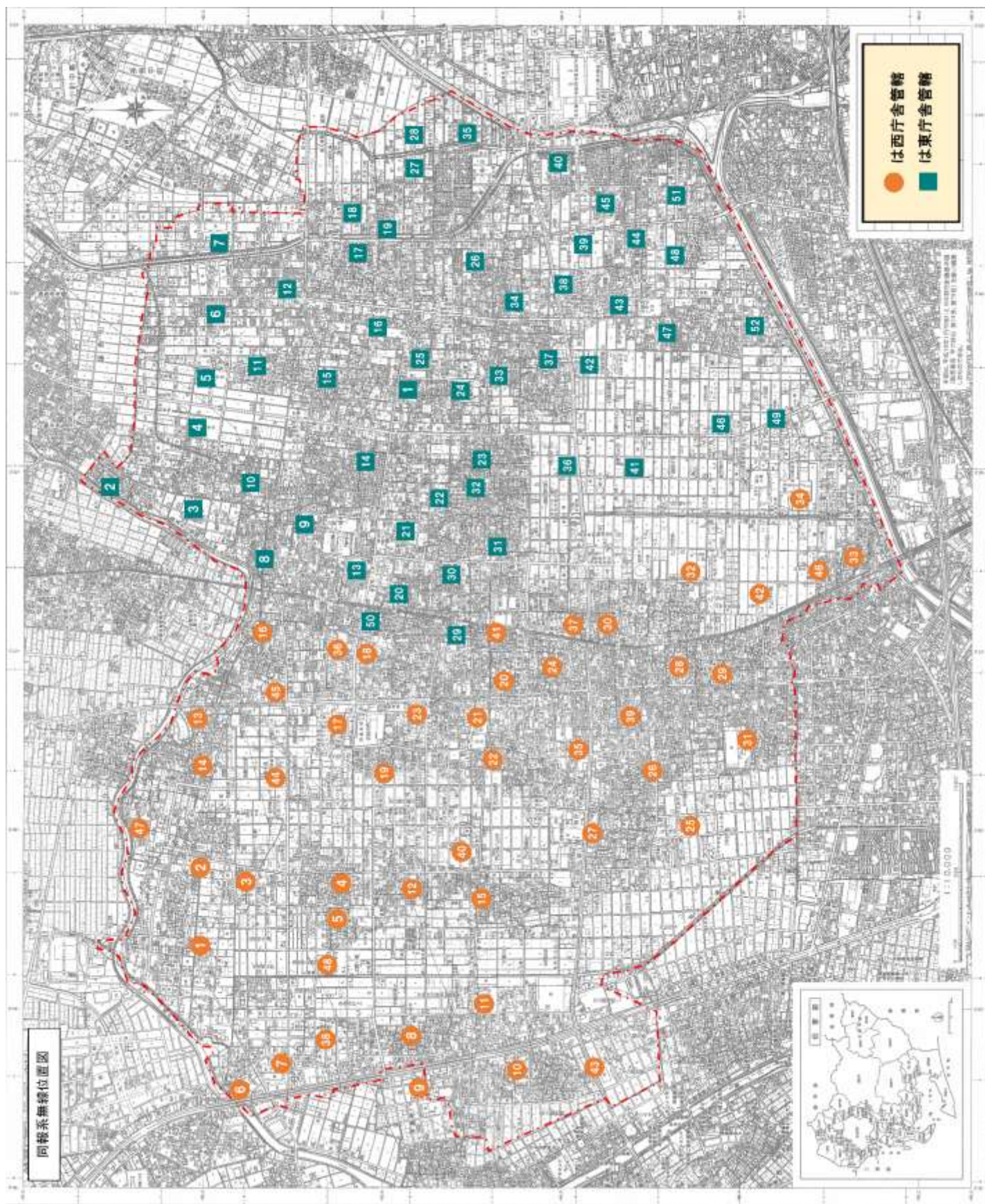
東庁舎側同報系子局一覧表

No.	子局名称	設置場所
1	東庁舎屋上	熊之庄御榊60番地
2	薬師寺屋敷児童遊園	薬師寺屋敷48番地
3	薬師寺保育園	薬師寺樋口40番地
4	熊野中学校	熊之庄細長125番地
5	師勝北小学校	熊之庄大畔32番地
6	山の前児童遊園	熊之庄山の前45番地
7	熊之庄石原	熊之庄石原91番地
8	坂巻公民館	鹿田神明附58番地
9	鹿田坂巻児童遊園	鹿田坂巻204番地
10	古井第二児童遊園	熊之庄古井112番地1
11	熊之庄児童館	熊之庄城ノ屋敷2985番地
12	小鳥第二児童遊園	熊之庄小鳥99番地
13	師勝西小学校	鹿田清水64番地
14	名住北児童遊園	熊之庄村上1123番地6
15	東公民館	熊之庄屋形3242番地4
16	六ツ師保育園	六ツ師宮西66番地
17	六ツ師北児童遊園	六ツ師中屋敷538番地
18	師勝東小学校	六ツ師山の神100番地
19	憩いの家さくら荘	六ツ師町田69番地
20	鹿田天王山児童遊園	鹿田天王山37番地
21	鹿田児童館	鹿田花の木106番地
22	鹿田北保育園	鹿田永塚167番地
23	洞雲寺	鹿田東浦屋敷554番地4
24	師勝中学校	井瀬木370番地
25	能田児童遊園	能田引免地66番地
26	片場白山児童遊園	片場白山54番地
27	六ツ師南児童遊園	六ツ師松戸95番地
28	江向自転車保管場所	六ツ師江向91番地
29	鹿田中海道川西児童遊園	鹿田3477番地1
30	憩いの家さかえ荘	鹿田栄257番地
31	鹿田南保育園	鹿田大門213番地
32	鹿田院田前児童遊園	鹿田院田前76番地
33	井瀬木児童遊園	井瀬木居屋敷1166番地3
34	片場大石児童遊園	片場大石16番地
35	中江川排水機場	片場八反30番地
36	師勝排水場	鹿田天井田16番地
37	東消防署	井瀬木狭場15番地
38	高田寺学習等共用施設	高田寺屋敷400番地
39	高田寺出口	高田寺出口12番地

附属資料編

40	県住北児童遊園	高田寺起返1600番地51
41	鹿田才海	鹿田才海42番地2
42	訓原中学校	井瀬木狭場50番地
43	師勝南小学校	二子曙1番地1
44	久地野保育園	久地野北浦69番地
45	久地野児童遊園	久地野安田82番地1
46	憩いの家ふたば荘	二子双葉3番地
47	二子中央公園	二子屋敷379番地
48	久地野神社児童遊園	久地野郷廻129番地5
49	二子四反地	二子四反地15番地3
50	鹿田町南流児童遊園	鹿田流42番地
51	久地野権現	久地野権現（73-1南側駐車場）
52	比良出	二子比良出195番地（南側）





(3) 防災用携帯電話

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

使用区分		電話番号	備考	
市長		(別示)	災害優先電話	
防災環境部長		(別示)	災害優先電話	
避難所 運営用	1	師勝小学校	(別示)	災害優先電話
	2	師勝西小学校	(別示)	災害優先電話
	3	師勝北小学校	(別示)	災害優先電話
	4	師勝東小学校	(別示)	災害優先電話
	5	師勝南小学校	(別示)	災害優先電話
	6	西春小学校	(別示)	災害優先電話
	7	五条小学校	(別示)	
	8	鴨田小学校	(別示)	
	9	栗島小学校	(別示)	
	10	白木小学校	(別示)	
災害対応用	災害対応用電話：1		(別示)	
	災害対応用電話：2		(別示)	
	災害対応用電話：3		(別示)	
	災害対応用電話：4		(別示)	
	災害対応用電話：5		(別示)	
	災害対応用電話：6		(別示)	
	災害対応用電話：7		(別示)	
	災害対応用電話：8		(別示)	
	災害対応用電話：9		(別示)	
	災害対応用電話：10		(別示)	
	災害対応用電話：11		(別示)	
	災害対応用電話：12		(別示)	
災害対策本部（固定電話）		(別示)		
"（FAX）		(別示)		

北名古屋市Web <http://www.city.kitanagoya.lg.jp>

北名古屋市携帯 Web <http://www.city.kitanagoya.lg.jp/i/>

#### 4 水防施設・設備等

##### (1) 雨水排水ポンプ場等

ポンプ場名	排水河川	排水区域	所在地	排水能力			排水量 m <sup>3</sup> /S
				口径 (mm)	出力 (*)	台数	
高田寺排水機場	合瀬川	高田寺	高田寺返内地	450	22kw	2	0.84
久地野排水機場	新川	久地野	久地野権現地	400	22kw	2	0.68
鴨田川排水機場	新川	北名古屋市	九之坪田内	1,650 1,000	440ps 200ps	4 1	25.0 2.17
中江川排水機場	合瀬川	六ツ師場	片八場反内	2,000 1,800	440ps 353ps	2 1	18.0 7.0
鍛冶ヶ一色調整池排水機場	五条川	鍛冶ヶ一色	鍛冶ヶ一色中島地内	100 400	8kw 22kw	1 2	0.1 0.56
電車川排水機場	新川	九之坪	加島新田南田内	1,100	200ps	3	7.5
久地野ポンプ場	新川	久地野	久地野郷廻内	800 1,200	121kw 269kw	1 2	1.3 3.06

\* 出力：電動機は kw、発動機は ps で表記

##### (2) 排水調整による排水機の運転停止基準

流域	排水機の運転停止の条件	
	観測所	水位
新川下流域	新川・下之一色水位観測所	<u>T. P. 3.00m</u>
新川上流域	新川・水場川外水位観測所	T. P. 5.20m
五条川流域	五条川・春日水位観測所	<u>T. P. 5.55m</u>



附属資料編

(3) 要配慮者施設一覧

No.	種別	施設名	所在地	電話番号
1	保育・福祉施設	久地野ほほえみ広場	久地野北浦69番地	22-5060
2	保育施設	久地野保育園分園	久地野戌亥15番地1	22-1210
3	保育・福祉施設	あさひ子どもふれあいセンター	能田南屋敷366番地	26-7761
4	保育施設	鹿田北保育園	鹿田永塚167番地	22-2655
5	保育施設	六ツ師保育園	六ツ師宮西66番地	22-9788
6	保育施設	九之坪保育園	九之坪笹塚45番地	23-7391
7	保育施設	徳重保育園	徳重中道32番地	21-0274
8	保育施設	西之保保育園	西之保西出55番地	21-0266
9	保育施設	沖村保育園	沖村山ノ神27番地	21-4712
10	保育・福祉施設	風と光こどもの国	弥勒寺西一丁目72番地	22-4426
11	保育施設	中之郷保育園	中之郷栗島122番地	21-0129
12	保育施設	認定こども園 森のくまっこ	熊之庄城ノ屋敷2930番地	26-0130
13	教育施設	師勝幼稚園	井瀬木1086番地	23-2133
14	教育施設	栄和幼稚園	二子栄和20番地	21-0593
15	教育施設	名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園	熊之庄射矢重95番地	24-0324
16	教育施設	師勝はなの樹幼稚園	鹿田1751番地7	23-2151
17	教育施設	西春幼稚園	西之保棒地37番地	23-8866
18	福祉施設	鹿田児童館	鹿田花の木106番地	22-5654
19	福祉施設	久地野児童館	久地野戌亥51番地	23-8500
20	福祉施設	熊之庄児童館	熊之庄城ノ屋敷2985番地	22-3826
21	福祉施設	井瀬木児童館	井瀬木高畑1番地	23-1577
22	福祉施設	六ツ師児童館	六ツ師南屋敷733番地	22-1551
23	福祉施設	児童センターきらり	西之保高野79番地	27-3370
24	福祉施設	九之坪児童館	九之坪市場21番地	22-9884
25	福祉施設	宇福寺児童館	宇福寺長田28番地	24-1560
26	福祉施設	鍛冶ケ一色児童館	鍛冶ケ一色鍛冶前8番地	21-4002
27	福祉施設	沖村児童館	沖村山ノ神83番地	25-1730
28	福祉施設	ひまわり西園	法成寺蚊帳場27番地	21-2903
29	福祉施設	総合福祉センターもえの丘	熊之庄大畔48番地	26-2888
30	福祉施設	セルプしかつ	六ツ師山の神92番地	22-9888
31	福祉施設	あかつき共同作業所	鹿田西村前92番地	25-0171
32	福祉施設	にしはるひまわり作業所	法成時神子前70番地	24-1118
33	病院・高齢者施設	済衆館病院・済衆館介護医療院	鹿田西村前111番地	21-0811
34	病院	ようていファミリークリニック	熊之庄宮地97番地	80-7124
35	病院	小林産婦人科	西之保深坪82番地2	22-3320
36	障害者施設	尾張中部福祉の杜	九之坪笹塚22番地	22-1123
37	障害者施設	障害者グループホームこだち	九之坪笹塚29番地	65-6156
38	障害者施設	こだまのいえ沖村	沖村西ノ郷90番地	97-2269

39	障害者施設	こだまのいえ芸大徳重	徳重小崎33番地1	24-0603
40	障害者施設	ゆたか生活支援事業所尾張	徳重大日104番地	22-8587
41	障害者施設	グループホームしらさぎ	六ツ師山の神93番地	48-9889
42	障害者施設	きんぐすろーどほーむ	高田寺砂場15番地1	55-9910
43	障害者施設	ソーシャルインクルーホーム 北名古屋徳重	徳重高道18番地	22-1211
44	障害者施設	ダイチのこ	二子比良出142番地2	54-9270
45	障害者施設	グループホームふわふわ北名 古屋	徳重米野130番地	25-2311
46	<u>障害者施設</u>	<u>グループホーム ソレイユ</u>	<u>西之保犬井55番地</u>	<u>54-2080</u>
47	<u>障害者施設</u>	<u>まっくびーレジデンス北名古 屋</u>	<u>片場六所4番1</u>	<u>48-3338</u>
48	<u>障害者施設</u>	<u>わおん北名古屋</u>	<u>鹿田藤の木13番地</u>	<u>54-4928</u>
<u>49</u>	高齢者施設	特別養護老人ホームあいせの里	六ツ師大島150番地	22-4611
<u>50</u>	高齢者施設	特別養護老人ホーム五条の里	鍛冶ケ一色鍛冶前10番地	21-5511
<u>51</u>	高齢者施設	特別養護老人ホームかもだの 里	九之坪笹塚109番地	48-6611
<u>52</u>	高齢者施設	介護老人保健施設洋洋園	法成寺松の木47番地	21-4448
<u>53</u>	高齢者施設	介護老人保健施設るど <small>の</small> 泉 北名古屋	熊之庄宮地97番地	80-7124
<u>54</u>	高齢者施設	水車の森	片場天王森73番地	23-1165
<u>55</u>	高齢者施設	ライフケア北名古屋	高田寺光明57番地	68-7862
<u>56</u>	高齢者施設	介護付有料老人ホーム八幡の 郷	熊之庄八幡228番地	39-5553
<u>57</u>	高齢者施設	うらら別邸 レジデンス	熊之庄江川70番地	55-7170
<u>58</u>	高齢者施設	るど <small>の</small> 風西春	西之保三町地3番地1	23-3633
<u>59</u>	高齢者施設	ユーライフメゾンみなみの風	西之保青野東53番地1	22-1500
<u>60</u>	高齢者施設	住宅型有料老人ホームほっと 広場彩陽館	鹿田合田172番地	44-2281
<u>61</u>	高齢者施設	住宅型有料老人ホームふくろ く	西之保中社22番地1	68-9145
<u>62</u>	高齢者施設	介護付き有料老人ホーム ウェ ルホームからん	高田寺北の川72番地	68-7717
<u>63</u>	高齢者施設	ハート風の郷	熊之庄東出86番地	48-1672
<u>64</u>	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ひまわ り会館沖村	沖村岡88番地	24-1600
<u>65</u>	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ひまわ り会館鹿田	鹿田廻間59番地	22-3011
<u>66</u>	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム スロー ライフハウス北名古屋	熊之庄登り戸104番地	25-6200
<u>67</u>	高齢者施設	グループホーム いせ木	井瀬木郷前62番地	29-5080
<u>68</u>	高齢者施設	グループホーム 遊楽苑師勝	熊之庄東出42番地1	26-5911
<u>69</u>	高齢者施設	短期入所生活介護 遊楽苑師勝	熊之庄東出42番地2	25-2188
<u>70</u>	高齢者施設	グループホーム 遊楽苑西春	弥勒寺東三丁目183番地1	25-5511
<u>71</u>	高齢者施設	短期入所生活介護 遊楽苑西春	徳重米野50番地	68-6688
<u>72</u>	高齢者施設	グループホーム 西春の泉	鍛冶ケ一色西二丁目100番地	65-7216

73	高齢者施設	愛の家グループホーム北名古屋徳重	徳重大日48番地	27-3090
74	高齢者施設	小規模多機能型居宅介護 遊楽苑九之坪	九之坪竹田83番地	26-7588
75	高齢者施設	小規模多機能あったか倶楽部 じゃがいも	九之坪白山81番地	23-4008

## 5 救助用施設・設備等

### (1) 防災拠点

区 分	施 設	所 在 地	電 話 番 号
救護所	健康ドーム	九之坪笹塚1	23-7006
救援部隊活動拠点	文化勤労会館	法成寺蔵化60	25-5111
物資拠点	総合体育館	能田引免地40	24-0661

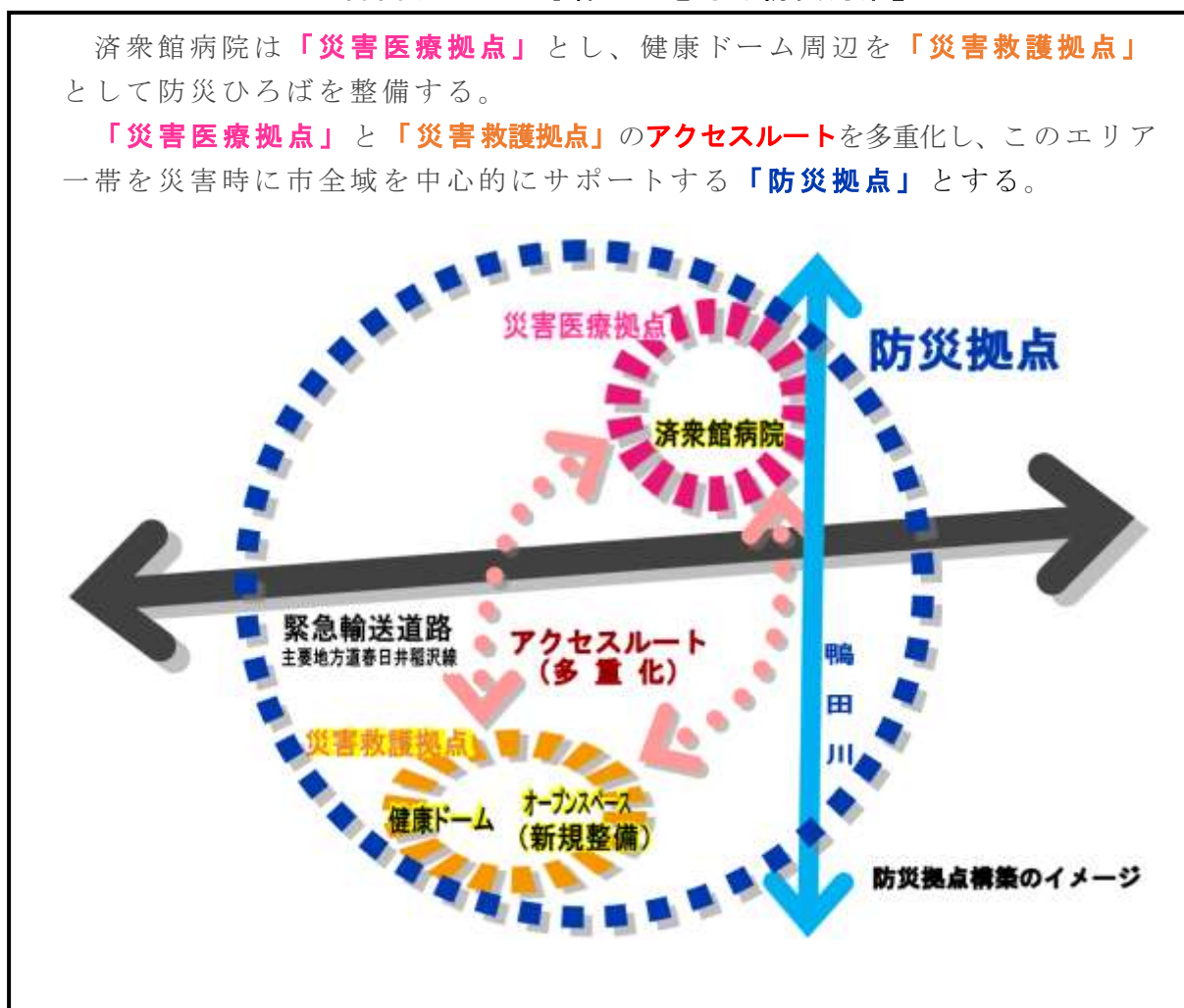
#### ア 防災拠点整備方針

健康ドーム及び周辺は「災害救護拠点」として、済衆館病院は「災害医療拠点」として位置づけ、各々が連携し、一体となって本市の防災拠点を形成する。これを「防災拠点整備構想」と位置づけ、『暮らしを守る防災対策』を計画テーマとする。

#### イ 防災拠点整備構想

済衆館病院や健康ドームなどの既存の施設を核として、防災機能の強化・拡充・連携により誰もが安全・安心に暮らせるまちを形成する。

### ■ 計画テーマ 『暮らしを守る防災対策』



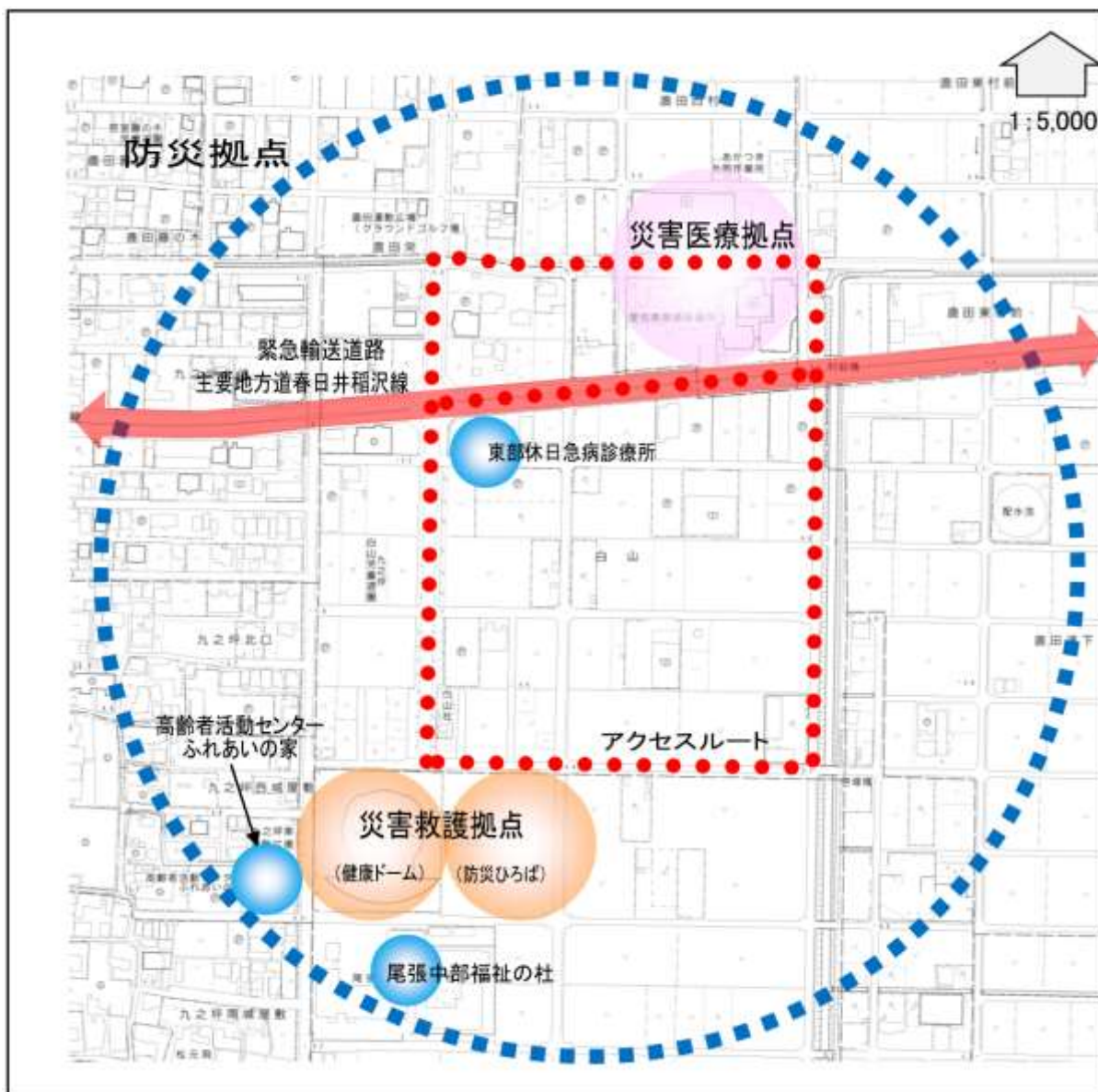
ウ 防災拠点エリアの形成

健康ドーム、防災ひろば、済衆館病院を核としたエリア全体において、市域全域の防災機能を高める「防災拠点エリア」を形成する。

エ 地区防災活動拠点

指定緊急避難場所としての機能を有するオープンスペースの確保を図る。

■ 災害医療拠点と災害救護拠点の連携による広いエリアでの防災拠点形成



災害救護拠点：救護（被災者・傷病者等の保護・看護・治療、医師・看護師・事務員等の救護員の派遣）や災害救援物資の配備等を行う救護所等（拠点）を示す。

災害医療拠点：災害時における医療の確保を図るため、多発する重篤救急患者の救命医療を行う診療機能、医療機関を支援する機能、広域搬送機能などの機能を有する病院（拠点）を示す。

附属資料編

(2) 屋上番号標識

施設	所在地	表示番号
市役所東庁舎	熊之庄御榊60	36-0
市役所西庁舎	西之保清水田15	37-0
五条小学校	徳重中道8	37-1
白木中学校	沖村井島31	37-2
天神中学校	法成寺丸瀬町88	37-3

(3) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

名称	所在地	電話番号	ヘリポート 使用可能部分 (注1)	可能機種 (注2)			グラウンド 面積 (注3)
				大	中	小	
五条小学校	徳重中道8	21-0083	50×150			○	11,000
鴨田小学校	九之坪高田1	22-4425	56×113			○	8,986
栗島小学校	中之郷栗島20	23-3237	65×80			○	7,543
白木小学校	沖村井島32	22-7397	55×100			○	10,514
白木中学校	沖村井島31	22-7454	80×130			○	15,200
天神中学校	法成寺丸瀬町88	23-4311	50×140			○	13,872
師勝小学校	能田105	21-0125	63×109			○	7,586
師勝南小学校	二子曙1-1	22-2322	83×107			○	8,940
師勝北小学校	熊之庄大畔32	22-7338	86×94			○	8,091
師勝東小学校	六ツ師山の神100	23-1052	80×115			○	8,902
師勝西小学校	鹿田清水64	23-5515	92×107			○	9,618
師勝中学校	井瀬木370	21-0107	58×93			○	8,250
訓原中学校	井瀬木狭場50	23-5413	89×143		○		12,760
熊野中学校	熊之庄細長125	22-5221	95×100			○	13,488

注1 グラウンドのうち離発着に使用できる部分の 幅×長さ (m)

注2 機種の大きさの目安として、愛知県ドクターヘリ12.16m (小～中型相当)、愛知県防災ヘリコプター17.1m (中型相当)

注3 学校教育課所管施設台帳によるグラウンド面積 (㎡)



(4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

ア 指定避難所

発災時には、下記の指定避難所全てが使用可能とは限らない。そのため、災害の種類、状況を踏まえて被災を免れた適当な施設を避難所として開設する。

(7) 小学校グループ

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	西春小学校	21-1104	西之保八龍8	284	497	鉄筋2	体育館
2	五条小学校	21-0083	徳重中道8	285	499	鉄筋2	体育館
3	鴨田小学校	22-4425	九之坪高田1	288	504	鉄筋2	体育館
4	栗島小学校	23-3237	中之郷栗島20	541	947	鉄筋3	体育館
5	白木小学校	22-7397	沖村井島32	290	508	鉄筋2	体育館
6	師勝小学校	21-0125	能田105	332	582	鉄筋2	体育館
7	師勝南小学校	22-2322	二子曙1-1	268	470	鉄筋2	体育館
8	師勝北小学校	22-7338	熊之庄大畔32	278	487	鉄筋2	体育館
9	師勝東小学校	23-1052	六ツ師山の神100	279	489	鉄筋2	体育館
10	師勝西小学校	23-5515	鹿田清水64	281	492	鉄筋2	体育館

(4) 中学校グループ

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	西春中学校	21-0130	西之保八龍50	423	741	鉄筋2	体育館
2	白木中学校	22-7454	沖村井島31	357	626	鉄筋2	体育館
3	天神中学校	23-4311	法成寺丸瀬町88	308	539	鉄筋2	体育館
4	師勝中学校	21-0107	井瀬木370	414	726	鉄筋2	体育館
5	訓原中学校	23-5413	井瀬木狭場50	553	969	鉄筋2	体育館
6	熊野中学校	22-5221	熊之庄細長125	661	1,158	鉄筋3	体育館

(7) その他グループ

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	九之坪保育園	23-7391	九之坪笹塚45	-	900	鉄筋2	
2	徳重保育園	21-0274	徳重中道32	-	629	鉄筋2	
3	西之保保育園	21-0266	西之保西出55	-	647	鉄筋2	
4	沖村保育園	21-4712	沖村山ノ神27	-	515	鉄筋2	
5	弥勒寺保育園	22-4426	弥勒寺西一丁目72	-	800	鉄筋2	
6	中之郷保育園	21-0129	中之郷栗島122	-	517	鉄筋2	
7	久地野保育園	22-5060	久地野北浦69	651	1,150	鉄骨2	
8	久地野保育園分園	22-1210	久地野戌亥15-1	-	132	鉄骨1	
9	能田保育園	26-7761	能田南屋敷366	394	700	鉄筋2	
10	鹿田北保育園	22-2655	鹿田永塚167	-	310	軽量鉄骨1	
11	六ツ師保育園	22-9788	六ツ師宮西66	-	270	鉄筋2	
12	鹿田学習等供用施設	23-4025	鹿田院田屋敷344	77	110	鉄筋2	
13	高田寺学習等供用施設	23-4037	高田寺383	69	120	鉄筋2	
14	県立西春高校	23-6166	弥勒寺西二丁目1	-	537	鉄筋1	体育館

附属資料編

(イ) 福祉避難所（要配慮者用）

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	総合福祉センターもえの丘	26-2888	熊之庄大畔48	-	2,080	鉄筋2	
2	憩いの家さくら荘	23-5771	六ツ師町田69	137	250	鉄筋1	
3	憩いの家ふたば荘	23-1578	二子双葉3	137	250	鉄筋1	
4	憩いの家さかえ荘	21-0533	鹿田栄257	163	290	鉄筋1	
5	ひまわり西園	21-2930	法成寺蚊帳場27	-	597	鉄筋2	
6	ひまわり園	26-7761	能田南屋敷366	-	-		
7	児童センターきらり	27-3370	西之保高野79	94	170	鉄骨2	

(ロ) 状況により避難所とする施設（計画している他の用途として使用しない場合）

番号	避難所	電話番号	所在地	計画の用途
1	総合体育館	24-0661	能田引免地40	物資拠点
2	文化勤労会館	25-5111	法成寺蔵化60	救援部隊活動拠点
3	健康ドーム	23-7006	九之坪笹塚1	救護所

(注) 一時避難所1人当たり2㎡、長期避難所1人当たり3.5㎡で算出

(注) 災害の規模や状況により、小学校次いで中学校を開設し、その他は必要に応じて開設する。

イ 指定緊急避難場所（広域避難場所）

名称	所在地	運動場等面積 (㎡)	標識数
西春小学校（運動場）	西之保八龍8	4,616	2
五条小学校（運動場）	徳重中道8	11,000	4
鴨田小学校（運動場）	九之坪高田1	8,986	4
栗島小学校（運動場）	中之郷栗島20	7,543	5
白木小学校（運動場）	沖村井島32	10,514	4
西春中学校（運動場）	西之保八龍50	7,042	2
白木中学校（運動場）	沖村井島31	15,200	1
天神中学校（運動場）	法成寺丸瀬町88	13,872	4
文化の森	法成寺蔵化60	8,208	1
師勝西小学校（運動場）	鹿田清水64	9,618	6
熊野中学校（運動場）	熊之庄細長125	13,488	4
師勝北小学校（運動場）	熊之庄大畔32	8,091	4
師勝東小学校（運動場）	六ツ師山の神100	8,902	4
師勝南小学校（運動場）	二子曙1-1	8,940	2
師勝中学校（運動場）	井瀬木370	8,250	2
訓原中学校（運動場）	井瀬木狭場50	12,760	2
師勝小学校（運動場）	能田105	7,586	4
県立西春高校（運動場）	弥勒寺西二丁目1	22,895	1
合計	18 か 所	187,511	56

※ 学校は学校施設台帳の運動場面積





## (5) 医療関係機関

名称	所在地	診療科目	電話番号
大島ひふ科	西之保東屋敷37	皮	21-0024
小林産婦人科	西之保深坪82-2	産、婦	22-3320
末沢医院	沖村蔵前3	内、小、外、皮、麻	23-6467
医療法人湯浅医院	九之坪北町32	内、小、神内	21-0113
西春整形外科	西之保深坪19	整、リウ、リハ、耳	21-5521
安田クリニック	九之坪竹田188	内、胃、外、リハ、肛	26-2020
さはし内科クリニック	法成寺西出6-1	内、消、小	24-1384
ハルクリニック	徳重米野37-1	内、外、呼内、胃内、肛、リハ	25-8001
医療法人光寿会 光寿会リハビリテー ション病院	九之坪高田85	内	26-6180
西春眼科クリニック	西之保立石3	眼	26-7122
もりメンタルクリニック	西春駅前1-1 パティオ西春2F	心療、精	21-5568
新居クリニック	井瀬木嶋72	外、内、整、呼、胃、麻、小、リハ、肛	23-2200
医療法人済衆館 済衆館病院	鹿田西村前111	内、小、消内、循内、呼内、神、糖 内、リウ、腎内、外、小外、分外、 血外、乳外、整、脳、眼、歯口、 皮、泌、救、放、リハ、腎透	21-0811
しかつ眼科クリニック	鹿田南蒲屋敷685	眼	25-1775
師勝クリニック	熊之庄八幡117-1	内、小	22-4565
医療法人三仁会 師勝産婦人科	熊之庄射矢重10-1	産、婦	22-4417
師勝耳鼻咽喉科	鹿田坂巻212	耳	24-0987
師勝整形外科	鹿田清水54	外、整、リウ、リハ	23-4181
田中クリニック	高田寺出口25-1	内、消、小	25-7788
徳重クリニック	鹿田神明附26	内、循、小、リハ	24-3456
あだちこどもクリニック	鹿田清水40-1	小、アレ、新小	27-3377
丹羽クリニック	鹿田花の木140-1	内、小	25-6600
山田クリニック	熊之庄屋形3377-2	内、胃、外、皮、麻、小	23-0598
医療法人倫紀会 いぶき野クリニック	熊之庄宮地10	内、消、放、リハ、整	26-3600
かねここどもクリニック	鹿田西赤土86	小	25-0081
はやかわ眼科	鹿田神明附41	眼	21-4800
ようていファミリー クリニック	熊之庄宮地97	内、循、小、整、呼、消内、 糖内、脳、形	80-7124
なるみやクリニック	鹿田栄171-1	内、小	25-1981
みやもと耳鼻咽喉科	鹿田西村前43	耳、アレ、小	24-8733
北なごや皮フ科	鹿田清水90-1	皮	21-1800
酒井眼科	久地野北浦66	眼	22-2225
ようてい健康増進 クリニック	西之保三町地3-1	内、小、消内、循、脳、糖 内、分内、呼内	23-3355
安藤クリニック	西之保才戸26	内、消内	24-0001
かんやまクリニック	鹿田栄109-1	胃内、大肛外、内、外、麻	23-2007
よしの耳鼻咽喉科	久地野北浦100-1	耳、アレ	23-1212
名古屋整形外科・人工 関節クリニック	高田寺一本橋7	整、リハ、リウ	22-7772
こあし皮フ科クリニック	久地野北浦101-1	皮、形、アレ	23-2001

やまだ整形外科・ リハビリクリニック	熊之庄屋形3372-1	整、リハ、リウ	26-0055
にしのほう伊藤内科 クリニック	西之保中社21-2	内、小、消内	23-1109
北名古屋眼科	鹿田栄112	眼	26-1151
名古屋ステーション クリニック北名古屋 出張所	片場八瀬の木14-1	内	052-551- 6663
北名古屋クリニック	西之保青野東53-1	内、消内、呼内	54-6180
きむら泌尿器・腎臓 内科クリニック	久地野北浦98-1	泌、腎内	27-3788
藤の花レディース クリニック	鍛冶ヶ一色東一丁目 3	産	23-8008
もりべ耳鼻咽喉科ク リニック	鹿田坂巻135-1	耳、小児耳鼻咽喉科	25-2121
はなみずき整形外科 スポーツクリニック 北名古屋	石橋五反田20	整外、リハ、リウ	24-0087
ひらまつ内科・消火 器内科	片場都20	内、消内、小	24-1111
西春内科・在宅クリ ニック	丸之坪北浦31	内、放	25-5080
片場北クリニック	片場天王森40-1	内、循内、呼内、皮	54-7550
おおばやしマタニテ ィクリニック	鹿田道下50	産、婦、小	26-0884
糖尿病・甲状腺かさ い内科クリニック	鹿田東村前92	内、糖内、分内	54-1660

(注) 診療科目

内科は「内」、精神科は「精」、神経科又は神経内科は「神」、心療内科は「心内」、呼吸器科は「呼」、消化器科は「消」、胃腸科は「胃」、循環器科は「循」、アレルギー科は「アレ」、小児科は「小」、外科は「外」、整形外科は「整」、形成外科は「形」、脳神経外科は「脳」、心臓血管外科は「心」、皮膚科は「皮」、泌尿器科は「泌」、性病科は「性」、婦人科は「婦」、産婦人科は「産」、眼科は「眼」、耳鼻いんこう科は「耳」、リハビリテーション科は「リハ」、放射線科は「放」、リウマチ科は「リウ」、肛門科は「肛」及び麻酔科は「麻」、消化器内科は「消内」、糖尿病内科は「糖内」、腎臓内科は「腎内」、内分泌内科は「分内」、呼吸器内科は「呼内」、小児外科は「小外」、胃腸内科は「胃内」、大腸肛門外科は、「大肛外」内分泌外科は「分外」、新生児は「新小」、循環器内科は「循内」、血管外科は「血外」、乳腺外科は「乳外」、歯科口腔外科は「歯口」、救急科は「救」、腎臓透析は「腎透」で表示

《 歯科医院 》

名 称	所 在 地	電 話 番 号
川崎歯科医院	西之保清水田44	22-1130
山村デンタルクリニック	西之保高野89	27-2010
西春中央歯科	九之坪中町39	23-0066
後藤歯科	中之郷北16	23-7337
青杏堂歯科	九之坪梅田46-1	24-0555
鈴木歯科医院	沖村岡66	23-9903
となりの歯科・矯正歯科	鍛冶ヶ一色村内東94	21-4488
アマノ歯科	九之坪白山7-1	25-2348
とくしげ歯科	徳重土部56	22-4182
えきまえ歯科	九之坪東町7-2	25-2000
くまざわ歯科	法成寺ツナギ畑115-1	24-0505
せきや歯科クリニック	弥勒寺東三丁目28-2	24-8241
ぱんだ歯科	西春駅前1-3 パティオニシハル2F	26-3388
井上歯科医院	鹿田花の木1	23-2633
おぎた歯科医院	六ツ師道毛1-1	21-4777
ゴトウ歯科クリニック	久地野北浦8	25-2133
さとう歯科医院	熊之庄小鳥159	23-8818
関戸歯科医院	鹿田坂巻134	24-1833
たけうち歯科医院	片場新町35	23-2098
パレ歯科矯正歯科	鹿田3926-10 パレマルシェ5F	26-0767
西春歯科	鹿田3494	23-9511
原歯科医院	鹿田559-1	25-4188
菱川歯科	鹿田廻間72	23-9795
みえき歯科	高田寺東の川2	25-8020
水野歯科医院	片場八瀬の木21-2	23-2345
早川歯科クリニック	熊之庄八幡127-1	26-4618
にった歯科	鹿田西赤土85	26-1180
にしはるデンタルクリニック	西之保立石3	26-7688
山田クリニック歯科	熊之庄屋形3377-2	23-0108
なごみ歯科	久地野北浦99-1	26-1753
あおばファミリー歯科こども歯科	徳重大日16-1	54-2203
おおの歯科クリニック	六ツ師町田114-3	68-6841
北名古屋歯科	西之保青野東53-1	26-0155
かわぞえ歯科クリニック	鹿田神明附25-1	54-3339
なな歯科	鹿田坂巻141	39-4177
みその歯科クリニック	鹿田栄119-1	68-7100
リハデンタルクリニック	西保青野東53-1	26-0155
まつひろファミリー歯科	中野郷四辻5	48-1570
結デンタルクリニック	石橋郷168	23-0556

<u>水野歯科クリニック</u>	<u>西之保犬井190</u>	<u>90-5880</u>
<u>リボンデンタルクリニック</u>	<u>井瀬木居屋敷1190</u>	<u>48-5118</u>
<u>北名古屋みらい歯科・矯正歯科</u>	<u>鹿田国門地75</u>	<u>75-7007</u>

(6) 原子力災害拠点病院等

区分	名称	郵便番号	所在地	電話番号
東日本 ブロック	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	263-8555	千葉県千葉市稲毛 区穴川4丁目9番1号	043-290-4003
西日本 ブロック	広島大学 緊急被ばく医療推進 センター	734-8553	広島県広島市南区 霞1丁目2番3号	082-257-5398 (直通)

(7) 災害用ろ水機

品名	処理能力	出力	区分	数量
災害用ろ水機	1,300ℓ/h	8.8kw (13ps)	エンジン直結	2

(8) 飲料水兼用耐震性貯水槽

施設名称及び所在地	容量	管理
西之保防災備蓄倉庫 西之保三町地47	360m <sup>3</sup>	北名古屋水道企業団
師勝配水場 鹿田天井田16	480m <sup>3</sup>	北名古屋水道企業団
北名古屋市役所西庁舎 西之保清水田15	100m <sup>3</sup>	北名古屋市
師勝東小学校 六ツ師山の神100	60m <sup>3</sup>	北名古屋市
師勝北小学校 熊之庄大畔32	60m <sup>3</sup>	北名古屋市





## 第4 必要物資の備蓄

### 1 物資等主要備蓄場所

施設名	場所
西之保防災倉庫	西庁舎南 500m
防災倉庫・消防車庫	西庁舎西側
西春小学校	校舎西側コンテナ
五条小学校	運動場南側コンテナ 体育館 2階
鴨田小学校	校舎東側防災備蓄倉庫及びコンテナ
栗島小学校	校舎北側コンテナ 体育館 2階
白木小学校	校舎北側コンテナ 体育館 2階
西春中学校	南校舎 2階
白木中学校	北校舎 2階
天神中学校	校舎 3階
市役所西庁舎	庁舎 2階 防災環境部倉庫
東庁舎防災倉庫	東図書館西側駐車場内
水防資材倉庫	中江川ポンプ場敷地内
東庁舎防災備蓄倉庫	東庁舎駐車場南側
師勝小学校	校舎西側防災倉庫
師勝南小学校	校舎北側防災倉庫
師勝北小学校	校舎北側防災倉庫
師勝東小学校	校舎北側防災倉庫
師勝西小学校	校舎北側コンテナ
師勝中学校	校舎 1階 倉庫
訓原中学校	プール部室
熊野中学校	体育館武道場及びプール部室
北名古屋消防団第五分団 詰所兼防災備蓄倉庫	第五分団詰所東側防災備蓄倉庫



















### 3 建設機械等の保有及び調達

#### (1) 北名古屋市

種 別	台 数	保有部署
ダンプ	普2台	環境課
トラック	普5台 軽3台	財政課、防災交通課、環境課、 施設管理課、商工農政課、 スポーツ課
クレーン付トラック	普1台	防災交通課

#### (2) 北名古屋市建設業協議会

業者名	所在地	電話番号
(株) 魚 住 建 設	弥勒寺東三丁目189	21-2131
(株) 江 口 工 務 店	西之保東屋敷5	21-0307
大 鹿 建 設 (株)	九之坪竹田148	22-3585
太 田 建 設 (株)	九之坪竹田47	21-0328
幸 成 建 設 (有)	鹿田永塚6-1	23-3108
(株) 田 中 造 園 土 木	二子瀬古39	23-1301
(株) ト ヨ ト ミ 工 事	鹿田坂巻12	23-7331
(株) 橋 建	二子松江11-3	25-4741
(株) 長 谷 川 組	鍛治ヶ一色東1-45	25-4750
(株) 丸 中 組	沖村岡168	21-3366
三 山 建 設 (株)	法成寺八竜326	21-0330
(株) 名 北	九之坪笹塚165	22-7551
(株) 山越北名古屋支店	石橋白目80	25-8977
(株) 浅沼組名古屋支店	名古屋市中村区名駅南3-3-44	052-571-8464
昭 和 土 木 (株)	名古屋市中村区植田山5-2301	052-831-5191
中 日 建 設 (株)	名古屋市中区橘1-1-20	052-321-6502
中 部 土 木 (株)	名古屋市名東区社台3-125	052-776-5551
水 野 建 設 (株)	名古屋市千種区徳川山町1-12-30	052-752-8411
名 工 建 設 (株)	名古屋市中村区名駅1-1-4	052-756-2198

## 第5 協定

### 1 災害情報の相互提供

番号	名称	協定の内容	締結年月日
		連絡先	
1	国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所	情報の伝達・交換	H27.1.14
		名古屋市北区福德町5-52	052-914-6714

### 2 災害時相互応援協定を締結している自治体

番号	自治体名（担当課）	協定の内容	締結年月日
		連絡先	
1	新潟県 妙高市 （総務課危機管理室防災係）	相互応援 食糧、資機材等提供 職員派遣 避難者の受入れ ボランティア斡旋 等	H23.11.10
		新潟県妙高市栄町5番1号 0255-74-0002（直通） somu@city.myoko.lg.jp	
2	北海道 旭川市 （防災安全部防災課）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H24.2.8
		北海道旭川市東光27条8丁目 0166-33-9969（直通） bousai@city.asahikawa.hokkaido.jp	
3	鹿児島県 南さつま市 （総務企画部総務課消防防災係）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H24.5.1
		鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地 0993-53-2111（内線2207.2209.2214.2238） bousai1@city.minamisatsuma.lg.jp	
4	長野県 大桑村 （住民課防災環境係）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H24.11.19
		長野県木曾郡大桑村長野2778番地 0264-55-3080（内線41.42） kobo@vill.ookuwa.nagano.jp	
5	岐阜県 多治見市 （企画部企画防災課）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H25.3.6
		岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 0572-22-1378（直通） kikaku@city.tajimi.lg.jp	
6	宮城県 東松島市 （総務部防災課危機対策班）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H26.2.23
		宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 0225-82-1111（内線1165） kikitaisaku@city.higashimatsushima.miyagi.jp	

### 3 「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」を締結している自治体

番号	自治体名（担当課）	協定の内容	締結年月日	
1	瀬戸市 （市長直轄組織 危機管理課） 瀬戸市追分町 64 番地の 1 0561-88-2600 kikikanri@city.seto.lg.jp	相互応援 食糧、資機材等提供 職員派遣 避難者の受入れ ボランティア斡旋 等	H29. 7. 31 (H29. 2. 6)	
2	春日井市 （総務部 市民安全課） 春日井市鳥居松町五丁目 44 番地 0568-85-6072 anzen@city.kasugai.lg.jp			
3	小牧市 （市民生活部 防災危機管理課） 小牧市堀の内三丁目 1 番地 0568-76-1171 kikikanri@city.komaki.lg.jp			
4	尾張旭市 （総務部 危機管理課） 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 0561-76-8127 anzenanshin@city.owariasahi.lg.jp			
5	豊明市 （市民生活部 防災防犯対策課） 豊明市新田町子持松 1 番地 1 0562-92-8305 bousai@city.toyoake.lg.jp			
6	日進市 （生活安全部 防災交通課） 日進市蟹甲町池下 268 番地 0561-73-3279 kikikanri@city.nisshin.lg.jp			
7	清須市 （危機管理部 危機管理課） 清須市須ヶ口 1238 番地 052-400-2911 kikikanri@city.kiyosu.lg.jp			
8	長久手市 （くらし文化部 安心安全課） 長久手市岩作城の内 60 番地 1 0561-56-0611 anshin@city.nagakute.lg.jp			
9	東郷町 （総務部 安全安心課） 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地 0561-38-3111 tgo-anzen@town.aichi-togo.lg.jp			H29. 7. 31
10	豊山町 （総務部 防災安全課） 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地 0568-28-0355 bosai@town.toyoyama.lg.jp			

平成 29 年 2 月、近隣 8 市で「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」を締結。

同年 7 月、新たに東郷町及び豊山町の 2 町を加えた協定として再締結。

#### 4 災害時における協定を締結している企業等

令和3年2月1日現在

番号	名 称	所 在	協定の内容	締結年月日	
1	名古屋芸術大学	熊之庄	避難所等	H21.11.10	
2	(福)西春日井福祉会	清須市		H20.7.1	
3	(一社)西名古屋医師会	九之坪	医療活動	H21.11.25	
4	西春日井薬剤師会	西之保		H20.8.7	
5	西春日井歯科医師会	清須市		H24.9.28	
6	(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	名古屋市中区	被災状況調査	H20.4.1	
7	北名古屋市緑の協力会	六ツ師	倒木除去	H20.4.15	
8	北名古屋市建設業協議会	九之坪	建設資機材等	H20.2.20	
9	愛知県石油商業組合東尾張連合会第3地区	江南市	石油類の調達、供給	H14.8.31	
10	岐阜乗合自動車(株)名古屋営業所	山之腰	人の輸送	H14.8.31	
11	福山通運(株)名古屋支店	中之郷	物資等の輸送	H14.8.31	
12	(一社)愛知県トラック協会	名古屋市瑞穂区		H14.8.31	
13	北名古屋市商工会	九之坪	日常生活用品、物資等の調達、供給	H21.12.3	
14	フジパン(株)西春工場	法成寺		H21.11.12	
15	山崎製パン(株)名古屋工場	名古屋市西区		H22.1.25	
16	西春日井農業協同組合	西之保		H14.8.31	
17	(株)ハナノキ	井瀬木		H14.8.31	
18	チタカ・インターナショナル・フーズ(株)	沖村		H14.8.31	
19	ユニー(株)ピアゴ西春店	弥勒寺		H14.8.31	
20	西春駅前商店街協同組合	九之坪		H14.8.31	
21	(一財)中部電気保安協会名古屋支店	名古屋市天白区		電源復旧業務	H25.3.7
22	スターキャット・ケーブルネットワーク(株)	名古屋市中区		情報発信	H26.4.1
23	ヤフー(株)	東京都	H26.4.1		
24	(株)セレスポ	東京都豊島区	避難場所資機材等	H22.9.1	
25	生活協同組合コープあいち	名古屋市名東区	応急生活物資供給等の協力	H26.7.22	
26	天野エンザイム(株)	名古屋市中区	帰宅困難者支援	H26.11.17	
27	(一社)愛知県産業廃棄物協会	名古屋市中区	災害廃棄物の処理	H27.1.9	
28	(株)アペックス	沖村	日常生活品、物資等の調達、供給	H27.11.25	
39	(株)ゼンリン	名古屋市熱田区	災害時における地図製品等の供給等	H28.11.29	
30	日本郵便(株) 西春郵便局 西春西之保郵便局	弥勒寺 西之保	災害時における郵政業務の協力及び郵政業務に関する情報提供	H29.11.28	
31	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	名古屋市守山区	災害時における昼の提供	H30.2.23	
32	愛知県LPガス協会 尾張支部西春分会	鹿田	液化石油ガス等の優先供給等	R2.4.1	

33	北名古屋市社会福祉協議会	西之保	災害ボランティアセンターの設置、運営	R2.5.1
34	大阪食糧卸(株)	大阪府	救援物資保管場所の提供等	R2.5.1
35	(一社)北名古屋青年会議所	片場	物資等の提供等	R2.5.1
36	(公社)愛知県建築士事務所協会、 (公社)愛知建築士会、愛知県土地家 屋調査士会、(公社)愛知県不動産鑑 定士協会	名古屋市中区 等	被害認定調査の協力	R2.5.29
37	(株)にしむら	名古屋市西区	無人航空機活用の協 力	R2.6.1
38	瀧富工業(株)	名古屋市西区	重機類等の調達	R2.9.2
39	愛晃段ボール(株)	山之腰	段ボール製品の調達	R2.9.4
40	あおい交通(株)	小牧市	バス等活用による人 の輸送、一時的な避 難所の提供	R2.9.9
41	愛知県テント・シート工業組合	名古屋市中区	ブルーシートの調達 及び設置	R2.12.15
42	中部電力パワーグリッド(株)北営業 所	名古屋市北区	停電復旧等に関する 相互連携	R3.1.14
43	愛知県立西春高等学校	弥勒寺	避難所等としての施 設 利用等、防災・減 災教育の連携協力	R3.3.26
44	西日本電信電話(株)	名古屋市中区	大規模な通信障害時 の連携	R4.3.22
<u>45</u>	<u>株式会社スギ薬局</u>	<u>沖村</u>	<u>生活物資供給</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>46</u>	<u>株式会社義津屋</u>	<u>鹿田等</u>	<u>生活物資供給</u> <u>一時避難使用</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>47</u>	<u>株式会社トミダ</u>	<u>熊之庄等</u>	<u>生活物資供給</u> <u>一時避難使用</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>48</u>	<u>株式会社クリエイトエス・ディー</u>	<u>沖村</u>	<u>生活物資供給</u> <u>一時避難使用</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>49</u>	<u>株式会社サンドラッグ</u>	<u>鹿田等</u>	<u>生活物資供給</u> <u>一時避難使用</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>50</u>	<u>株式会社ビー・アンド・ディー</u>	<u>西之保等</u>	<u>生活物資供給</u> <u>一時避難使用</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>51</u>	<u>株式会社マツモトキヨシ</u>	<u>鹿田等</u>	<u>一時避難使用</u>	<u>R5.3.29</u>
<u>52</u>	<u>エートス協同組合</u>	<u>埼玉県</u>	<u>被災車両のレッカー</u> <u>移動</u>	<u>R5.6.28</u>

## 第6 その他

### 1 市内の文化財

#### 国・県指定

指定区分	名 称	管理団体	指定年月日
国 指 定 重要文化財	高田寺本堂（附厨子、附護摩礼）	高田寺	大正 9年 4月 15日
	木造薬師如来坐像	〃	大正11年 7月 15日
国 登 録 有形文化財	旧加藤家住宅（6棟）	北名古屋市	平成11年11月 18日
県 指 定 有形文化財	白山社本殿	高田寺自治会	昭和29年 2月 1日
	木造大黒天立像	高田寺	昭和30年 5月 6日
	鑄鉄地藏菩薩立像	全昌寺	昭和36年 3月 30日
	木造五劫思惟弥陀坐像	平田寺	昭和51年11月 1日
	絹本著色釈迦三尊図並びに羅漢図	〃	昭和54年 3月 22日

#### 市指定

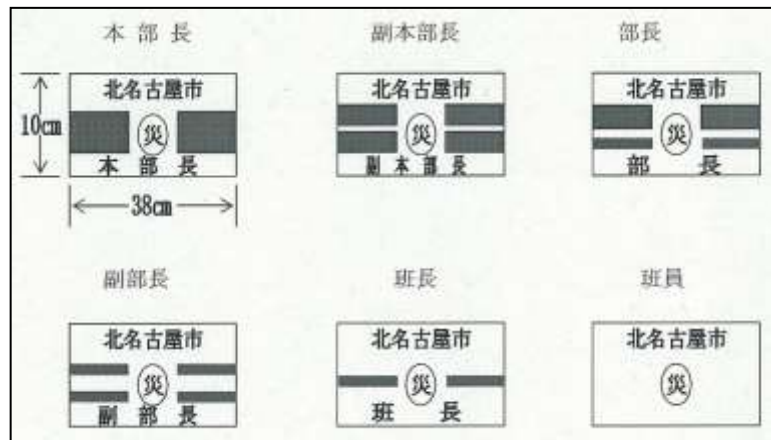
指定区分	名 称	管理団体	指定年月日
市指定有形文化財	木造愛宕神立像	六ツ師自治会	昭和49年11月 3日
市指定有形文化財	木造聖観世音菩薩立像	宗教法人仁昌寺	昭和49年11月 3日
市指定有形文化財	木造秋葉神立像	院田町内会	昭和50年11月 3日
市指定民俗文化財	六ツ師神楽屋形	六ツ師神楽屋形保存会	昭和50年11月 3日
市指定有形文化財	木造阿弥陀如来立像	熊野神社	昭和51年11月 3日
市指定有形文化財	壺形土器	薬師寺自治会	昭和51年11月 3日
市指定民俗文化財	熊之庄流鏑馬諸道具	熊之庄文化財保存会	昭和56年11月 3日
市指定有形文化財	黒池龍神謡曲	宗教法人平田寺	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	黒印状付通函	〃	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	木造天神像	〃	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	木造薬師像	〃	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	木造観音像	〃	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	銅造立山懺悔観世音菩薩立像	宗教法人林證寺	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	銅造阿弥陀如来立像	〃	昭和59年 8月 1日
市指定有形文化財	銅造釈迦如来立像	宗教法人長福寺	昭和61年 4月 1日
市指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	宗教法人雲太寺	昭和61年 4月 1日
市指定民俗文化財	熊之庄上之切神楽屋形	熊之庄文化財保存会	昭和61年11月 3日
市指定有形文化財	土師器	歴史民俗資料館	昭和61年11月 3日
市指定有形文化財	壺形土器	〃	昭和61年11月 3日
市指定有形文化財	糞掃衣	宗教法人普門寺	平成元年11月 1日
市指定有形文化財	絹本著色千手観音画像	宗教法人靈松寺	平成元年11月 1日
市指定有形文化財	木造十二神将立像	宗教法人高田寺	平成20年 7月 1日
市指定有形文化財	木造狛犬	宗教法人高田寺	令和4年 7月 15日

## 2 本部標識板、腕章

図1 本部標識板



図2 腕章



本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、次に示す腕章を着用する。

## 3 災害発生状況等（速報・確定報告）に係る被害判定基準

区分		判定基準	
人的被害	死者	災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者	
	行方不明者	災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	1か月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。	
	(棟)	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの主屋の附属建物とみなす。	
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々の場合は当然2世帯とする。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	

住家被害	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	
	公共建物	市役所庁舎、公民館、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校並びに保育園及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
		損壊	道路の全部若しくは一部の損壊又は崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能になったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(うち通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)の規定が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内に溢れ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他(法面崩壊等)	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊するなど応急修理が必要なものとする。
港湾・漁港	省略		
砂防	省略		



その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	省略
	地すべり	省略
	土石流	省略
	鉄道不通	列車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	省略
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市長等が許可した製造所等とする。
	その他	建物及び危険物以外のものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の規定による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	省略
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

#### 4 弔慰金、見舞金等

##### 《災害弔慰金》

対 象	金 額	費用負担
死亡者が生計維持者の場合	500万円以内	国2/4、県1/4、市1/4
死亡者がその他の場合	250万円以内	同上

##### 《災害障害見舞金》

対 象	金 額	費用負担
精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国2/4、県1/4、市1/4
精神又は身体に著しい障害を受けた者がその他の場合	125万円以内	同上

##### 《被災者生活再建支援金》

##### 被災者生活再建支援法

	対 象	金 額	費用負担
数 複 数 世 帯 （ 世 帯 の 構 成 員 が 複	全壊で住宅を建設・購入する世帯	300万円	国1/2、県1/2
	全壊で住宅を補修する世帯	200万円	同上
	全壊で住宅を賃借する世帯	150万円	同上
	大規模半壊で住宅を建設・購入する世帯	250万円	同上
	大規模半壊で住宅を補修する世帯	150万円	同上
	大規模半壊で住宅を賃借する世帯	100万円	同上
	中規模半壊で住宅を建設・購入する世帯	100万円	同上
	中規模半壊で住宅を補修する世帯	50万円	同上
	中規模半壊で住宅を賃借する世帯	25万円	同上

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※ 実施主体は県で、県から事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して、支援金が支給される。

## 北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱

(1世帯につき)

区分	基礎支援金		加算支援金		合計	
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額		
複数世帯	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
	半壊解体・敷地被害 解体		補修	100万円	200万円	
			賃借	50万円	150万円	
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃借	50万円	100万円	
		中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
				補修	50万円	50万円
				賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円	
	半壊解体・敷地被害 解体		補修	75万円	150万円	
			賃借	37.5万円	112.5万円	
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	
			補修	75万円	112.5万円	
			賃借	37.5万円	75万円	
	中規模半壊	—	建設・購入	75万円	75万円	
			補修	37.5万円	37.5万円	
			賃借	18.75万円	18.75万円	

- ※ 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- ※ 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- ※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- ※ 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

## 5 県・消防庁連絡先

### 《本庁（災害対策本部）》

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎 2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)  052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部部局班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5320~5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)	
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-961-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内 (救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内 (火災・危険物))			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107	
	防災行政無線 無線発信番号 58-	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	58-600-1510			58-600-1514	
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	58-600-5250~5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	58-600-4695 (宿日直室)			同上	
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		aichi-saitaihonbu21@lion.och.ne.jp		
防災webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp				

**《尾張県民事務所》**

防災安全課 防災担当	(NTT) 052-961-7211 (直通) 052-961-1474	(防災行政無線) 602-2432・602-1101 ( " ) 602-1150 (FAX)
------------	---	--

**《消防庁》**

勤務時間内	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	7527 7537 (FAX)	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)
夜間・休日時 (消防庁宿直室)	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	7782 7789 (FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

## 第 7 参考

### 1 北名古屋市防災会議条例

北名古屋市防災会議条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 15 号

改正 平成 24 年 10 月 2 日 条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、北名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるとともに、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北名古屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (2) 西春日井広域事務組合の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 市の消防団長
  - (4) 市の教育長
  - (5) 市長が市の職員のうちから指名する者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるもの

とする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年10月2日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 北名古屋市災害対策本部条例

北名古屋市災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第16号

改正 平成24年10月2日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、北名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を処理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。



### 3 北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当の支給に関する条例

北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例

平成18年3月20日

条例第17号

改正 平成25年6月28日条例第35号

平成26年3月24日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下同じ。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第2条 派遣職員が住所又は居所を離れて北名古屋市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、北名古屋市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、平成25年8月20日から適用する。

別表（第2条関係）

施設の利用区分 北名古屋市の区域 に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## 4 北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月20日

条例第96号

改正 平成23年10月3日条例第20号

平成31年3月27日条例第5号

令和元年10月1日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者と生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者が、生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金を支給すべき遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる

被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年）とする。

(利率)

第14条

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規

定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の師勝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年師勝町条例第24号）又は西春町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年西春町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年10月3日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月27日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第55号

改正 平成31年3月29日規則第18号

令和元年10月1日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、北名古屋市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、北名古屋市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1）を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下

「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3)を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(様式第4)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支



払猶予申請書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の師勝町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年師勝町規則第10号）又は西春町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年西春町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和元年10月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

※様式第1～様式第16 省略

## 6 北名古屋市災害見舞金支給要綱

### 北名古屋市災害見舞金支給要綱

平成18年3月20日

告示第111号

改正 平成20年9月3日告示第217号

平成24年6月22日告示第219号

平成31年3月14日告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災者に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、火災等の災害をいう。

(見舞金の支給)

第3条 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、北名古屋市住民基本台帳に記録されている者が災害により、居住の用に供する住宅が次のいずれかに該当するときは、見舞金を支給する。

- (1) 浸水が床上以上に達したとき。
- (2) 災害等により一時的に居住できなくなったとき。
- (3) 火災等で住居が全半焼（全半壊）となったとき。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、一世帯につき1万円以内とする。

(見舞金の適用除外)

第5条 自然災害の被害が甚大で災害救助法（昭和22年法律第118号）が発令された場合は、災害見舞金を支給しないことができる。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成20年9月3日告示第217号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年8月28日から適用する。

附 則（平成24年6月22日告示第219号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録原票に登録されている者」を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年3月14日告示第39号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北名古屋市災害見舞金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に

生じた災害に係る見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る見舞金については、なお従前の例による。

## 7 北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

平成26年3月24日

告示第58号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災会に対して補助金及び防災資機材を交付することにより、地域における防災対策、災害対策及び減災対策の環境整備を図るとともに、自主防災会の良好な運営と活動の活性化、更には地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、自治会（北名古屋市自治会長会設置要綱（令和2年北名古屋市告示第45号）別表に規定する区域単位の住民で組織される自治組織をいう。以下同じ。）単位の住民で組織される自主防災会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災会が第1条に規定する目的の達成に向けて実施する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 自主防災会の運営に必要な物品類の購入
- (2) 訓練、講習会、研修会その他これらに類する行事の開催に必要な物品類の購入
- (3) 別表第1に掲げる消防資機材若しくは防災資機材の購入、修繕若しくは詰め替え又は防災備蓄品の購入

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に伴って生ずる郵送費、運送費、振込手数料等の二次的経費については、補助対象経費としない。

(補助率)

第5条 補助対象経費に係る補助率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に係る補助対象経費 100分の100
- (2) 第3条第3号に係る補助対象経費 100分の50

(補助金の額等)

第6条 1年度において、1自主防災会に対して交付する補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、当該年度中に当該自主防災会が執行した補助対象経費に前条各号の区分ごとに定める補助率を乗じて得た額の総額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 世帯数500以下の自治会に属する自主防災会 170,000円
- (2) 世帯数501以上1,000以下の自治会に属する自主防災会 200,000円

- (3) 世帯数 1,001 以上 1,500 以下の自治会に属する自主防災会 370,000 円
- (4) 世帯数 1,501 以上 2,000 以下の自治会に属する自主防災会 400,000 円
- (5) 世帯数 2,001 以上 2,500 以下の自治会に属する自主防災会 570,000 円
- (6) 世帯数 2,501 以上 3,000 以下の自治会に属する自主防災会 600,000 円
- (7) 世帯数 3,001 以上 3,500 以下の自治会に属する自主防災会 630,000 円
- (8) 世帯数 3,501 以上 4,000 以下の自治会に属する自主防災会 660,000 円
- (9) 世帯数 4,001 以上の自治会に属する自主防災会 690,000 円

2 補助金の限度額判定に用いる世帯数は、毎年、市が公表する 4 月 1 日現在の数値とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 自主防災会は、補助金の交付を受けようとする場合は、自主防災会事業補助金交付申請書(様式第 1。以下「補助金交付申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2)
- (2) 事業収支予算書(様式第 3)
- (3) 見積書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、自主防災会から補助金交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付額を決定し、自主防災会事業補助金交付決定通知書(様式第 4。以下「補助金交付決定通知書」という。)により、その旨を当該自主防災会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付に関し必要と認める場合は、補助金交付決定通知書に条件を付すことができるものとし、自主防災会は、これを遵守しなければならない。

(事業内容の変更等)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた自主防災会は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、自主防災会事業変更・中止届(様式第 5)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、自主防災会から前項の規定による届出があった場合に、当該届出により交付決定した補助金の額を変更する必要があるときは、当該交付決定した補助金の額を変更し、自主防災会事業補助金変更交付決定通知書(様式第 6)により、その旨を当該自主防災会に通知するものとする。

(事業の完了及び実績報告)

第 10 条 第 8 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による通知を受けた自主防災会は、

当該通知に係る補助対象事業を完了した場合は、自主防災会事業完了・実績報告書（様式第7。以下「完了・実績報告書」という。）により、その旨を市長に報告するとともに、自主防災会事業補助金請求書（様式第8。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 完了・実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9）
- (2) 事業収支報告書（様式第10）
- (3) 領収書の写し又は支払いを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付）

第11条 市長は、自主防災会から完了・実績報告書及び請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、当該自主防災会に補助金を交付するものとする。

（検査等）

第12条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めた場合は、補助金の交付を申請した自主防災会に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとするのが明らかなとき。
- (2) 補助金の交付を申請した年度内において、当該申請に係る補助対象事業を完了することができないと認められるとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は自主防災会事業補助金交付決定取消通知書（様式第11）により、補助金の全部又は一部を返還させる場合は自主防災会事業補助金返還通知書（様式第12）により、その旨を当該自主防災会に通知するものとする。

（自主防災会の設立に伴う防災資機材の交付）

第14条 市長は、自主防災会の設立に伴い別表第2に掲げる防災資機材の全部及び別表第3に掲げる防災資機材のうち当該自主防災会が必要とする防災資機材を交付するものとする。

2 前項の規定による防災資機材の交付は、自主防災会設立時の1回に限るものとする。ただし、やむを得ない事情により市長が必要であると認めた場合は、この限りでない。

3 自主防災会は、別表第3に掲げる防災資機材の交付を受ける場合は、防災資機材交付申請書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

4 自主防災会は、第1項及び第2項の規定により防災資機材の交付を受けた場合

は、防災資機材受領書（様式第14）を市長に提出しなければならない。

（管理義務）

第15条 この要綱の規定により防災資機材の交付を受けた自主防災会は、当該防災資機材の適正な管理及び運用に努めなければならない。

（譲渡等の禁止）

第16条 この要綱の規定により防災資機材の交付を受けた自主防災会は、当該防災資機材を第1条に規定する目的以外に使用し、若しくは他に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の了承を得た場合は、この限りでない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金及び防災資機材の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（北名古屋市自主防災組織事業補助金等交付要綱及び北名古屋市消防防災事業補助金交付要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 北名古屋市自主防災組織事業補助金等交付要綱（平成18年北名古屋市告示第90号）

(2) 北名古屋市消防防災事業補助金交付要綱（平成18年北名古屋市告示第91号）

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の北名古屋市自主防災組織事業補助金等交付要綱及び北名古屋市消防防災事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月10日告示第45号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

区分	補助対象品目
消防資機材	40ミリホース、筒先、媒介金具、開栓器、ホース収納箱、消火器、消火器収納箱、可搬式小型動力ポンプ、スタンドパイプ、組立型水槽その他初期消火の用に供する資機材
防災資機材	携帯用無線通信機、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロック、ジャッキ、バール、スコップ、のこぎり、掛け矢、ハンマー、はしご、ロープ、油圧式救助機器、ろ過器、救急医療具、防水シート、テント、毛布、マット、簡易ベッド、担架、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災服、防災靴、ヘルメット、拡声器、懐中電灯、乾電池、収納庫その他防災の用に供する資機材
防災備蓄品	アルファ米、クラッカー、カンパン、ビスケット、みそ汁、けんちん汁、ミルク、缶詰等の保存食糧及び保存飲料水

別表第2（第14条関係）

防災資機材品目	数量	備考
会旗及びポール （収納袋付）	1式	会旗には、市章、市名及び自主防災会名を名入れする。
ヘルメット	10個	市章及び市名を名入れする。
腕章	5枚	
拡声器	1台	ハンド型の単三乾電池6個使用程度のもので警報付とする。
懐中電灯	2個	単一乾電池4個使用程度のものとする。
収納庫	1基	間口2.6m、奥行1.8m、高さ2.0m程度のものとする。
救助工具 （収納袋付）	1式	工具は、ハンマー、ボルトクリッパー、バール、折り畳み式のこぎり及びロープとする。

別表第3（第14条関係）

防災資機材品目	点数	備考
ヘルメット	15点	市章及び市名を名入れする。
腕章	5点	
拡声器	180点	ハンド型の単三乾電池6個使用程度のもの で警報付とする。
懐中電灯	15点	単一乾電池4個使用程度のものとする。
担架	150点	布張型とする。
消火器	70点	10型とする。
三角消火バケツ	20点	容量7ℓ程度とする。
避難用ロープ	10点	φ8mmの10mとする。

備考

- 1 点数は、防災資機材一つ当たりの点数である。
- 2 表に掲げる防災資機材の交付申請については、防災資機材の品目ごとに定める点数にそれぞれ必要数を乗じ、その合計点数が350点以内となる数で申請すること。

※様式第1～様式第14 省略

## 8 北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱

### 北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年11月12日  
告示第198号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対する北名古屋市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の支給対象者（以下「支援対象者」という。）は、自然災害による被災世帯の世帯主（主として生計を維持している者をいう。以下同じ。）とする。ただし、特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者とする。

(支援金の支給)

第4条 市長は、次の各号に掲げる支援対象者に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。以下同じ。）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。以下同じ。）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（第

2号及び第3号に掲げる世帯を除く。)をいう。以下同じ。)

(5) 中規模半壊世帯(当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(前3号に掲げる世帯を除く。))

2 加算支援金の支給は、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

3 支援金の支給は、口座振込とする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、被災者生活再建支援金支給申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在地及び世帯の構成が確認できる市が交付する証明書の写し

(2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書の写し

(3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書の写し

(4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けたものが申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書の写し

(5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市による証明書の写し

(6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借したことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画

(7) 振込口座を確認できる預金通帳の写し等の書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第6条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、当該期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、当該期間を延長することができる。

(支給等の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による支援金の支給申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(状況報告)

第8条 前条の規定により支給決定を受けた支援対象者（以下「支給決定者」という。）は、第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第4）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第5）により支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、被災者生活再建支援金返還請求書（様式第6）により、支給決定者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還期限までに定められた返還額が返還されなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じて、その返還額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を加えて市に返還させるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害に係る支援金について適用する。

附 則（令和3年9月14日告示第282号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

（1世帯につき）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	半壊解体・敷地被害解体		補修	100万円	200万円
	長期避難		賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	半壊解体・敷地被害解体		補修	75万円	150万円
	長期避難		賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

## 備考

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

※様式第1～様式第6 省略

## 9 行政機関等

### 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
中部管区警察局	(052)-951-6000	名古屋市中区三の丸 2-1-1
東海財務局	(052)-951-1772	名古屋市中区三の丸 3-3-1
東海北陸厚生局	(052)-971-8831	名古屋市東区白壁 1-15-1
東海農政局	(052)-201-7271	名古屋市中区三の丸 1-2-2
中部森林管理局	(052)-683-9206	名古屋市熱田区熱田西町 1-20
中部経済産業局	(052)-951-2683	名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部近畿産業保安監督部	(052)-951-0558	名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部運輸局	(052)-952-8002	名古屋市中区三の丸 2-2-1
中部地方整備局	(052)-953-8357	名古屋市中区三の丸 2-5-1
大阪航空局中部空港事務所	(0569)-38-2155	常滑市セントレア 1-1
名古屋海上保安部	(052)-661-1615	名古屋市港区入船 2-3-12
第四管区海上保安本部	(052)-661-1611	名古屋市港区入船 2-3-12
名古屋地方気象台	(052)-751-5124	名古屋市千種区日和町 2-18
〃 夜間・休日	(052)-751-0909	
東海総合通信局	(052)-971-9210	名古屋市東区白壁 1-15-1
愛知労働局	(052)-972-0251	名古屋市中区三の丸 2-5-1
中部地方環境事務所	(052)-955-2130	名古屋市中区三の丸 2-5-2
近畿中部防衛局	(052)-952-8223	名古屋市中区三の丸 2-2-1
国土地理院中部地方測量部	(052)-961-5638	名古屋市中区三の丸 2-5-1

### 自衛隊

機 関 名	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊第 10 師団	(052)-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1
陸上自衛隊第 35 普通科連隊	(052)-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1
陸上自衛隊第 10 特科連隊 (豊川駐屯地)	(0533)-86-3151	豊川市穂ノ原 1-1
海上自衛隊横須賀地方総監部	(046)-822-3500	横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊小牧基地	(0568)-76-2191	小牧市春日寺 1-1

指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
日本郵便株式会社東海支社 (経営管理本部総務・人事部)	(052)-446-8220	名古屋市中村区名駅 1-1-1
西日本電信電話株式会社名古屋支店 (設備部災害対策担当)	(052)-291-2225	名古屋市中区大須 4-9-60 (NTT上前津ビル)
日本銀行名古屋支店(文書課)	(052)-222-2000	名古屋市中区錦 2-1-1
日本赤十字社愛知県支部 (事業部救護・事業推進課)	(052)-971-1591	名古屋市東区白壁 1-50
日本放送協会名古屋放送局 (企画総務部計画管理)	(052)-952-7000	名古屋市東区東桜 1-13-3
中日本高速道路株式会社名古屋支社 (保全・サービス事業部企画統括チーム)	(052)-222-1181	名古屋市中区錦 2-18-19 (三井住友銀行名古屋ビル)
中部国際空港株式会社空港運用本部空港 (運用部保安・防災G)	(0569)-38-7777	常滑市セントレア 1-1 (第1セントレアビル内)
独立行政法人国立病院機構 (東海北陸グループ)	(052)-968-5171	名古屋市中区三の丸 4-1-1 (名古屋医療センター内)
独立行政法人地域医療機能推進機構東海 北陸地区事務所(総務部総務経理課)	(052)-698-2283	名古屋市南区三条 1-1-10 (中京病院健康管理センター 内)
独立行政法人水資源機構中部支社 (事業部水管理・防災課)	(052)-231-7541	名古屋市中区三の丸 1-2-1
電源開発株式会社(中部支店・中地域流 通システムセンター業務G)	(0568)-81-2300	春日井市十三塚町 1-43
KDDI株式会社中部総支社(管理部)	(052)-747-8071	名古屋市西区名駅 2-27-8
東海旅客鉄道株式会社 (東海鉄道事業本部管理部総務課)	(052)-564-2396	名古屋市中村区名駅 1-3-4
日本貨物鉄道株式会社東海支社(総務課)	(0587)-24-3709	稲沢市駅前 1-9-3
東邦瓦斯株式会社(総務部防災統括グル ープ)	(052)-872-9681	名古屋市熱田区桜田町 19-18
日本通運株式会社名古屋支社(総務担当)	(052)-551-9851	名古屋市中村区名駅南 4-12- 17
福山通運株式会社(総務課)	(084)-924-2007	広島県福山市東深津町 4-20-1
ヤマト運輸株式会社中部支社 (CSR担当)	(0568)-77-1010	豊田市生駒町切戸 21-1
佐川急便株式会社東京本社 (CSR推進部)	(03)-3699-3340	東京都江東区新砂 2-2-8
西濃運輸株式会社(総務部)	(0584)-81-1111	岐阜市大垣市田口町 1
中部電力株式会社(総務部防災グループ)	(052)-951-8211	名古屋市東区東新町 1
関西電力株式会社東海支社 (業務グループ)	(052)-931-1521	名古屋市東区泉 2-27-14
株式会社NTTドコモ東海支社 (ネットワーク部災害対策室)	(052)-968-7938	名古屋市東区東桜 1-1-10
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 (カスタマサービス部危機管理室)	(0570)-03-9909	東京都千代田区大手町 2-3-5
ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)	(087)-825-1801	香川県高松市寿町 2-27
ユニー株式会社(総務人事部)	(0587)-24-8030	稲沢市天池五反田町 1



株式会社セブン&アイ・ホールディングス（総務部）	(03)-6238-2111	東京都千代田区二番町8-8
株式会社イトーヨーカ堂 （株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部）	(03)-6238-2111	東京都千代田区二番町8-8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン （株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部）	(03)-6238-3711	東京都千代田区二番町8-8
株式会社ローソン （コンプライアンス・リスク統括室）	(03)-5435-1594	東京都品川区大崎1-11-2ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社ファミリーマート （総合企画部経営企画室）	(03)-3989-6658	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60

指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
愛知県土地改良事業団体連合会 （総務部総務課）	(052)-551-3611	名古屋市西区栄生 1-18-25
愛知県尾張水害予防組合 （事務局）	(0586)-72-8555	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4（愛知県一宮建設事務所内）
名古屋港管理組合 （総務部危機管理室）	(052)-654-7818	名古屋市港区港町 1-11
中部瓦斯株式会社 （豊橋支店管理グループ管理チーム）	(0532)-32-5511	豊橋市神野新田町字テノ割 1
犬山瓦斯株式会社 （供給部供給管理課）	(0568)-61-0002	犬山市大字犬山字中野 2
津島瓦斯株式会社（総務経理課）	(0567)-28-1331	津島市錦町 2
一般社団法人愛知県トラック協会 （総務部総務課）	(052)-871-1921	名古屋市瑞穂区新開町 12-6 （愛知県トラック会館内）
名古屋鉄道株式会社 （鉄道事業本部計画部管理課）	(052)-825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18-1
近畿日本鉄道株式会社（鉄道本部 名古屋輸送統括部運輸部運行課）	(059)-354-7021	四日市市鶴の森 1-16-11
豊橋鉄道株式会社 （総務部内部統制担当）	(0532)-53-2131	豊橋市駅前大通 1-46-1
名古屋臨海鉄道株式会社 （総務部総務課）	(052)-613-5001	名古屋市南区滝春町 12-3
衣浦臨海鉄道株式会社 （総務部総務課）	(0569)-22-9681	半田市 11 号地 19-2
愛知環状鉄道株式会社 （総務部総務人事課）	(0565)-33-2931	岡崎市北野町二番訳 68
株式会社東海交通事業 （鉄道部輸送課）	(052)-504-3002	名古屋市西区八筋町 8-1
名古屋臨海高速鉄道株式会社 （総務部総務課）	(052)-383-0954	名古屋市港区十一屋 1-46
愛知高速交通株式会社 （総務部総務課）	(0561)-61-4781	長久手市茨ヶ廻間 1533-736
株式会社中日新聞社（編集局）	(052)-201-8811	名古屋市中区三の丸 1-6-1
株式会社朝日新聞社 （名古屋本社統括センター）	(052)-231-8131	名古屋市中区栄 1-3-3
株式会社毎日新聞社 （中部本社代表室総務グループ）	(052)-324-1100	名古屋市中区正木 2-3-1

株式会社読売新聞東京本部中部支社（編集センター）	(052)-211-1151	名古屋市中区栄 1-17-6
株式会社中部経済新聞社（編集局）	(052)-561-5212	名古屋市中村区名駅 4-4-10
株式会社日本経済新聞社名古屋支社（総務グループ）	(052)-243-3311	名古屋市中区栄 4-16-33
株式会社産業経済新聞社中部総局	(052)-582-6551	名古屋市中村区名駅南 1-24-30（名古屋三井ビル本館内）
株式会社時事通信社名古屋支社（編集部）	(052)-231-4583	名古屋市中区錦 2-2-13（名古屋センタービル内）
一般社団法人共同通信名古屋支社（編集部）	(052)-211-2821	名古屋市中区三の丸 1-6-1
株式会社CBCテレビ（報道局報道部）	(052)-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8
株式会社CBCラジオ（編成業務部）	(052)-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8
東海ラジオ放送株式会社（制作局報道部）	(052)-951-2525	名古屋市東区東桜 1-14-27
東海テレビ放送株式会社（報道部）	(052)-951-2511	名古屋市東区東桜 1-14-27
名古屋テレビ放送株式会社（ニュース情報センター）	(052)-331-8111	名古屋市中区橘 2-10-1
中京テレビ放送株式会社（報道局）	(052)-588-4575	名古屋市中村区平池町 4-60-11
株式会社エフエム愛知（編成制作部）	(052)-263-5141	名古屋市中区千代田 2-15-18（名古屋通信ビル内）
テレビ愛知株式会社（報道制作局）	(052)-203-0250	名古屋市中区大須 2-4-8
株式会社ZIP-FM（編成局編成制作部）	(052)-973-0778	名古屋市中区丸の内 3-20-17
株式会社Radio NEO（放送技術部）	(052)-841-7950	名古屋市瑞穂区北原町 1-33-2
愛知県道路公社（事業部事業課）	(052)-961-1621	名古屋市中区丸の内 3-19-30（愛知県住宅供給公社ビル内）
名古屋高速道路公社（総務部総務課）	(052)-919-5400	名古屋市北区清水 4-17-30（名古屋高速道路公社黒川ビル内）
公益社団法人愛知県医師会（医療事業部地域医療第一課）	(052)-241-4136	名古屋市中区栄 4-14-28
一般社団法人愛知県歯科医師会（事業第2課）	(052)-962-8020	名古屋市中区丸の内 3-5-18
一般社団法人愛知県薬剤師会（事務局）	(052)-231-2261	名古屋市中区丸の内 2-3-1
公益社団法人愛知県看護協会	(052)-871-0711	名古屋市昭和区円上町 26-18
一般社団法人愛知県病院協会（事務局）	(052)-263-0800	名古屋市中区栄 4-14-28（愛知県医師会館内）
一般社団法人愛知県LPガス協会（業務課）	(052)-261-2896	名古屋市中区大須 4-1-70（TANAKA名古屋ビル内）

愛知県（本庁及び主な地方機関）及び近傍市町村

機 関 名	電話番号	所 在 地
(愛知県庁) 防災安全局防災部 消防保安課 災害対策課 通信担当 (FAX) [愛知県災害対策本部広報部] (直通) (FAX)	(052)-961-2111 (内線 2511) 951-1382 951-3800 961-3622 (052)-971-7104 (052)-971-7106	名古屋市中区三の丸 3-1-2
尾張県民事務所 防災担当 (直通) [尾張方面本部災害対策 センター] (直通)	(052)-961-7211 (052)-961-1474 (052)-973-4595	名古屋市中区三の丸 2-6-1
(建設事務所等) 尾張建設事務所 一宮建設事務所 清須保健所	(052)-961-7211 (0586)-72-1411 (052)-401-2100	名古屋市中区三の丸 2-6-1 一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 清須市春日振形 129 番地 (清須市春日老人福祉センター内)
(農林水産事務所) 尾張農林水産事務所 尾張農林水産事務所一宮支所	(052)-961-7211 (0586)-45-7121	名古屋市中区三の丸 2-6-1 一宮市花池 1-4-35
一宮市役所 (総合政策部危機管理課) 小牧市役所 (市民生活部防災危機管理課) 岩倉市役所 (総務部協働安全課) 豊山町役場 (総務部防災安全課) 清須市役所 (危機管理部危機管理課)	(0586)-28-8959 (0568)-76-1171 (0587)-38-5831 (0568)-28-0355 (052)-400-2911	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 小牧市堀の内三丁目 1 番地 岩倉市栄町 1 丁目 66 番地 豊山町大字豊場字新栄 260 番地 清須市須ヶ口 1238 番地

警察及び他の関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
西枇杷島警察署	(052)-501-0110	西枇杷島町弁天町 32-2
西春日井広域事務組合消防本部	(0568)-22-2511	井瀬木狭場 15
中部電力パワーグリッド株式会 社 北営業所	(052)-916-1267	名古屋市中区御成通 4-8
東邦ガス笠寺営業所	(052)-819-1817	名古屋市中区前浜通 3-8
西名古屋医師会 (休日急病診療所)	(0568)-23-8416	九之坪白山 39
北名古屋水道企業団	(0568)-22-1251	薬師寺山浦 1-1
北名古屋衛生組合	(0568)-22-3581	九之坪五反地 80
木津用水土地改良区	(0568)-72-3911	小牧市中央 1-346
西春郵便局 (総務課)	(0568)-22-2323	弥勒寺西 2-33

## 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

		救助の程度及び方法		救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
収容施設の供与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することがある。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,660,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>
炊出しその他による食品の給与	炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする</p>	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。</p>

及び飲料水の供給	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により1時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p>	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内にも完了するものとする。			
		<table border="1"> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </table>		季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
		季別 世帯区分		夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	
		1人世帯		18,400円	30,400円	
		2人世帯		23,700円	39,500円	
		3人世帯		34,900円	55,000円	
		4人世帯		41,800円	64,300円	
		5人世帯		53,000円	80,900円	
		6人世帯以上		53,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額	80,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額	
		(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯				
		<table border="1"> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </table>		季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
		季別 世帯区分		夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	
		1人世帯		6,000円	9,800円	
		2人世帯		8,100円	12,700円	
3人世帯	12,100円	18,000円				
4人世帯	14,700円	21,400円				
5人世帯	18,600円	27,000円				
6人世帯以上	18,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額				

		(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額		
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	

<p>災害にかかった住宅の応急修理</p>	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり576,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、一件(一世帯)当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 二年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p> <p>(3) 担保 連帯保証人一人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程が特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり4,300円 中学校生徒 1人当たり4,600円 高等学校等生徒 一人当たり5,000円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>

	<p>(1) 教科書(小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあっては教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあっては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり210,400円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり168,300円</p>	<p>埋葬は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額)</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり5,300円(輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。)</p>	<p>死体の処理は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>



		(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。 (1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 死体の捜索の場合 (7) 死体の処理の場合	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

※ (愛知県災害救助法施行細則 別表第1)

## 1 1 災害救助に係る愛知県資源配分計画

### 1 目的

本計画は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法（以下「法」という。）が適用されるような大規模災害時に、法第2条の3に基づく県の連絡調整（以下「広域調整」という。）の下で、被災者に公平かつ迅速な救助を行うことを目的に、県、救助実施市、国の機関等及び関係団体で、災害救助に係る資源の配分方針、調整手順、各々の役割、平時・災害発生時の連携体制等を定める。

### 2 対象とする災害

救助実施市を含む複数の県内市町村に法が適用された広域的な災害に適用する。救助実施市のみが法適用となる局所的災害においては、本計画は適用しない。なお、本計画の適用に係わらず、救助実施市からの支援要請を受けた場合等は、県は救助実施市が資源の確保を迅速かつ適切に行えるよう対処する。

### 3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者への公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(1) 対象となる資源の例（法による救助の種類）

救助の種類	対象とする主な資源
避難所の設置	生活用品等 / 輸送事業者
炊き出しその他食品の給与	食料、飲料 / 輸送事業者
飲料水の供給	給水車 / 給水資材（ポリタンク等）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	生活必需品 / 輸送事業者
学用品の給与	学用品 / 輸送事業者
医療及び助産	医療救護チーム / 医薬品等
被災者の救出	資機材（舟艇その他救出のための機械等）
埋葬	資機材（棺・ドライアイス等）
応急仮設住宅の供与	建設事業者 民間賃貸住宅（空き家） / 不動産業者
被災した住宅の応急修理	施工業者
障害物の除去	施工業者

（上記以外の主なもの）

- ・その他の救援物資、当該物資の輸送に係る事業者や民間所有物資拠点
- ・国がプッシュ型で調達する救援物資
- ・県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会等の広域的な枠組みを活用して調整する資源
- ・その他広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源
- ・避難所等となる旅館・ホテル等の宿泊施設
- ・法第7条に規定する「従事命令」に係るもの

(2) 対象外となる資源の例

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域内で緊急的に調達する物資（地元の商店街等から調達する物資）
- ・市町村独自の自治体間協定、カウンターパート、指定都市市長会等による支援物資

#### 4 資源供給計画の策定

資源の配分にあたっては、市町村の要請を受けて県が調達・供給する「プル型支援（災害対策基本法（以下「災対法」という。）第86条の16第1項）」を基本とする。

ただし、発災後数日間は、被災市町村において被害状況が的確に把握できないおそれがあるため、「5 配分の目安」を勘案し、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災対法第86条の16第2項）」による配分を行う。

(1) プッシュ型支援

災害発生後、県により、直ちに被害予測、被害報告等を勘案し、推定される避難者数等を基に、「5 配分の目安」を参考に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模や時期等、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。一定期間経過後の資源配分の考え方については、各市町村の人的及び住家被害状況等を踏まえ、資源供給計画を更新することとする。

なお、発災直後3日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県がプッシュ型又はプル型支援の手順による調達を行う。

(2) プル型支援

発災後から一定期間の経過後、県は、市町村からの物資等の要請を受け、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関等の応援による供給可能量、輸送時期を把握し、救助実施市と調整した上で、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

## 5 配分の目安

発災直後のプッシュ型支援に活用する配分の目安については、県及び救助実施市の人口按分及び想定される被害想定等を勘案し、県及び救助実施市による迅速な救助を実施するため、あらかじめ、「県：救助実施市＝7：3」とすることとする。（参考①及び②）

なお、医療や応急仮設住宅等、個別計画等であらかじめ資源配分の手順等が定められている場合は、その計画に基づき、県において資源配分・供給を行う。

参考① 直近の国勢調査に基づく市町村別人口按分（平成27年10月1日現在）

区 分	人口（人）	人口割合（％）
愛知県（全体）	7,483,128	
名古屋市	2,295,638	31％
名古屋市以外の市町村	5,187,490	69％

参考② 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年5月作成）における「5地震参考モデル」の発災1週間後における避難者数

区 分	最大震度	避難者数（人）	避難者数割合（％）
愛知県（全体）	7	2,121,000	
名古屋市	6強	574,000	27％
名古屋市以外の市町村	7	1,547,000	73％

## 6 実施体制

県災害対策本部プロジェクトチームに、救助実施市、その他関係団体の連絡員等による「災害救助法資源配分チーム」を設置する。

災害救助法資源配分チームに、物資に関する事項について物資調整班（防災安全局）、医療に関する事項について医療調整班（保健医療局）、住宅に関する事項について住宅調整班（建築局）を必要に応じて設ける。

物資調整班は、資源配分の目安等を踏まえ、資源供給計画の策定及び更新、物資集配拠点の指定、輸送手段の確保等の調整について、緊急物資を扱うプロジェクトチーム（緊急物資チーム）と一体的な運用とする。

救助実施市は、発災後速やかに、資源配分の判断ができ、かつ救助実施市災害対策本部との連絡調整ができる権限を持つ職員を県に派遣する。

また、医療や応急仮設住宅等、個別計画がある資源配分については、必要に応じて、県の所管局が救助実施市等と連携して調整を行う。

なお、医療について調整を要する場合、医療調整班は、災害医療を扱うプロジェクトチーム（応急医療チーム）と一体的な運用とする。

さらに、住宅について調整を要する場合、住宅調整班は、応急仮設住宅の供与、

被災した住宅の応急修理、障害物の除去について、公営住宅等の一時使用許可を含めて調整を行う。

## 7 災害時の情報共有事項

県と救助実施市は、公平な救助を実施するため、下記の事項を始めとして、必要な情報を共有することとする。

- (1) 法適用情報（適用市町村、救助実施市内適用区）
- (2) 内閣府との特別基準の協議内容及び協議結果
  - ・協議内容（事前に県及び救助実施市で共有（避難所の設置、炊き出しその他食品の供与等の期間の延長を除く））
  - ・協議事項（事後に県及び救助実施市で共有）
- (3) 応急仮設住宅等
  - ・公営住宅等（活用可能戸数、入居募集方法）
  - ・建設型仮設住宅（建設戸数、建設時期、入居募集方法、仕様）
  - ・借上型仮設住宅（入居申込・契約方法、契約条件）等

## 8 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用について、それぞれ求償に応じる。その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように留意するものとする。

なお、県と救助実施市に係る応援等の求償事務については、別途、協議により定める。

## 9 平時における取組

- (1) 愛知県災害救助連絡調整会議の設置

県は、愛知県災害救助連絡調整会議を設置し、年1回以上開催して、資源配分計画の検証や連絡体制の確認等を行う。

会議の構成団体は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ共有する。
- (2) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保等、県が設置する災害救助法資源配分チームの設置、運営訓練を定期的実施（応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理の迅速な対応に係る手順の確認等を含む）する。
- (3) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するために、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。また、物資の円滑な供給を確保するため、中部運輸局がリストアップ

した施設を参考に物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

## 10 救助実施市以外の市町村の支援

### (1) 平時

県は、本計画に基づき公平な救助の実施が行えるよう、災害救助に関する研修等の充実に努める。

### (2) 災害時

県、救助実施市及び救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施することとし、救助実施市は、県の依頼により、被災状況に応じて、救助実施市以外の市町村の支援を行うこととする。

## 第8 用語解説

### 風水害等災害対策計画編・地震災害対策計画編

あ行	
溢水	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
一時避難場所	大規模火災や地震等の災害が発生した場合に、広域避難場所や指定された避難所（小・中学校や公民館等の公共施設や、要配慮者の場合は福祉施設）に集団で避難するために、地区の住民等が一時的に集まる比較的小規模なスペースの避難場所。
液状化現象	地震の揺れによって地盤が液体のような挙動をとる現象。液状化現象が発生すると、その上に建つ建築物が沈んだり、倒れたりする。一方で、地下埋設物（マンホールや共同溝等）は浮き上がり、地表に飛び出すことがある。
応急危険度判定	大規模地震発生後の二次災害を防止するために、応急危険度判定士が行う建築物の安全度の評価。
か行	
海溝型地震	「海洋型地震」とも呼ばれ、海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震の総称。海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側のプレートの下に潜り込もうとする海側のプレートに引きずられて、たわんだ大陸側のプレートが跳ね返って発生する。
活断層	地質学的に極めて近き時代（新生代第4紀）まで地殻運動を繰り返してきた断層で、今後も活動する可能性のある断層。
冠水	洪水や津波等で、田畑や作物等が水をかぶること。これに対して、洪水や津波等で水が入ってきたり、モノが水に浸ったりすることを「浸水」という。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づき各地の主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報のこと。
緊急輸送道路	災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶための道路。高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する。

警戒宣言	大規模地震対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発令する、地震防災対策強化地域に関わる地震が発生するおそれがあると警告する宣言。現在、「東海地震」が対象であり、内閣総理大臣は、地震予知情報を受けた後、直ちに閣議に諮り宣言する。
減災	自然災害の発生そのものは事前に防ぐことができないため、いざ災害が発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための取り組み。
高齢者等避難	一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。必要に応じ、発令とあわせて避難場所を開設する。 夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者避難等を発令する。
さ行	
災害救助法	災害時に被災者保護と社会秩序の保全を目的とした法律。第一章の第一条において「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする」とされている。
要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、避難する等の行動を取るのに支援を要する人。（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等）
災害対策基本法	死者・行方不明5,000人以上を含む多大な被害をもたらした1959年9月の伊勢湾台風を契機として、総合的かつ計画的な防災行政の確立と推進を図ることを目的として制定された法律。
自主防災組織	地域の人々が自発的に防災活動を行う組織。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。
指定避難所	大規模災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間避難生活を行う施設。
自助・共助・公助	自助は、個人や家庭で日頃から災害に備えたり、災害時の自主的な避難等により自分の身を自分で守ることであり、共助とは、地域住民が互いに助け合うことをいう。公助とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供等、公的支援をいう。



水防計画	水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画。
水防団	水防法に基づき、水防管理団体が水防活動を行うために設置する組織。また、水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村、水防事務組合、水害予防組合等をいう。
た行	
耐震改修促進計画	地震による建築物の被害及びこれに起因する人名や財産の損失を未然に防止するため、住宅及び建築物の耐震化の促進を目的とした計画。
直下型地震	内陸型地震とも呼ばれ、内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震。地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震と、陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎあう境界付近で岩盤が破壊されて起こる地震がある。
特定事象	原子力施設から周辺の環境に放射線が放出されるおそれのある状態。原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づいて、原子力防災管理者は政府・地方公共団体に通報しなければならない。
東海地震	駿河湾西岸から遠州灘東部を震源域として、近い将来発生する可能性が高いとされる大地震。
な行	
内水氾濫	豪雨時に堤内地に水がたまって氾濫する現象。
内陸型地震	直下型地震とも呼ばれ、内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震。地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震と、陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎあう境界付近で岩盤が破壊されて起こる地震がある。
南海トラフ巨大地震	静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の海底の溝（トラフ）沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震。
二次災害	最初に起こった災害によって、火災や建物の崩壊等、さらに別の災害が起きること。最初の被害よりも被害が大きくなることもある。
は行	
ハザードマップ	火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。
避難場所	大規模な災害発生時に一時的に避難する場所。

福祉避難所	災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れて保護する施設。国がガイドラインで自治体に指定を促しており、一般にバリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校等を自治体が予め指定する。
防災	災害を未然に防ぎ、被害を出さないための取り組み。しかし、自然災害の発生そのものは事前に防ぐことができないため、今日では、被害を最小限にするための取り組み（減災）が重要視されている。
ま行	
マグニチュード	地震の規模の大小を定量的に表した数値。震度は地震による地面の揺れ（地震動）の強さを表す。
A	
B C P Business Continuity Planning	事業継続計画（業務継続計画）。潜在的損失によるインパクトの認識を行い実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にする計画。災害や事故発生時に、直後の業務レベルの向上と業務立ち上げ時間の短縮を図り、適切な業務を執り行うことを目的とする。
D I G Disaster Imagination Game	災害図上訓練。地域で大規模な災害が発生する事態を想定して、地図と地図の上にかける透明シート、ペン等を用いて、危険が予測される地区や想定される事態をシートの上書き込んでいく訓練方法。
D M A T Disaster Medical Assistance Team	医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
P T S D Posttraumatic stress disorder	心的外傷後ストレス障害。生死にかかわるような危険にあったり、死傷の現場を目撃したりする等の体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続ける精神的な後遺症のこと。

## 原子力災害対策計画編

あ行	
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適当量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということの意味している。
か行	
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
原子力緊急事態宣言	原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。 (1) 原子力緊急事態が発生した旨 (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域 (3) 原子力緊急事態の概要 (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者等に対して周知させるべき事項
原子力災害	本市及び周辺市町村における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害。
さ行	
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
た行	
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
は行	
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壌に吸着しやすい性質を持つ。セシウム137の半減期は約30年。セシウム134は約2年。
放射性同位元素（放射性同位体）	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。

放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
放射性物質災害	放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等）の取扱いに係る災害。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。ヨウ素131の半減期は8日間。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
A	
B q (ベクレル)	放射能の量を表す単位。1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。
c p m Counts per minute	放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
E A L Emergency Action Level	避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。
I A E A International Atomic Energy Agency	国際原子力機関。世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
O I L Operational Intervention Level	主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。
P A Z Precautionary Action Zone	発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5km。
P P A Plume Protection Planning Area	放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。
S v (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
U P Z Urgent Protective Action Planning Zone	発電用原子炉施設のうち緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30km他。

# 様式集



## 目 次

様式 1	災害概況速報（第 1 報）	1
様式 2	災害発生状況等（速報・確定報告）	2
様式 3	人的被害	3
様式 4	避難状況・救護所開設状況	4
様式 5	公共施設被害	5
様式 6	避難命令（勧告）記録簿	6
様式 7	被害状況調査用紙（り災者台帳）	7
様式 8	り災証明書（仮）	9
様式 9	り災証明書	10
様式 10	避難所収容台帳	11
様式 11	避難所用物品受払簿	11
様式 12	避難所設置及び収容状況	12
様式 13	り災者救出状況記録簿	12
様式 14	り災者救出用機械器具燃料受払簿	13
様式 15	り災者救出用機械器具修繕簿	13
様式 16	炊き出し給与簿	14
様式 17	炊き出し用物品借用簿	14
様式 18	炊き出しその他による食品給与物品受払簿	15
様式 19	飲料水供給記録簿	15
様式 20	給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿	16
様式 21	給水用機械器具修繕簿	16
様式 22	世帯構成員別被害状況	17
様式 23	物資受払簿	17
様式 24	物資給与及び受領簿	18
様式 25	医療救護班診療記録	18
様式 26	保健衛生班医薬品衛生材料使用簿	19
様式 27	医療救護班の活動記録	19
様式 28	医薬品衛生材料受払簿	20
様式 29	病院・診療所医療実施状況	20
様式 30	助産台帳	21
様式 31	遺体捜索状況記録簿	21
様式 32	遺体捜索用機械器具、燃料受払簿	22
様式 33	遺体捜索用機械器具修繕簿	22
様式 34	遺体処理台帳	23
様式 35	埋火葬台帳	23
様式 36	応急仮設住宅入居申請書	24
様式 37	応急仮設住宅入居決定通知書	25
様式 38	北名古屋市応急仮設住宅入居契約書	26
様式 39	応急仮設住宅入居者台帳	27

様式 4 0	住宅応急修理申請書	28
様式 4 1	住宅応急修理決定通知書	29
様式 4 2	住宅応急修理記録簿	30
様式 4 3	障害物除去の状況記録簿	30
様式 4 4	臨時雇上人夫勤務状況表	31
様式 4 5	学用品の購入（配分）計画表	32
様式 4 6	学用品交付簿	32
様式 4 7	交通規制実施記録簿	33
様式 4 8	輸送記録簿	33
様式 4 9	燃料及び消耗品受払簿（輸送関係）	34
様式 5 0	修繕費支払簿	34
様式 5 1	緊急通行車両等届出書	35
様式 5 2	緊急通行車両等確認証明書	36
様式 5 3	奉仕団等受入れ記録簿	37
様式 5 4	部隊等の派遣要請依頼書	38
様式 5 5	災害派遣部隊撤収要請依頼書	39
様式 5 6	被災者生活再建支援金支給申請書	40
様式 5 7	被災者生活再建支援金支給決定通知書	42
様式 5 8	被災者生活再建支援金支給却下決定通知書	43
様式 5 9	被災者生活再建支援金再建状況報告書	44
様式 6 0	被災者生活再建支援金支給決定取消通知書	45
様式 6 1	被災者生活再建支援金返還請求書	46
様式 6 2	生業資金貸与申請書	47
様式 6 3	（生業資金貸与）決定通知書	48
様式 6 4	生業資金借用証書	49
様式 6 5	生業資金貸与台帳	50
様式 6 6	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）	51
様式 6 7	避難・地震防災応急対策の実施状況報告	52



様式 1 (風水害等災害対策計画編第 3 篇第 3 章第 1 節 6 (7) 及び地震災害対策計画編第 3 編第 3 章第 1 節関係)

第 1 報

(市町村・愛知県用)

[災害概況速報]

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の概況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の概況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

様式 2 (風水害等災害対策計画編第 3 篇第 3 章第 1 節 6 (7) 及び地震災害対策計画編第 3 編第 3 章第 1 節関係)

災害発生状況等 (速報・確定報告)

月 日

原 因				発 生 日 時								
発 生 場 所												
発 信 機 関				発 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分				被 害								
区 分				被 害								
区 分				被 害								
人 的 被 害	死 者	1	人	河 川	橋 り よ う	31	か所	そ の 他	水 産 被 害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商 工 被 害	62	千円	
	負 傷 者	重 傷 者	3		人	越 水	33		か所	そ の 他	63	千円
		軽 傷 者	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被 害 総 額	64	千円
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港 湾 ・ 漁 港	35	か所	災 害 対 策 本 部	65	設置		
		6	世帯		砂 防	36	か所		設 置 状 況	66	廃止	
		7	人		清 掃 施 設	37	か所	避 難 の 勧 告 ・	67	地区		
	半 壊	8	棟		崖 く ず れ	38	か所	指 示 等 の 状 況	68	人		
		9	世帯		地 す べ り	39	か所	消 防 職 員 出 動 延 人 数	69	人		
		10	人		土 石 流	40	か所	消 防 団 員 出 動 延 人 数	70	人		
	一 部 破 損	11	棟		鉄 道 不 通	41	か所	避 難 所 数	71	所		
		12	世帯		被 害 船 舶	42	隻	避 難 人 数	72	人		
		13	人		水 道	43	戸	避 難 人 数 (うち自主避難)	73	人		
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	避 難 世 帯 数	74	世帯		
		15	世帯		電 気	45	戸	避 難 世 帯 数 (うち自主避難)	75	世帯		
		16	人		ガ ス	46	戸	被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 (経 過)				
		床 下 浸 水	17		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	47	か所				
	18		世帯		り 災 世 帯 数	48	世帯					
19	人		り 災 者 数	49	人							
非 住 家	公 共 建 物	20	棟	火 災 発 生	建 物	50	件	要 請 事 項				
	そ の 他	21	棟		危 険 物	51	件					
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	22	ha	そ の 他	52	件					
		冠 水	23	ha	公 立 文 教 施 設	53	千円					
	畑	流 失 ・ 埋 没	24	ha	農 林 水 産 施 設	54	千円					
		冠 水	25	ha	公 共 土 木 施 設	55	千円					
	文 教 施 設	26	か所	そ の 他 の 公 共 施 設	56	千円						
	病 院	27	か所	小 計	57	千円						
	道 路	損 壊	28	か所	そ の 他	農 業 被 害	58				千円	
冠 水		29	か所	林 業 被 害		59	千円					
(通 行 不 能)		30	か所	畜 産 被 害		60	千円					

(注) 速報の場合は 53 から 64 までの項目については報告する必要はない。

様式 3 (風水害等災害対策計画編第 3 篇第 3 章第 1 節 6 (7) 及び地震災害対策計画編第 3 編第 3 章第 1 節関係)

人的被害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発  生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名 ) (生年月日 ) 性別 ( )	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式 4 (風水害等災害対策計画編第 3 篇第 3 章第 1 節 6 (7) 及び地震災害対策計画編第 3 編第 3 章第 1 節関係)

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時刻		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示 の種別及び日時	世帯数	人数	屋内屋 外の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋 内 屋 外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋 内 屋 外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋 内 屋 外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋 内 屋 外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋 内 屋 外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収 容 人 数		実 施 機 関		
			重 傷	軽 傷			

様式 5 (風水害等災害対策計画編第 3 篇第 3 章第 1 節 6 (7) 及び地震災害対策計画編第 3 編第 3 章第 1 節関係)

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港 カ 道路 キ 鉄道 ク 電信・電話 ケ 電力 コ ガス サ 水道 シ その他 ( )		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 ・ 区 間		
	管 理 者	(電話 )	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		



様式7 (風水害等災害対策計画編第3編第2章第3節4(2)及び地震災害対策計画編第3編第2章関係)

(表)

年 月 日							災害
被害状況調査用紙(り災者台帳)							
住所							
居住者氏名							
1 世帯の状況(構成人員 名)							
世帯員氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業(学年)	死亡、行方不明負傷の別	課税状況
	世帯主						
2 家屋の状況							
構 造	延 床 面 積	自家・借家の別		被害の程度			
	㎡	自	借	A	B C		
3 家屋被害程度の内訳							
箇 所	屋 根 瓦 破 損	壁 破 損	床 破 損	建物の傾斜	小屋組損壊	軸組損壊	
程 度							
4 その他の被害							
上記のとおり調査しました。							
年 月 日							
調査員氏名							印

(注) 「自、借」及び[A、B、C]の欄は、その一つを○で囲むこと。  
被害のない部分については抹消する。

(裏)

り災証明書 発行月日	仮り災証明書	年 月 日		本り災証明書	第 号	
		年	月		日	年
災害救助法による 救助の状況	1 避難所への収容	6 医療		1 1	学用品の給与	
	2 応急仮設住宅の給与	7 助産		1 2	埋葬	
	3 炊き出し、その他による食品の給与	8 救出		1 3	遺体の搜索	
	4 飲料水の供給	9 住宅の応急修理		1 4	遺体の処理	
	5 被服、寝具、その他生活必需品の給与	1 0 生業資金の貸与		1 5	障害物の除去	
特記事項						

参考 家屋等被害調査基準（被害の程度）

被害査定箇所	全 壊 A	半 壊 B	一部破損 C
屋根瓦破損	70%以上	20%以上	20%未満
壁 //	70 //	20 //	20 //
床 //	70 //	20 //	20 //
建物の傾斜	45 度以上	20 度以上	20 度未満
小屋組損壊	50%以上	20%以上	20%未満
軸組損壊	50 //	20 //	20 //

- (注) 1 全壊とは上表の全壊欄の一つ以上に該当し、かつ居住することが不可能となり、また修理不可能なもの。
- 2 半壊とは上表の全壊又は半壊欄の一つ以上に該当し修理しなければ居住できないもの。
- 3 一部破損とは上表における半壊又は一部破損の欄の一つ以上に該当し、かつ半壊にいたらないもの。
- 4 破壊消防による全、半壊は、それぞれ前記の全壊、半壊とみなして取扱うものとする。



様式 8 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 2 章第 3 節 4 (2) 及び地震災害対策計画編第 3 編第 2 章関係)

第 号  
年 月 日

## 罹災証明書(仮)

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

その他追加記載事項欄	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北名古屋市長

様式 9 (風水害等災害対策計画編第3編第2章第3節4(2)及び地震災害対策計画編第3編第2章関係)

第 号  
年 月 日

## 罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

その他追加記載事項欄	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北名古屋市長

様式 10 (風水害等災害対策計画編第3編第9章第1節(5)及び地震災害対策計画編第3編第10章関係)

避難所収容台帳

北名古屋市

避難所

責任者 認 印	月 日	収容人員	物 品 使 用 状 況		記 事	備 考
			品 名	数 量		

- (注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 11 (風水害等災害対策計画編第3編第9章第1節(5)及び地震災害対策計画編第3編第10章関係)

避難所用物品受払簿

北名古屋市

品名	単位 呼称	年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入金額を記入しておくこと。
- 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 1 2 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 9 章第 1 節(5)及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 0 章関係)

避難所設置及び収容状況

北名古屋市

避難所の名称	所在地	種 別	開設期間	実人数	開設日数	延人員	備 考
計		既存建物					
		野外仮設					

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。  
 2 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

様式 1 3 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 5 章第 1 節 1(2)及び地震災害対策計画編第 3 編第 5 章関係)

り災者救出状況記録簿

北名古屋市

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金 額	備 考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		
						円	

- (注) 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。



様式 16 (風水害等災害対策計画編第3編第10章第2節2及び地震災害対策計画編第3編第11章関係)

炊出し給与簿

北名古屋市

炊出場

責任者

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
計	朝				
	昼				
	夕				

- (注) 1 炊き出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。  
 2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。  
 3 「給食内容」の欄は要すれば献立を記入すること。

様式 17 (風水害等災害対策計画編第3編第10章第2節2及び地震災害対策計画編第3編第11章関係)

炊き出し用物品借用簿

北名古屋市

品名	数量	期間	金額	所有者(管理者)氏名	使用避難場所の名称	備考
			円			

- (注) 「期間」欄は、「月日から月日まで日間」と記入すること。

様式 18 (風水害等災害対策計画編第3編第10章第2節2及び地震災害対策計画編第3編第11章関係)

炊き出しその他による食品給与物品受払簿

品名	単位 呼称						北名古屋市		
年	月	日	摘	要	受	払	残	備	考
			計						

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 19 (風水害等災害対策計画編第3編第10章第1節1及び地震災害対策計画編第3編第11章関係)

飲料水供給記録簿

北名古屋市

供給年月日	供給地区	対象人員	給水用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		
						円	

- (注) 1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えないこと。  
 2 給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

様式 2 0 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 0 章第 1 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 1 章関係)

給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品名	単位 呼称						北名古屋市		
年	月	日	摘	要	受	払	残	備	考
			計						

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 2 1 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 0 章第 1 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 1 章関係)

給水用機械器具修繕簿

							北名古屋市
給水用機械器具の名称	所有者(管理者)氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考	
					円		

- (注) 「故障の概要」には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。



様式 2 2 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 0 章第 3 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 1 章関係)

世帯構成員別被害状況

北名古屋市

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 以上 世帯	計	小学生	中学生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

様式 2 3 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 0 章第 3 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 1 章関係)

物資受払簿

北名古屋市

品名	単位 呼称						
年 月 日	摘 要			受	払	残	備 考
		県調達分					
		計					
		市調達分					

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 市町村の場合においては、最終行欄に都道府県よりの受入分及び市町村調達分別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式24（風水害等災害対策計画編第3編第10章第3節1及び地震災害対策計画編第3編第11章関係）

物資給与及び受領簿

北名古屋市

住居被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成数	
----------	--	----------------	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

（注）り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式25（風水害等災害対策計画編第3編第6章第1節2(1)及び地震災害対策計画編第3編第7章関係）

医療救護班診療記録

医療救護班

班長 医師

年月日	地区名	患者氏名	年令	病名	措置概要	備考

様式 26 (風水害等災害対策計画編第3編第6章第1節2(1)及び地震災害対策計画編第3編第7章関係)

保健衛生班医薬品衛生材料使用簿  
衛生班  
班長

医薬品衛生材料品名	単位呼称	単価	摘要	受	払	残	備考

- (注) 1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。  
2 「摘要」欄に、受入先を記入すること。  
3 「備考」欄に、払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

様式 27 (風水害等災害対策計画編第3編第6章第1節2(1)及び地震災害対策計画編第3編第7章関係)

医療救護班の活動記録

北名古屋市

期 間	医療班名	診療患者数	遺体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

- (注) 1 「診療患者数」欄は、延人員数を記入すること。  
2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。

様式 28 (風水害等災害対策計画編第3編第6章第1節2(1)及び地震災害対策計画編第3編第7章関係)

医薬品衛生材料受払簿

品名	単位 呼称	年 月 日	摘 要	北名古屋市			備 考
				受	払	残	
計							

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 29 (風水害等災害対策計画編第3編第6章第1節2(1)及び地震災害対策計画編第3編第7章関係)

病院・診療所医療実施状況

北名古屋市

所 在 地	診療機関名	診療機関	診療人員		診療報酬 点数	金 額	備 考
			入院	通院			
						円	

- (注) 「診療人員」欄は、延人員数を記入すること。

様式 30 (風水害等災害対策計画編第3編第6章第1節2(1)及び地震災害対策計画編第3編第7章関係)

助産台帳

北名古屋市

分娩者			分娩の日時場所	助産機関名	期間	金額	備考
住所	氏名	年齢					
						円	

様式 31 (風水害等災害対策計画編第3編第12章第1節1及び地震災害対策計画編第3編第13章関係)

遺体捜索状況記録簿

北名古屋市

年月日	捜索地区	捜索遺体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者) 氏名		
						円	

(注) 捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

様式 3 2 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 2 章第 1 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 3 章関係)

遺体捜索用機械器具、燃料受払簿

品名	単位 呼称	北名古屋市				
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考	
計						

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 3 3 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 2 章第 1 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 3 章関係)

遺体捜索用機械器具修繕簿

北名古屋市

機器具 の名称	所有者 (管理者) の氏名	故障 年月日	故障の概要	修繕 年月日	修繕費 円	備 考

- (注) 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 3 4 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 2 章第 2 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 3 章関係)

遺 体 処 理 台 帳

北名古屋市

写真



死亡年月日	死亡原因	遺体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の処置費			遺体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		
									円		

様式 3 5 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 2 章第 2 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 3 章関係)

埋 火 葬 台 帳

北名古屋市

死亡年月日	死亡原因	埋火葬年月日	死亡者		埋火葬を行った者		埋火葬費				備考	
			住所氏名	年令	死亡者との関係	住所氏名	棺附属品を含む	埋葬又は火葬料	骨箱	計		

- (注) 1 埋火葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。  
 2 市長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。  
 3 埋火葬を行った者に埋火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

様式 36 (風水害等災害対策計画編第3編第18章第4節2及び地震災害対策計画編第3編第15章関係)

本部長	副本部長	部長	班長	主査	主任	係

応 急 仮 設 住 宅 入 居 申 請 書

このたび、  
 による災害のため住居を滅失したので災害救助法第23条による応急仮設住宅の入居を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

北名古屋市長 様

記

添付書類

- 1 災証明書
- 2 建設予定地の有無 (見取図添付)

\* 記入しないでください。

許可の可否	入居させる住宅	世帯人員	その他特記事項
可 否			

却下の理由



様式37（風水害等災害対策計画編第3編第18章第4節2及び地震災害対策計画編第3編第15章関係）

応 急 仮 設 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

住所

氏名

年 月 日付けをもって申請のあった応急仮設住宅入居については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

北名古屋市長

記

- 1 申請については許可（却下）します。  
却下の理由
- 2 北名古屋市との間に応急仮設住宅入居契約を直ちに行ってください。  
（本状及び印鑑持参のうえ市役所においでください。）

条件

- 1 応急仮設住宅入居の期間は入居の日から2年間以内であること。  
従ってその間に他に住居を移すよう努力すること。
- 2 この住宅は他の者に絶対貸さないこと。
- 3 この住宅を返還するときは入居のときと同じ状態にしておくこと。

様式38（風水害等災害対策計画編第3編第18章第4節2及び地震災害対策計画編第3編第15章関係）

北名古屋市応急仮設住宅入居契約書

応急仮設住宅の入居につき貸渡人北名古屋市長 \_\_\_\_\_ を甲とし、借受人 \_\_\_\_\_ を乙として甲乙当事者間に次の契約を締結する。

第1条 甲は、乙が住宅に使用する目的をもって次に記載した建物を第2条以下の条件を附して乙に貸渡し、乙はこれを借受けるものとする。

所 在 北名古屋市

応急仮設住宅第 \_\_\_\_\_ 号

建 築面積 \_\_\_\_\_ 平方メートル

第2条 貸付期間は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

ただし、期間満了したときは市の指示に基づくものとする。

第3条 貸付料は、第2条の期間内は無償貸付とする。

第4条 住宅の維持管理についてはすべて乙の負担とする。

第5条 乙は次の行為をしてはならない。

- (1) 住宅を他人に貸与し、又はその使用権を譲渡すること。ただし、相続により継承する場合はこの限りではない。
- (2) 住宅を毀損又は汚損するような業務を営むこと。
- (3) 甲の承認を受けないで乙以外の者を同居させること。
- (4) 甲の承認を受けないで建築物の模様替をすること。

第6条 乙が住宅の使用を廃止しようとするときは5日前までにその期間及び事由を具し甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において滅失又はき損したものがあるときには、乙は退去前にこれを原形に復し、又はその費用を弁償するものとする。

以上のおおりに契約し本証書2通を作成し、各自1通を保管するものとする。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲 貸渡人 北名古屋市長

印

乙 借受人 住所 \_\_\_\_\_

印

保証人 住所 \_\_\_\_\_

印

様式 39 (風水害等災害対策計画編第3編第18章第4節2及び地震災害対策計画編第3編第15章関係)

応急仮設住宅入居者台帳

北名古屋市

応急仮設 住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とする。なお、参考として設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付しておくこと。
- 2 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること。
- 3 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 4 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償別をも明らかにしておくこと。
- 5 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと、例えば「○○・○○○公営団地に入る現在空屋」又は「○○・○○・○増築許可」等

様式40（風水害等災害対策計画編第3編第18章第5節1及び地震災害対策計画編第3編第15章関係）

本部長	副本部長	部長	班長	主査	主任	係

災害救助法による

住宅応急修理申請書

このたび、  
 による災害のため家屋に別添のとおり被害を受けたので災害  
 救助法第23条による住宅の応急修理を申請します。

年 月 日

住所

氏名

北名古屋市長 様

記

添付書類

- 1 災証明書
- 2 応急修理見積書
- 3 被害家屋の位置図

\* 記入しないでください。

許可の可否	工事期限	工事費	施工者	
			氏名	住所
可否	年月日	円		

却下の理由

様式41（風水害等災害対策計画編第3編第18章第5節1及び地震災害対策計画編第3編第15章関係）

住 宅 応 急 修 理 決 定 通 知 書

住 所

氏 名

年 月 日付をもって申請のあった家屋の応急修理申請については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

北名古屋市長

記

- 1 申請については許可（却下）します。  
却下の理由
  
- 2 工事者には次の条件で工事を行わせてください。
  - (1) 月 日までに工事完了のこと。
  - (2) 工事が完了したときは別添請求書に必要事項を記入、押印のうえ市役所に提出し、検査を受けること。
  - (3) 工事費は申請書に添付された見積書の額以内のこと。

様式 4 2 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 8 章第 5 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 5 章関係)

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

北名古屋市

住 所	世帯主 氏 名	職 業	家族数	修理箇所 概 要	修理着工 年 月 日	修理完成 年 月 日	修理費	備 考
							円	

様式 4 3 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 1 8 章第 6 節 1 及び地震災害対策計画編第 3 編第 1 5 章関係)

障 害 物 除 去 の 状 況 記 録 簿

北名古屋市

住家被害 程度区分	住 所	氏 名	職 業	家族数	除去を要 すべき状 態の概要	除去に要 した期間	金 額	備 考
							円	

様式 4 4 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 4 章第 6 節 2 及び地震災害対策計画編第 3 編第 4 章関係)

臨時雇上人夫勤務状況表

北名古屋市

住所	氏名	年令	単価 円	月分						基本賃金		割増賃金		計 円	受領印	備考
				日	日	日	日	日	日	日数	金額 円	時間	金額 円			
				日	日	日	日	日	日							

上記の通り勤務したことを証明する。

年 月 日

印

- (注) 1 救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
- 2 時間外勤務に従事させた場合はその時間数を「日別」欄に記入しておくこと。
- 3 必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差し支えないこと。
- 4 適当な箇所に、勤務証明の奥書をしておくこと。

様式45（風水害等災害対策計画編第3編第19章第4節1(1)及び地震災害対策計画編第3編第16章関係）

学用品の購入（配分）計画表

北名古屋市

区分 品名 単価	小学生						中学生						合計		備考
	全壊流失分			半壊床上浸水分			全壊流失分			半壊床上浸水分			数量	金額	
	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額			
			円			円			円			円		円	
計															

- (注) 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む。）については別途適宜作成するものであること。  
 2 都道府県調達分があるときは、その旨を品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

様式46（風水害等災害対策計画編第3編第19章第4節1(1)及び地震災害対策計画編第3編第16章関係）

学用品交付簿

( 学校 )

北名古屋市

住家の 被害区分	学年	児童（生徒） 氏名	親権者 住所氏名	給与品内訳					給与 年月日	備考

- (注) 1 本簿は小、中学生別とすること。なお、学校ごとに別に作成しても差し支えないこと。  
 2 親権者からは別途受領書を徴しておくこと。



様式 4 7 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 7 章第 2 節 2 及び地震災害対策計画編第 3 編第 8 章第 1 節関係)

交通規制実施記録簿

北名古屋市

日時	規制する場所	規制の方法	期間	理由	承認印

様式 4 8 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 7 章第 3 節 2 及び地震災害対策計画編第 3 編第 8 章第 3 節関係)

輸送記録簿

北名古屋市

年月日	目的	輸送区間		使用車両船舶等		輸送 担当者	金額	備考
		区間	距離	種類	台帳			
							円	

- (注) 1 必要に応じ都道府県又は市町村の車両等による場合とその他の場合に区分し別頁として差し支えないこと。
- 2 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
- 3 都道府県又は市町村の車両等による場合「輸送担当者」欄に車両番号を記入すること。
- 4 借上車両等による場合は有無償の別を問わず記入すること。
- 5 「金額」欄は、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。

様式 4 9 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 7 章第 3 節 2 及び地震災害対策計画編第 3 編第 8 章第 3 節関係)

燃料及び消耗品受払簿 (輸送関係)

品名		単位 呼称		北名古屋市			
年 月 日		摘 要		受	払	残	備 考
計							

- (注) 1 必要に応じ都道府県又は市町村所有の車両等に対する分とその他の車両等に対する分と別冊又は別頁として差し支えないこと。
- 2 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 3 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 4 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 5 0 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 7 章第 3 節 2 及び地震災害対策計画編第 3 編第 8 章第 3 節関係)

修 繕 費 支 払 簿

北名古屋市

輸 送 年月日	目 的	故 障		故障車両等		故障の 概 要	修 繕 年月日	修繕費	備 考
		年月日	場 所	名称 番号	所有者 氏 名				
								円	

- (注) 1 必要に応じ都道府県又は市町村所有の車両による分とその他の車両等による分と別頁として差し支えないこと。
- 2 「故障の概要」欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式 5 1 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 7 章第 3 節 3(2)及び地震災害対策計画編第 3 編第 8 章第 3 節関係)

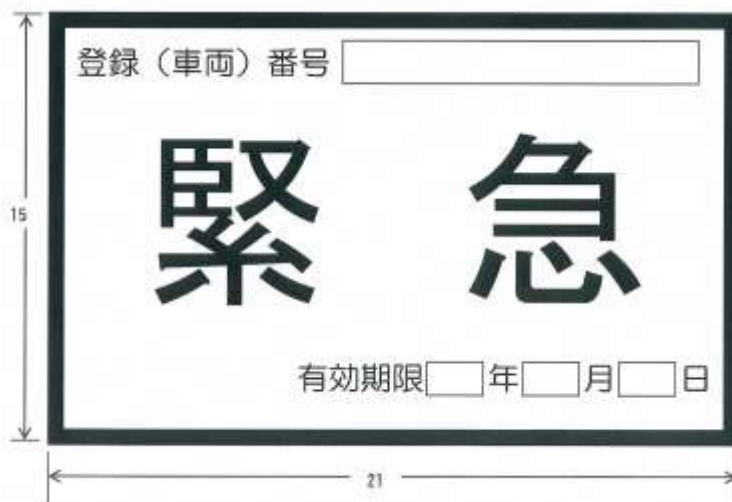
年      月      日	
緊 急 通 行 車 両 等 届 出 書	
愛知県知事            殿 愛知県公安委員会   殿	
届出者住所 (電 話)	
氏 名	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途 (緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)	
使用者	住 所 (電話)
	(      )      局      番
	氏 名
通行時間	
通行経路	出発地
	目的地
備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 5 2 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 7 章第 3 節 3(3)及び地震災害対策計画編第 3 編第 8 章第 3 節関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		愛知県知事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 (電話)	( ) 局 番
	氏名	
通行時間		
通行経路	出発地	目的地
備考		

注 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 5 3 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 4 章第 4 節 2(1)及び地震災害対策計画編第 3 編第 4 章関係)

奉 仕 団 等 受 入 れ 記 録 簿

北名古屋市

月 日	団体名	代表者名	人 員	依頼した業務	期 間

様式 5 4 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 4 章第 3 節 2(2)及び地震災害対策計画編第 3 編第 4 章関係)

発簡番号

年 月 日

災 害 派 遣 要 請 者 殿

北名古屋市長

部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由  
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）  
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区 域
  - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項  
その他の細部については、 において調整する。

2 項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現でよい。

様式 5 5 (風水害等災害対策計画編第 3 編第 4 章第 3 節 3 及び地震災害対策計画編第 3 編第 4 章関係)

発簡番号

年 月 日

災 害 派 遣 要 請 者 殿

北名古屋市長

災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 依 頼 書

災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

様式 56 (風水害等災害対策計画編第4編第4章第2節7関係)

(表)

被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

支 給 番 号	申請者 ( 世帯主以外の方が申請する場合はその理由 )

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。( 単数 ・ 複数 )

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別		口座番号			
						普通・当座					
ゆうちょ銀行	記号					番号					

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊
( 半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由 )	



(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のまままで結構です。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100 万円	75 万円			住民票 罹災証明書 預金通帳の写し その他 ( )
解体 (半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円			
長期避難	100 万円	75 万円			
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円			契約書の写し その他 ( )
補 修	100 万円	75 万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (C - D)		万円

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は、( ) 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	単数 ・ 複数
被害状況の認定	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊
解体状況の確認	

申請  
受理  
印



様式 58 (風水害等災害対策計画編第 4 編第 4 章第 2 節 7 関係)

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年 月 日

様

北名古屋市長



年 月 日付で申請のあった北名古屋市被災者生活再建支援金について、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

(理由)

様式 59 (風水害等災害対策計画編第4編第4章第2節7関係)

年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

申請者氏名

被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け第 号で支給決定のあった北名古屋市被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類  
別添のとおり

様式 60 (風水害等災害対策計画編第 4 編第 4 章第 2 節 7 関係)

被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日

様

北名古屋市長



年 月 日付け第 号で支給決定しました北名古屋市被災者生活再建支援金について、下記の理由によりその全部(一部)を取り消します。

記

- 1 取り消した額
- 2 理由

様式 6 1 (風水害等災害対策計画編第 4 編第 4 章第 2 節 7 関係)

被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日

様

北名古屋市長



年 月 日付け第 号で支給決定しました北名古屋市被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還期限
- 4 返還の方法

様式 6 2 (風水害等災害対策計画編第 4 編第 4 章第 2 節 1 5 関係)

本部長	副本部長	部長	班長	主査	主任	係

生業資金貸与申請書

このたび、  
 による災害のため生業の手段を喪失した(又は新たに生業を始めたい)  
 ので災害救助法第 2 3 条による生業資金の貸与を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

北名古屋市長

様

記

1 金 額

2 添付書類

- (1) り災証明書
- (2) 生業の計画書

3 民生委員の意見

許可の可否	貸付金額	世帯人員	その他特記事項
可 否			

却下の理由

様式 63 (風水害等災害対策計画編第 4 編第 4 章第 2 節 1 5 関係)

決 定 通 知 書

住 所

氏 名

年 月 日付をもって申請のあった生業資金の貸与については、次のとおり  
決定したので通知します。

年 月 日

北名古屋市長

記

1 申請については許可(却下)します。

却下の理由

2 連帯保証人 1 名を設定の上、別紙借用証書に必要事項を記入なつ印して市役所に持参くださ  
い。

なお、本状および印鑑もご持参ください。



様式 64 (風水害等災害対策計画編第4編第4章第2節15関係)

災害救助法による  
生業資金借用証書

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

ただし

として

貸与の条件

1 償還の方法

年 月 日から 年 月 日まで  
月賦による 回償還

2 利 子 無 利 子

上記のとおり借用いたしました。

については上の条件を固く守り、市の指示に従って相違なく返還することを誓います。

年 月 日

住 所

借 受 人

氏 名

印

上記について、借受人と連帯して返還することを誓います。

住 所

連帯保証人

氏 名

印

北 名 古 屋 市 長 様

様式 65 (風水害等災害対策計画編第4編第4章第2節15関係)

生 業 資 金 貸 付 台 帳

北名古屋市

貸与を受けた者				保 証 人		事業計画 概 要	貸与 金額	貸与 期間	備考
住 所	氏名	年齢	職業	住 所	氏名				
							円		

- (注) 1 貸与年月日と借用証書の借用年月日は符合するものであること。  
 2 「貸与期間」欄は、「〇年〇月〇日まで〇年〇日間」と記入すること。  
 3 「備考」欄には、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式 6 6 (地震災害対策計画編第 5 編第 2 章第 4 節 2 (1)関係)

<避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用)>

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨地震災害警戒本部(災害対策本部)の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備考			

様式 67 (地震災害対策計画編第5編第2章第4節2(2)関係)

<避難・地震防災応急対策の実施状況報告>

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難状況	① 避難経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
避難状況	② 避難の完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震防災 応急対策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		

# 北名古屋市地域防災計画

令和6年3月

発行 北名古屋市

編集 防災環境部 防災交通課 防災担当

〒481-8531

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111